施工管理基準

（令和２年度版）

令和２年度 施工管理基準の改定概要

１　改定の趣旨

千葉県施工管理基準は、国土交通省の施工管理基準を準用しており、今回の改定内容は令和２年４月の国の改定に基づくものである。

２　改定概要

（１）　出来形管理基準

３－２－６　一般舗装工

測定値の平均について変更

３－２－１２　鋳造費（金属支承工）

アンカーバー用孔（鋳放し）等に関する変更

１０－４－５　鋼橋架設工

鋼製支承、ゴム支承に関する規格値の変更

（２）　品質管理基準

① 舗装調査・試験法便覧の改訂に係る参照先ページ番号の変更

② 現場密度の測定に係る数量単位の変更

（３）写真管理基準

① 施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）等による出来形管理を行った場合について追記

② 「縦横比は３：４程度」の記載を削除

令和２年１０月１日

千葉県県土整備部技術管理課

施工管理基準

この施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書　〔R02.10版〕、第１編１－１-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１.目　　的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２.適　　用

この管理基準は、県土整備部及び農林水産部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

３.構　　成

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４.管理の実施

（１）受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（２）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（３）受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

５.管理項目及び方法

（１）工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

（２）出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。ただし、測定数が５点未満の場合は、出来形管理図表の表のみとし、同図表の図（管理図）の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（３）品質管理

１.受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、品質管理図表を作成するものとする。ただし、測定数が 10 点未満の場合は品質管理図表の表のみとし、同図表の図（管理図）の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に揚げる工種(ｲ)、(ﾛ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

(ｲ)路　盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が 200m2 以下のもの)

(ﾛ)アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が 50t 未満のもの）

２．受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ 2.5m を超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

６．規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．そ の 他

（１）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（２）３次元データによる出来形管理

土工において、3 次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、

「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3 次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。

河川浚渫工においては、3 次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう 3 次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を 3 次元空間上に再現するために必要なデータである。

（3）施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

出来形管理基準

（令和２年度版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定ヶ所	摘要
１ 共通編	２ 土工	３ 河川・海岸・砂防土工	２	１	掘削工	基準高 ▽		±50		施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	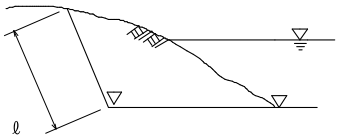	
						法長ℓ	ℓ ＜５ｍ	−200				
							ℓ ≧５ｍ	法長－４％				
				２	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に± 5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に± 5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	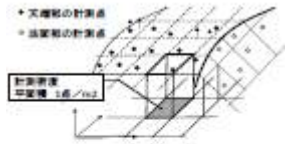 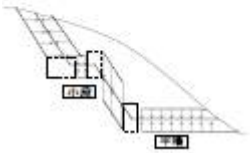	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定ヶ所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）	平場	標高較差	±50	±300	１．３次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」、「施工履歴ﾃﾞｰﾀを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100㎜が含まれている。 ３．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定ヶ所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高 ▽		－50		施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	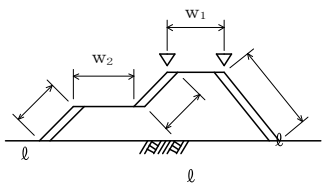	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	－100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅 w_1，w_2		－100				
				2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	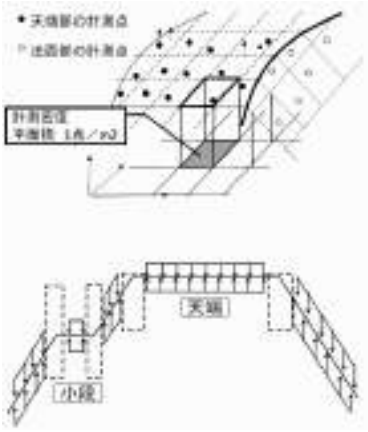	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向のながさ１に対する、水平方向の長さ X を X 割と表したもの						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定ヶ所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽	－50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	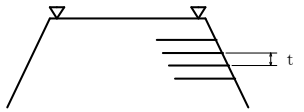	
						厚さ t	－50			
						控え長さ	設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	厚さ t	※－30	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	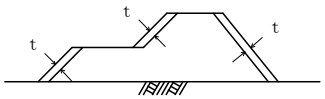	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t　t＜15cm	－25	幅は、施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長 100ｍにつき１ヶ所、100ｍ以下は２ヶ所、中央で測定。	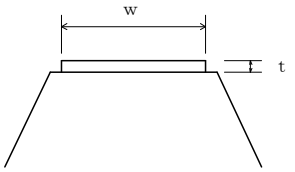	
						厚さ t　t≧15cm	－50			
						幅 w	－100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定ヶ所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50		施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	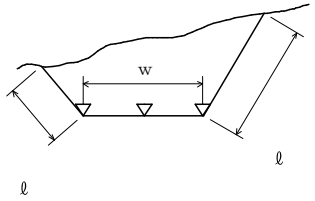	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	－200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
						幅	w	－100				
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	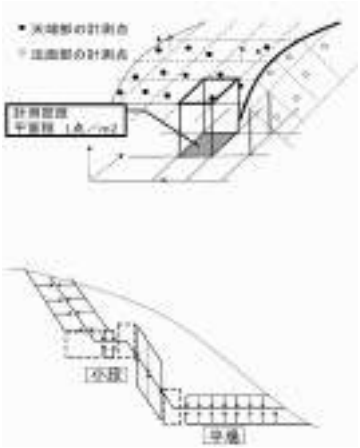	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定ヶ所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		±50		施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	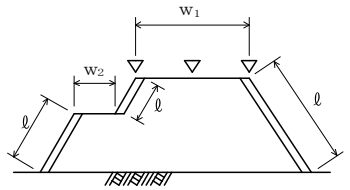	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	－100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅	w_1, w_2	－100				
			4	2	路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２.個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 ３.計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	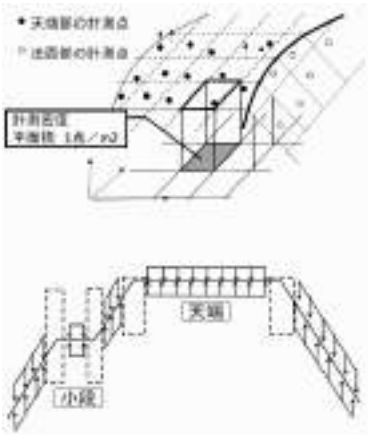	
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	標高較差	±80	±190			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定ヶ所	摘要
１ 共通編	２ 土工	４ 道路土工	５		法面整形工（盛土部）	厚さ t	※－30	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	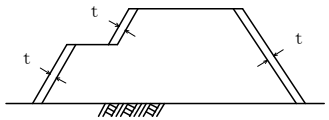	
１ 共通編	３ 無筋、鉄筋コンクリート	７ 鉄筋工	４		組立て	平均間隔 d	±φ	$d=\frac{D}{n-1}$ D：ｎ本間の延長 ｎ：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7 編 2 章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注 1)重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注 2)橋梁コンクリート床版桁(PC 橋含む)の鉄筋については、３編 3-2-18-2 床版工を適用する。 注 3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 ㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		
						かぶり t	±φかつ最小かぶり以上		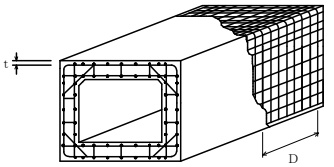	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ▽		±50	基準高は施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	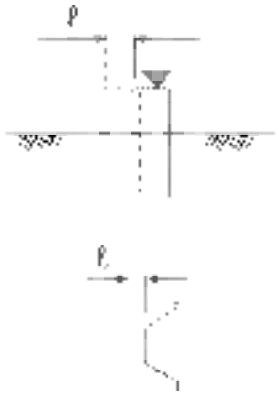	
						根入長		設計値以上			
						変位 ℓ		100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長 L		－200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	１ヶ所／１基	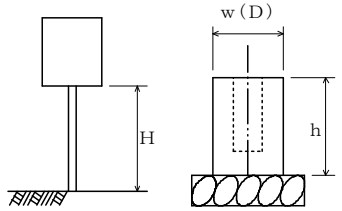	
						基礎	幅 w （D）	－30	基礎１基毎		
							高さ h	－30			
							根入れ長	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅　w	−30	単独基礎 10 基につき１基、10 基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。	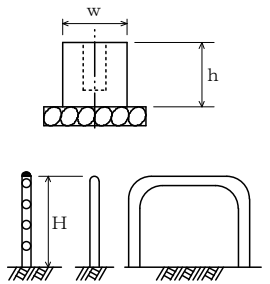	
						基礎	高　さ　h	−30			
						パイプ取付高 H		＋30 −20	１ヶ所／１施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅　w	−30	１ヶ所／施工延長 40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。	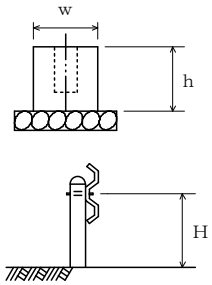	
						基礎	高　さ　h	−30			
						ビーム取付高 H		＋30 −20	１ヶ所／１施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅　w	−30	１ヶ所／１基礎毎	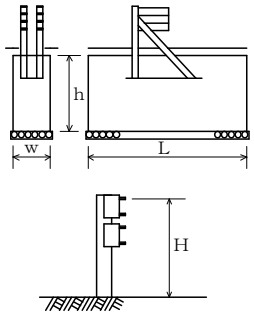	
						基礎	高　さ　h	−30			
						基礎	延　長　L	−100			
						ケーブル取付高 H		＋30 −20	１ヶ所／１施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さ t（溶融式のみ）	設計値以上	各線種毎に、１ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工（視線誘導標）（距離標）	高さ h	±30	１ヶ所／10 本 10 本以下の場合は、２ヶ所測定。	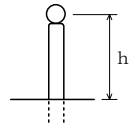	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 １ロットの大きさは 500 ㎡とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長　L（m）	±L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図	
						断面の外形寸法	± 5			
						橋桁のそり δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長　L（m）	±10…　L≦10m ±L/1000…　L＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図	
						断面の外形寸法	± 5			
						橋桁のそり δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上）　w_1	＋10 － 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	w_1 h w_2	
						幅（下）　w_2	± 5			
						高　さ　h	＋10 － 5			
						桁長 ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ －30㎜以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±(ℓ－5) かつ －30㎜以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：支間長（m）		
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１ヶ所当たり両端と中央部の３点、幅及び厚さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編 3-2－18－2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	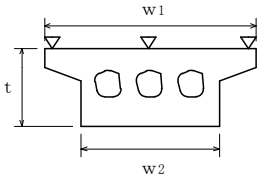	
						幅 w_1, w_2	－5～＋30			
						厚さ t	－10～＋20			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±(ℓ－5) かつ －30㎜以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１ヶ所当たり両端と中央部の３点、幅及び高さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編 3-2－18－2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	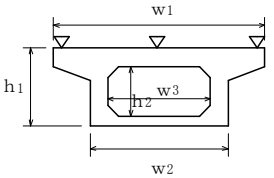	
						幅（上） w_1	－５～＋30			
						幅（下） w_2	－５～＋30			
						内空幅 w_3	±５			
						高さ h_1	＋10 －５			
						内空高さ h_2	＋10 －５			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±(ℓ－5) かつ －30㎜以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	－５～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編 3-2－18－2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	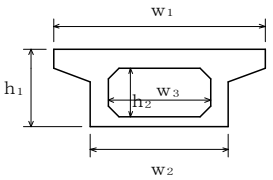	
						幅（下） w_2	－５～＋30			
						内空幅 w_3	±５			
						高さ h_1	＋10 －５			
						内空高さ h_2	＋10 －５			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±(ℓ－5) かつ －30㎜以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積 基準高▽	±100	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	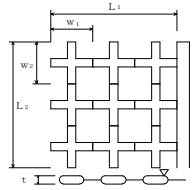	
						層積 厚さｔ	－20	幅、厚さは 20 個につき１ヶ所測定。		
						層積 幅W_1，W_2	－20			
						層積 延長L_1，L_2	－200	１施工箇所毎		
						乱積 基準高▽	±ｔ／2	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	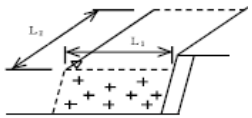	
						乱積 延長L_1，L_2	－ｔ／2	１施工箇所毎		
									は根固めブロックの高さ	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高 ▽	±150	１組毎	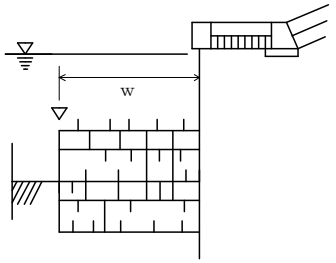	
						幅 w	±300			
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高 ▽	－100	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	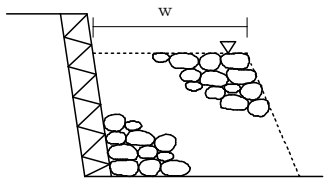	
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 w	－30	１回／１施工箇所	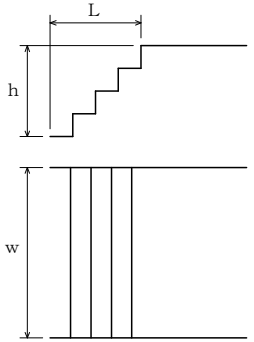	
						高さ h	－30			
						長さ L	－30			
						段数	±０段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工（ゴムジョイント）	据付け高さ	±３	高さについては車道端部及び中央部の３点		
						表面の凹凸	３	表面の凸凹は長手方向(橋軸直角方向)に３ｍの直線定規で測って凸凹が 3㎜以下		
						仕上げ高さ	舗装面に対し０～－２			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各３点計９点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3m の直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の３点	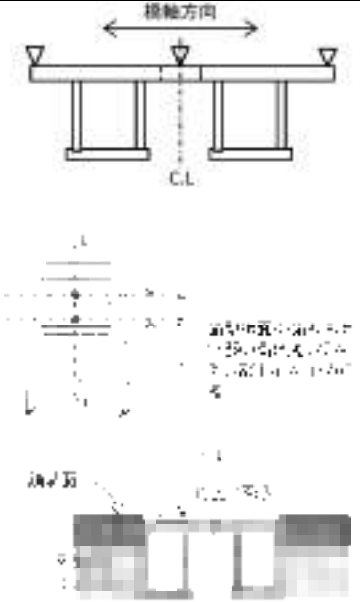	
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔Ｗ１		±２			
						歯咬み合い部の横方向間隔Ｗ２		±５			
						仕上げ高さ		舗装面に対し０～－２			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工（埋設型ジョイント）	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	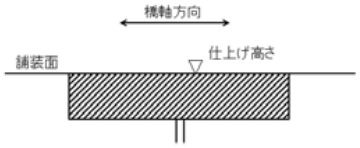	3-2-3-24
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～+3			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 （巨石張り、巨石積み）	基準高 ▽	±500	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	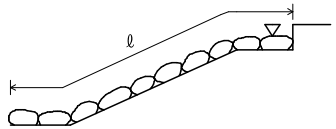	
						法長 ℓ	−200			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 （かごマット）	法長 ℓ	−100	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	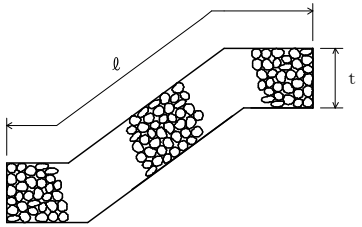	
						厚さ t	−0.2 t			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長 ℓ　ℓ＜3m	−50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	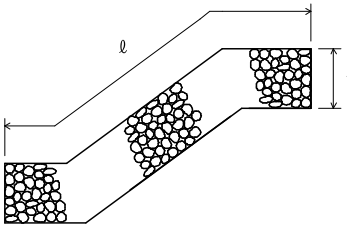	
						法長 ℓ　ℓ≧3m	−100			
						厚さ t	−50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高さ h	−100	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	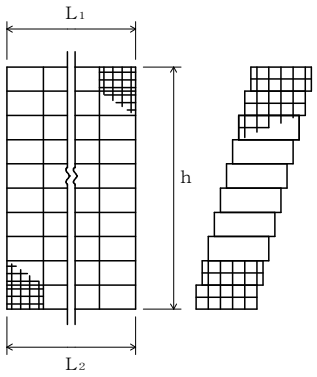	
						延長 L1，L2	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 プレキャストカルバート工	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所、施工延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	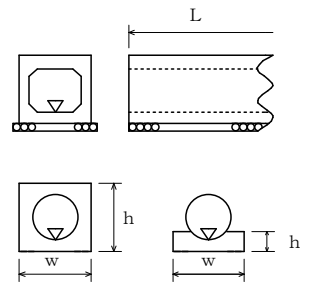	
						※幅 w	−50			
						※高さ h	−30			
						延長 L	−200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (Ｌ型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所、施工延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	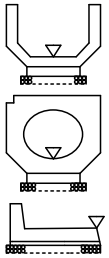	
						延長 L	−200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所、施工延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	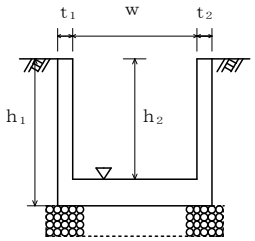	
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所。 延長 20m以下のものは１施工につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	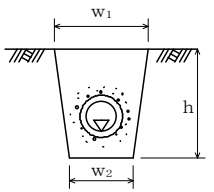	
						幅 w_1, w_2	−50			
						深さ h	−30			
						延長 L	−200	１施工箇所毎 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	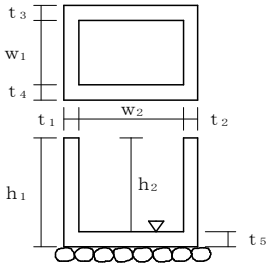	
						※厚さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20 %以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは 500 ㎡とする。 1ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m2 に満たない場合は 10m2 ごとに 1 点とする。		基準の改定に伴い測定基準に追加。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅　w	設計値以上	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	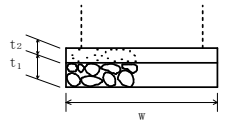	
						厚さ　t_1，t_2	−30			
						延長　L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高　▽	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	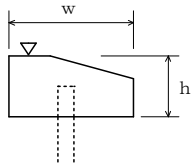	
						幅　w	−30			
						高　さ　h	−30			
						延長　L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸）（プレキャスト）	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	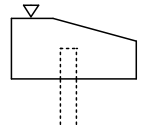	
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工（既製コンクリート杭）（鋼管杭）（H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 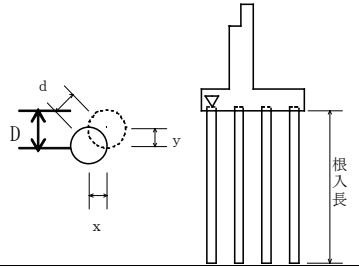	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工（鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 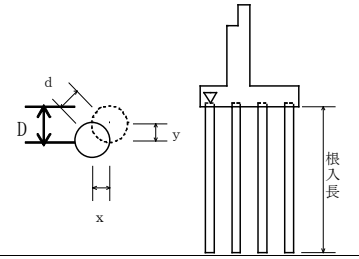	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1／100 以内			
						杭径	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 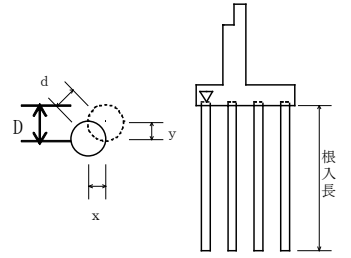	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1／100 以内			
						杭径	{設計径（公称径）-30}以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 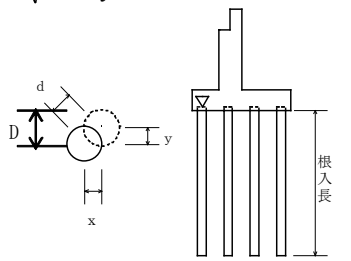	3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150 以内			
						傾斜	1/50 以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 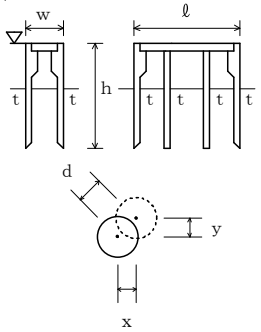	
						ケーソンの長さ ℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏心量 d	300 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 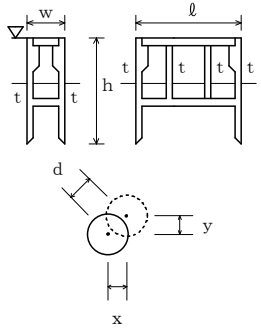	
						ケーソンの長さ ℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏心量 d	300 以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 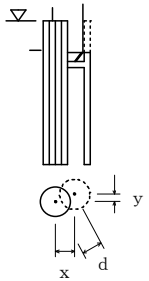	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	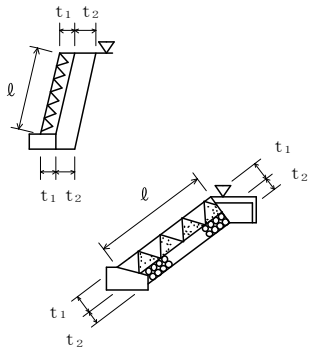	
						法長 ℓ　ℓ＜3m	−50			
						法長 ℓ　ℓ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック積張）t_1	−50			
						厚さ（裏込）t_2	−50			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	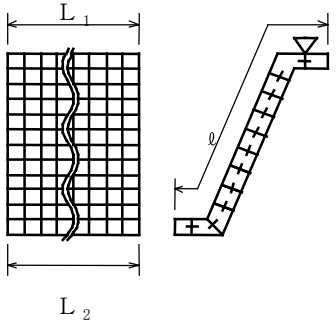	
						法長 ℓ	−100			
						延長 L_1, L_2	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	基準高 ▽	±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	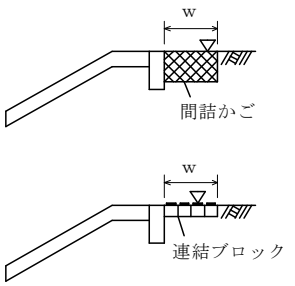	
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	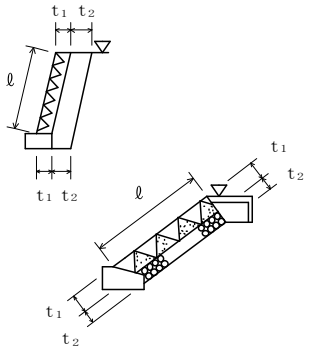	
						法長 ℓ　ℓ＜3m	−50			
						法長 ℓ　ℓ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック） t_1	−50			
						厚さ（裏込） t_2	−50			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高 ▽	±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	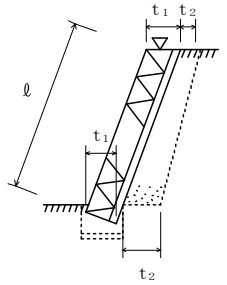	
						法長 ℓ　ℓ＜3m	−50			
						法長 ℓ　ℓ≧3m	−100			
						厚さ（石積・張） t_1	−50			
						厚さ（裏込） t_2	−50			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000m2 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	品質管理基準との整合
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−８	−10	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000m2 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	品質管理基準との整合
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000m2 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3m プロフィルメーター（σ）2.4mm 以下直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	―		3m プロフィルメーター （σ）2.4mm 以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−８	−10	幅は、延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m （施工規模を考慮）
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40ｍ以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工（基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40ｍ以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−25	−25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工（表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40ｍ以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
３土木工事共通編	２一般施工	６一般舗装工	８	８	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	―		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延 20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	基準高 国 40m ↓ 県 20m
						厚さ	−45	−45	−15	−15			厚さ 国 200m ↓ 県 40m
						幅	−50	−50	—	—			幅 国 80m ↓ 県 40m
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−８	−10	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		（施工規模を考慮）
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−８	−10	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡ に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工（基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	−25	−25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工（表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工（基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	―		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工（路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長 20m 毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 100m 毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚さ	t＜15cm	−30	−10			
							t≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工（表層工）	厚さ	−9		−3	幅は、片側延長 40m 毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 100m 毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。		
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							t≧15cm	±90	＋50 －15			
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10			
							t≧15cm	±90	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20		−3	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m （施工規模を考慮）
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工（基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−25	−25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工（表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方中 規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長 20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚さ	−45		−15			
						幅	−50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚さ	−25	−30	−８	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡ に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	−50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	−9	−12	−3	幅は、延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡ に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40ｍ以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚さ	—10		−3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	—25		—			
						平坦性	—		コンクリートの硬化後 3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4㎜以下 人力舗設の場合（σ）3㎜以下		
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
				6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						厚さ	−45		−15			
						幅	−50		—			
				7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−８	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	延長 国 80m ↓ 県 40m
						幅	−50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	−9	−12	−3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−25		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	厚さ	−15		−4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1ｍの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 200m ↓ 県 80m
						幅	−35		—			
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4㎜以下。			
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
３土木工事共通編	２一般施工	６一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
３土木工事共通編	２一般施工	６一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工（アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 　維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 　維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚さ	−45		−15			
						幅	−50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−８	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	−50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工（基層工）	厚さ	−9	−12	−3	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 100m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚さ	−45		−15			
						幅	−50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線 100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	−50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	−50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工（基層工）	厚さ	−9	−12	−3	幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均 $\bar{x}$（X）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	－7	－2	厚さは 20m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 20m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	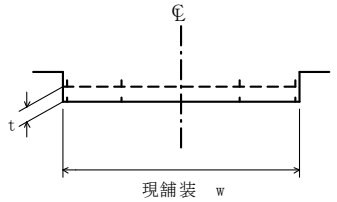	厚さ 国 40m ↓ 県 20m
						幅 w	－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t（標高較差）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2 箇所/施工箇所とする。		
						幅 w	-25	－			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工 幅 w	－50		各層毎１ヶ所／１施工箇所	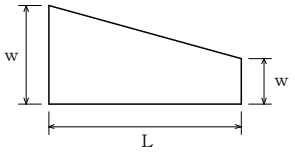	
						路盤工 延長L	－100				
						路盤工 厚さ t	該当工種				
						舗設工 幅 w	－25				
						舗設工 延長L	－100				
						舗設工 厚さ t	該当工種				

単位：mm

3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚　さ　t	－9		厚さは 20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、延長 20m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	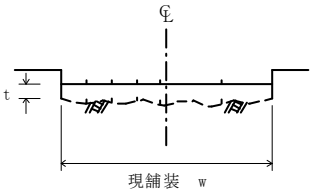	厚さ 国 40m ↓ 県 20m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅　　w	－25				
						延　長　L	－100				
						平　坦　性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
３土木工事共通編	２一般施工	６一般舗装工	17	２	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－3	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長 20m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認（実測は不要）。	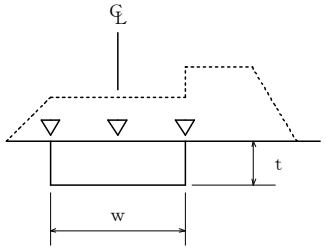	国 40m ↓ 県 20m
						施工厚さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 ▽	±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	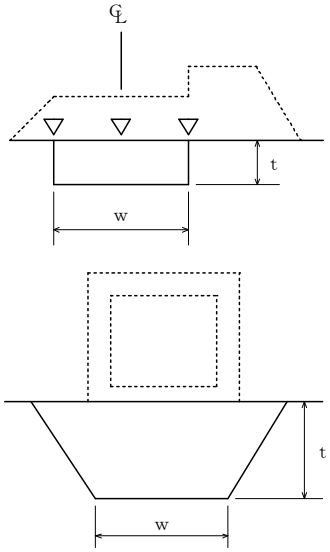	国 40m ↓ 県 20m
						置換厚さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	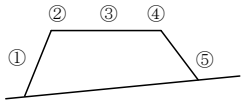	国 40m ↓ 県 20m
						法長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300	w.（L）は施工延長 20mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき３ヶ所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。	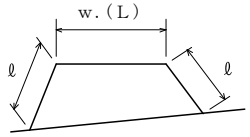	
						天端延長 L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ICT 施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	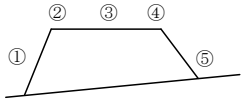	
						法長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300	「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理・中層地盤改良工事編）（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認（実測は不要）	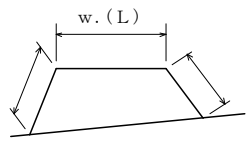	
						天端延長 L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長 20mにつき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	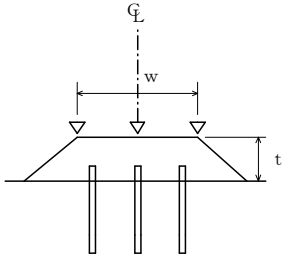	国 40m ↓ 県 20m
						厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ　t	－50	施工延長 20mにつき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	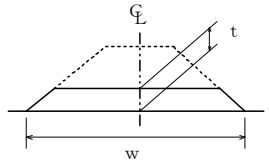	国 40m ↓ 県 20m
						幅　w	－100			
						延長　L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工）	位置・間隔w	±100	20 本に１ヶ所。 20 本以下は２ヶ所測定。１ヶ所に４本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	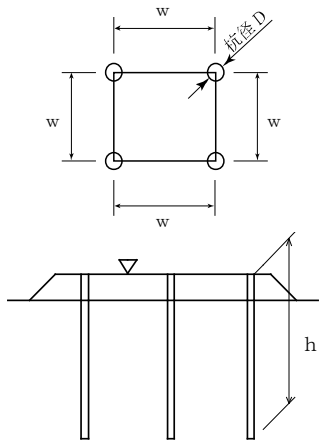 ※余長は、適用除外	国 100 本 ↓ 県 20 本
						杭径　D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上	全本数		
			8		締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	―	全本数 計器管理にかえることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高 ▽	－50	20本に１ヶ所。 20本以下は２ヶ所測定。 １ヶ所に４本測定。	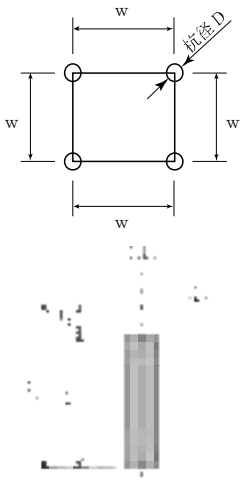	国 100本 ↓ 県 20本
						位置・間隔w	D／４以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上	全本数 $L=\ell_1-\ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良体天端深度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー撹拌工）編）（案）」による管理の場合	基準高 ▽	０以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	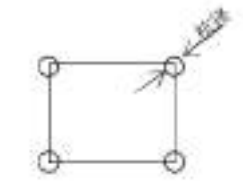	
						位置	Ｄ／８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径 D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）	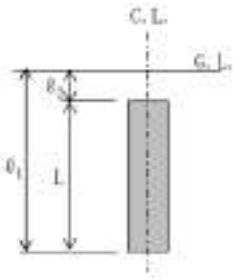	

単位：mm

3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基　準　高　▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3 につき 1 ヶ所、又は施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1 ヶ所。 1,000m3 以下、又は施工延長 40m(50m)以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認（実測は不要）。	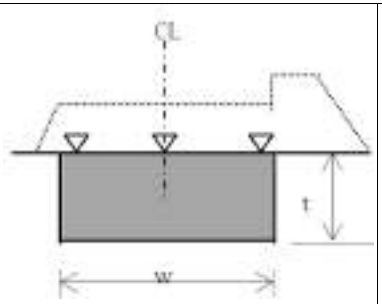	
						施工厚さ　t	設計値以上			
						幅　w	設計値以上			
						延　長　L	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長 20mにつき１ヶ所。 延長 20m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。	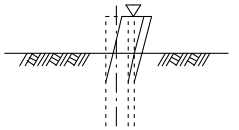	国 40m ↓ 県 20m
						根入長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数 （任意仮設は除く）	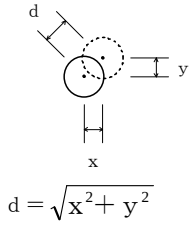	
						配置誤差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法長 ℓ	−100	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	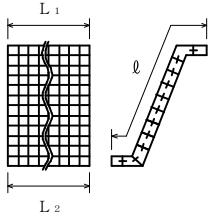	国 40m ↓ 県 20m
						延長 L_1 L_2	−200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	基準高 ▽	−50	施工延長 20mにつき１ヶ所。 延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 （任意仮設は除く）	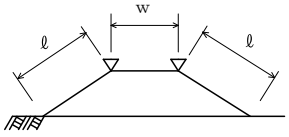	国 50m ↓ 県 20m
						天端幅 w	−100			
						法長 ℓ	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長 20mにつき１ヶ所。 延長 20m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 （任意仮設は除く）		国 50m ↓ 県 20m
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 20mにつき１ヶ所。 延長 20m以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長 10mにつき１ヶ所。延長 10m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	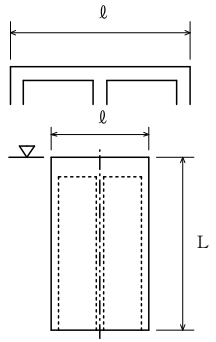	基準高 国 40m ↓ 県 20m 変位 国 20m ↓ 県 10m
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変位	300			
						壁体長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 20mにつき１ヶ所。 延長 20m以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長 10mにつき１ヶ所。延長 10m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	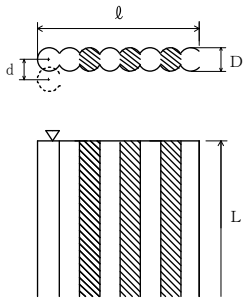	D：杭径 基準高 国 40m ↓ 県 20m 変位 国 20m ↓ 県 10m
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変位 d	D/4 以内			
						壁体長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
３土木工事共通編	２一般施工	12工場製作工　共通	１	１	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		＋２ －０	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているかをする。 ※5）組立て後に測定		
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000mm	１以下			
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								＞1000mm	1.５以下			
						アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト	ドリル加工孔	≦100mm	＋３ －１			
								＞100mm	＋４ －２			
							孔の中心距離※１		JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋０ －１			
							ボスの高さ		＋１ －０			
						ボス※５	ボスの直径		＋０ －１			
							ボスの高さ		＋１ －１			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているかをする。 ※5）組立て後に測定		
						全移動量ℓ※4	ℓ ≦300mm		±2			
							ℓ ＞300mm		±ℓ ／100			
						組立高さH	上、下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±3			
								H＞300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法※2)、※3)		JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法※2)		JIS B 0403-1995 CT14			
							削り加工寸法		JIS B 0403-1995 CT14			
							ガス切断寸法		JIS B 0403-1995 CT14			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w 長さL 直径D	w，L，D≦500		0～＋5	製品全数を測定。 平面度：１個のゴム支承の厚さ（ｔ）の最大相対誤差	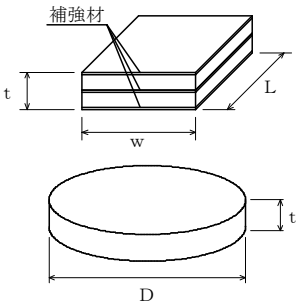	3-2-12-1
							500＜w，L，D≦1500mm		0～＋1%			
							1500＜w，L，D		0～＋15			
						厚さt	t ≦20mm		±0.5			
							20＜ t ≦160		±2.5%			
							160＜ t		±4			
						相対誤差	w，L，D≦1000mm		1			
							1000mm＜w，L，D		(w，L，D)／1000			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 共通的工種	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h（m）		±2…h≦0.5 ±3… 0.5＜h≦1.0 ±4… 1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	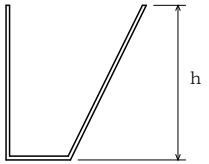	
						外周長Ｌ（m）		±(10+L/10)			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	フランジ幅w（m） 腹板高　h（m） 腹板間隔b′（m）	±2……　w≦0.5 ±3……　0.5＜w≦1.0 ±4……　1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2) …　2.0＜w	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。 ＪＩＳ製品を使用する場合はＪＩＳ認定工場の成績表にかえることができる。		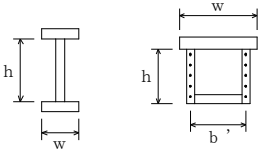 Ⅰ型鋼げた　トラス弦材	
							板の平面度δ(mm)　鋼げた及びトラス等の部材の腹板	h／250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		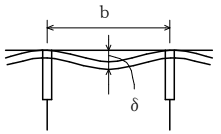	
							板の平面度δ(mm)　箱げた及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150				
							フランジの直角度δ（mm）	w／200			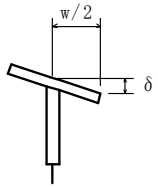	
							部材長ℓ(m)　鋼げた	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
							部材長ℓ(m)　トラス、アーチなど	±2…ℓ≦10 ±3…ℓ＞10			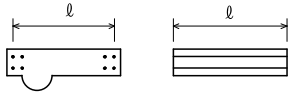	
							圧縮材の曲がりδ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	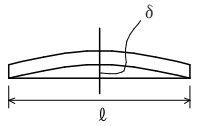	

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ、圧縮材の曲りδ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼げた等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長　L（m） 支間長 Ln（m）	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。		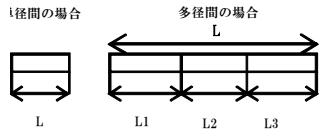	3-2-12-3
							主げた、主構の中心間距離 B（m）	±4……B≦2 ±(3+B/2) ……B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。		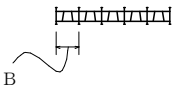	
							主構の組立高さ h（m）	±5……h≦5 ±(2.5+h/2) ……h＞5	—	両端部及び中心部を測定。		
							主げた、主構の通り δ（mm）	5+L/5…… L≦100 25……L＞100	最も外側の主げた又は主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L：測線上（m）		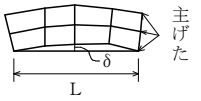	
							主げた、主構のそり δ（mm）	-5～+5……L≦20 -5～+10…… 20＜L≦40 -5～+15…… 40＜L≦80 -5～+25…… 80＜L≦200	各主げたについて10～12m間隔を測定。 L：主げたの支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	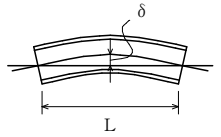	
							主げた、主構の橋端における出入差 δ（mm）	設計値±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		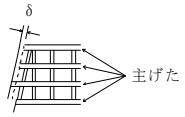	
							主げた、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主げたの高さ（mm）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）	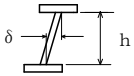	
							現場継手部のすき間 δ_1，δ_2（mm）	設計値±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		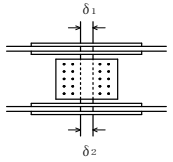	

※規格値のL，B，h に代入する数値はm単位の数値である。
　ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
３土木工事共通編	２一般施工	12工場製作工　共通	３	２	桁製作工（仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅w（m） 腹板高　h（m）	±2…w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2)… 2.0＜w	主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。	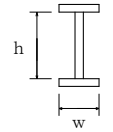 Ｉ型鋼げた	
							板の平面度δ（㎜）　鋼げた等の部材の腹板	h／250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（㎜） b：腹板又はリブの間隔（㎜） w：フランジ幅（㎜）	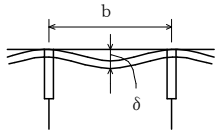	
							板の平面度δ（㎜）　箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度δ（㎜）	w／200		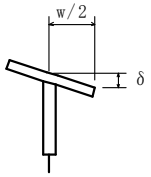	
							部材長ℓ（m）　鋼げた	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	主要部材全数を測定。	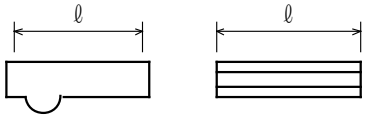	

※規格値のw に代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、ｂ、wに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
３ 土木工事共通編	２ 一般施工	12 工場製作工 共通	３	３	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10	全数を測定		3-2-12-3
						堤長 L	±30			
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

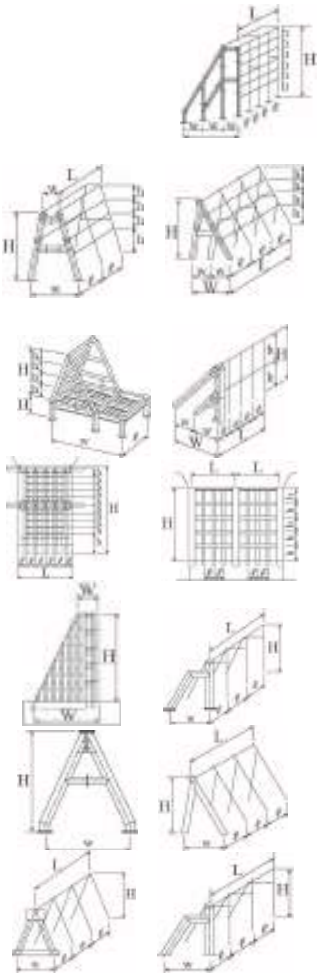

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～＋30	製品全数を測定。	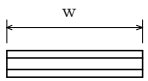	3-2-12-5 鋼道路橋施工便覧に準拠表現の適正化
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1（mm）	設計値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。	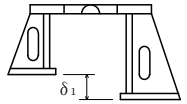	
							フィンガーの食い違い δ_2（mm）	±2		（実測値）δ_2	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
３土木工事共通編	２一般施工	12工場製作工　共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	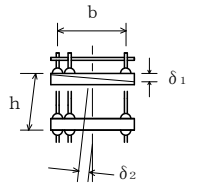	
							鉛直度 δ_2（mm）	h／500			
							高さ　h（mm）	±5			
３土木工事共通編	２一般施工	12工場製作工　共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高　h（m）	±２…w≦0.5 ±３… 0.5＜w≦1.0 ±４… 1.0＜w≦2.0 ±（３＋w／２）…2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	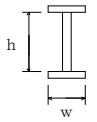 Ｉ型鋼げた	
							フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。	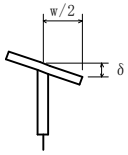	
							部材長 ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時	主げたのそり	−5～＋5 …L≦20 −5～＋10 …20＜L≦40	各主げたについて 10～12ｍ間隔を測定。	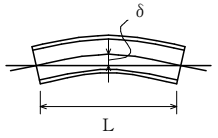	
３土木工事共通編	２一般施工	12工場製作工共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚	a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20 %以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500 ㎡とする。 1ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m2 に満たない場合は 10m2 ごとに 1 点とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全　長Ｌ（m） 支間長Ｌn（m）	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	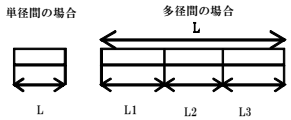	3-2-13
						通　り　δ（mm）	±(10+2L/5)	L：主げた・主構の支間長(m)	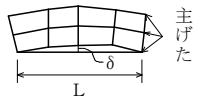	
						そ　り　δ（mm）	±(25+L/2)	主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)	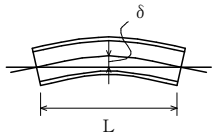	
						※主げた、主構の中心間距離B(m)	±4……B≦2 ±(3+B/2)……B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。	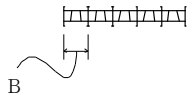	
						※主げたの橋端における出入差 δ（mm）	設計値 ±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。	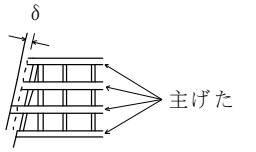	
						※主げた、主構の鉛直度 δ（mm）	3＋h／1,000	各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)	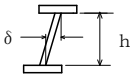	
						※現場継手部のすき間 δ_1，δ_2（mm）	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	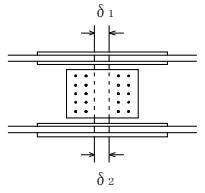	
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のＬ，Ｂに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間		―	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離		―	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり		―	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案)」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案） 」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（ 土工編）（案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長の 2%			
						延長 L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案)」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案） 」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（ 土工編）（案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
３ 土木工事共通編	２ 一般施工	14 法面工 共通	２	２	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長ℓ	ℓ＜5	－200	施工延長 20mにつき１ヶ所、20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案)」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案） 」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（ 土工編）（案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		延長 国 40m ↓ 県 20m 面積 国 200 ㎡ ↓ 県 100 ㎡
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さｔ	ｔ＜5cm	－10	施工面積 100 ㎡につき１ヶ所、面積 100 ㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							ｔ≧5cm	－20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案)」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案） 」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（ 土工編）（案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
３ 土木工事共通編	２ 一般施工	14 法面工 共通	３		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長 20mにつき１ヶ所、20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案） 」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（ 土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	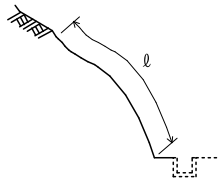 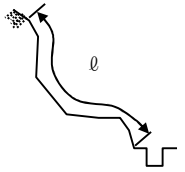 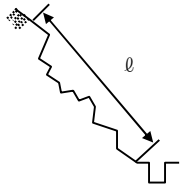	延長 国 40m ↓ 県 20m 国 200 ㎡ ↓ 県 100 ㎡
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ t	t＜5cm	－10	100 ㎡につき１ヶ所以上、100 ㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。		
							t≧5cm	－20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長 L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ ＜10m	－100	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	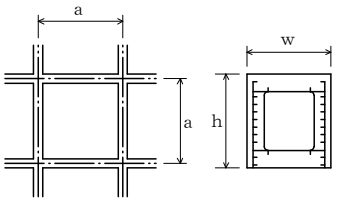	曲線部は設計図書による 国 40m ↓ 県 20m 国 100m ↓ 県 40m
							ℓ ≧10m	－200			
						幅 w		－30	枠延延長 40mにつき１ヶ所、枠延延長 40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高さ h		－30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延長 L		－200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ ＜10m	－100	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
							ℓ ≧10m	－200			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		

単位：mm

３ 土木工事共通編	２ 一般施工	14 法面工 共通	６		アンカー工	削孔深さ　ℓ	設計値以上	全数（任意仮設は除く）	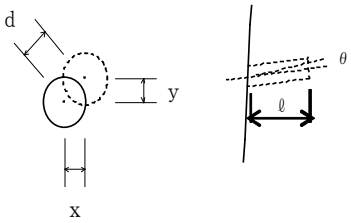 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	
						配置誤差　d	100			
						せん孔方向　θ	±2.5 度			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位 要mm
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		（一般事項） 場所打擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	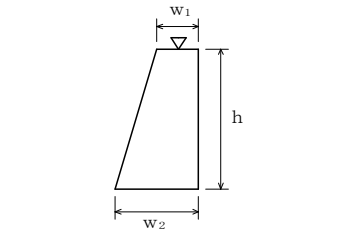	国 40m ↓ 県 20m
						厚さ t	−20			
						裏込厚さ	−50			
						幅 w_1, w_2	−30			
						高さ h　h＜3m	−50			
						高さ h　h≧3m	−100			
						延長 L	−200	１施工箇所毎	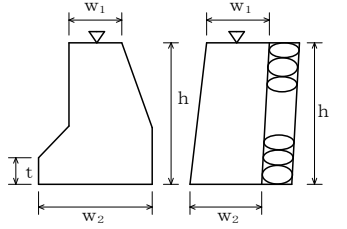	
									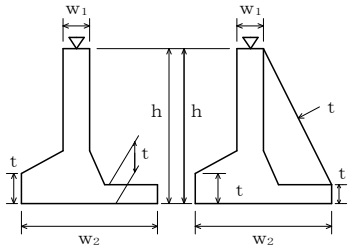	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						延長 L	−200	１施工箇所毎	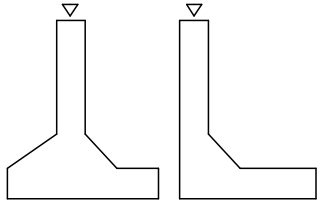	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
３ 土木工事共通編	２ 共通的工種	15 擁壁工 共通	３		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	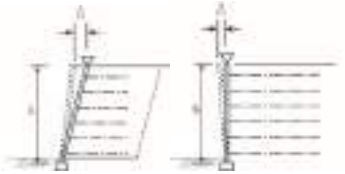	3-2-15-3
						高さ h	h＜３m	－50			
							h≧３m	－100			
						鉛直度 △		±0.03ｈかつ ±300 以内			
						控え長さ		設計値以上			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		
３ 土木工事共通編	２ 一般施工	15 擁壁工 共通	４		井桁ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	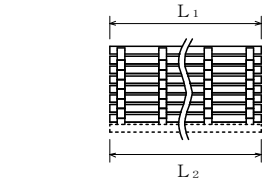 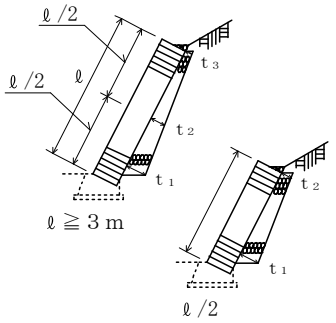	国 40m ↓ 県 20m
						法長 ℓ	高さｈ＜３m	－50			
							高さｈ≧３m	－100			
						厚さ t_1, t_2, t_3		－50			
						延長 L_1, L_2		－200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工（ポンプ浚渫船）						延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	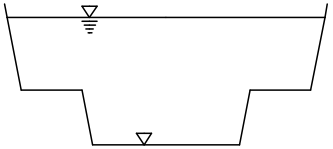	
						基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200				
								500ps	－1000～＋200				
								1000ps	－1200～＋200				
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200				
								420ps 600ps	－1000～＋200				
								1350ps	－1200～＋200				
						幅			－200				
						延長			－200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽			＋200 以下		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	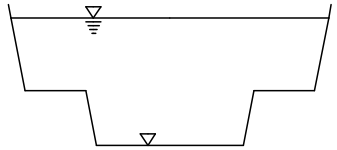	
						幅			－200				
						延長			－200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）				平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴ﾃﾞｰﾀを用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100㎜ が含まれている。 ３．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						標高較差			0 以下	+400 以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
３ 土木工事共通編	２ 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１ヶ所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 ㎡に１ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅 w	0～＋30			
						厚さ t	－10～＋20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20	１径間当たり３ヶ所（両端及び中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 一般施工	7 共通的工種	4		護岸付属物工	幅 w	－30	各格子間の中央部１ヶ所を測定。	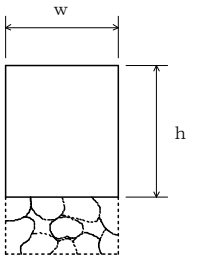	
						高さ h	－30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	１組毎	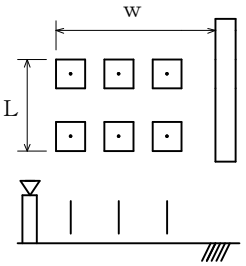	
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	－200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	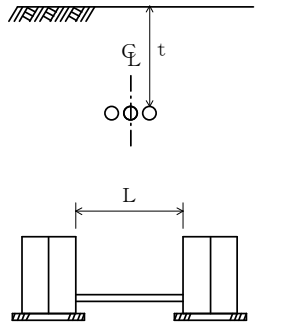	
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	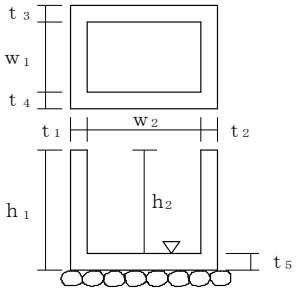	
						※厚さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	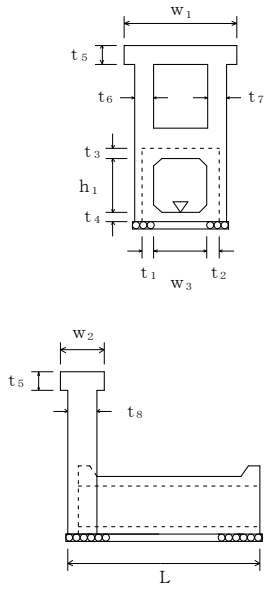	
						厚さ t_1～t_8	−20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	−30			
						内空幅 w_3	−30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	−200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	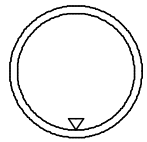	国 40m ↓ 県 20m
						延長 L	−200	1施工ヶ所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。	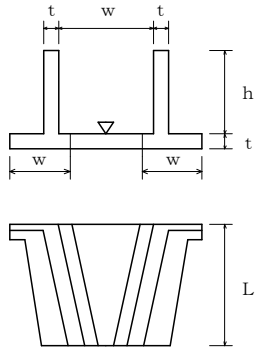	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。	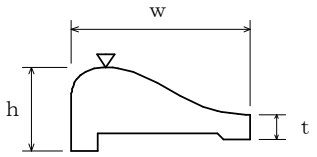	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
					堰長 L	L＜20m	−50			
						L≧20m	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所、20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。（なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による）	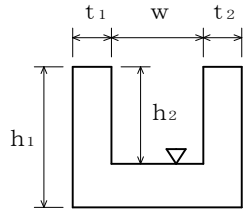	
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	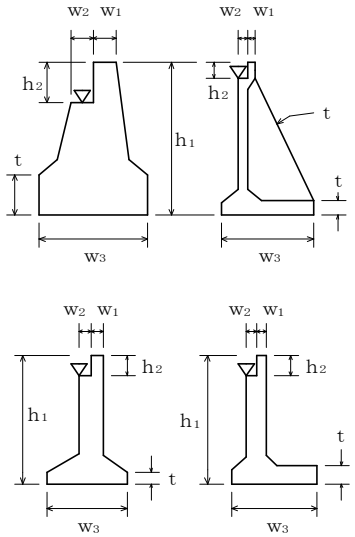	
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）	−10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）	−10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）	−50			
						高さ h_1	−50			
						胸壁の高さ h_2	−30			
						天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	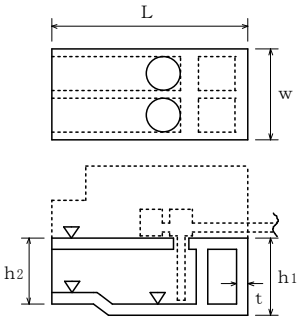	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	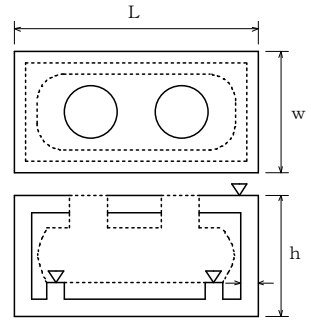	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	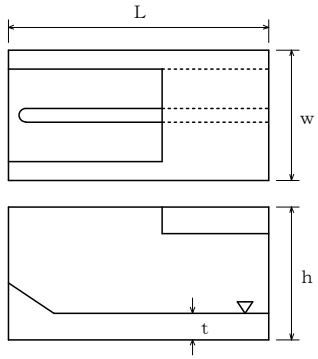	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。	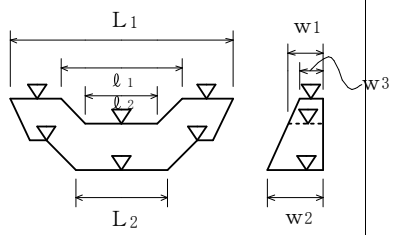	
						天端幅 w_1	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						堤長 L_1, L_2	−100			
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	±50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	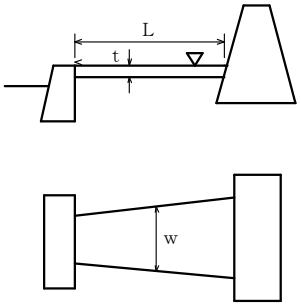	
						厚さ t	−30			
						幅 w	−100			
						延長 L	−100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	１．図面の寸法表示箇所で測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	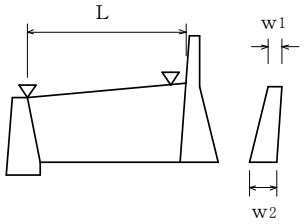	
						天端幅 w_1	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						長さ L	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	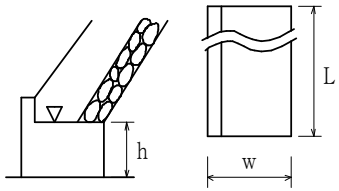	国 40m ↓ 県 20m
						幅 w	−30			
						高さ h	−30			
						延長 L	−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	ブロック個数 20 個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	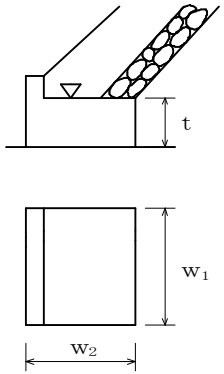	個数 国 40 個 ↓ 県 20 個 延長 国 40m ↓ 県 20m
						ブロック厚 t	−20			
						ブロック縦幅 w_1 ブロック横幅 w_2	−20 −20			
						延長 L	−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	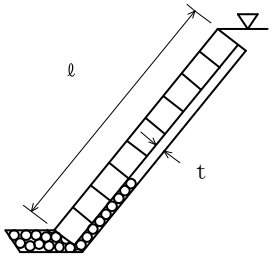	国 40m ↓ 県 20m
						法長 ℓ：ℓ＜５m	−100			
						法長 ℓ：ℓ≧５m	ℓ×（−2%）			
						厚さ t	−50			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	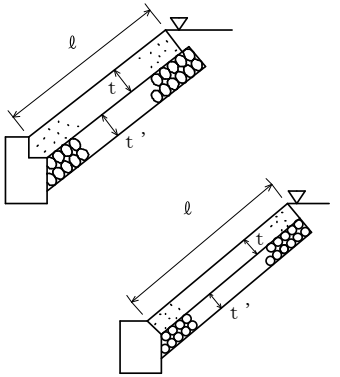	国 40m ↓ 県 20m
						法長ℓ	ℓ＜３m	−50			
							ℓ≧３m	−100			
						厚さ t	t＜100	−20			
							t≧100	−30			
						裏込材厚 t’		−50			
						延長 L		−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	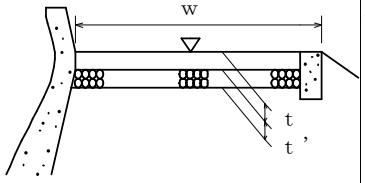	国 40m ↓ 県 20m
						幅 w		−50			
						厚さ t		−10			
						基礎厚 t’		−45			
						延長 L		−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50	施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	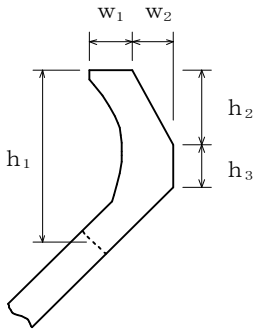	国 40m ↓ 県 20m
						幅 w_{1}, w_{2}		−30			
						高さ h＜３m h_{1}, h_{2}, h_{3}		−50			
						高さ h≧３m h_{1}, h_{2}, h_{3}		−100			
						延長 L		−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	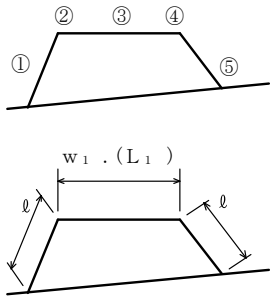	
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			－100	幅は施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w₁			－100			
						天端延長 L₁			－200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w			－300	施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	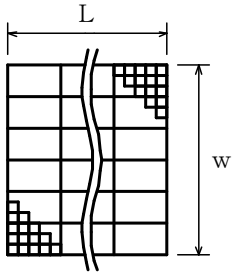	国 40m ↓ 県 20m
						延長 L			－500			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	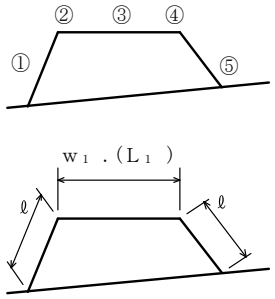	国 40m ↓ 県 20m
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300			
						法長 ℓ			－100	幅は施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w₁			－100			
						天端延長 L₁			－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽ （層積）ブロック規格 26ｔ未満	±300	施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。延長は、センターラインで行う。	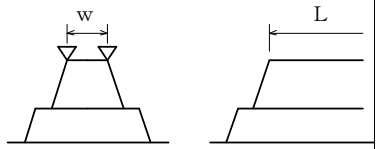	国 40m ↓ 県 20m
						基準高▽ （層積）ブロック規格 26ｔ以上	±500			
						基準高▽ （乱積）	±ブロックの高さの 1／2			
						天端幅 w	ーブロックの高さの 1／2			
						天端延長 L	ーブロックの高さの 1／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	基準高 ▽	±50	施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	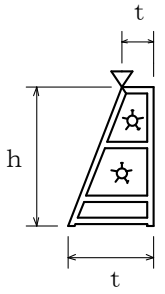	国 40m ↓ 県 20m
						厚さ t	－50			
						高さ h　h＜3m	－50			
						高さ h　h≧3m	－100			
						延長 L	－200	１施工箇所毎		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	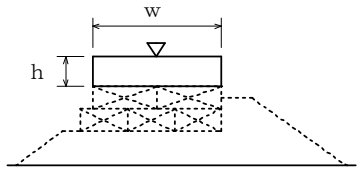	国 40m ↓ 県 20m
						幅 w	－30			
						高さ h	－30			
						延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工（ケーソン工製作）	バラストの基準高▽ 砕石、砂	±100	各室中央部１ヶ所	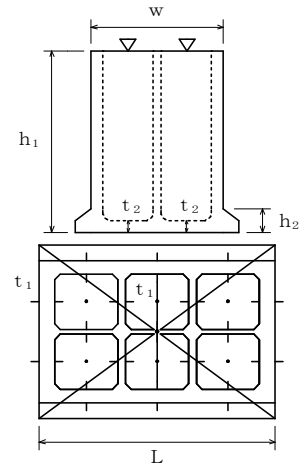	
						バラストの基準高▽ コンクリート	±50			
						壁厚 t_1	±10	底版完成時、各壁１ヶ所		
						幅 w	＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1	＋30，－10	完成時、四隅		
						長さ L	＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2	＋30，－10	底版完成時、各室中央部１ヶ所		
						フーチング高さ h_2	＋30，－10	底版完成時、四隅		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工（ケーソン工据付）	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000ｔ未満 ±100	据付完了後、両端２ヶ所	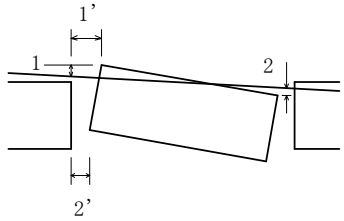	
							ケーソン重量 2000ｔ以上 ±150			
						据付目地間隔 1’、2’	ケーソン重量 2000ｔ未満 100 以下	据付完了後、天端２ヶ所		
							ケーソン重量 2000ｔ以上 200 以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工（突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	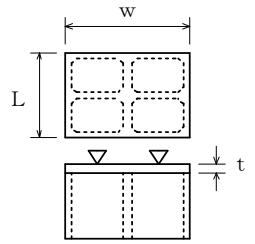	
						基準高▽ 水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数	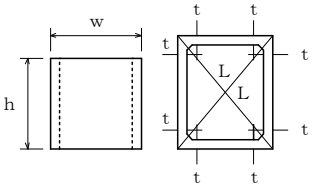	
						幅 w	＋20，－10			
						高さ h	＋20，－10			
						長さ L	＋20，－10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック１個に２ヶ所（各段毎）	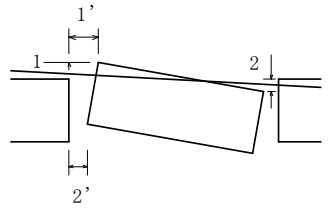	
						隣接ブロックとの間隔 1’、2’	50 以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	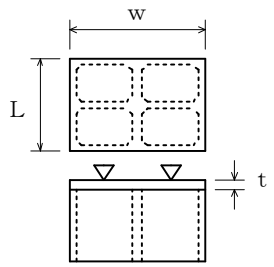	
						基準高▽ 水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	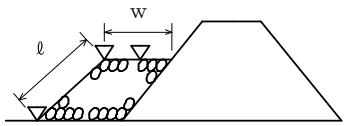	国 40m ↓ 県 20m
						基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ	－100	幅は施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w	－100			
						天端延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層積	±300	施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	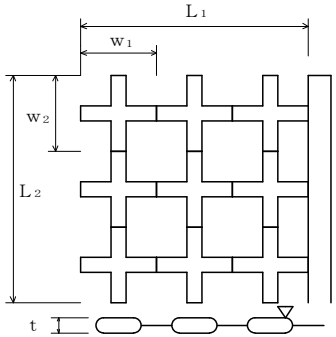	国 40m ↓ 県 20m
							乱積	±ｔ／２			
						厚さ ｔ		－20	幅、厚さは 20 個につき１ヶ所測定。		
						幅 w_1 w_2	層積	－20			
							乱積	－ｔ／２			
						延長 L_1 L_2	層積	－200	１施工箇所毎		
							乱積	－ｔ／２			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高 ▽	層積	±300	施工延長 20m につき１ヶ所。延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	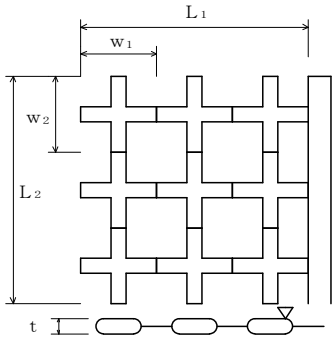	国 40m ↓ 県 20m
							乱積	±ｔ／２			
						厚さ ｔ		－20	幅、厚さは 40 個につき１ヶ所測定。		
						幅 w_1, w_2		－20			
						延長 L_1, L_2		－200			
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高 ▽	本均し	±50	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	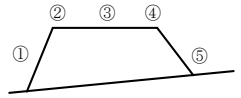	国 40m ↓ 県 20m
							荒均し 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
							荒均し 異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500		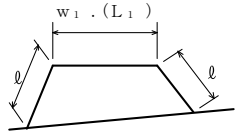	
							被覆均し 異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ		－100	幅は施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1		－100			
						天端延長 L_1		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材　部材長ℓ（m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	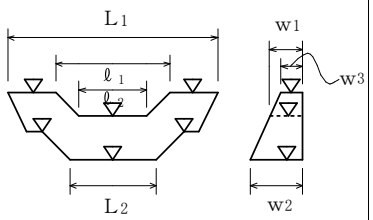	
						天端部 w_1, w_3 堤幅 w_2	−30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	±50			
						堤長 L_1, L_2	−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	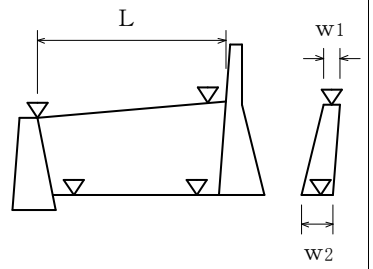	
						幅 w_1, w_2	−30			
						長さ L	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	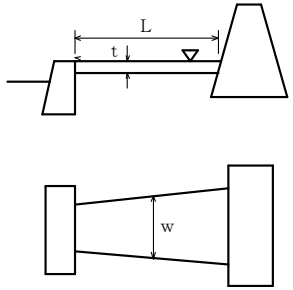	
						幅	w	−100			
						厚さ	t	−30			
						延長	L	−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工（不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	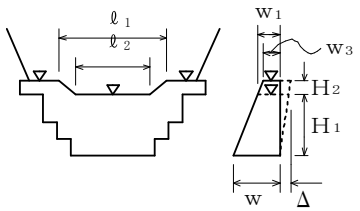	
							長さ ℓ_1, ℓ_2	±100			
							幅 w_1, w_3	±50			
							下流側倒れ Δ	±0.02H_1			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ Δ	±0.02H_2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工（透過型）	堤長Ｌ	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅ｗ	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			

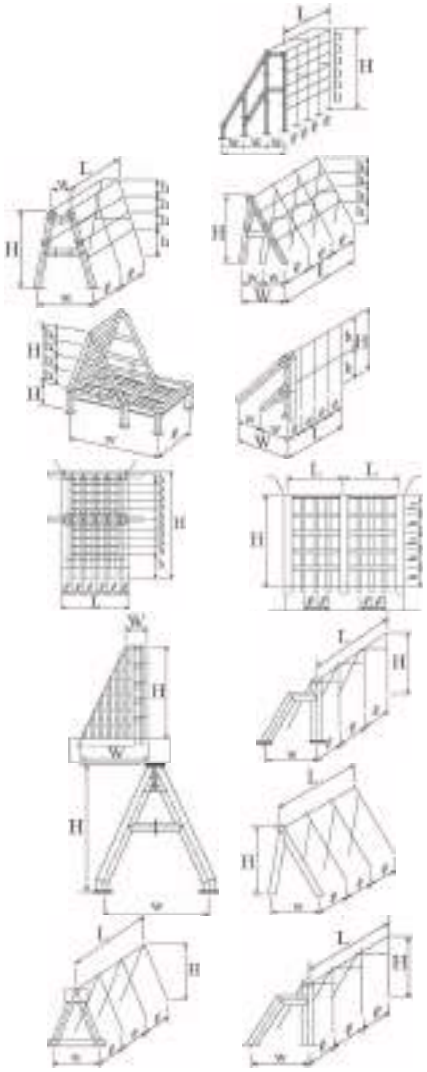

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 ▽	±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	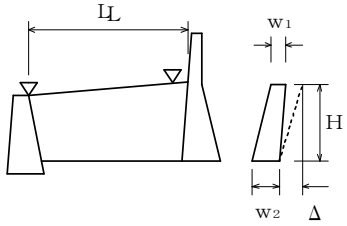	
						長さ L	±100			
						幅 w_1, w_2	±50			
						下流側倒れ Δ	±0.02H			
						高さ h ＜3m	−50			
						高さ h ≧3m	−100			
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。	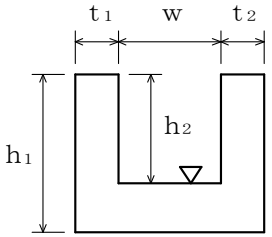	国 40m ↓ 県 20m
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						厚さ t_1, t_2	−20			
						延長 L	−200			
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）	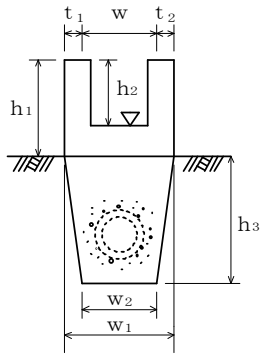	国 40m ↓ 県 20m
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						幅 w_1, w_2	−50			
						高さ h_1, h_2	−30			
						深さ h_3	−30			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	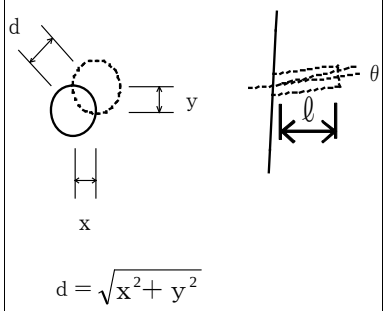	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	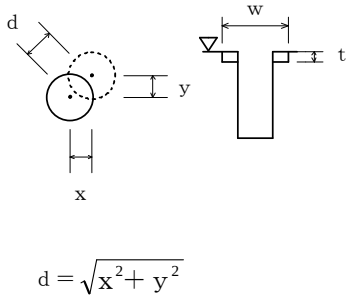	
						偏心量 d	150			
						長さ L	－100			
						巻立て幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ▽	±50	全数測定。		
						偏心量 d	D／4 以内 かつ 100 以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（本体）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて５リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、５リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	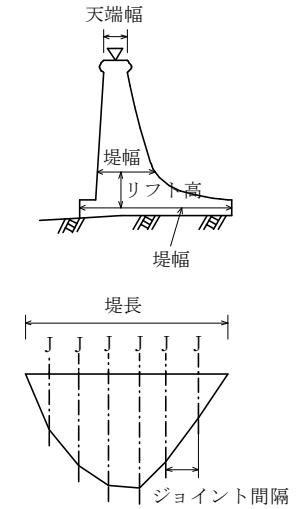 J：ジョイント	
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	－30，＋50			
						堤長	－100			
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（水叩）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	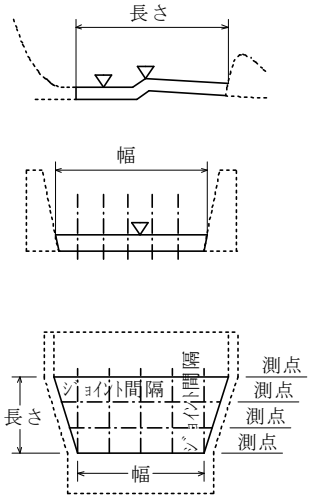	
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	－100，＋60			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
９ダム編	１コンクリートダム	４ダムコンクリート工			コンクリートダム工（副ダム）	天端高 ▽	±20	１．図面の寸法表示箇所で測定。 ２．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて３リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、３リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	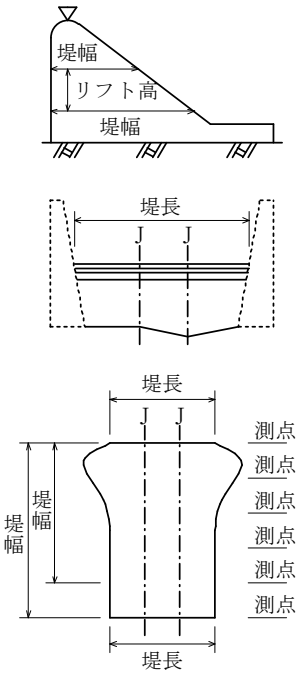 Ｊ：ジョイント	
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	－30，＋50			
						堤長	±40			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
９ダム編	１コンクリートダム	４ダムコンクリート工			コンクリートダム工（導流壁）	天端高 ▽	±30	１．図面の寸法表示箇所で測定。 ２．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて３リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	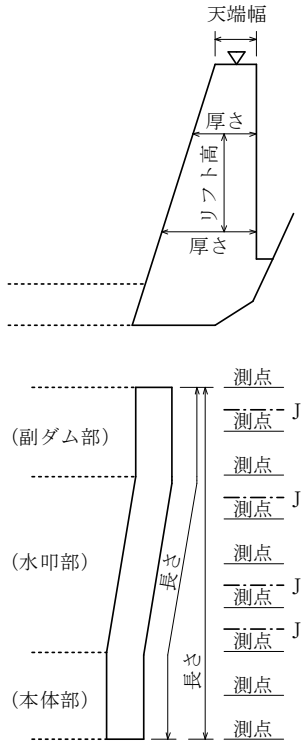 Ｊ：ジョイント	
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	5		コアの盛立	基準高 ▽	設計値以上	各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外側境界線	−0，＋500			
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高 ▽	−0	各測点について５層毎に測定。		
						外側境界線	−0，＋1000			
						盛立幅	−0，＋1000			
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	7		ロックの盛立	基準高 ▽	−100	各測点について盛立５m毎に測定。		
						外側境界線	−0，＋2000			

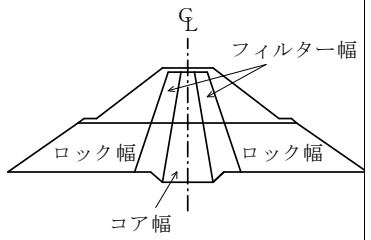

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
９ダム編	２フィルダム				フィルダム（洪水吐）	基準高 ▽	±20	１．図面の寸法表示箇所で測定。 ２．１回／１施工箇所	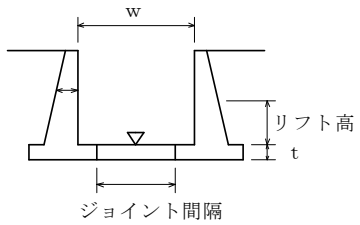	
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
９ダム編	３基礎グラウチング	３ボーリング工			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。	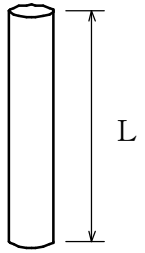	
						配置誤差	100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ （m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	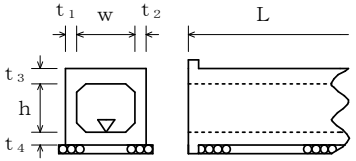	
						厚さ	t1～t4	－20			
						幅（内法）	w	－30			
						高さ	h	±30			
						延長 L	L＜20m	－50			
							L≧20m	－100			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	w	－200	1施工箇所毎		
						延長	L	－200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	h	±30	施工延長 20mにつき１ヶ所、施工延長 20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	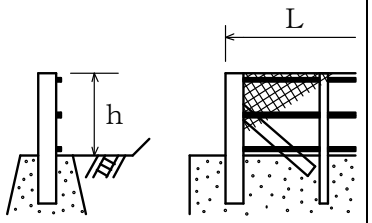	国 40m ↓ 県 20m
						延長	L	－200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		±30	施工延長 20m につき１ヶ所、施工延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	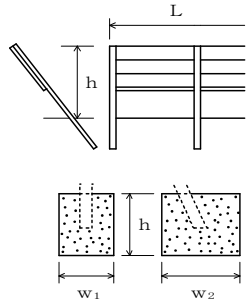	国 40m ↓ 県 20m
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w1, w2	−30	基礎１基毎		
						基礎	高さ h	−30			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h		±30	施工延長 20m につき１ヶ所、施工延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	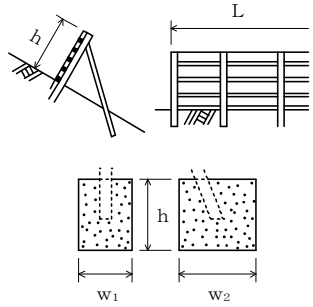	国 40m ↓ 県 20m
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w1, w2	−30	基礎１基毎		
						基礎	高さ h	−30			
						アンカー長 ℓ	打込み ℓ	−10%	全数		
						アンカー長 ℓ	埋込み ℓ	−５%			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		−30	施工延長 20m につき１ヶ所、施工延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	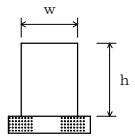	国 40m ↓ 県 20m
						高さ h		−30			
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w1, w2	±15	施工延長５スパンにつき１ヶ所	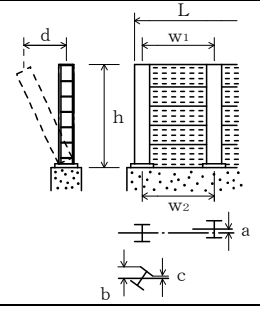	
						支柱	ずれ a	10			
						支柱	ねじれ b－c	5			
						支柱	倒れ d	h×0.5%			
						高さ h		＋30, −20			
						延長 L		−200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}） 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長 20m 毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が 2000 ㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚さ　ｔ＜15cm	−30		−10			
						厚さ　ｔ≧15cm	−45		−15			
						幅	−100		—			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	－９		－３	幅は、片側延長 40m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 100m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。		幅 国 80m ↓ 県 40m 厚さ 国 200m ↓ 県 100m
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m
						延長 L	－200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1, w_2	－30	基礎一基毎	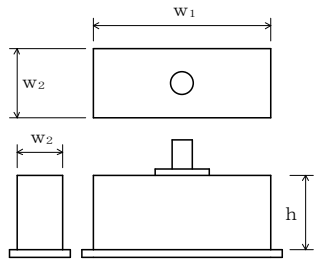	
						高さ h	－30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	１ヶ所／１基	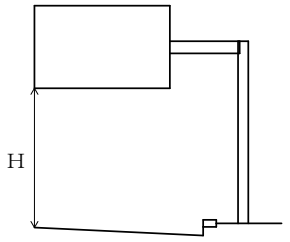	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に１ヶ所	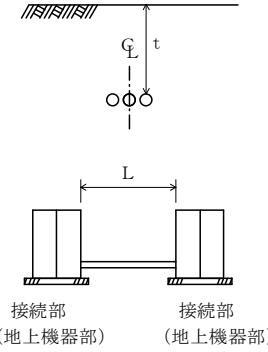	
						延長 L	－200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	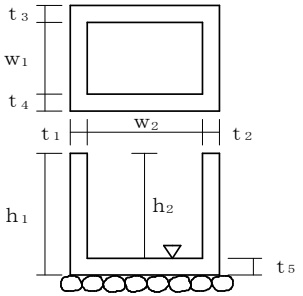	
						※厚さ t_{-1}～t_{-5}	－20			
						※幅 w_{-1}，w_{-2}	－30			
						※高さ h_{-1}，h_{-2}	－30			
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 （照明柱基礎工）	幅 w	－30	１ヶ所／１施工箇所	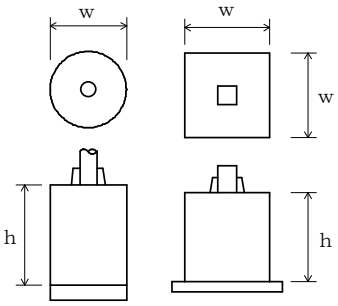	
						高さ h	－30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）		w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。	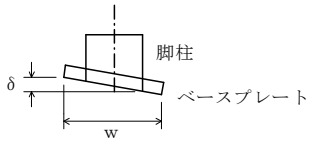	
							ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。	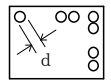	
								孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長L（m）		±5…　L≦10m ±10…　10＜L≦20m ±（10＋（L－20）／10）　…20m＜L	両端部及び片持ばり部を測定。	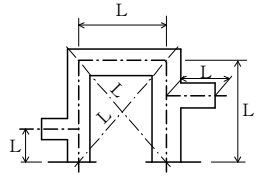	
							はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）		L／1,000	各主構の各格点を測定。	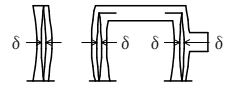	
							柱の鉛直度 δ（mm）		10…H≦10 H…H＞10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）	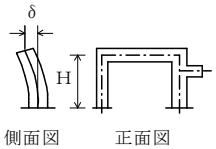	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	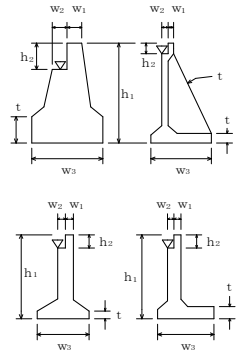 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向）	10-3-6-8
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_{1} （橋軸方向）		−10			
						天端幅 w_{2} （橋軸方向）		−10			
						敷幅 w_{3} （橋軸方向）		−50			
						高さ h_{1}		−50			
						胸壁の高さ h_{2}		−30			
						天端長 ℓ_{1}		−50			
						敷長 ℓ_{2}		−50			
						胸壁間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50 以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	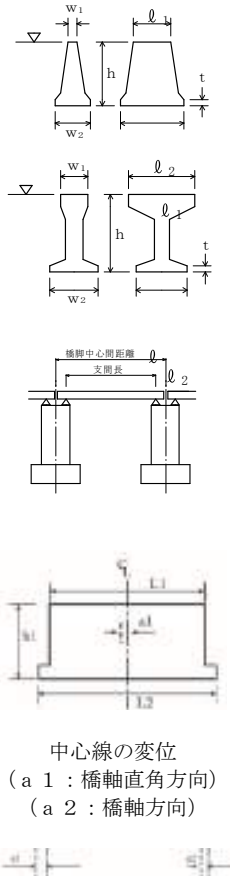 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向）	10-3-7-9
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1 （橋軸方向）		−20			
						敷幅 w_2 （橋軸方向）		−50			
						高さ h		−50			
						天端長 ℓ_1		−50			
						敷長 ℓ_2		−50			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び 中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の 鉛直度	1／50 以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工（ラーメン式）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	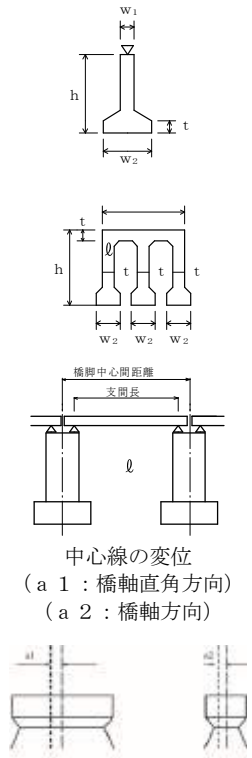 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向）	10-3-7-9
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_{-1}		−20			
						敷幅 w_{-2}		−20			
						高さ h		−50			
						長さ ℓ		−20			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1／50 以下			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工（Ｉ型・Ｔ型）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	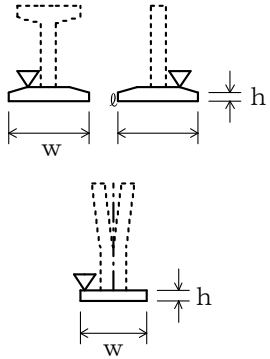	
						幅 w（橋軸方向）		−50			
						高さ h		−50			
						長さ ℓ		−50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	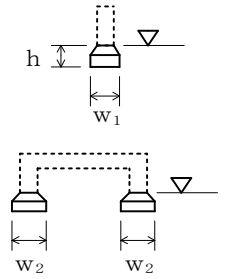	
						幅 w_{-1}, w_{-2}	−50			
						高さ h	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (Ｉ型・Ｔ型)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	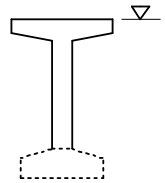 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	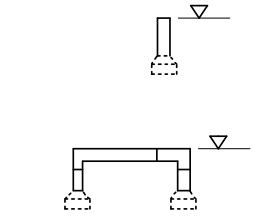 中心線の変位 （a１：橋軸直角方向）（a２：橋軸方向） 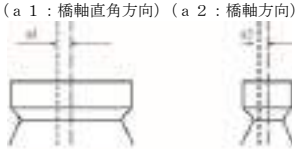	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ℓ （m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工（鋼製支承）	据付け高さ 注 1）		±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が 300㎜ 以下の場合は、水平面の高低差を 1㎜ 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2）可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量　注 2）		設計移動量以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	コンクリート橋	鋼橋			
							±5	±（4+0.5×（B−2））			
						水平度	橋軸方向	1／100			
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5			
						可動支承の機能確認　注 3）		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上			
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工（ゴム支承）	据付け高さ 注 1）		±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300㎜ 以下の場合は、水平面の高低差を 1㎜ 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2）可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量　注 2）		設計移動量以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	コンクリート橋	鋼橋			
							±5	±（4+0.5×（B−2））			
						水平度	橋軸方向	1／300			
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5			
						可動支承の機能確認　注 3）		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	’－20 以内 かつ －1D以内			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅　w1	－10～＋20	１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	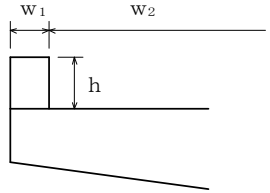	
						地覆の高さ　h	－10～＋20			
						有効幅員　w2	0～＋30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅　w1	－5～＋10	１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	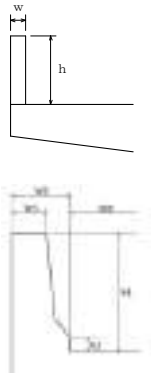	10-4-8-6 10-4-8-7
						地覆の幅　w2	－10～＋20			
						高さ　h1	－20～＋30			
						高さ　h2	－10～＋20			
						有効幅員　w3	0～＋30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	１ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅　w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：スパン長	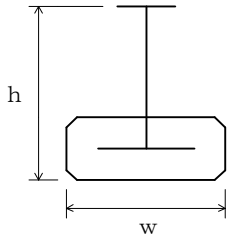	
						高　さ　h	＋10 －5			
						桁　長　ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ －30㎜以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の 1／3 以上を確保するものとする。	施工延長 20m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。	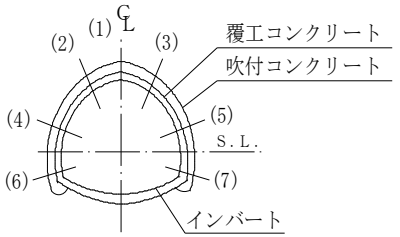	国 40m ↓ 県 20m
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長 20m毎に断面全本数検		国 40m ↓ 県 20m
						角　度	—			
						削孔深さ	—			
						孔　径	—			
						突　出　量	プレート下面から10㎝以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 20m につき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は20mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。	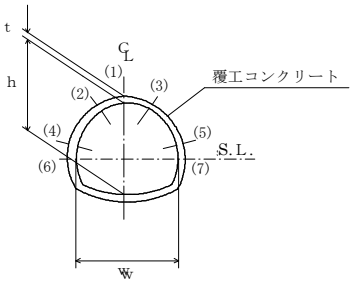	国 40m ↓ 県 20m
						幅　w（全幅）	−50			
						高さh（内法）	−50			
						厚さ　t	設計値以上			
						延長　L	—			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅　w	−50	施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						厚さ　t	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）	−50	(1) 幅は、施工 20m につき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	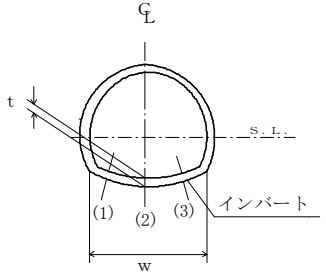	国 40m ↓ 県 20m
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	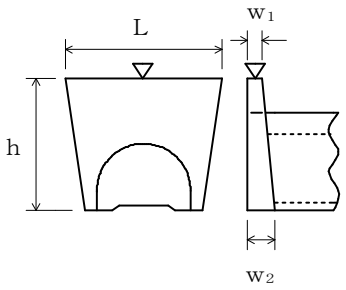	
						幅 w_{1}, w_{2}	−30			
						高さ h　h＜3m	−50			
						高さ h　h≧3m	−100			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長20mにつき１ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	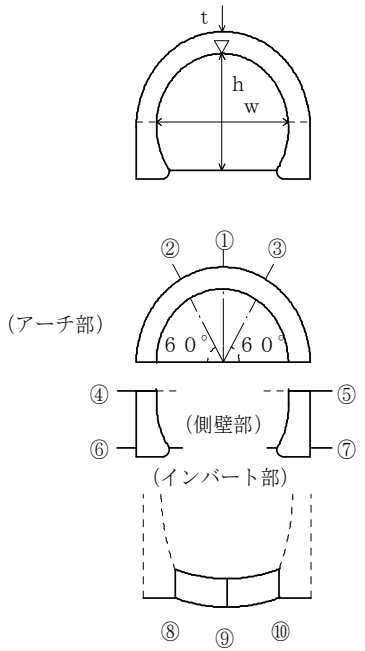	国 40m ↓ 県 20m
						幅　w（全幅）	−50			
						高さｈ（内法）	−50			
						厚　　さ　t	−20			
						延　　長　L	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	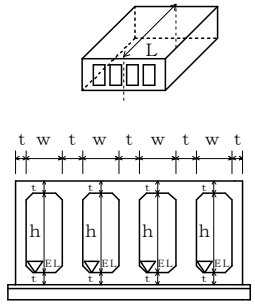	
						厚さ t	−20			
						内空幅 w	−30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	−50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	−20	図面の寸法表示箇所で測定。	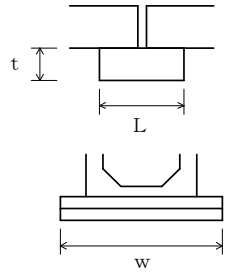	
						幅 w	−20			
						長さ L	−20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工（防水）	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	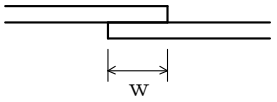	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工（防水保護工）	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。	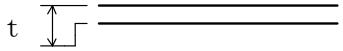	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工（防水壁）	高さ h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	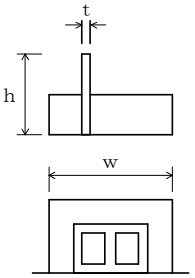	
						幅 w	±50			
						厚さ t	－20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長 20m につき１ヶ所、延長 20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	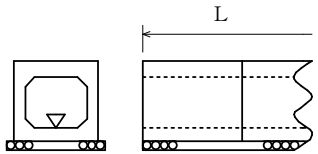	国 40m ↓ 県 20m
						延長 L	－200	延長：１施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	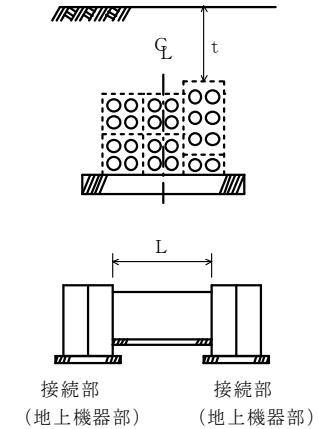	
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	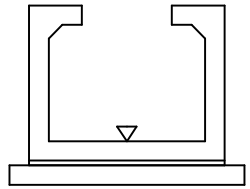	
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	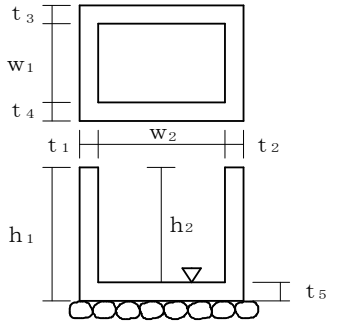	
						※厚 さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1，w_2	−30			
						※高 さ h_1，h_2	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 平均の測定値（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t（切削）	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	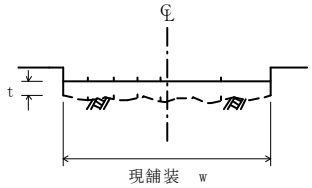 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さ t（オーバーレイ）	−9				
						幅 w	−25				
						延長 L	−100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合）厚さ t または標高較差（切削）のみ	厚さ t（標高較差）（切削）	-17 (17)（面管理として緩和）	-2 (2)	1．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔ または標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 3．厚さｔまたは標高較差（切削） は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4．厚さ（オーバーレイ） は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5．幅は、延長80m毎に１ ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	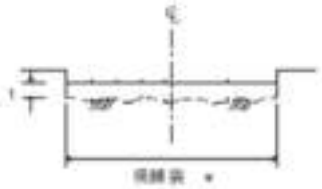	
						厚さ t（オーバーレイ）	-9				
						幅 w	−25				
						延長 L	−100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足き ）（σ）1.75mm以下			

単位：mm

10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ　t	－30	幅は延長 40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線 40m毎に左右両端及び中央の３点を掘り起こして測定。	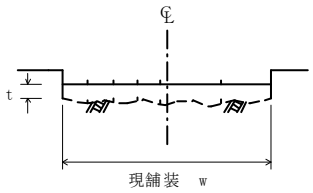	国 80m ↓ 県 40m
							幅　w	－50			
							延長　L	－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼げた等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 b′（m）	±2…w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±（3＋w／2）…2.0＜w	主げた・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	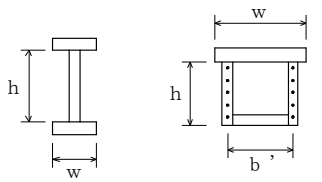 I型鋼げた　トラス弦材	
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ（mm）	w／200	主げた	各支点及び各支間中央付近を測定。	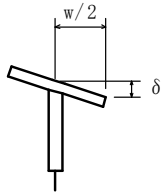	
						圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。ℓ：部材長（mm）	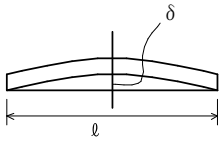	

単位：ｍｍ

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
14 公園緑地編	2 植栽	3 植栽工		植栽工 高木・中木	樹高　(H)	－0	全数を測定項目に従って実測(100本以上の場合は10本に1本の測定)	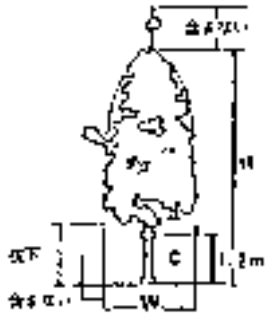	
					葉張　(W)	－0			
					幹回り　(C)	－0			
				植栽工 低木	樹高　(H)	－0	抜取り測定 (同一樹種、規格で) 100株までは　10% 100株～500株　7% 500株以上　5% を測定	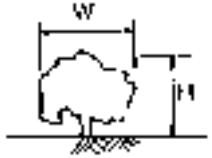	
					葉張　(W)	－0			
					本数	－0			
				張芝	面積	－1％	全面積測定		
				つる性補助 笹類、草木類等	面積	－1％	全面積測定		
					株数	－0			
				球根	球数	－0	全数		
				種子	面積	－1％	全面積測定		
				支柱	結束高さ	±20%	抜取り測定 支柱タイプごとに10組に1組を標準とする。		
					結束本数	－0			

単位：ｍｍ

編	章	節	条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
14 公園緑地編	3 施設整備			遊具（ジャングルジム・滑台等）	設置高さ		±30	１箇所／1 基		
					基礎	幅	－30	基礎 1 基毎		
						高　さ	－30			
						根入れ長	設計値以上	※施工に当たっては安全性に留意しなければならない。		
				園路園地舗装工（石張、平板、ダスト簡易舗装等）	面　積		－１%	各測点ごとに測定する。		
				運動施設（クレイ舗装）	庭球場	基準高さ	±20㎜	厚さ及び硬度は500㎡に1回とし硬度についてはプロクターニードル貫入抵抗値測定による。		
						厚　さ	-10㎜			
						平坦性	±5 ㎜以内			
						硬　度	40℔b 以上			
					野球場	基準高さ	±20㎜			
						厚　さ	-10㎜			
						平坦性	±20 ㎜以内			
						硬　度	30℔b 以上			
					陸上競技場	基準高さ	±20㎜			
						厚　さ	-10㎜			
						平坦性	±10 ㎜以内			
						硬　度	60℔b 以上			
				基盤工	基準高さ		±20㎜	500 ㎡に 1 回		庭球場、野球場、陸上競技場に適用
				下層工	厚　さ		±20㎜	500 ㎡に 1 回		
				中層工	厚　さ		±20㎜	500 ㎡に 1 回		

出来形管理基準及び規格値　第15編　下水道編　　単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	3 管路土工	管路掘削	深さ　h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。	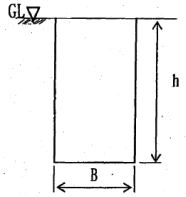	任意土工の場合は除く。
					幅　B	-50			
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	3 管路土工	管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。	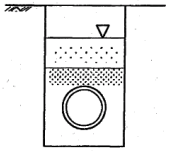	
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工	管布設 （自然流下管）	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。	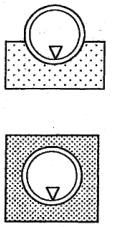	
					中心線の変位（水平）	±50			
					勾配	±20%			
					延長　ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長　L	-200			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工	矩形渠（プレキャスト）	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。	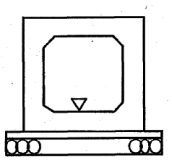	
					中心線の変位（水平）	±50			
					勾配	±20%			
					延長　ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長　L	-200			
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工	圧送管	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位（水平）	±50			
					総延長	-200			
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。	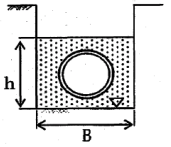	
					幅　B	-50			
					厚さ　h	-30			
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	砕石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。	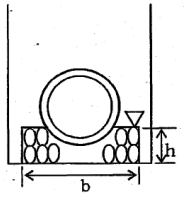	
					幅　b	-50			
					厚さ　h	-30			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。	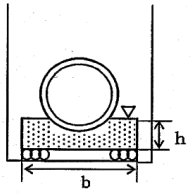	
					幅　b	-30			
					厚さ　h	-30			
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。	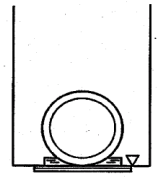	
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。	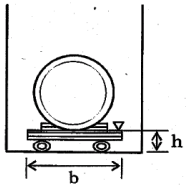	
					幅　b	-30			
					厚さ　h	-30			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	6 水路築造工	現場打水路	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。	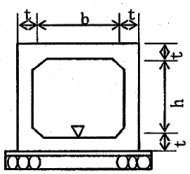	
					中心線の変位（水平）	±50			
					幅　b	-30			
					高さ　h	±30			
					厚さ　t	-20			
					勾配	±20%			
					延長　ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長　L	-200			
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	7 管路土留工	鋼矢板土留	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。	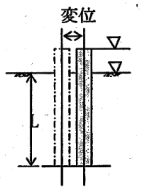	
					根入長　L	設計値以上			
					変位	100			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	4・5 管きょ工（小口径推進、推進）	3 推進工	推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、推進管1本ごとに1箇所測定する。 ２．中心線の変位（水平）は、直線のみの推進区間（ｽﾊﾟﾝ）の場合上段値、曲線を含む推進区間（ｽﾊﾟﾝ）は下段値とする。	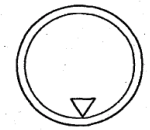	小口径推進工の出来形については、機器の読み値による管理で良いこととする。
					中心線の変位 （水平）	直線のみの推進区間 ±50 曲線を含む推進区間 ±100			
					延長　ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。	中心線の変位（水平） ※直線のみの推進区間（ｽﾊﾟﾝ） 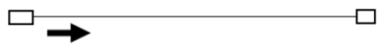 ※曲線を含む推進区間（ｽﾊﾟﾝ） 	
					総延長　L	-200			
15 下水道編	1 管路	4・5 管きょ工（小口径推進、推進）	4 立坑内管布設工	空伏工	基準高▽	±50	1施工箇所ごとに測定する。	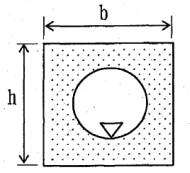	
					幅　b	-30			
					高さ　h	-30			
					中心のずれ	±50			
					延長	-50			
					勾配	±20%			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	6 管きょ工（シールド）	3 一次覆工	掘進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。	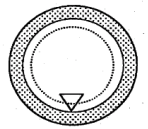	
					中心線の変位（水平）	±100			
					延長　ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長　L	-200			
15 下水道編	1 管路	6 管きょ工（シールド）	4 二次覆工	二次覆工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長40mにつき1箇所測定する。	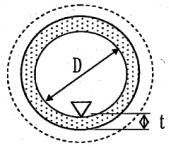	二次覆工厚については、一次覆工の出来形を基に再度、計画のうえ、監督員の承諾を得るものとし、その計画に対し施工管理するものとする。
					中心線の変位（水平）	±50			
					二次覆工厚　t	-20	二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。		
					仕上がり内径　D	±20	仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					延長　ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長　L	-200			

出来形管理基準及び規格値　第15編　下水道編

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工	反転・形成工法	仕上がり内径D	硬化直後と２４時間以降の測定値で差がないこと	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6箇所で測定する。 硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。	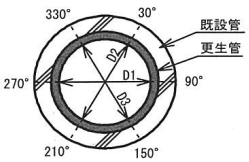	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
					更生管厚	6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			
15 下水道編	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工	製管工法	仕上がり内径 （高さ・幅）	平均内径が設計更生管径を下回らない。	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さと幅の2箇所で測定する。	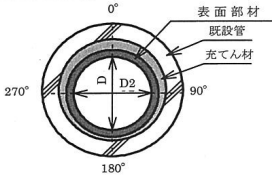	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン（案）」に準拠して実施する。

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	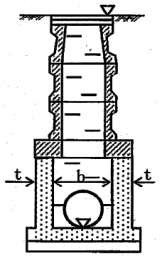	
					幅　b　（内法）	-30			
					壁厚　t	-20			
					人孔天端高	±30			
15 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	マンホール基礎工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	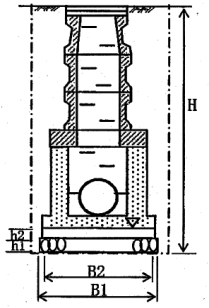	
					床掘深　H	±30			
					基礎工幅　B1	-50			
					基礎工高　h1	-30			
					ｺﾝｸﾘｰﾄ工幅　B2	-30			
					ｺﾝｸﾘｰﾄ工高　h2	-10			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工	組立マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	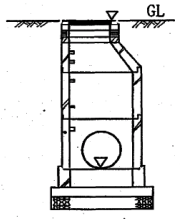	
					人孔天端高	±30			
15 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工	小型マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	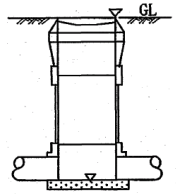	
					人孔天端高	±30			
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	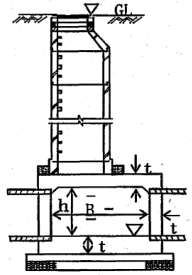	
					幅　B	-30			
					高さ　h	±30			
					壁厚　t	-20			
					人孔天端高	±30			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工	伏せ越し室・雨水吐室	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	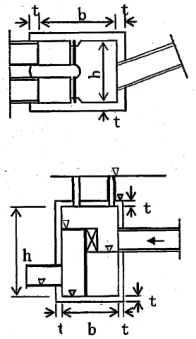	
					幅　b　（内法）	±30			
					高さ　h	±30			
					厚さ　t	-20			
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	伏せ越し管工	伏せ越し管	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					中心線の変位	±30			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	越流堰（雨水吐室）	越流堰（雨水吐室）	基準高▽	±10	基準高は、中央部および両端部を測定する。	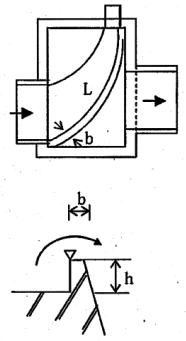	
					幅b　（厚さ）	±20	幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
					高さh　（深さ）	±30			
					延長L　（長さ）	-20			
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工		中継ポンプ施設	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	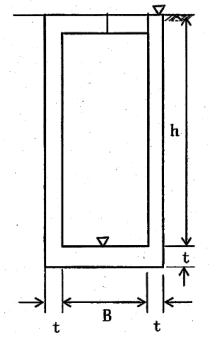	
					幅、長さ　B	-30			
					深さ　h	-30			
					壁厚　t	-20			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	10 取付管およびます工	4 ます設置工	公共ます	ます深　h	±30	1施工箇所ごとに測定する。	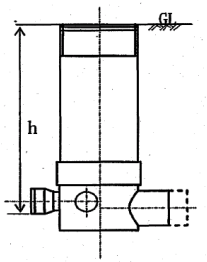	
15 下水道編	1 管路	10 取付管およびます工	5 取付管布設工	取付管	延長（L）	−200	1施工箇所ごとに測定する。	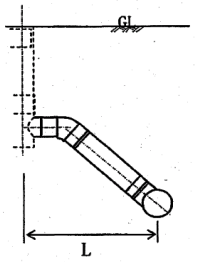	

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	13 立坑工		立坑工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	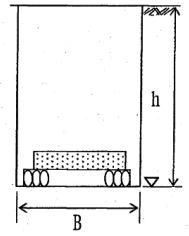	任意仮設の場合は除く。
					寸法　B	±100			
					深さ　h	±30			
15 下水道編	1 管路	13 立坑工		立坑土工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	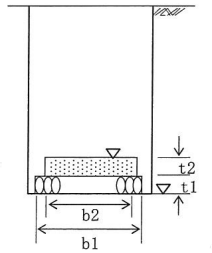	任意仮設の場合は除く。
					砕石基礎幅b1	-50			
					砕石基礎厚t1	-30			
					底版ｺﾝｸﾘｰﾄ基準高	±30			
					底版ｺﾝｸﾘｰﾄ幅b2	-30			
					底版ｺﾝｸﾘｰﾄ厚t2	-10			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工	2 掘削工	土工（掘削）	基準高▽	±50	施工延長おおむね40m（小規模なものは20m）ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する。	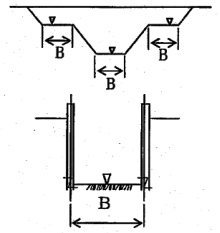	
					幅B	-100			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	2 土留・仮締切工	土留・仮締切工 （H鋼杭、鋼矢板）	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。	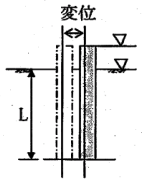	任意仮設の場合は除く
					根入長　L	設計値以上			
					変位	100			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	構造物基礎	幅　W	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所以上測定する。施工延長20m以下は、1施工箇所につき2箇所測定する。	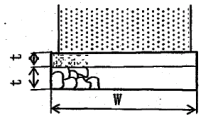	
					厚さ　t	設計値以上			
					延長	各構造物の規格値による			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の主要構造物	基準高▽	±30	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。	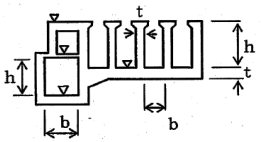	
					幅　b	±30			
					高さ　h	±30			
					壁厚　t	-20			
						ただし床版厚 -10			
					長さ	±50			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の付属構造物	基準高▽	±20	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。	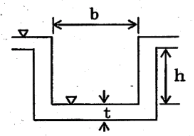	
					幅　b	±20			
					高さ　h	±20			
					壁厚　t	±10			
					長さ	±50			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	開口部	幅　b	±20	永久開口部ごとに測定する。	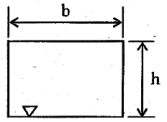	
					高さ　h	±20			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	ゲート用開口部	基準高▽	-20	開口部ごとに測定する。	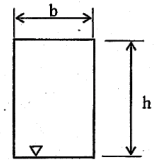	
						+0			
					幅　b	+0			
						+20			
					高さ　h	±20			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	可動せき用開口部	基準高▽	-20	開口部ごとに測定する。	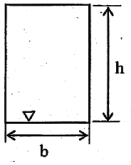	
					幅　b	-0			
						+20			
					高さ　h	±20			

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工	流出トラフ	基準高▽	±20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。	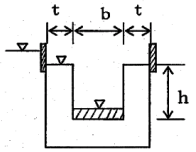	
					幅　b	±20	幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定する。		
					高さ　h	-20			
					厚さ　t	±20			
					長さ	±50	長さは、各池外周部の1施工箇所について測定する。		
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工	越流堰	基準高▽	±20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。	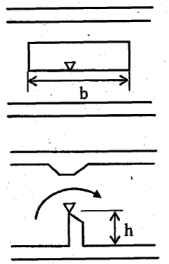	
					幅　b	±20	幅、高さは、1施工箇所ごとに測定する。		
					高さ　h	-20			
					長さ	±20			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工		燃料貯留槽工	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。	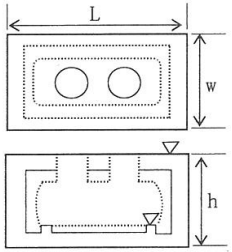	
					厚さ　t	-20			
					幅　w	-30			
					高さ　h	±30			
					延長　L	-50			

出来形管理基準及び規格値　第15編　下水道編

単位:mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工	10 管布設工	流入渠・流出渠	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。	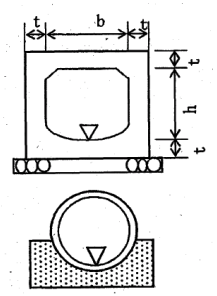	
					幅　b	-30			
					高さ　h	-30			
					厚さ　t	-20			
					延長	L<20m：　-50			
						L≧20m：　-100			

出 来 形 管 理 基 準

第11編　港湾・漁港編

凡　例

特　：図面及び特記仕様書

共　；港湾工事共通仕様書
業務共通仕様書；港湾設計・測量・
調査等業務共通仕様書

港湾･漁港編

目　次

１章　共通的工種

１－１　圧密・排水工 …… 1
１－２　締固工 …… 3
１－３　固化工 …… 4
１－４　洗掘防止工 …… 5
１－５　中詰工 …… 5
１－６　蓋コンクリート工 …… 5
１－７　蓋ブロック工 …… 5
１－８　鋼矢板工 …… 6
１－９　控　工 …… 7
１－10　鋼杭工 …… 9
１－11　コンクリート杭工 …… 9
１－12　防食工 …… 10
１－13　コンクリート舗装工 …… 11
１－14　アスファルト舗装工 …… 12
１－15　植生工 …… 13

３章　海上地盤改良工
３－１　床掘工 …… 14
３－２　置換工 …… 14
３－３　圧密・排水工 …… 15
３－４　締固工 …… 15
３－５　固化工 …… 15

４章　基礎工
４－１　基礎盛砂工 …… 15
４－２　洗掘防止工 …… 15
４－３　基礎捨石工 …… 16
４－４　基礎ブロック工 …… 17

５章　本体工（ケーソン式）
５－１　ケーソン製作工 …… 18
５－２　ケーソン進水据付工 …… 18
５－３　中詰工 …… 19
５－４　蓋コンクリート工 …… 19
５－５　蓋ブロック工 …… 19

６章　本体工（ブロック式）
６－１　本体ブロック製作工 …… 19
６－２　本体ブロック据付工 …… 20
６－３　中詰工 …… 20
６－４　蓋コンクリート工 …… 20
６－５　蓋ブロック工 …… 20

７章　本体工（場所打式）
７－１　場所打コンクリート工 …… 21
７－２　水中コンクリート工 …… 21
７－３　プレパックドコンクリート工 …… 21
７－４　水中不分離性コンクリート工 …… 22

８章　本体工（捨石・捨ブロック式）
８－１　洗掘防止工 …… 22
８－２　本体捨石工 …… 22
８－３　捨ブロック工 …… 22
８－４　場所打コンクリート工 …… 23

９章　本体工（鋼矢板式）
９－１　鋼矢板工 …… 23
９－２　控　工 …… 23

10章　本体工（コンクリート矢板式）
10－１　コンクリート矢板工 …… 24
10－２　控　工 …… 24

11章　本体工（鋼杭式）
11－１　鋼杭工 …… 24

12章　本体工（コンクリート杭式）
12－１　コンクリート杭工 …… 24

13章　被覆・根固工
13－１　被覆石工 …… 25
13－２　被覆ブロック工 …… 25
13－３　根固ブロック工 …… 25

14章　上部工
14－１　上部コンクリート工 …… 26
14－２　上部ブロック工 …… 27

15章　付属工
15－１　係船柱工 …… 28
15－２　防舷材工 …… 28
15－３　車止・縁金物工 …… 28
15－４　防食工 …… 29
15－５　付属設備工 …… 29

16章　消波工
16－１　洗掘防止工 …… 29
16－２　消波ブロック工 …… 29

17章　裏込・裏埋工
17－１　裏込工 …… 30
17－２　裏埋工 …… 30
17－３　裏埋土工 …… 30

18章　陸上地盤改良工
18－１　圧密・排水工 …… 31
18－２　締固工 …… 31
18－３　固化工 …… 31

19章　土　工
19－１　掘削工 …… 31
19－２　盛土工 …… 31
19－３　路床盛土工 …… 31
19－４　法面工 …… 32

20章　舗装工
20－１　コンクリート舗装工 …… 32
20－２　アスファルト舗装工 …… 32

21章　維持補修工
21－１ 維持塗装工 ・・ 32
21－２ 防食工 ・・・ 32

22章　構造物撤去工
22－１　取壊し工 ・・・ 33
22－２　撤去工 ・・・ 33

23章　仮設工
23－１ 仮設鋼矢板工 ・・・ 34
23－２ 仮設鋼管杭・鋼管矢板工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
23－３ 仮設道路工 ・・ 34

24章　雑　工
24－１　現場鋼材溶接工 ・・・ 34
24－２　現場鋼材切断工 ・・・ 35
24－３　その他雑工 ・・ 35

25章　浚渫工
25－１　ポンプ浚渫工 ・・ 35
25－２　グラブ浚渫工 ・・ 35
25－３　硬土盤浚渫工 ・・ 35
25－４　岩盤浚渫工 ・・・ 36
25－５　バックホウ浚渫工 ・・ 36

26章　埋立工
26－１　固化工 ・・ 36
26－２　埋立土工 ・・・ 36

27章　道路舗装工
27－１　コンクリート舗装工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
27－２　アスファルト舗装工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
27－３　道路付属工 ・・ 37

28章　緑地工
28－１　植生工 ・・ 37

［ 参　考 ］

様式・出来形 1-1-2(1)　；敷砂出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
様式・出来形 1-1-2(2)　；敷砂出来形管理図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
様式・出来形 1-2-2(1)　；ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・ 41
様式・出来形 1-2-2(2)　；砂投入管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
様式・出来形 1-2-2(3)　；締固工深浅図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
様式・出来形 1-3-1(1)　；深層混合処理杭出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・ 44
様式・出来形 1-3-1(2)　；深層混合処理杭鉛直度管理表 ・・・・・・・・・・・・・・ 45
様式・出来形 1-4-1(1)　；洗掘防止マット出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・ 46
様式・出来形 1-4-1(2)　；洗掘防止マット出来形管理図 ・・・・・・・・・・・・・・ 47
様式・出来形 1-5-1　　；砂・石材中詰出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
様式・出来形 1-6-1　　；蓋コンクリート出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・ 49
様式・出来形 1-8-2　　；鋼矢板出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
様式・出来形 1-9-5　　；腹起出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
様式・出来形 1-9-6　　；タイ材出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
様式・出来形 1-10-2(1)　；鋼杭打込記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
様式・出来形 1-10-2(2)　；鋼杭出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
様式・出来形 1-12-1(1)　；電気防食出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
様式・出来形 1-12-1(2)　；電気防食電位測定管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
様式・出来形 1-13-1(1)　；路盤出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
様式・出来形 1-13-1(2)　；路盤出来形管理図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
様式・出来形 1-14-3(1)　；舗装出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
様式・出来形 1-14-3(2)　；舗装出来形管理図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
様式・出来形 3-2-1　　；置換材出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
様式・出来形 4-3-2(1)　；基礎石均し出来形管理図(1) ・・・・・・・・・・・・・・ 62
様式・出来形 4-3-2(2)　；基礎石均し出来形管理図(2) ・・・・・・・・・・・・・・ 62-2
様式・出来形 5-1-1　　；ケーソン製作出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
様式・出来形 5-2-1　　；ケーソン据付出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
様式・出来形 6-1(1)　　；ブロック（方塊）製作出来形管理表 ・・・・・・・ 65
様式・出来形 6-1(2)　　；Ｌ型ブロック製作出来形管理表 ・・・・・・・・・・・ 66
様式・出来形 6-1(3)　　；セルラーブロック製作出来形管理表 ・・・・・・・ 67
様式・出来形 6-1(4)　　；ブロック製作等外見チェックリスト ・・・・・・・ 68
様式・出来形 13-1-1(1)　；被覆石均し出来形管理図(1) ・・・・・・・・・・・・・・ 69
様式・出来形 13-1-1(2)　；被覆石均し出来形管理図(2) ・・・・・・・・・・・・・・ 69-2
様式・出来形 13-3-1　　；根固ブロック製作出来形管理表 ・・・・・・・・・・・ 70
様式・出来形 14-1(1)　　；上部コンクリート(防波堤)出来形管理表 ・・・ 71
様式・出来形 14-1(2)　　；上部コンクリート(岸壁)出来形管理表 ・・・・・ 72

様式・出来形 15-1-1　；係船柱出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
様式・出来形 15-2-1　；防舷材出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
様式・出来形 15-3-1　；車止出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
様式・出来形 17-3-1　；土砂掘削出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
様式・出来形 24-1-1(1)　；すみ肉溶接出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
様式・出来形 24-1-1(2)　；突合わせ溶接出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・ 78
様式・出来形 24-1-1(3)　；鉄筋フレア溶接出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・ 79
様式・出来形 25-1(1)　；浚渫出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
様式・出来形 25-1(2)　；浚渫出来形管理図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

１章　共通的工種

１－１　圧密・排水工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．サンドドレーン	位　置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督職員の指示による。	１cm	管理図に測定結果を記入し提出	㊖による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全　数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －０ 先端深度 ＋０ －規定しない	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
	砂の投入量	打込記録の確認	全　数	$0.1m^3$	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
２．敷砂均し	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	様式・出来形1-1-2参照
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高１cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±30cm天端幅、法面勾配は㊖による。	
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
３．載荷土砂	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高１cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±50cm 天端幅、法面勾配は㊖による。	
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
4．ペーパードレーン	位　置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督職員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	㊨による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全　数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
	ドレーン材の打込長	打込記録の確認	全　数	10cm	打込記録紙に打込長を記入し提出		
5．グラベルマット	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	様式・出来形1-2-2参照
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±30cm天端幅、法面勾配は㊨による。	
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
6．グラベルドレーン	位　置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督職員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	㊨による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全　数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
	砕石の投入量	打込記録の確認	全　数	$0.1m^3$	打込記録紙に砕石の投入量を記入し提出		

１－２　締固工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．ロッドコンパクション	位　置	トランシット及び光波測距儀等により測定	㊨による。	10cm	管理図に測定結果を記入し提出		
	充填材の投入量			0.1m^3	測定記録等の提出		
	天端高	打込記録の確認	全　数	10cm	打込記録の提出	天端高 ＋規定しない －０	
	先端深度	打込記録の確認	全　数	10cm	打込記録の提出	先端深度 ＋０ －規定しない	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
２．サンドコンパクションパイル	位　置	トランシット、光波測距儀により測定	転船毎及び監督職員の指示による。	１cm	管理図に測定結果を記入し提出	㊨による。	様式・出来形1-2-2参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －０ 先端深度 ＋０ －規定しない	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
	砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1m^3	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
	盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は㊨による。	10cm	盛上り量の平面図を作成し提出		
３．盛上土砂撤去	撤去量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は㊨による。	10cm	撤去量の平面図を作成し提出		
４．敷砂均し							1-2-2敷砂均しを適用する。

１－3　固化工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．深層混合処理杭	位　置	トランシット及び光波測距儀等により測定	海上施工は改良杭全数。陸上施工は㊨による。	１cm	管理図に測定結果を記入し提出		様式・出来形1-3-1参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
	鉛直度 接　合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数　深度方向に２～５m程度毎に測定（引抜きと貫入時）	１分又は１cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	㊨による。	陸上施工は除く。
	天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	１cm	打込記録紙に天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 ＋規定しない －０ 先端深度 ＋０ －規定しない	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
	固化材吐出量	流量計等により硬化材のm当りの吐出量を確認	改良杭全数	１ℓまたは１ｔ	打込記録紙に硬化材吐出量を記入し提出		
	盛上り量	音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛上り量の図面を作成し提出		
２．敷砂均し							1-2-2敷砂均しを適用する。
３．事前混合処理	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	
	天端高、天端幅	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高１cm	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	㊨による。	
		水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
４．表層固化処理	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	
	天端高、天端幅、厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高・厚さ１cm	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	㊨による。	

１－4　洗掘防止工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20ｍに１箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	㊨による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
	重ね幅	スチールテープ等により測定	１枚に２点	１cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上（合成樹脂系マット）	
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

１－5　中詰工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．砂・石材中詰	天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	１室につき１箇所(中心)	１cm	管理表を作成し提出	陸上±５cm 水中±10cm	様式・出来形1-5-1参照
２．コンクリート中詰 ３．プレパックドコンクリート中詰	天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	１室につき１箇所(中心)	１cm	管理表を作成し提出	陸上±３cm 水中±５cm	

１－6　蓋コンクリートエ

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．蓋コンクリート	天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等により測定	１室につき１箇所(中心)	１cm	管理表を作成し提出	陸上±３cm 水中±５cm	様式・出来形1-6-1参照

１－7　蓋ブロックエ

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．蓋ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	１cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm,－１cm 高さ＋２cm,－１cm 長さ＋２cm,－１cm 壁厚±１cm	
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	１cm	管理表を作成し提出		
２．蓋ブロック据付	蓋ブロック据付（天端高）	レベル、水糸張り、スチールテープ等により測定	１室につき１箇所	１cm	管理表を作成し提出	陸上±３cm 水中±５cm	

１－8　鋼矢板工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．先行掘削	位　置	トランシット、スチールテープ等により測定	全　数	10cm	測定表を作成し提出	㊮による。	
	掘削長 掘削深度	レベル等により測定	全　数	10cm	測定表を作成し提出	㊮による。	＋:設計値より浅いことをいう －:設計値より深いことをいう
	掘削径	スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認）	全数（水中の場合は適宜）	10cm	測定表を作成し提出	㊮による。	
２．鋼矢板							
イ）鋼矢板	打込記録	**共**第4編 5-3-13-2-(10)打込記録	40枚に１枚		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	１cm	管理表を作成し提出	＋矢板１枚幅 －０	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点	１cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	１cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板１枚幅未満 10/1000以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に１枚	１cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全　数		観察結果を報告		
ロ）鋼管矢板	打込記録	**共**第4編 5-3-13-2-(10)打込記録	20本に１本		打込記録を提出		
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	１cm	管理表を作成し提出	㊮による。	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に１本及び計画法線の変化点	１cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後10本に１本及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	１cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板１枚幅未満 10/1000以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に１本	１cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全　数		観察結果を報告		

１－9　控工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．控鋼矢板	打込記録	**共**第4編5-3-14-2-(10) 打込記録	40枚に１枚		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	１cm	管理表を作成し提出	＋矢板１枚幅 －０	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点	１cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	１cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板１枚幅未満 10/1000以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に１枚	１cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全　数		観察結果を報告		
２．控鋼杭	打込記録	**共**第4編5-3-14-3-(8) 打込記録	20本に１本		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照
	杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	１cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	１cm	管理表を作成し提出	±５cm	
	杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	１°	管理表を作成し提出	直杭２° 以下 斜杭３° 以下	
３．プレキャストコンクリート控壁	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数	１cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm,－１cm 高さ＋２cm,－１cm 長さ＋２cm,－１cm 壁厚±１cm	
	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）	１cm	管理表を作成し提出	±５cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）	１cm	管理表を作成し提出	㊮による。	
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	１cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所	１cm	管理表を作成し提出		

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
4．場所打コンクリート控壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	１スパン３箇所	１cm	測定表を作成し提出	±２cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は㊟による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所	１cm	測定表を作成し提出	±２cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	１cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所	１cm	測定表を作成し提出	±３cm	
5．腹　起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端（継手毎）全数	１cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-5参照
	継手位置	観　察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
	ボルトの取付け	観　察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
	矢板と腹起しとの密着	観　察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告		
6．タイ材							
イ）タイロッド取付	取付け高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	１cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-6参照 腹起しに取り付ける場合は不要
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	１cm	管理表を作成し提出		
	定着ナットの締付け	観　察	全　数		観察結果を報告	ねじ山が３つ山以上突き出していること。	
	ターンバックルのねじ込み長さ	観　察	全　数	１cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上	
	リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観　察	全　数		観察結果を報告		
	支保材の天端高	レベル等により測定	適　宜	１cm	管理表を作成し提出		
ロ）タイワイヤー取付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	１cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	１cm	管理表を作成し提出		
	定着ナットの締付け	観　察	全　数		観察結果を報告	ねじ山が３つ山以上突き出していること。	

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
	定着具端部栓の取付け	観　察	全　数		観察結果を報告		
	トランペットシースの取付	観　察	全　数		観察結果を報告		

１－10　鋼杭工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．先行掘削							1-8-1先行掘削を適用する。
２．鋼　杭	打込記録	**共**第4編 5-3-14-3(8) 打込記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に１本		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照
	杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	１cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	１cm	管理表を作成し提出	±５cm	
	杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	１°	管理表を作成し提出	直杭２° 以下 斜杭３° 以下	

１－11　コンクリート杭工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．コンクリート杭	打込記録	JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に１本		JIS A 7201 付表５打込み工法記録を作成し提出		
	杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	１cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	１cm	管理表を作成し提出	±５cm	
	杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	１°	管理表を作成し提出	直杭２°以下 斜杭３°以下	

１－12　防食工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．電気防食	取付位置	目視（承諾された図面より確認）潜水士による。	取付完了後、全数	㊨による	確認結果を提出		様式・出来形1-12-1参照
	電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎	１ｍＶ	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準；－770ｍＶ 海水塩化銀基準；－780ｍＶ 又は飽和硫酸銅電極基準；－850ｍＶ	
２．ＦＲＰモルタル被覆	取付高さ	レベルにより測定	取付完了後、上端高さ 鋼管杭；全　数 矢板；１打設３箇所以	㊨による	測定表を作成し提出		
３．ペトロラタム被覆 ４．コンクリート被覆 ５．防食塗装	高さ	レベルにより測定	完了後、上端・下端高さ 鋼管杭；全　数 矢板；１打設３箇所以上	㊨による	測定表を作成し提出		

１－13　コンクリート舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．下層路盤	高　さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の３点を延長20ｍに１箇所、道路舗装は中心及び両端部の３点を延長40ｍに１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	±４cm	様式・出来形1-13-1参照
	厚　さ	レベル等により測定	舗装は1,000ｍ^{2}に１箇所、道路舗装は㊨による。	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －4.5cm	
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －５cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	両端２箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
２．上層路盤	厚　さ	レベル等により測定	舗装は1,000ｍ^{2}に１箇所、道路舗装は㊨による。	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －2.5cm	
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －５cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	両端２箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
３．コンクリート舗装版	厚　さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の３点を延長20ｍに１箇所、道路舗装は中心及び両端部の３点を延長40ｍに１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －１cm	コンクリート版の厚さ、その他を確認するため、監督職員が必要と認めたときは、コアを採取する。
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －2.5cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	両端２箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
	平坦性	３ｍプロフィルメータにより測定	各レーン毎全延長	１㎜	記録紙及び管理表を作成し提出	機械舗設の場合 ２㎜以下 人力舗設の場合 ３㎜以下	

１－14　アスファルト舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．下層路盤	高　さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の３点を延長20ｍに１箇所、道路舗装は中心及び両端部の３点を延長40ｍに１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	±５cm	
	厚　さ	レベル等により測定	舗装は1,000ｍ^{2}に１箇所、道路舗装は㊮による。	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －4.5cm	
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －５cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	両端２箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
２．上層路盤	厚　さ	レベル等により測定	舗装は1,000ｍ^{2}に１箇所、道路舗装は㊮による。	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －３cm	
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －５cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	両端２箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
３．基　層	厚　さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000ｍ^{2}に１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －1.2cm	様式・出来形1-14-3参照
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －2.5cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	両端２箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
４．表　層	厚　さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000ｍ^{2}に１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －９㎜	様式・出来形1-14-3参照
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －2.5cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	両端２箇所	１㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
	平坦性	３ｍプロフィルメータにより測定	各レーン毎全延長	１㎜	記録紙及び管理表を作成し提出	2.4㎜以下	

１－15　植生工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．張　芝 ２．筋　芝	材料の使用数量	使用数量表等により確認	施工完了後		使用数量表等を作成し提出		
	長さ、幅（面積）	スチールテープ等により測定	施工完了後	10cm ($0.1m^2$)	管理表を作成し提出	＋規定しない －０	
	植生状況	観　察	施工完了後、区域全体		観察結果を報告		
３．播　種 ４．種子吹付	材料の使用数量	使用数量表等により確認	施工完了後		使用数量表等を作成し提出		
	長さ、幅（面積）	スチールテープ等により測定	施工完了後	10cm ($0.1m^2$)	管理表を作成し提出	＋規定しない －０	
	植生状況	㊮による。	㊮による。		㊮による。	㊮による。	
５．植　栽	材料の使用数量	使用数量表等により確認	搬入時、全数		使用数量表等を作成し提出		
	樹高、枝張り幅、幹周り	スチールテープ等により測定	種類毎、搬入後適宜	樹高、枝張り幅 10cm 幹周り　１cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －０	
	植付け状況	観　察	施工完了後、全本数		観察結果を報告		

２章　土捨工

３章　海上地盤改良工

３－１　床掘工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．ポンプ床掘 ２．グラブ床掘	水　深 （底面）	調査共通仕様書による。又は㊮による。	測線間隔は㊮による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	±30cm又は㊮による。	断面図は監督職員が指示したとき作成し提出
	（法面）	調査共通仕様書による。又は㊮による。	測線間隔は㊮による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	外側２ｍ(法面に直角) 内側30cm(法面に直角）又は㊮による。	

３－２　置換工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．置換材均し	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	様式・出来形3-2-1参照
	天端高、天端幅、法面	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下測点間隔10m以下	天端高１cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±50cm又は㊮による 天端幅、法面は㊮による。	
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下測点間隔20m以下	10cm			

３－３　圧密・排水工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
圧密・排水工							1-1圧密・排水工を適用する。

３－４　締固工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
締固工							1-2締固工を適用する。

３－５　固化工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
固化工							1-3固化工を適用する。

４章　基礎工

４－１　基礎盛砂工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．盛砂均し	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	様式・出来形1-2-2参照
	天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±30cm天端幅、法面勾配は㊖による。	

４－２　洗掘防止工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
洗掘防止工							1-4洗掘防止工を適用する。

４－３　基礎捨石工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10ｍ以下	10cm	出来形図を作成し提出	㊮による。	
	法　面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10ｍ以下測点３点以上、但し、マウンド厚２ｍ以下の場合は２点以上	10cm	出来形図を作成し提出	㊮による。	
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10ｍ以下	10cm	出来形図を作成し提出	㊮による。	
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	出来形図を作成し提出	㊮による。	
２．捨石本均し	天端高	レベル又は㊮により測定	測線及び測点間隔は10ｍ以下	１cm	出来形図を作成し提出	±５cm	様式・出来形4-3-2参照
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10ｍ以下	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
３．捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10ｍ以下	10cm	出来形図を作成し提出	注)-1　±50cm、岸壁前面＋０，－20cm又は㊮による。 異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm 又は㊮による。	注)-1　係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
	法　面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10ｍ以下測点３点以上、但し、マウンド厚２ｍ以下の場合は２点以上	10cm	出来形図を作成し提出	注)-2　±50cm（法面に直角） 異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm 又は㊮による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10ｍ以下	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

４－４　基礎ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	１cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm,－１cm 高さ＋２cm,－１cm 長さ＋２cm,－１cm 壁厚±１cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	１cm	管理表を作成し提出		
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	全　数		観察結果を報告		
２．基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）	１cm	管理表を作成し提出	±５cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）	１cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) ３cm以下	
	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	１cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最上段の	１cm	管理表を作成し提出		

５章　本体工（ケーソン式）

５－１　ケーソン製作工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	スチールテープ等により確認	始・終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	㊨による。	
	高　さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅	１cm	管理表を作成し提出	＋３cm －１cm	様式・出来形5-1-1参照
	幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	１cm	管理表を作成し提出	＋３cm －１cm	
	長　さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	１cm	管理表を作成し提出	＋３cm －１cm	
	壁　厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁１箇所	１cm	管理表を作成し提出	±１cm	
	底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部１箇所	１cm	管理表を作成し提出	＋３cm －１cm	
	フーチング高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅	１cm	管理表を作成し提出	＋３cm －１cm	
	対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時	１cm	管理表を作成し提出	±５cm	
	バラスト	レベル等により測定	各室中央部１箇所	１cm	管理表を作成し提出	砕石・砂　±10cm ｺﾝｸﾘｰﾄ　±５cm	投入量管理

５－２　ケーソン進水据付工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．ケーソン進水据付	法線に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端２箇所	１cm	管理表を作成し提出	防波堤　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満±20cm 2,000t以上±30cm 岸　壁　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満±10cm 2,000t以上±15cm	様式・出来形5-2-1参照
	据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、天端２箇所	１cm	管理表を作成し提出	防波堤　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満 20cm以下 2,000t以上 30cm以下 岸　壁　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満 10cm以下 2,000t以上 20cm以下	
	天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅	１cm	管理表を作成し提出		
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	１cm	管理表を作成し提出		

５－３　中詰工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
中詰工							1-5中詰工を適用する。

５－４　蓋コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
蓋コンクリート工							1-6蓋コンクリート工を適用する。

５－５　蓋ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
蓋ブロック工							1-7蓋ブロック工を適用する。

６章　本体工（ブロック式）

６－１　本体ブロック製作工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．本体ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	１cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm,－１cm 高さ＋２cm,－１cm 長さ＋２cm,－１cm 壁厚±１cm	様式・出来形6-1参照 Ｌ型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	１cm	管理表を作成し提出		様式・出来形6-1参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観　察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観（異形ブロック）	観　察	全　数		観察結果を報告		

６－２　本体ブロック据付工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．本体ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）	１cm	管理表を作成し提出	±５cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）	１cm	管理表を作成し提出	Ｌ型ブロック セルラーブロック ５cm以下 直立消波ブロック ブロック(方塊) ３cm以下	
	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	１cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最上段の	１cm	管理表を作成し提出		

６－３　中詰工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
中詰工							1-5中詰工を適用する。

６－４　蓋コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
蓋コンクリート工							1-6蓋コンクリート工を適用する。

６－５　蓋ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
蓋ブロック工							1-7蓋ブロック工を適用する。

７章　本体工（場所打式）

７－１　場所打コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
場所打コンクリート工							
イ）防波堤	天端高	レベル等により測定	天端面は１スパン４箇所以上 パラペット頂部は１スパン２箇所以上	１cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±２cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－２cm	様式・出来形14-1参照 天端高さの管理項目の選定は㊮による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所	１cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±３cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－３cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上	１cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所	１cm	測定表を作成し提出	±５cm 注） 又は㊮による。	
ロ）岸　壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	１スパン３箇所	１cm	測定表を作成し提出	±２cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は㊮による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所	１cm	測定表を作成し提出	±２cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上	１cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所	１cm	測定表を作成し提出	±３cm	
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	１cm	測定表を作成し提出		

７－２　水中コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
水中コンクリート工							7-1場所打コンクリート工を適用する。

７－３　プレパックドコンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
プレパックドコンクリート工							7-1場所打コンクリート工を適用する。

７－４　水中不分離性コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
水中不分離性コンクリート工							7-1場所打コンクリート工を適用する。

８章　本体工（捨石・捨ブロック式）

８－１　洗掘防止工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
洗掘防止工							1-4洗掘防止工を適用する。

８－２　本体捨石工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
本体捨石工							4-3基礎捨石工を適用する。

８－３　捨ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に１個以上測定	１cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm, －１cm 高さ＋２cm, －１cm 長さ＋２cm, －１cm 壁厚±１cm	様式・出来形6-1参照 ブロック（方塊）
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に１個以上測定	１cm	管理表を作成し提出		
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	全　数		観察結果を報告		
２．捨ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）	１cm	管理表を作成し提出	±５cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）	１cm	管理表を作成し提出	ブロック（方塊） ３cm以下	
	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	１cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最上段の	１cm	管理表を作成し提出		

８－４　場所打コンクリートエ

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は１スパン４箇所以上 パラペット頂部は１スパン２箇所以上	１cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±２cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－２cm	様式・出来形14-1参照 天端高さの管理項目の選定は㊮による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所	１cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±３cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－３cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上	１cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所	１cm	測定表を作成し提出	±５cm 注) 又は㊮による。	

９章　本体工（鋼矢板式）

９－１　鋼矢板工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
鋼矢板工							1-8鋼矢板工を適用する。

９－２　控　工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
控　工							1-9控工を適用する。

10章　本体工（コンクリート矢板式）

10－１　コンクリート矢板工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．コンクリート矢板	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	１cm	管理表を作成し提出	＋矢板１枚幅 －０	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点	１cm	管理表を作成し提出	㊮による。	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	㊮による。	
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	１cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板１枚幅未満2/100以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に１枚	１cm	管理表を作成し提出	±５cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全　数		観察結果を報告		

10－２　控　工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
控　工							1-9控工を適用する。

11章　本体工（鋼杭式）

11－１．鋼杭工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
鋼杭工							1-10鋼杭工を適用する。

12章　本体工（コンクリート杭式）

12－１　コンクリート杭工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
コンクリート杭工							1-11コンクリート杭工を適用する。

13章　被覆・根固工

13－１ 被覆石工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．被覆石 (均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10ｍ以下	10cm	出来形図を作成し提出	㊮による。	様式・出来形13-1-1参照
２．被覆石均し	法　面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点３点以上但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面（整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は㊮による。	
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	

13－２　被覆ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．被覆ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告		
２．被覆ブロック据付	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ)	１０cm	管理表を作成し提出		

13－３　根固ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	10個に１個以上測定	１cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm,－１cm 高さ＋２cm,－１cm 長さ＋２cm,－１cm 壁厚±１cm	様式・出来形13-3-1参照
	対角線	スチールテープ等により測定	10個に１個以上測定	１cm	管理表を作成し提出		
２．根固ブロック据付							13-2-2被覆ブロック据付を適用する。

14章　上部工

14－１　上部コンクリートエ

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
上部コンクリート工							
イ）防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は１スパン４箇所以上 パラペット頂部は１スパン２箇所以上	１cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±２cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－２cm	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は㊮による。 注）本体がケーソンの場合ケーソン質量 2,000t未満　±20cm 2,000t以上　±30cm
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所	１cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±３cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－３cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上	１cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所	１cm	測定表を作成し提出	±５cm 注） 又は㊮による。	
ロ）岸　壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	１スパン３箇所	１cm	測定表を作成し提出	±２cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は㊮による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所	１cm	測定表を作成し提出	±２cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上	１cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所	１cm	測定表を作成し提出	±３cm	
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	１cm	測定表を作成し提出		
ハ）桟　橋							14-1上部コンクリート工 ﾛ)岸壁を適用する。 梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。

14－２　上部ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．上部ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	１cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm,－１cm 高さ＋２cm,－１cm 長さ＋２cm,－１cm 壁厚±１cm	
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	１cm	管理表を作成し提出		
２．上部ブロック据付							
イ）防波堤							14-1上部コンクリート工 ｲ)防波堤を適用す
ロ）岸　壁							14-1上部コンクリート工 ﾛ)岸壁を適用する。
ハ）桟橋上部コンクリート							14-1上部コンクリート工 ﾊ)桟橋を適用する。

15章　付属工

15－１　係船柱工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．係船柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	１cm	管理表を作成し提出	曲柱±２cm 直柱±２cm	様式・出来形15-1-1参照
	岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	１cm	管理表を作成し提出		
	中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	１cm	管理表を作成し提出		
	直柱基礎コンクリート（幅）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、天端両端	１cm	管理表を作成し提出		
	（長さ）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、前後面	１cm	管理表を作成し提出		
	（高さ）	レベルにより測定	完了時、全数、中心点	１cm	管理表を作成し提出		

15－２　防舷材工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	１cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-2-1参照
	中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	１cm	管理表を作成し提出		

15－３　車止・縁金物工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
車止・縁金物工	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	１cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-3-1参照
	岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了後中心部を１点	１cm	管理表を作成し提出	±３cm	
	取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工１スパンに２箇所	１cm	管理表を作成し提出		
	塗　装	目視による観察			観察結果を報告		
	警戒色（シマ模様）	スチールテープ等により測定	完了時適宜		確認結果を報告		

15－４　防食工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
防食工							1-12防食工を適用する。

15－５　付属設備工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
係船環	取付位置	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	１cm	管理表を作成し提出		

16章　消波工

16－１　洗掘防止工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
洗掘防止工							1-4洗掘防止工を適用する。

16－２　消波ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．消波ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観　察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観（異形ブロック）	観　察	10個に1個以上測定		観察結果を報告		
２．消波ブロック据付	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	１０cm	管理表を作成し提出		

17章　裏込・裏埋工

17－１　裏込工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．裏込材 (均しを行わない面)	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10ｍ以下	陸上　１cm 水中　10cm	出来形図を作成し提出	㊮による。	
	法　面	レベル、レッドにより測定	測点は３点以上	10cm	出来形図を作成し提出	㊮による。	
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	㊮による。	
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	㊮による。	
２．裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10ｍ以下	陸上　１cm 水中　10cm	出来形図を作成し提出	±20cm	
	法　面	レベル、レッドにより測定	測点は３点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±20cm （法面に直角）	マット等を使用する場合を含む。
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
３．吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに１箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	㊮による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
	重ね幅	スチールテープ等により測定	１枚に２点	１cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上（合成樹脂系マット）	
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

17－２　裏埋工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
裏埋工	地盤高 （陸上部）	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	１cm	平面図に実測値を記入し提出	㊮による。	変化点は測定する。
	（水中部）	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	㊮による。	変化点は測定する。

17－３　裏埋土工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．土砂掘削 ２．土砂盛土	基準高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに１箇所以上	１cm	測定表を作成し提出	㊮による。	様式・出来形17-3-1参照
	幅	スチールテープ等により測定	20mに１箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	㊮による。	
	法長	スチールテープ等により測定	20mに１箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	㊮による。	
	延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心	10cm	測定表を作成し提出	㊮による。	

18章　陸上地盤改良工

18－１　圧密・排水工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
圧密・排水工							1-1圧密・排水工を適用する。

18－２　締固工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
締固工							1-2締固工を適用する。

18－３　固化工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
固化工							1-3固化工を適用する。

19章　土　工

19－１　掘削工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．土砂掘削							17-3-1土砂掘削を適用する。

19－２　盛土工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．土砂盛土							17-3-2土砂盛土を適用する。

19－３　路床盛土工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1．路床盛土	高　さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の３点を延長20ｍに１箇所、道路舗装は中心及び両端部の３点を延長40ｍに１箇所	１cm	測定表を作成し提出	±５cm	
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所	１cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －10cm	
	延　長	スチールテープ等により測定	両端２箇所	１cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	

19－４　法面工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．法　面							17-3-1土砂掘削、17-3-2土砂盛土及び1-15植生工を適用する。

20章　舗装工

20－１　コンクリート舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
コンクリート舗装工							1-13コンクリート舗装工を適用する。

20－２　アスファルト舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
アスファルト舗装工							1-14アスファルト舗装工を適用する。

21章　維持補修工

21－１ 維持塗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．係船柱塗装	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	㊮による。	
２．車止塗装							
イ）鋼　製	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	㊮による。	
ロ）その他	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	㊮による。	
３．縁金物塗装							21-1-2車止塗装を適用する。

21－２　防食工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
防食工							1-12防食工を適用する。

22章　構造物撤去工

22－１　取壊し工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．コンクリート取壊し	外　観	目視による観察	全　数		観察結果を報告		

22－２　撤去工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	㊨による。	㊨による。	管理表を作成し提出	㊨による。	
	外　観	潜水士による観察	全　数		観察結果を報告		
２．鋼矢板等切断撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数	１cm	測定表を作成し提出	㊨による。	
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数		観察結果を報告		
３．腹起・タイ材撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数	㊨による。	測定表を作成し提出	㊨による。	
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数		観察結果を報告		
４．舗装版撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	㊨による。	㊨による。	管理表を作成し提出	㊨による。	
	外　観	目視による観察	全　数		観察結果を報告		
５．石材撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	㊨による。	㊨による。	管理表を作成し提出	㊨による。	
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数		観察結果を報告		
６．ケーソン撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数	㊨による。	測定表を作成し提出	㊨による。	
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数		観察結果を報告		
７．ブロック撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数	㊨による。	測定表を作成し提出	㊨による。	
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数		観察結果を報告		
８．鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数	１cm	測定表を作成し提出	㊨による。	
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数		観察結果を報告		

23章　仮設工

23－１ 仮設鋼矢板工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．仮設鋼矢板・H形鋼杭	矢板天端高	レベル等により測定	打込完了時、２０枚に１枚（H形鋼杭は全数）	１cm	管理表を作成し提出	±10cm	
	根入長	レベル等により測定	打込完了時、２０枚に１枚（H形鋼杭は全数）	１０cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －０cm	

23－２ 仮設鋼管杭・鋼管矢板工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．先行掘削							1-8-1先行掘削を適用する。（任意仮設は除く）
２．仮設鋼管杭・鋼管矢板工							1-8-2鋼矢板式 ﾛ)鋼管矢板及び1-10-2鋼杭を適用する。（任意仮設

23－３　仮設道路工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．仮設道路工							1-13コンクリート舗装工及び1-14アスファルト舗装工を適用する。

24章　雑　工

24－１　現場鋼材溶接工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．現場鋼材溶接	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適　宜	１mm	測定表を作成し提出	㊨による。	様式・出来形24-1-1参照
	ひずみ	目視による観察	全　数		観察結果を報告		
	有害な欠陥の有　無	目視による観察	適　宜		観察結果を報告		
２．被覆溶接(水中)	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適　宜	１mm 溶接長は１cm	測定表を作成し提出	㊨による。	
	外　観	潜水士による観察	全　数		観察結果を報告		
３．スタッド溶接(水中)							24-1-2被覆溶接（水中）を適用する。

24－２　現場鋼材切断工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．現場鋼材切断							
イ）陸上現場切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数	１㎜	測定表を作成し提出	㊮による。	
	外　観	目視による観察	全　数		観察結果を報告		
ロ）水中切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数	１㎜	測定表を作成し提出	㊮による。	
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数		観察結果を報告		

24－３　その他雑工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．清　掃	幅、長さ、延長	スチールテープ等により測定	全　数	１㎜	測定表を作成し提出	㊮による。	
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数		観察結果を報告		
２．削　孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数	１㎜	測定表を作成し提出	㊮による。	
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数		観察結果を報告		

25章　浚渫工

25－１　ポンプ浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．ポンプ浚渫	水　深（底面）	㊮による。	㊮による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	＋０ －規定しない又は㊮による。	様式・出来形25-1参照 ＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
	（法面）	㊮検測方法による。	測線間隔は㊮による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	＋０ －規定しない又は㊮による。	

25－２　グラブ浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．グラブ浚渫							25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

25－３　硬土盤浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．硬土盤浚渫							25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

25－４　岩盤浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．砕岩浚渫							25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

25－５　バックホウ浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．バックホウ浚渫							25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

26章　埋立工

26－１　固化工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
固化工							1-3固化工を適用する。

26－２　埋立土工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．土砂掘削							17-3-1土砂掘削を適用する。
２．土砂盛土							17-3-2土砂盛土を適用する。

27章　道路舗装工

27－１　コンクリート舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
コンクリート舗装工							1-13コンクリート舗装工を適用する。

27－２　アスファルト舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
アスファルト舗装工							1-14アスファルト舗装工を適用する。

27－３　道路付属工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１．縁　石	高　さ	レベルにより測定	監督職員の指示による。	１cm	測定表を作成し提出	±３cm	
	総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所	１cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －５cm	
２．区画線及び道路標示	幅	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。	１cm	測定表を作成し提出	±１cm	
	長　さ	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。	１cm	測定表を作成し提出	±10cm	
３．道路標識	高　さ	スチールテープ等により測定	１箇所に１回	１cm	測定表を作成し提出	±５cm	
４．防護柵	高　さ	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。	１cm	測定表を作成し提出	＋３cm －２cm	
	総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所	１cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －10cm	

28章　緑地工

28－１　植生工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
植生工							1-15植生工を適用する。

［ 参 考 ・ 様 式 ］

様式・出来形1－1－2(1)

敷砂出来形管理表

平成　年　月　日

工事名：

主任技術者(監理技術者)

測点	種別	天端高											天端幅				延長		
		L－50m	L－40m	L－30m	L－20m	L－10m	CL	R－10	R－20	R－30	R－40	R－50	港外法面	天端港外	天端港内	港内法面	港外側	法線上	港内側
NO. ○○	設計値																		
	測定値																NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差																～	～	～
NO. ○○+○. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○+○. ○○	設計値																○○m	○○m	○○m
	測定値																○○	○○	○○
	差																○○	○○	○○
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○+○. ○○	設計値																～	～	～
	測定値																NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差																～	～	～
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																○○m	○○m	○○m
	測定値																○○	○○	○○
	差																○○	○○	○○
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																～	～	～
	測定値																NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差																		

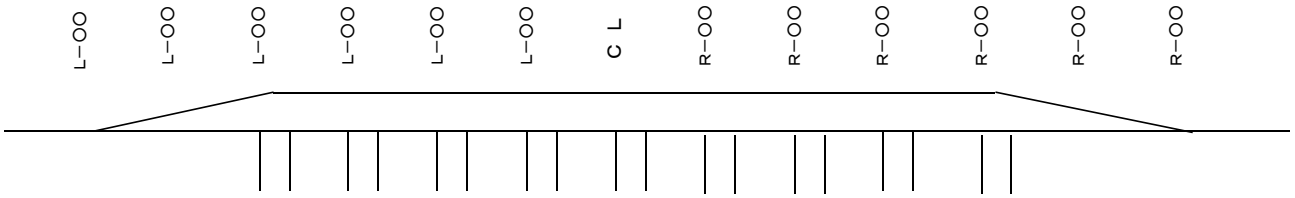

様式・出来形１－１－2(2)

工事名：

敷砂出来形管理図

敷砂　平面図

NO. 0　NO. 1　NO. 2　NO. 3　NO. 4　NO. 5　NO. 6　NO. 7　NO. 8　NO. 9　NO. 10　NO. 11　NO. 12　NO. 13　NO. 14　NO. 15　NO. 16　NO. 17　NO. 18　NO. 19　NO. 20

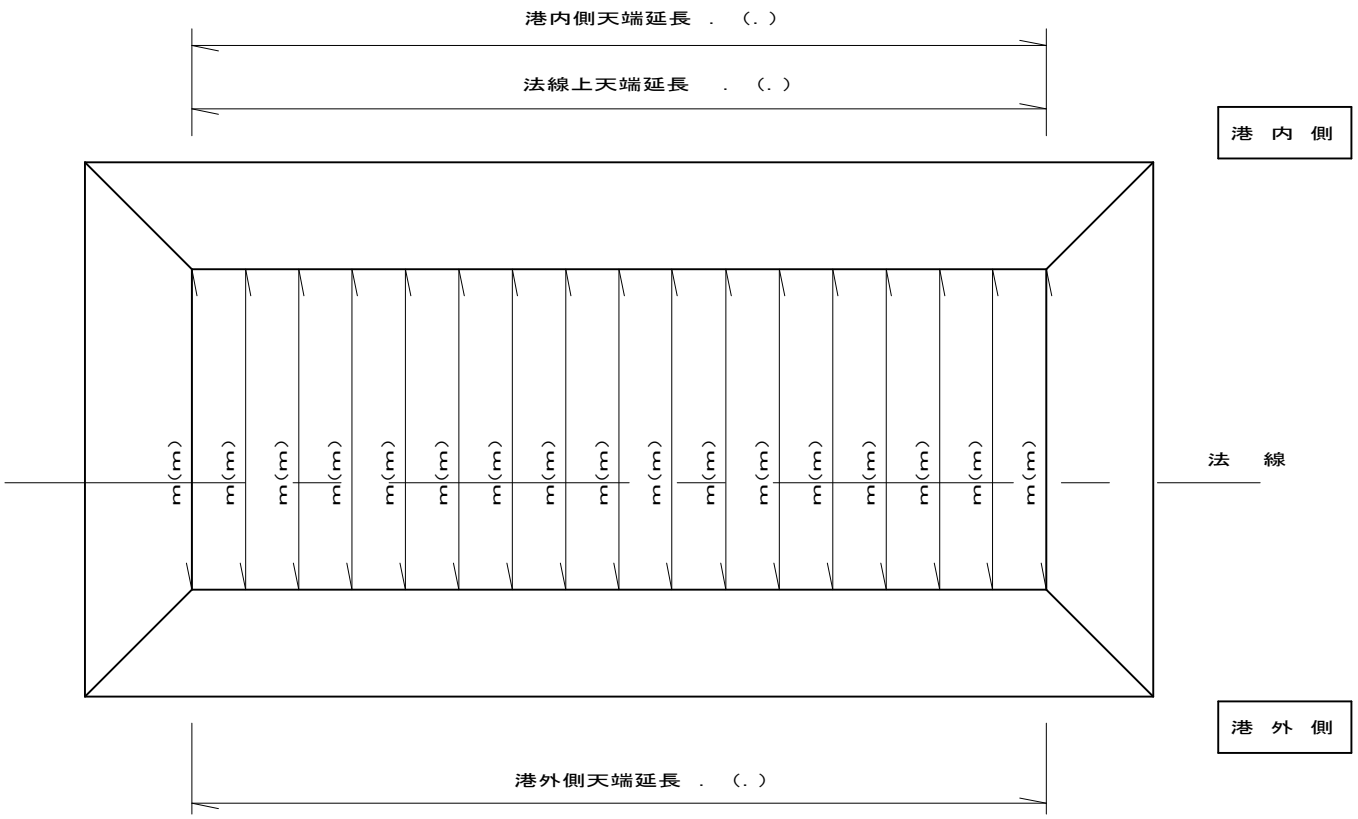

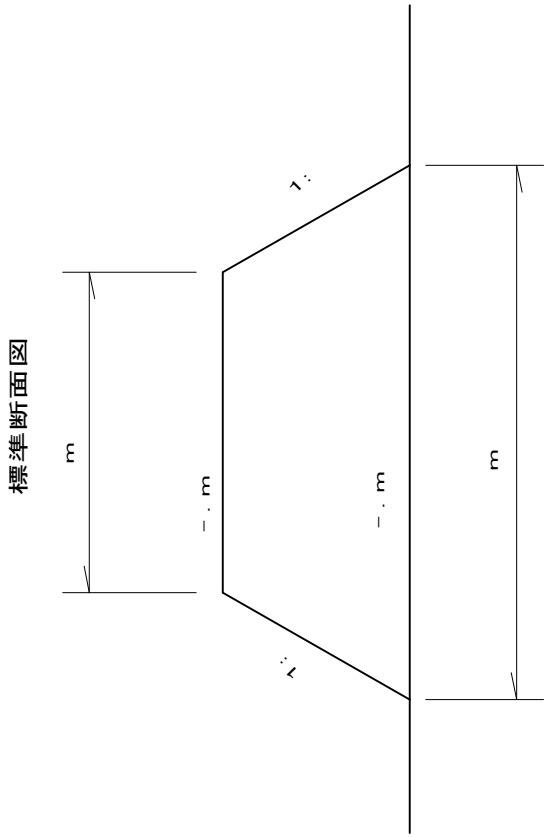

凡　例
(　) : 設計値
実　数 : 実測値

様式・出来形1－2－2(1)

サンドコンパクションパイル出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
A列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
B列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

様式・出来形１－２－2(2)

砂投入管理表

工事名:

現場代理人

打設杭NO	ＳＣＰ部					ＳＤ部					全砂量				
	設計		実施		累計打設量	設計		実施		累計打設量	設計		実施		累計打設量
	打設長	打設量	打設長	打設量		打設長	打設量	打設長	打設量		打設長	打設量	打設長	打設量	
A－1															
A－2															
○－○															
○－○															
○－○															
○－○															
○－○															
計															

工事名：

様式・出来形１－２－２(3)

締固工　深浅図

平　面　図

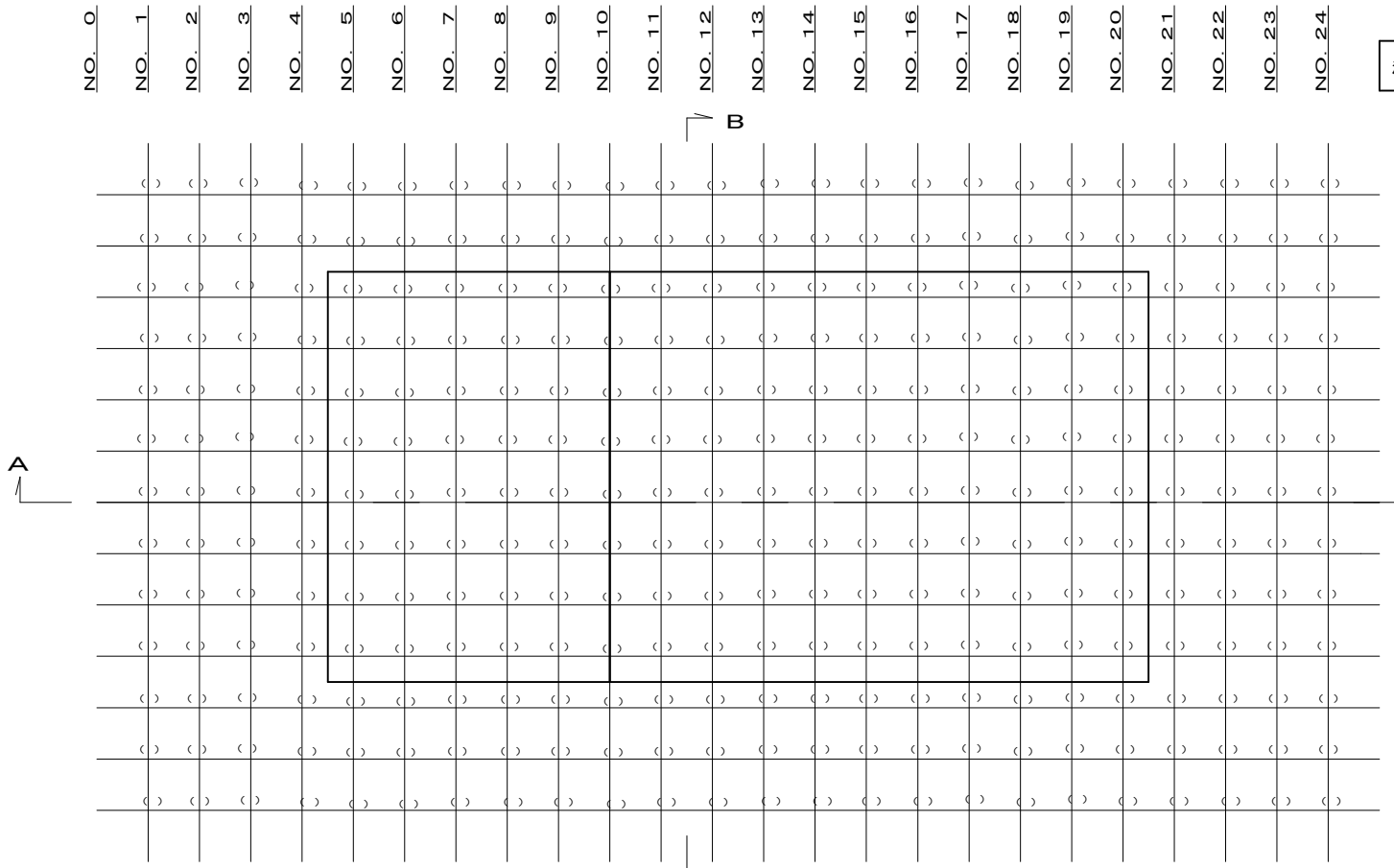

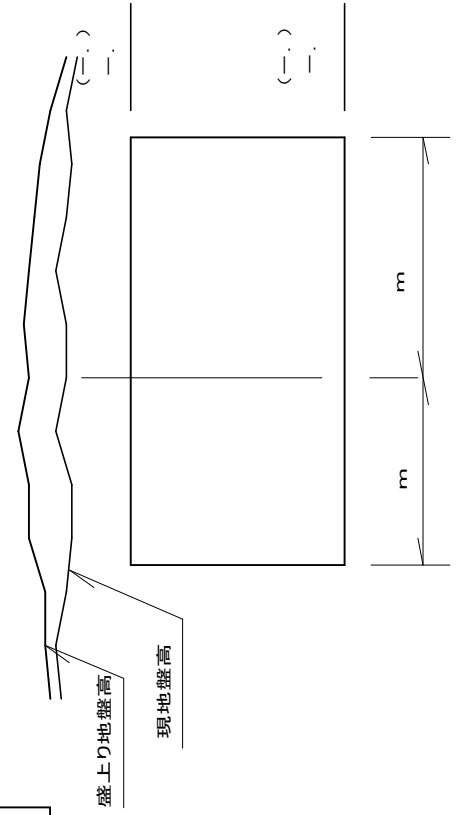

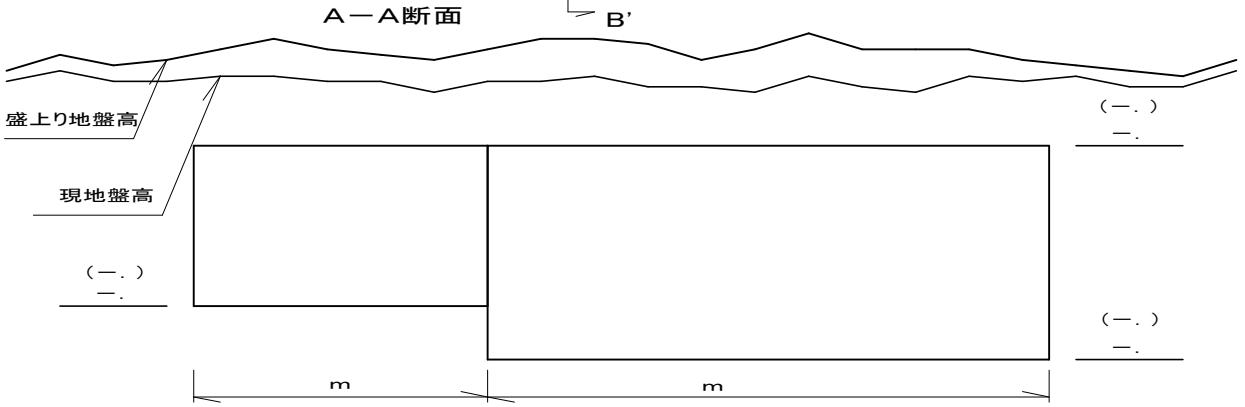

凡　　例

(　　)：設計値

実　数：実測値

様式・出来形1－3－1(1)

深層混合処理杭出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

NO.		打設位置		杭出来形			スラリー量		NO.		打設位置		杭出来形			スラリー量	
		X方向	Y方向	天端高	先端深度	改良長	総吐出量	1m当り			X方向	Y方向	天端高	先端深度	改良長	総吐出量	1m当り
	設計値									設計値							
	実測値									実測値							
	差									差							

様式・出来形1－3－1(2)

深層混合処理杭鉛直度管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

NO.	測定深度	鉛直度 (X方向) 分	鉛直度 (X方向) 秒	鉛直度 (Y方向) 分	鉛直度 (Y方向) 秒	NO.	測定深度	鉛直度 (X方向) 分	鉛直度 (X方向) 秒	鉛直度 (Y方向) 分	鉛直度 (Y方向) 秒	NO.	測定深度	鉛直度 (X方向) 分	鉛直度 (X方向) 秒	鉛直度 (Y方向) 分	鉛直度 (Y方向) 秒

様式・出来形１－４－１(1)

洗掘防止マット出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

マットNO.		敷　設　月　日	測　定　値				備　考
			敷設位置	重ね幅	敷設幅	延　長	
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						

工事名：

様式・出来形１－４－1(2)

洗掘防止マット出来形管理図

敷　設　図

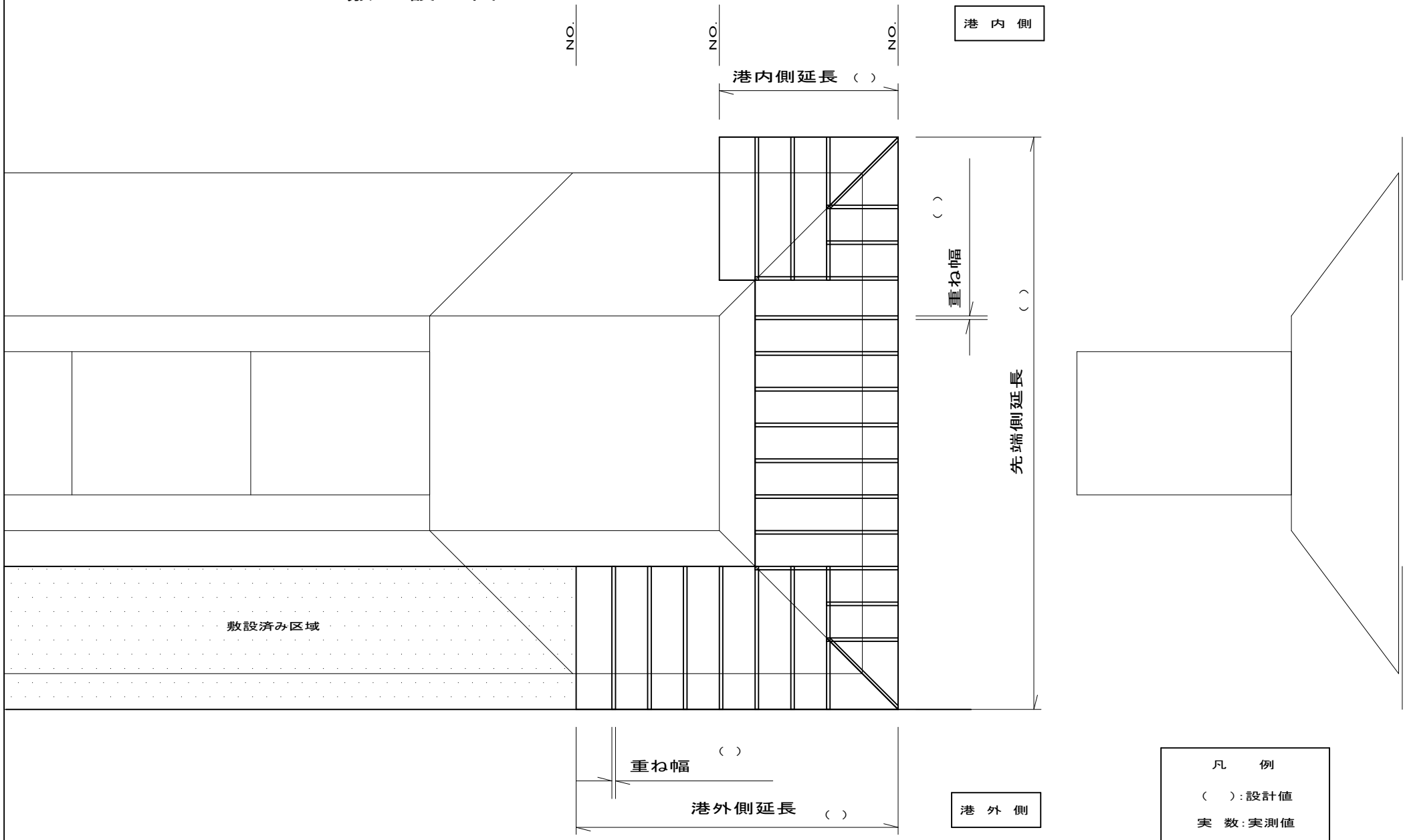

凡　　例

（　　）：設計値

実　数：実測値

様式・出来形1－5－1

砂・石材中詰出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

測定位置	ケーソン天端からの値			測定位置	ケーソン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							

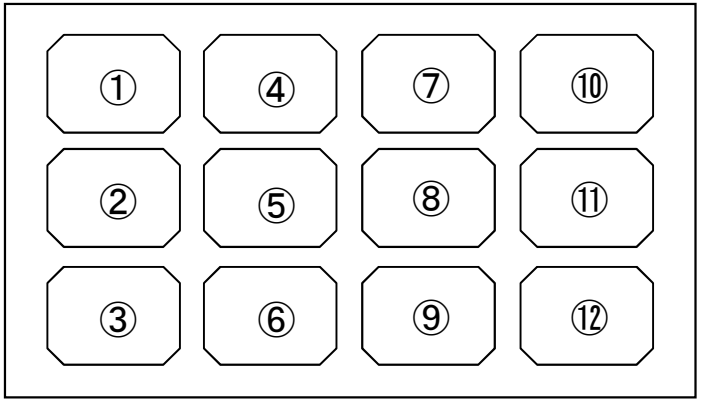

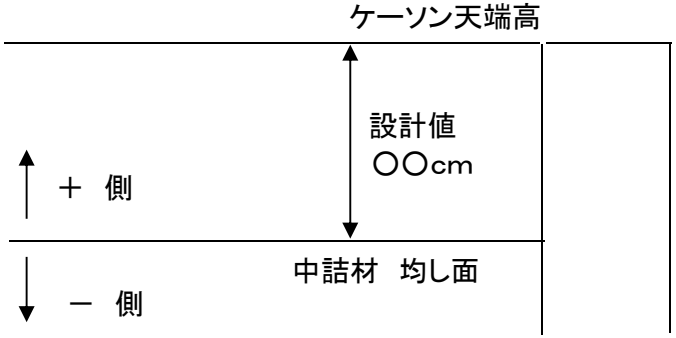

様式・出来形１－6－１

蓋コンクリート出来形管理表

平成　年　月　日

工事名：

現場代理人

測定位置	ケーソン天端からの値			測定位置	ケーソン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							

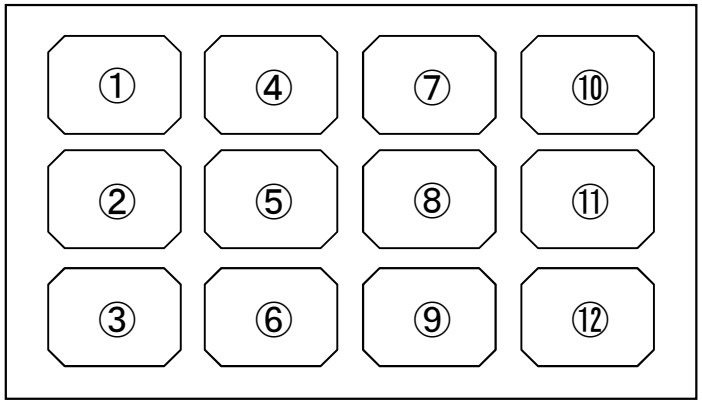

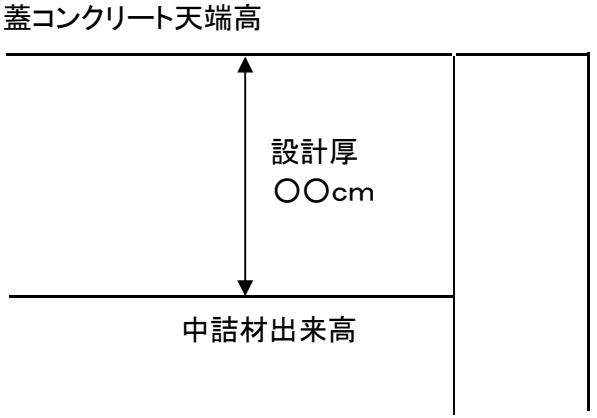

様式・出来形1－8－2

鋼矢板出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

番　号	長　さ (m)	打設年月日	矢板天端高 (m)			矢板先端高 (m)			矢板法線に対する出入り (mm)			矢板法線に対する傾斜 実測値(cm)	矢板法線方向の傾斜 実測値(1/1000)	備　考
			設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差			

様式・出来形１－９－５

腹起出来形管理表

平成　年　月　日

現場代理人

測点 ＼ 種別			取付高さ 上側	取付高さ 下側	取付長さ	継手の状況
NO. 1	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				
NO. 2	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				
NO. 3	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				

位置 腹起し NO	位置 ボルト NO	ボルトの取付状況	矢板との密着状況	備考
NO. 1	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO. 2	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO. 3	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

平　面　図

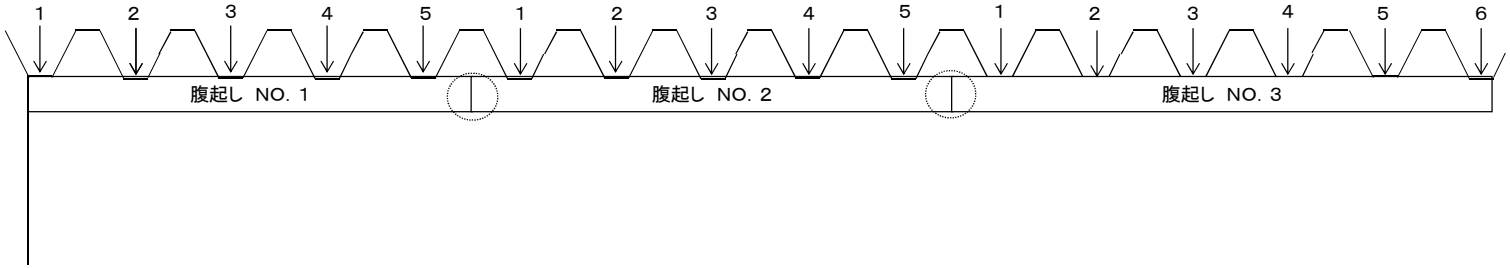

断　面　図

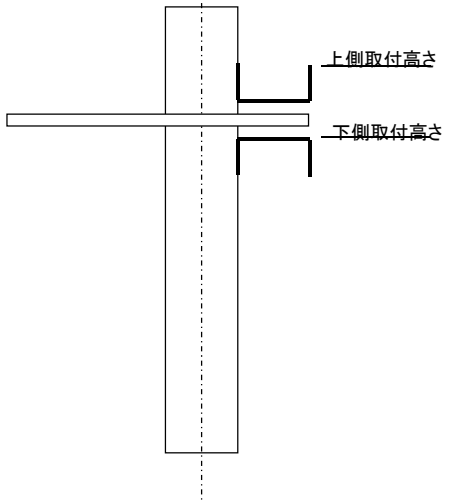

様式・出来形１－９－６

タイ材出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

海側矢板（杭）部

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の天端高	矢板法線に対する取 付 角 度	矢板法線に対する取 付 間 隔	定着ナットの締付け
NO. 1						
NO. 2						
NO. O						
NO. O						
NO. O						
NO. O						

陸側控矢板（杭）部

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の天端高	矢板法線に対する取 付 角 度	矢板法線に対する取 付 間 隔	定着ナットの締付け
NO. 1’						
NO. 2’						
NO. O’						
NO. O’						
NO. O’						
NO. O’						

様式・出来形1－10－2(1)

鋼杭打込記録

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

打設年月日				標高	50cmごとの打撃回数	累計打撃回数	50cmごとの平均貫入量	リバウンド量	ラム落下高	摘　　要
杭番号										
外　径				(m)	(回)	(回)	(cm)	(cm)	(m)	
杭　長										
板　厚										
メーカー										
打込み時間										
杭打機　名称										
型　式										
全重量										
ラム重量										
打止管理		設計値	実測値							
	天端高(m)									
	先端深度(m)									
	地盤高(m)									
	根入長(m)									
	総打撃回数									
	最終貫入量(S)									
	リバウンド量(K)									
許容支持力	設計値	実測値								
許容支持力算定式	$Ru=\frac{ef\times 2WH}{S+1/2K}$ ef:ハンマーの効率＝0．5 H:ハンマーの落下高(m) W:ハンマーの重量(kN)									

様式・出来形1－10－2(2)

鋼杭出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

番　号	長　さ（m）	打設 年月日	杭頭中心位置（m）						杭頭天端高（m）			杭先端高（m）			杭の傾斜（度）		備　考
			設計値		実測値		差										
			法線直角方向	法線平行方向	法線直角方向	法線平行方向	法線直角方向	法線平行方向	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	

様式・出来形１－１２－１(1)

電気防食出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

	陽極取付							溶接部							
	取付位置			基準点からの高さ				溶接長				脚長			
陽極NO	設計値	実測値	差	基準点高	設計値	実測値	差	右上	左上	右下	左下	右上	左上	右下	左下

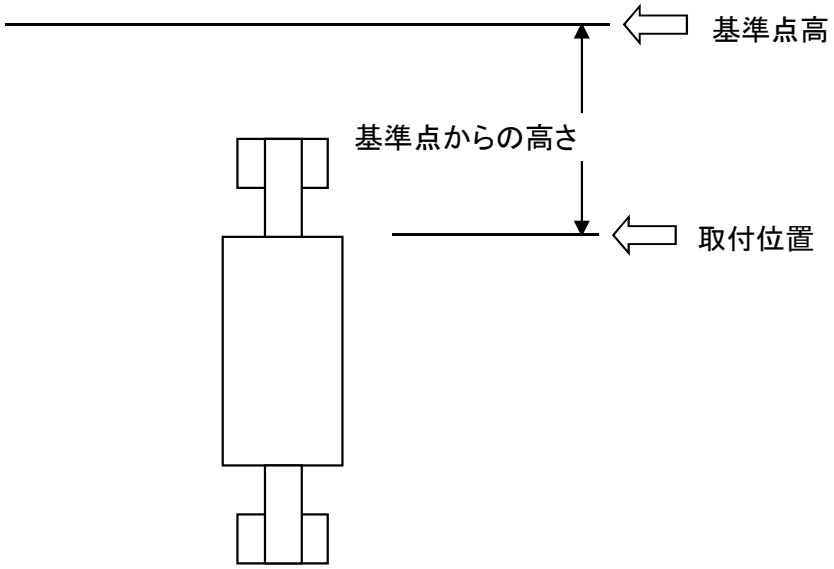

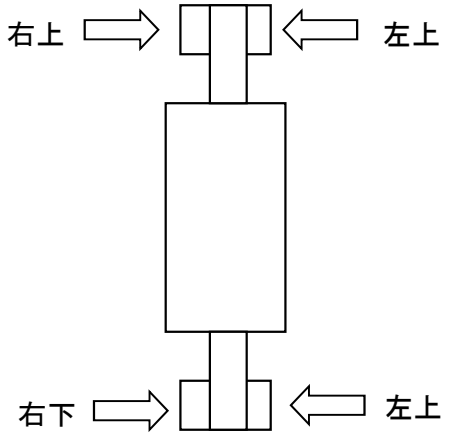

様式・出来形1－12－1(2)

電気防食電位測定管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

測定水深	測定位置												備考	
	P－1	P－2	P－3	P－4	P－5	P－6	P－7	P－8	P－9	P－10	P－11	P－12		

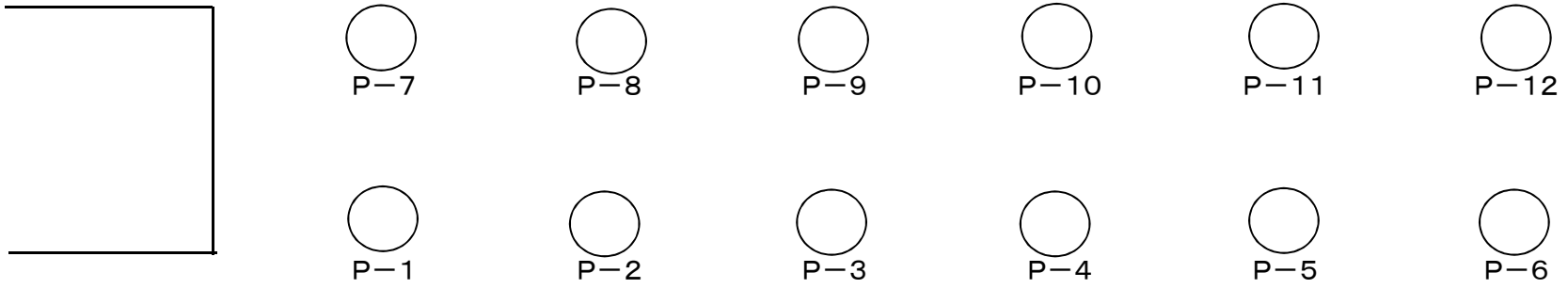

様式・出来形1－13－1(1)

路盤出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

種別 / 測点		高さ							幅			延長		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	○～○	○～○	○～○	①線上	法線上	○線上
	路盤設計厚	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m
NO．○○	路床高													
	路盤高													
	厚さ													
NO．○○														
NO．○○＋○．○○														
NO．○○														

工事名：

様式・出来形１－１３－１(２)

路盤出来形管理図

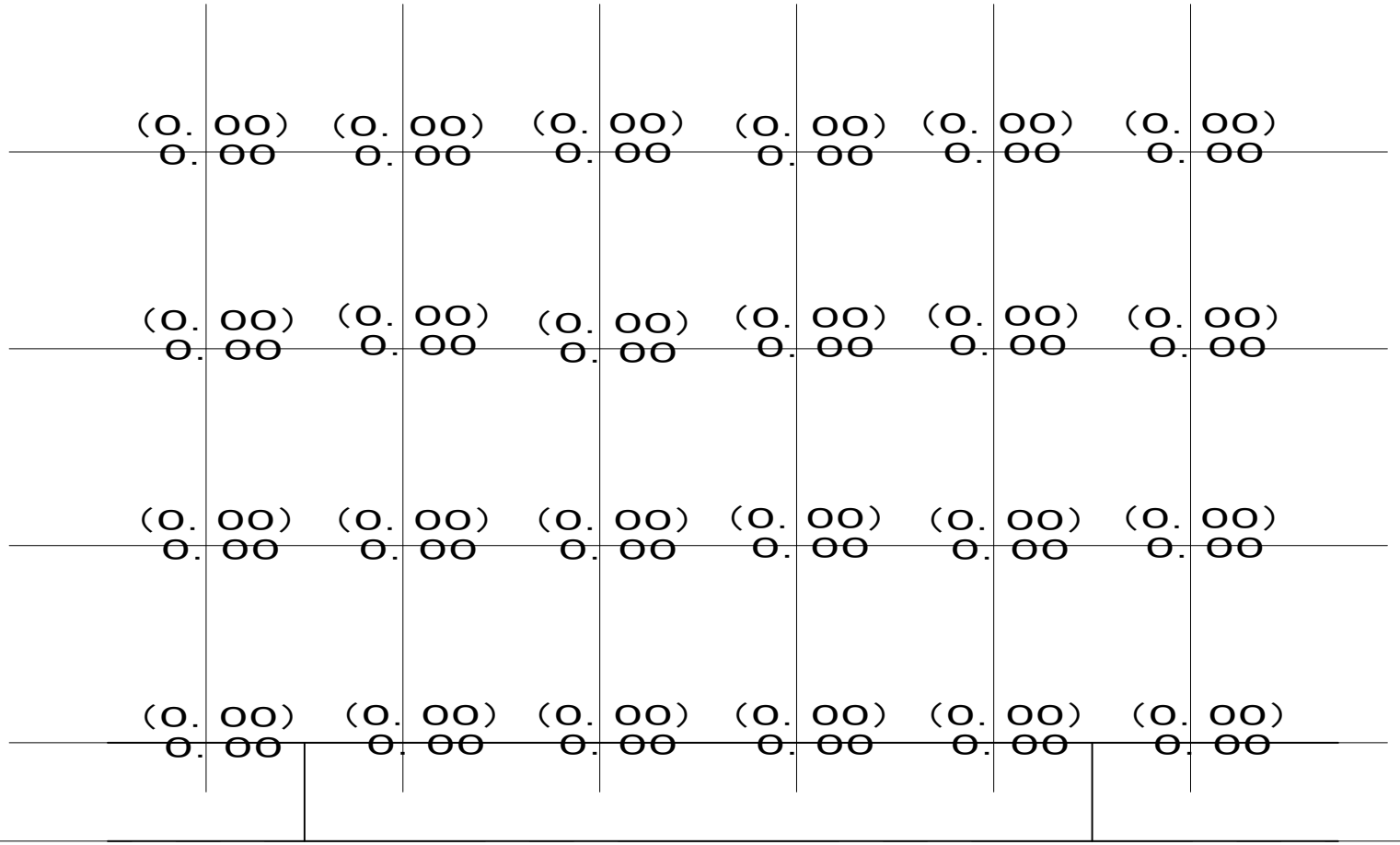

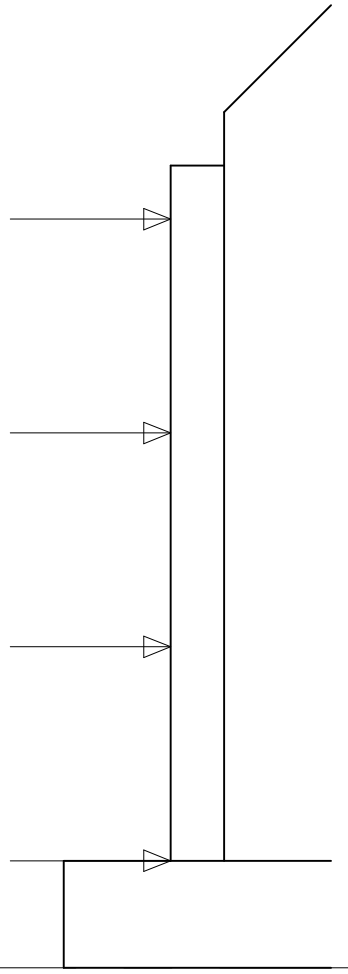

凡　例

(　)：設計値

実　数：実測値

様式・出来形1－14－3(1)

舗装出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

種別 / 測点		高さ							幅			延長		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	○～○	○～○	○～○	①線上	法線上	○線上
	舗装設計厚	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m
NO．○○	路盤高													
	天端高													
	厚さ													
NO．○○														
NO．○○＋○．○○														
NO．○○														

様式・出来形１－１４－３(2)

工事名：

舗装出来形管理図

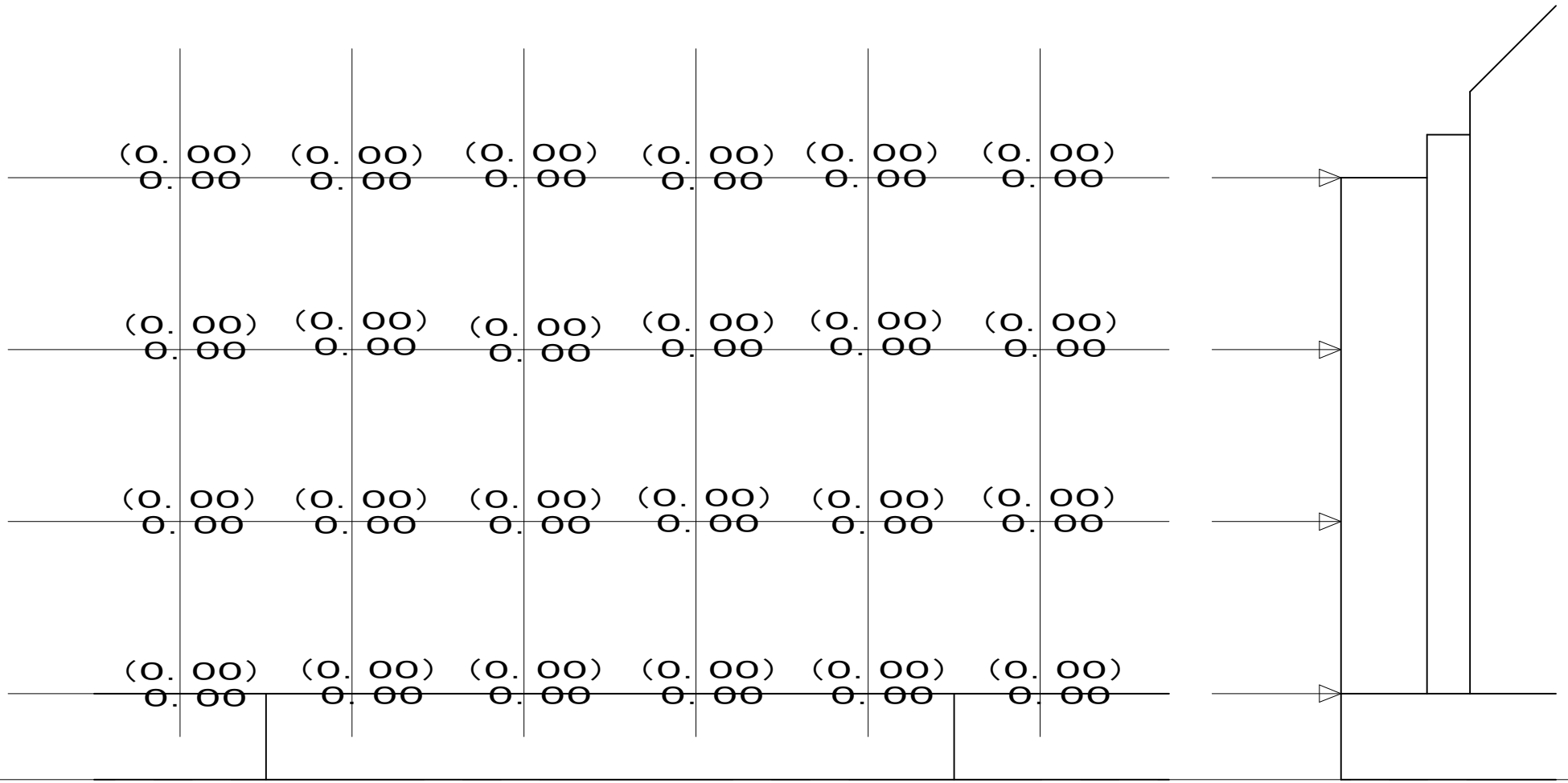

凡　例

(　)：設計値

実　数：実測値

様式・出来形3－2－1

置換材出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

測点 ＼ 種別		天端高							天端幅		延長		
		L－30m	L－20m	L－10m	CL	R－10m	R－20m	R－30m	港外側	港内側	港外側	法線上	港内側
NO. ○○	設計値										NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	測定値										～	～	～
	差												
NO. ○○＋○. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○＋○. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差										○○. ○○m	○○. ○○m	○○. ○○m
NO. ○○＋○. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値										～	～	～
	測定値										NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差												

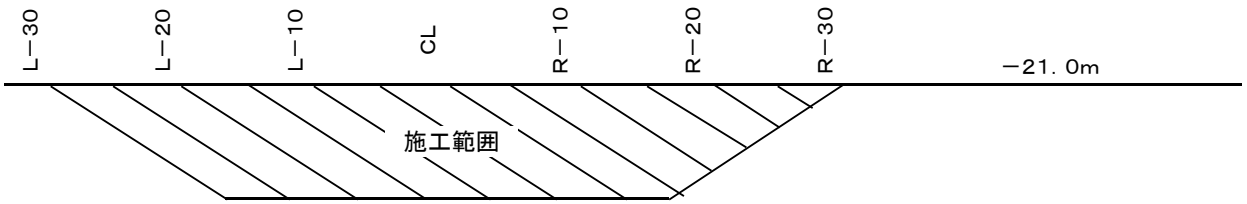

工事名：

様式・出来形４－３－２(１)

基礎石均し出来形管理図（１）

平　面　図

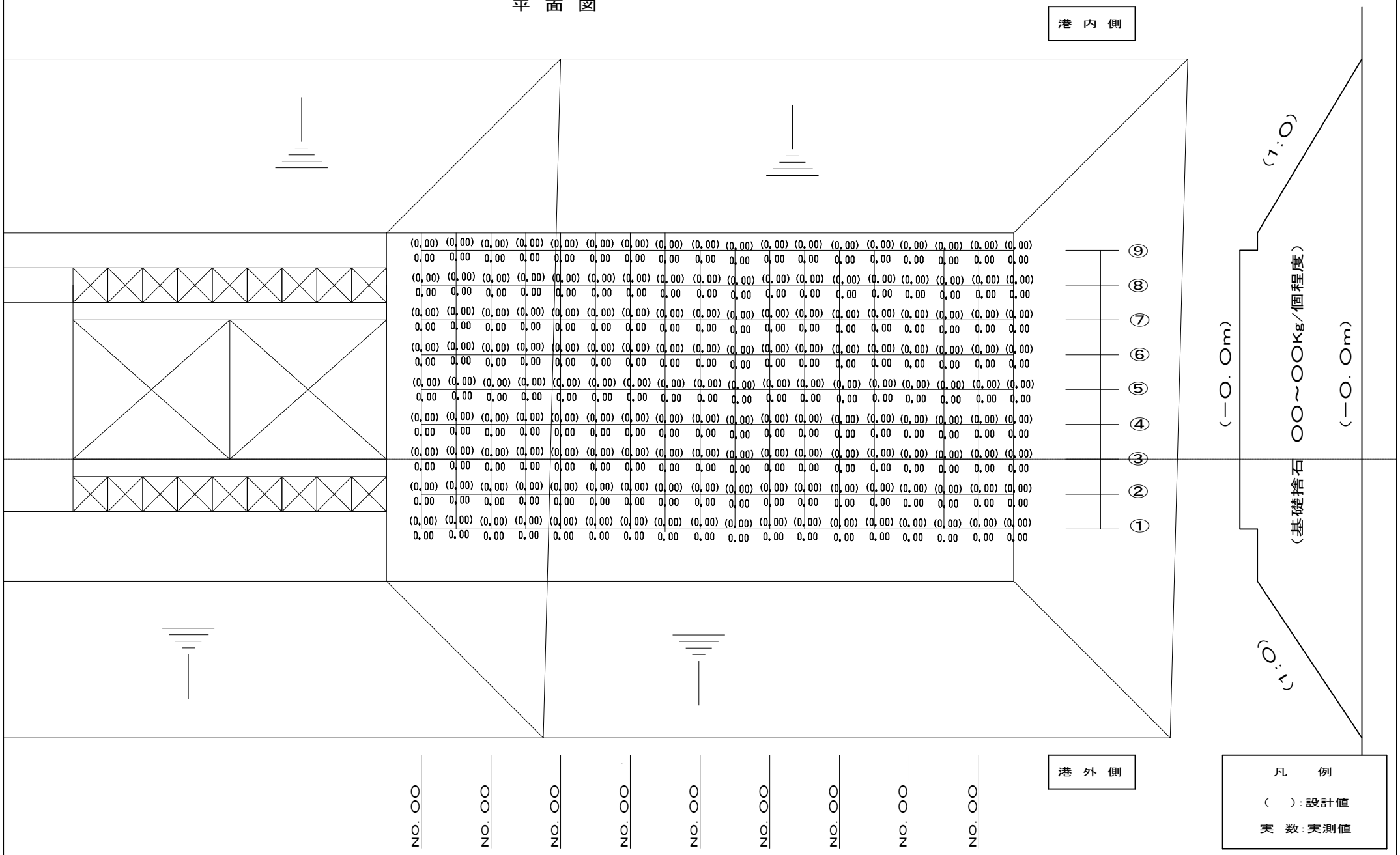

工事名：

様式・出来形４－３－２(2)

基礎石均し出来形管理図（2）

平　面　図

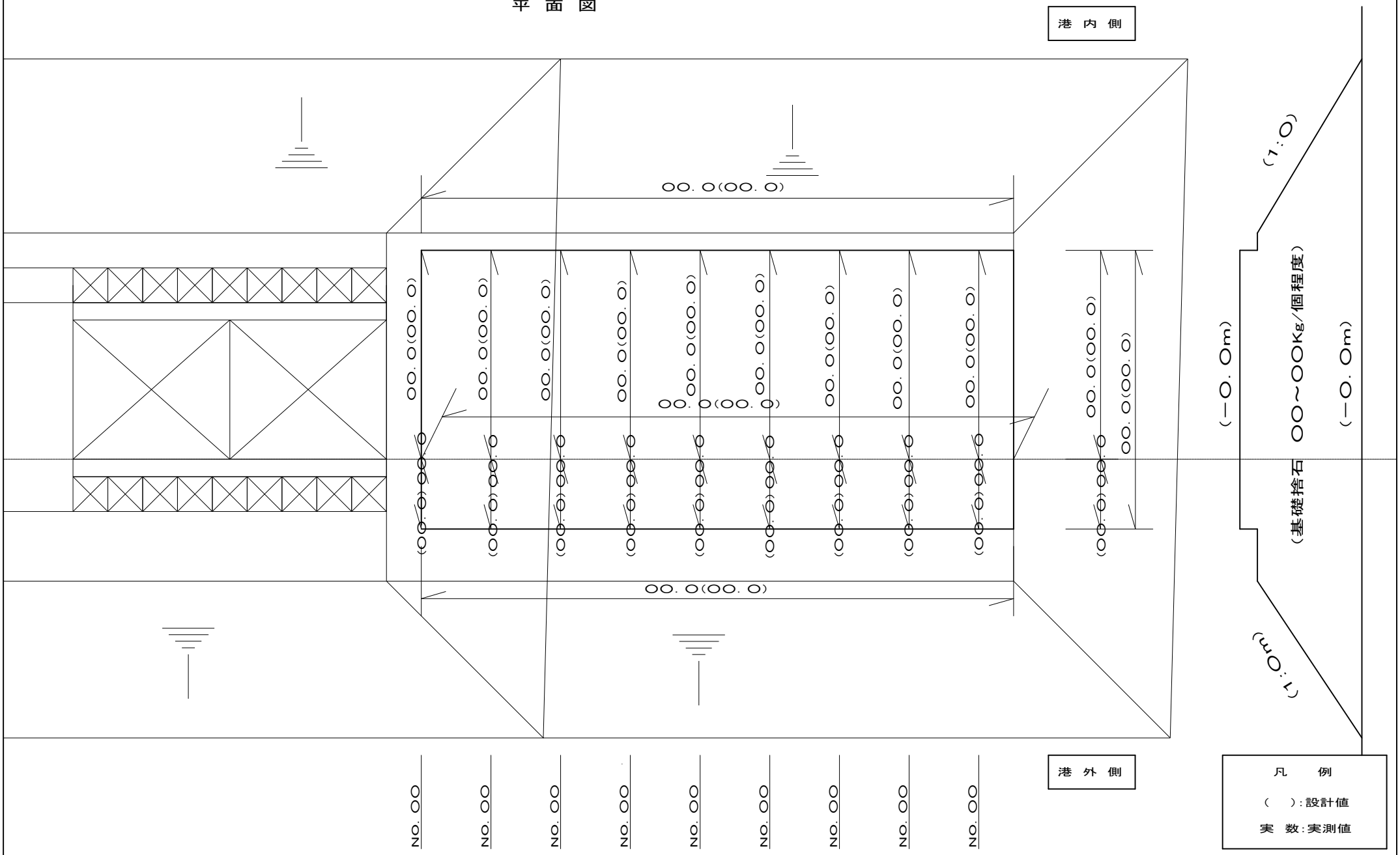
港　内　側
○○.○(○○.○)
○○.○(○○.○)
○○.○(○○.○)

様式・出来形５－１－１

ケーソン製作出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

○○区用　○○号函　○○段目

測定項目	規　格	箇　所	測定値	検査値	差	箇　所	測定値	検査値	差	箇　所	測定値	検査値	差
＜壁　厚＞ 側壁＝○○ 隔壁＝○○	±○○												
＜ﾌｰﾁﾝｸﾞ＞ B'＝○○ L＝○○ b＝○○ t＝○○	＋○○ －○○												
＜底版厚＞ d＝○○	＋○○ －○○												
＜延　長＞ L＝○○	＋○○ －○○												
＜　幅　＞ B＝○○	＋○○ －○○												
＜対　角＞ L'＝○○	±○○												
＜高　さ＞ H＝○○	＋○○ －○○												

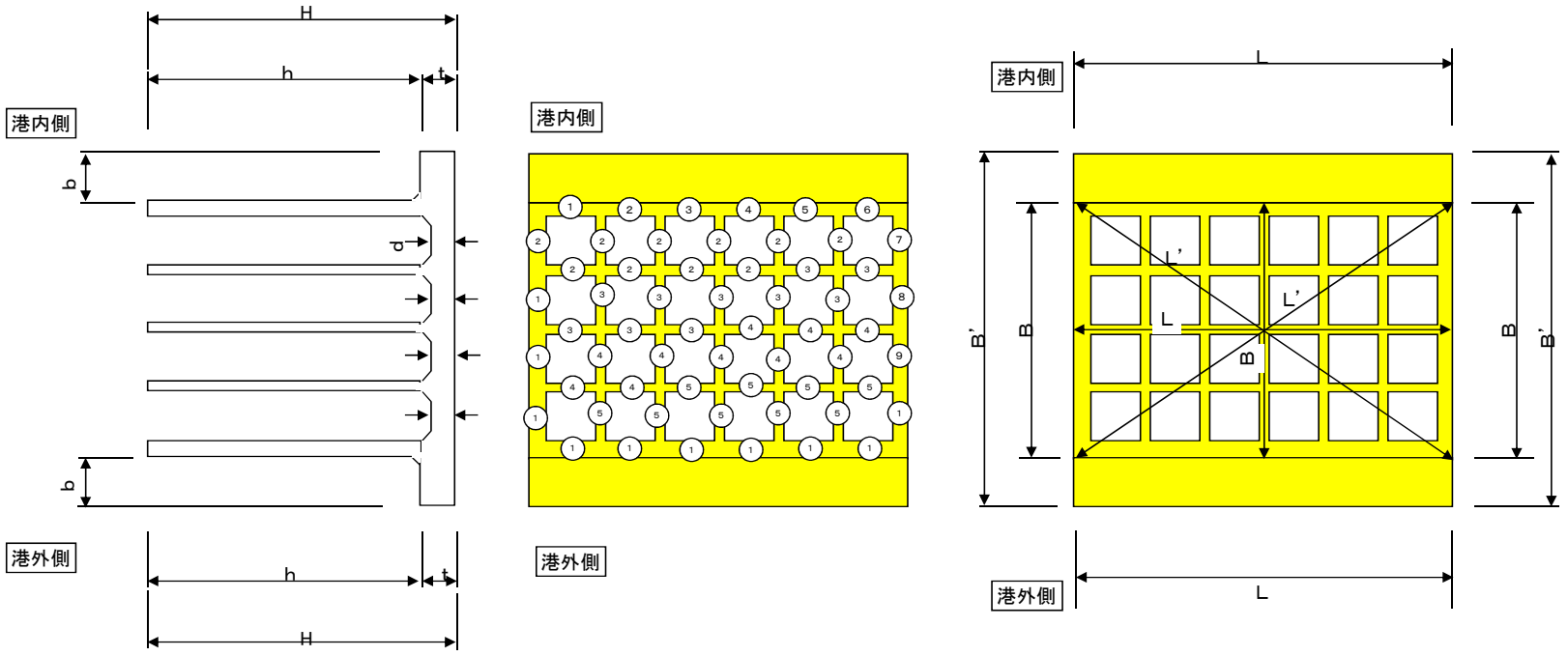

様式・出来形5－2－1

ケーソン据付出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

ケーソン番号	法線に対する出入り					据付目地間隔					天端高さ				
	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差
NO. 1						－					①				
											②				
											③				
											④				

様式・出来形6－1(1)

平成　年　月　日

ブロック(方塊)製作出来形管理表

工事名:

現場代理人

製作番号		長さ 上側 B1	長さ 上側 B2	長さ 下側 B3	長さ 下側 B4	幅 上側 A1	幅 上側 A2	幅 下側 A3	幅 下側 A4	高さ 右側 C1	高さ 右側 C2	高さ 左側 C3	高さ 左側 C4	凸部幅 上側 D1	凸部幅 上側 D2	凸部幅 下側 D3	凸部幅 下側 D4	凸部幅 右側 h1	凸部幅 右側 h2	凸部幅 左側 h3	凸部幅 左側 h4	凹部幅 上側 D5	凹部幅 上側 D6	凹部幅 下側 D7	凹部幅 下側 D8	凹部幅 右側 h5	凹部幅 右側 h6	凹部幅 左側 h7	凹部幅 左側 h8	突起よりの距離 上側 E1	突起よりの距離 上側 E2	突起よりの距離 上側 E3	突起よりの距離 上側 E4	突起よりの距離 下側 E5	突起よりの距離 下側 E6	突起よりの距離 下側 E7	突起よりの距離 下側 E8	対角線 T1	対角線 T2
	設計値																																				
	実測値																																				
	差																																				

様式・出来形6－1(2)

平成　年　月　日

L型ブロック製作出来形管理表

工事名:

現場代理人

製作番号		幅			長　さ						高　さ			各　部　材　厚　さ										
		A1	A2	A3	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	t9	t10	t11	t12
	設計値																								
	実測値																								
	差																								

様式・出来形6－1(3)

セルラーブロック製作出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

製作番号		幅				長　さ				高　さ				各　部　材　厚　さ								対角線	
		A1	A2	A3	A4	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	ℓ1	ℓ2
	設計値																						
	実測値																						
	差																						

側面図

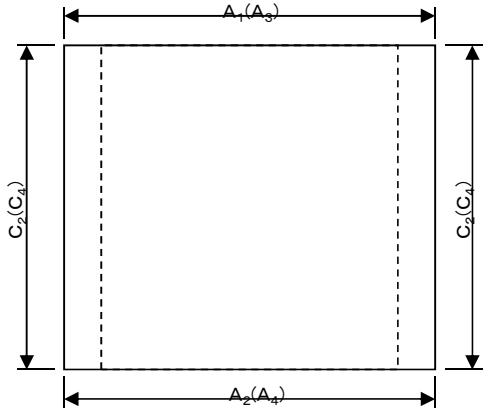

正面図

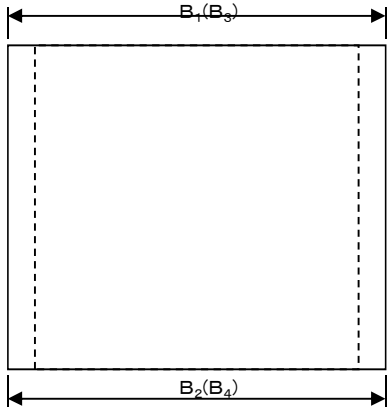

平面図

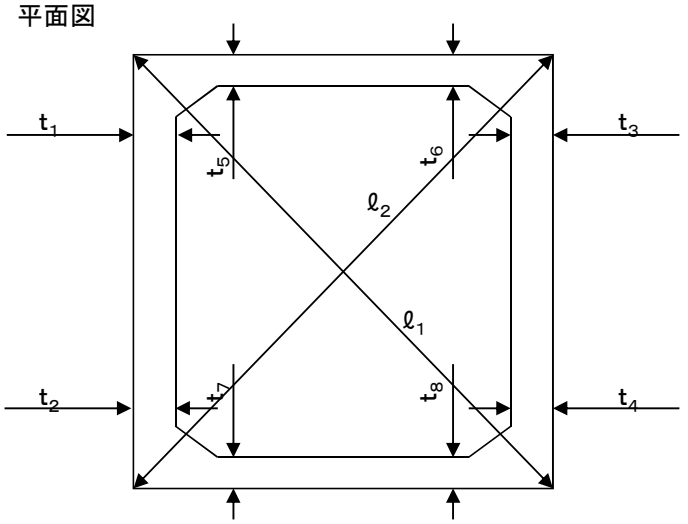

様式・出来形６－１(4)

ブロック製作等　外見チェックリスト

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

チェック項目	
製作番号(ブロックNO)	
製作日	
検査日	
大きな気泡はないか	
ひびわれはないか	
ジャンカはないか	
ワイヤー傷はないか	
ブロックのカケはないか	
泥などの付着はないか	
ナンバリングに誤記はないか	
その他	
総　　評	
略　　図	

工事名：

様式・出来形１３－１－１(１)

被覆石均し出来形管理図（１）

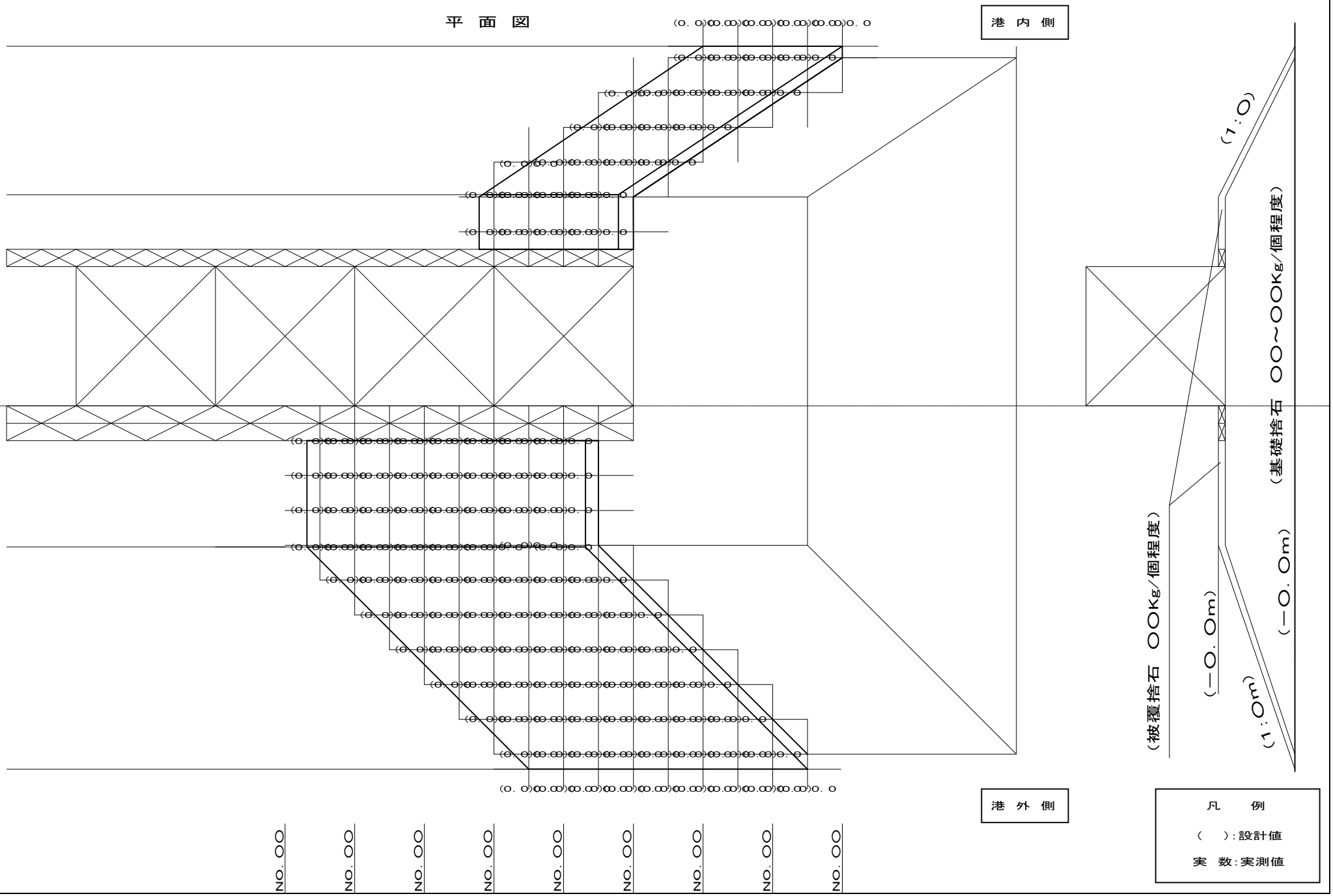

工事名：

様式・出来形13－1－1(2)

被覆石均し出来形管理図（2）

平　面　図

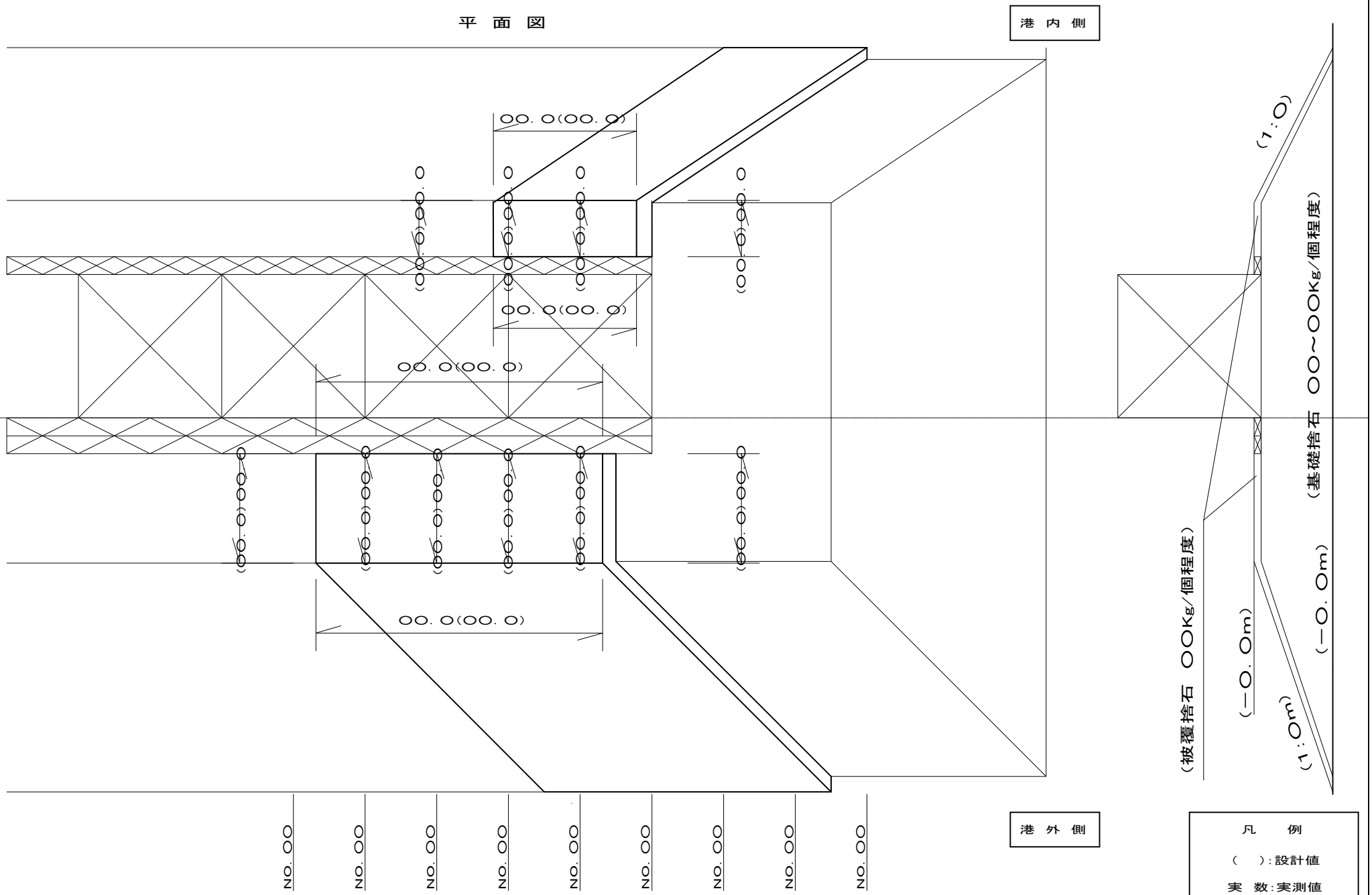
港　内　側
○○.○(○○.○)
○○.○(○○.○)
○○.○(○○.○)

様式・出来型13－3－1

根固ブロック製作出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

製作番号		長さ 上側 B1	長さ 上側 B2	長さ 下側 B3	長さ 下側 B4	幅 上側 A1	幅 上側 A2	幅 下側 A3	幅 下側 A4	長さ 右側 C1	長さ 右側 C2	長さ 左側 C3	長さ 左側 C4	対角線 ℓ1	対角線 ℓ2	備考
	設計値															
	実測値															
	差															

様式・出来形14－1(1)

上部コンクリート(防波堤)出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

ケーソン等 NO.	測定月日	天端高（厚さ）				天端幅				延長				法線に対する出入り			
		測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差
		①				⑦				⑩							
		②				⑧											
		③				⑨											
		④															
		⑤															
		⑥															

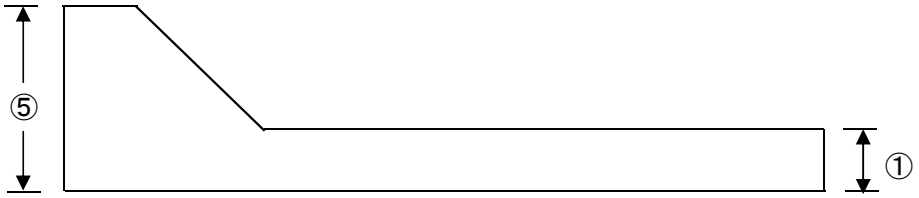

様式・出来形14－1(2)

上部コンクリート(岸壁)出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

測点	天端高(厚さ)									天端幅			延長			法線に対する出入り		
	H1			H2			H3			B			L					
	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差

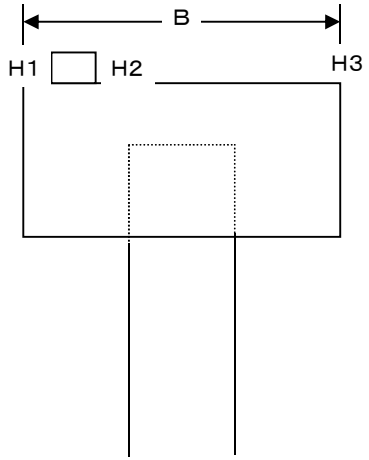

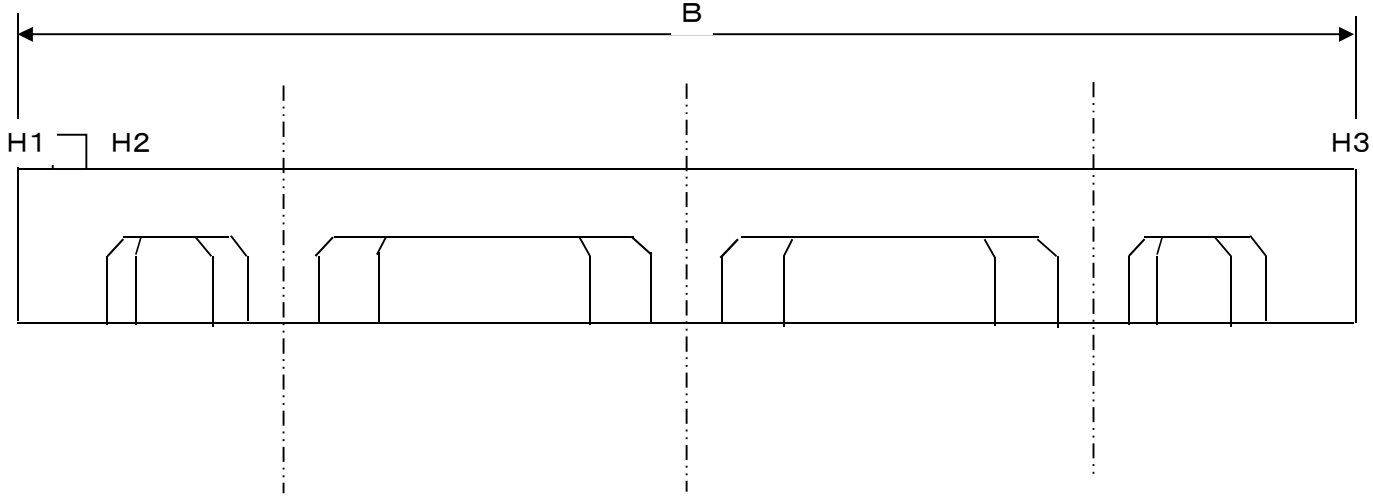

様式・出来形15－1－1

係船柱出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

番号	岸壁前面に対する出入り	天端高	中心間隔	基礎コンクリート（直柱）			備考
				幅	長さ	高さ	
基点Oより	－	－	－	－	－	－	

係船柱測定位置図

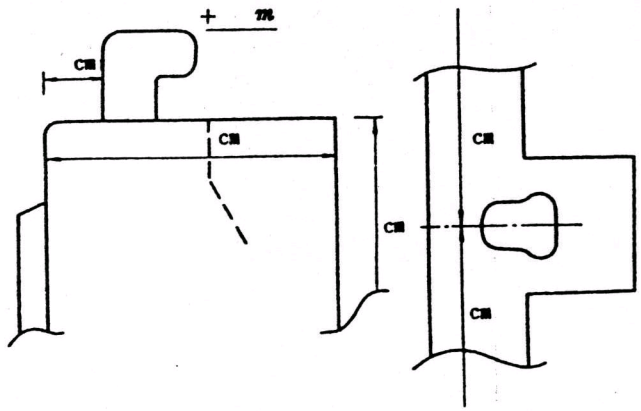

様式・出来形15－2－1

防舷材出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

番　号	取付高さ	中心間隔	備　考
基点0より	－	－	

防舷材測定位置図

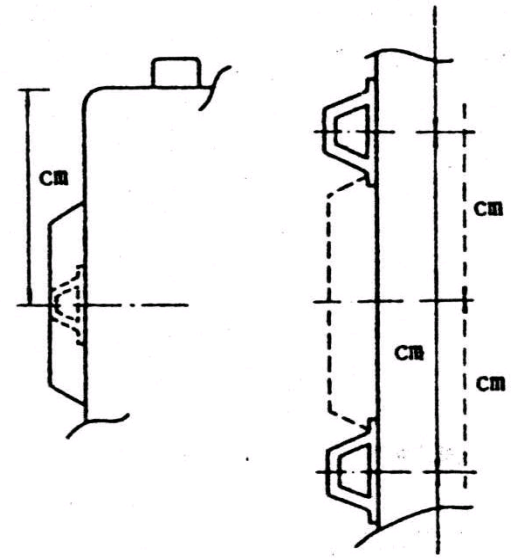

様式・出来形15－3－1

車止出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

番号	岸壁前面に対する出入り	天端高	取付間隔	備	考
基点0より	－	－	－		

車止測定位置図

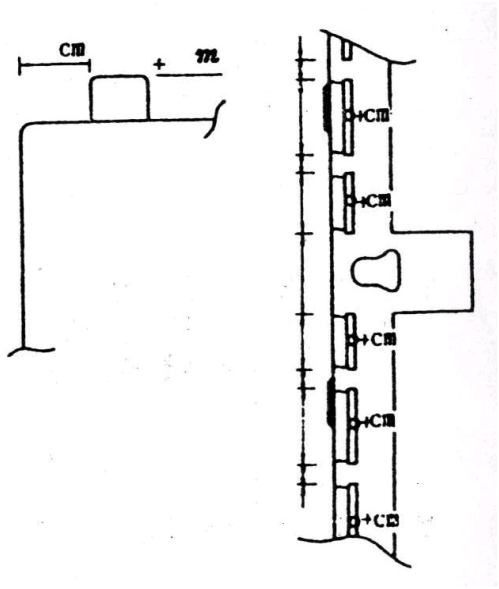

様式・出来形17－3－1

土砂掘削出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

種別 / 測点		高さ ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	幅 ○～○	○～○	○～○	延長 ○線上	法線上	○線上
NO. ○○	設計値													
	測定値											NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差											～	～	～
NO. ○○														
NO. ○○														
												～	～	～
												NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○

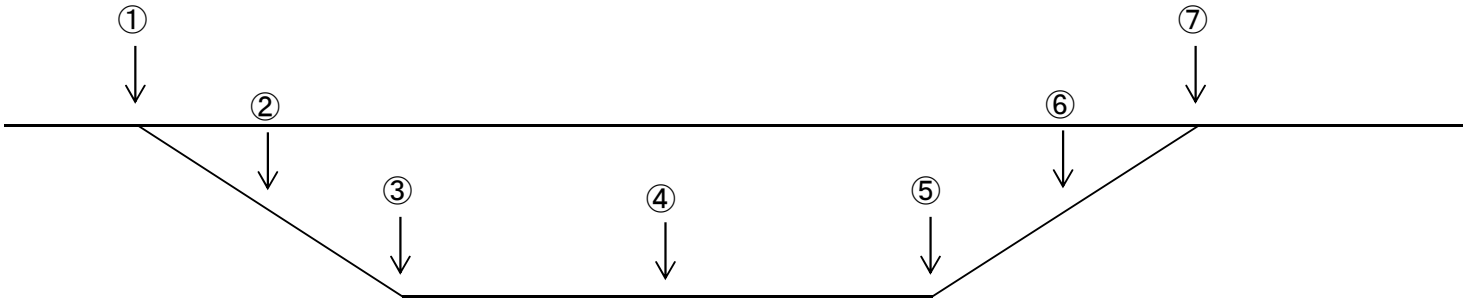

様式・出来形24－1－1(1)

すみ肉溶接出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

測定個所		溶接脚長 a	溶接脚長 b	のど厚 c	サイズ d	溶接長	測定個所		溶接脚長 a	溶接脚長 b	のど厚 c	サイズ d	溶接長
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					

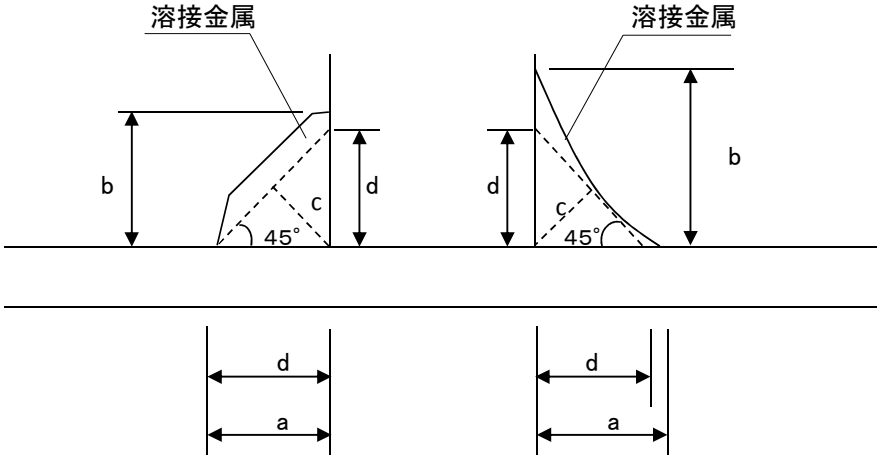

※サイズdの算定について

●2つの脚長a，bの長さが異なる場合、サイズの算定には、短い脚長を基準に45°の線を引き、これをサイズとする。この場合45°の線はすべて溶融金属中にあること。
●溶接ビート形状が凹型の場合（左図の右側）、溶接ゲージにより、直接のど厚を計測できるため、サイズは計測しなくてよい。

様式・出来形24－1－1(2)

突合わせ溶接出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

測定個所		のど厚 a	ルート間隔 b	開先深さ c	開先角度 θ	溶　接　長	測定個所		のど厚 a	ルート間隔 b	開先深さ c	開先角度 θ	溶　接　長
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					

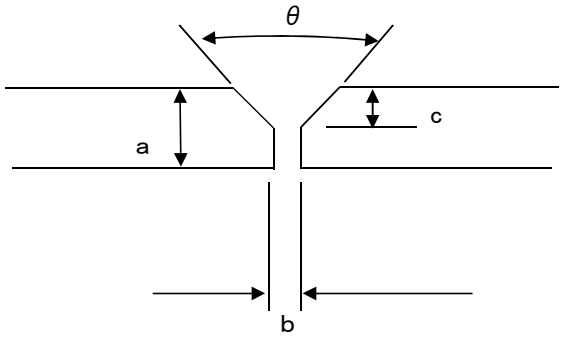

様式・出来形24－1－1(3)

鉄筋フレア溶接出来形管理表

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

測定個所		鉄筋径 D	のど厚 a	溶 接 長	測定個所		鉄筋径 D	のど厚 a	溶 接 長
	設計値					設計値			
	実測値					実測値			
	差					差			

様式・出来形25－1(1)

浚渫出来形管理表

平成　年　月　日

工事名：

現場代理人

測点NO. / 距離NO.		NO. ○○	NO. ○○ ＋○. ○m	NO. ○○	NO. ○○ ＋○. ○m	NO. ○○	NO. ○○ ＋○. ○m	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
＋○○. ○m	設計値	15.20												
	測定値	15.30												
	差	−0.10												
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													

様式・出来形25－1(2)

工事名：

浚渫出来形管理図

深　浅　図

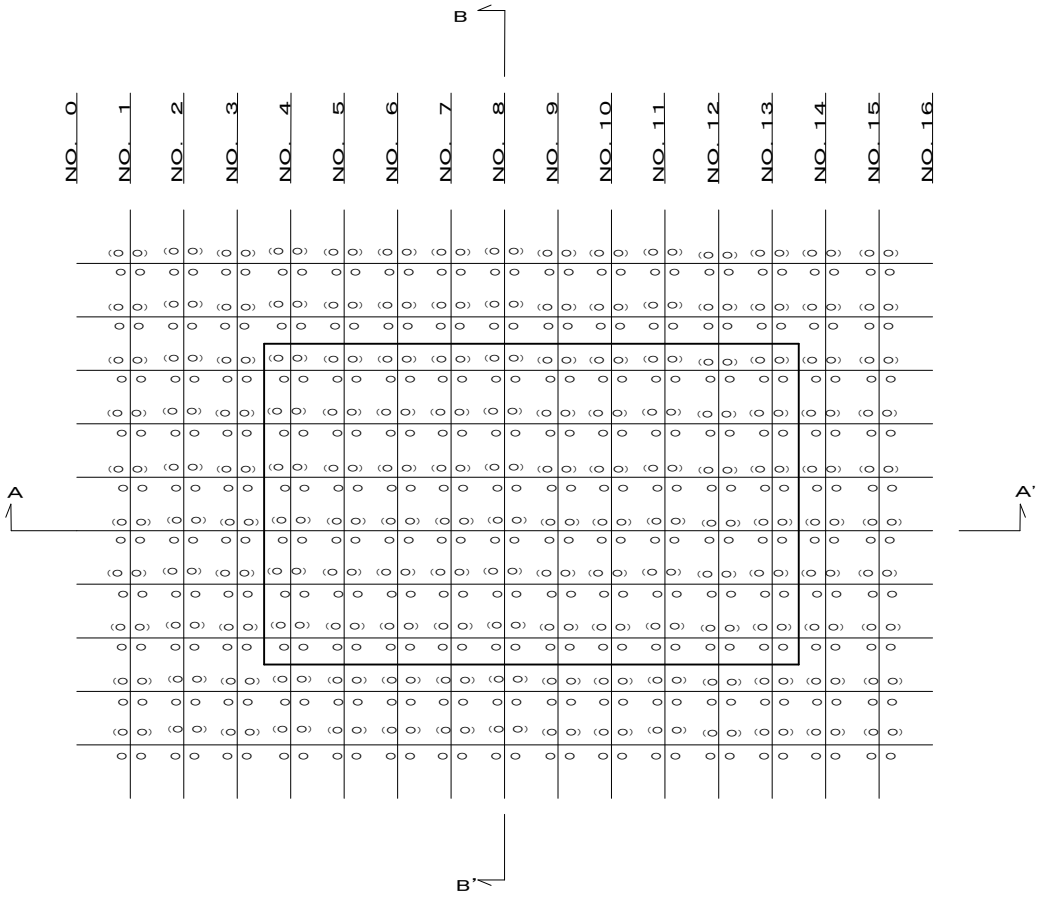

A－A'断面

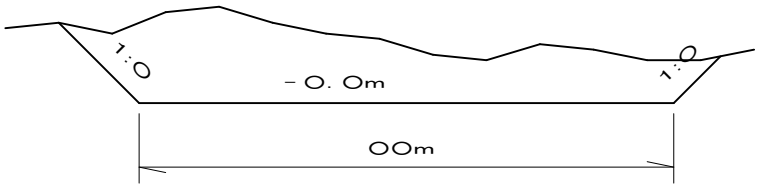

B－B'断面

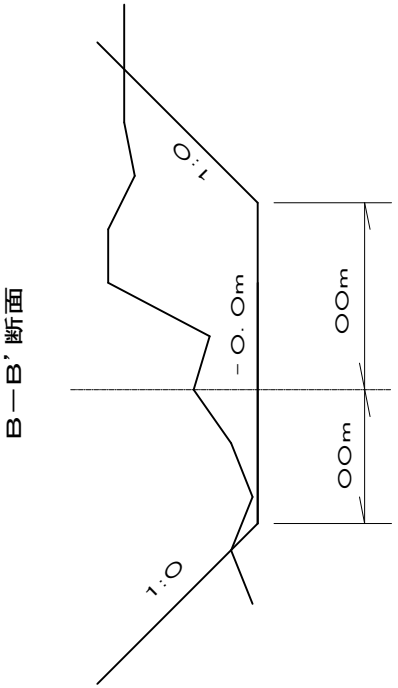

凡　　例

(　　)：設計値

実　数：実測値

写真管理基準

（令和２年度版）

写　真　管　理　基　準

（適用範囲）

１．この写真管理基準は、土木工事施工管理基準７の（１）に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

　また、写真を映像と読み替えることも可とする。

（工事写真の分類）

２．工事写真は次のように分類する。

- 工事写真
  - 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
  - 施工状況写真
  - 安全管理写真
  - 使用材料写真
  - 品質管理写真
  - 出来形管理写真
  - 災害写真
  - 事故写真
  - その他（公害、環境、補償等）

（工事写真の撮影基準）

３．工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

　工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

(2) 撮影方法

　写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

①　工　事　名
②　工　種　等
③　測点（位置）
④　設 計 寸 法
⑤　実 測 寸 法
⑥　略　　図

　なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

　特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(3) 情報化施工及び3次元データによる施工管理「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案））」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、**「施工履歴データを用いた出来形管理要領（路面切削工編）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安**

定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー撹拌工）編）（案）」、「３次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

（写真の省略）

４．工事写真は次の場合に省略するものとする。

(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに１回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。臨場時の状況写真は不要。

（写真の編集等）

５．写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

（電子媒体に記録する工事写真）

６．電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準（案）」によるものと電子納品運用ガイドライン（案）に則った取り扱いとする。

（撮影の仕様）

７．写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

(1) 写真はカラーとする。

(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。

（100万画素程度～300万画素程度＝１，200×900程度～2，000×1，500程度）

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。

(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、

監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

（留意事項等）

８．別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を工事写真帳に添付する。

(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。

（整理提出）

９．撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

（その他）

10．用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。

(2) 適宜提出とは、監督職員が指示した箇所を提出することをいう。

(3) 提出頻度の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。

令和２年度版　撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回 〔着手前〕	着手前 １枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後１回 〔完成後〕	施工完了後 １枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫･社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	１施工箇所に１回 〔施工前後〕	代表箇所 １枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕 〔発生時〕 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、計測毎に１回	不要 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納） ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、代表箇所各１枚	工事打合簿に添付する。

令和２年度版　撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に１回 〔設置後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に１回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各１回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に１回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に１回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付す
		品質証明 （JISマーク表示）	各品目毎に１回		
		検査実施状況	各品目毎に１回 〔検査時〕		
品質管理		別添　撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
出来形管理		別添　撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項		
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎１回 〔設置後〕	適宜	

品質管理写真撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	提出頻度	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		スランプ試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験			圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験			
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]		
		ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰによる強度推定調査			
		コアによる強度試験	ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰ試験により必要が認められた時 [試験実施中]		
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
		超音波探傷検査			
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 ［試験実施中］		
		放射線透過試験			
		超音波探傷試験			
		水セメント比試験			
		ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸの圧縮強度試験			
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 ［試験実施中］	不要	
		プルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 ［試験実施中］		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]		
		含水比試験			
6	ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		不要	
7	ｾﾒﾝﾄ安定処理路盤(施工)	粒度	各種路盤毎に1回 ［試験実施中］	不要	
		現場密度の測定			
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]		
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		

品質管理写真撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
8	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (ﾌﾟﾗﾝﾄ)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験			
	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
9	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ (施工)	ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰVC試験	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ﾏｰｼｬﾙ突き固め試験			
		ﾗﾝﾏｰ突き固め試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験			
		温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1		
		現場密度の測定	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に1回 [試験実施中]		
		ｺｱによる密度測定			
10	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (ﾌﾟﾗﾝﾄ)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ﾘｭｴﾙ流動性試験240℃			
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎にまたは施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ			
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 [試験実施中]		
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	提出頻度	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		モルタルを除く
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた		
17	現場吹付法枠工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合		モルタルを除く
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
18 19	河川・海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
21	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 [試験実施中]		
22	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			
23	コンクリートダム(材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	不要	
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度による砂の			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]		
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ﾅﾄﾘｳﾑによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
		骨材中の比重1．95の液体に浮く粒子の試験			
		練り混ぜ水の水質試験			
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		温度測定			気温・コンクリート
		ｺﾝｸﾘｰﾄの単位容積質量試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄのﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの引張強度試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験			

品質管理写真撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
24	覆工コンクリート(NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合	不要	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験			
25	吹付けコンクリート(NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験			圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回		
26	ロックボルト (NATM)	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験			
		ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの引抜き試験	適宜		
27	路上再生路盤工(材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
		含水比試験			
28	路上表層再生工(材料)	旧ｱｽﾌｧﾙﾄ針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		旧ｱｽﾌｧﾙﾄの軟化点			
	路上表層再生工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度			
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験			
29	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試			
		温度測定			
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験			
		ｶﾝﾀﾌﾞﾛ試験			
	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
		外観検査			

品質管理写真撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
30	プラント再生舗装工(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		再生アスファルト量			
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験			
	プラント再生舗装工(舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		温度測定			
		現場密度の測定			
31	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回〔現物照合時〕	不要	
		在庫品切出	当初の物件で1枚〔切出時〕※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回〔試験実施中〕		
32	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
33	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]		
34	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	不要	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要	
35	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用鉄筋コンクリート管）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
36	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用硬質塩化ビニル管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
37	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用リブ付き管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
38	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用強化プラスチック複合管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
39	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用レジンコンクリート管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
40	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用ボックスカルバート）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
41	管布設工（開削） 管渠材料 （下水道用ダクタイル鋳鉄管）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
42	管布設工（開削） 管渠材料 （鋼管）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
43	管推進工 管渠材料 （下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
44	管推進工 管渠材料 （下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
45	管推進工 管渠材料 （鋼管）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
46	シールド工 管渠材料 （シールド工事用標準コンクリート系セグメント）	外観検査 （下水道協会規格外） 形状・寸法検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
47	シールド工 管渠材料 （シールド工事用標準鋼製セグメント）	外観検査 （下水道協会規格外） 材料検査 形状・寸法検査 溶接検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
48	マンホール設置工 管渠材料 （組立マンホール側塊）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
49	マンホール設置工 管渠材料 （下水道用鋳鉄製マンホールふた）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
50	マンホール設置工 管渠材料 （マンホール足掛け金物）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
51	マンホール設置工 管渠材料 （下水道用塩化ビニル製小型マンホール）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
52	ます設置工 管渠材料 （下水道用鋳鉄製防護ふた）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
53	ます設置工 管渠材料 （下水道用硬質塩化ビニル製ます）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
54	ます設置工 管渠材料 （下水道用ポリプロピレン製ます）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
55	基礎杭工 （既製杭）	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
		超音波探傷試験	試験ごとに1回 〔試験実施中〕		
		根固め液及び杭周固定液の圧縮強度試験			
		支持力試験			
56	基礎杭工 （現場打ち杭）	安定液等の孔内水位、安定液の有効性試験	試験ごとに1回 〔試験実施中〕	不要	
		支持力試験			

目　　次

出来形管理写真撮影箇所一覧表

第１編　共通編..... 1

第３編　土木工事共通編..... 6

第６編　河川編..... 49

第７編　河川海岸編..... 53

第８編　砂防編..... 56

第９編　ダム編..... 58

第10編　道路編..... 60

第15編　下水編..... 68

その他 76

【第１編　共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第２章　土工				
第３節　河川土工・海岸土工・砂防土工	２－３－２掘削工			1
	２－３－３盛土工			2
	２－３－４盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		〃
		多数アンカー式補強土工法		〃
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃
	２－３－５法面整形工	盛土部		3
	２－３－６堤防天端工			〃
第４節　道路土工	２－４－２掘削工			3
	２－４－３路体盛土工			4
	２－４－４路床盛土工			〃
	２－４－５法面整形工	盛土部		〃
第３章　無筋、鉄筋コンクリート				
第７節　鉄筋工	３－７－４組立て	組立て		5
		組立て ※新設のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の内、橋梁上部工事と下部工事		〃

※　「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第２章　一般施工				
第３節　共通的工種	２－３－４矢板工	鋼矢板		6
		軽量鋼矢板		〃
		コンクリート矢板		〃
		広幅鋼矢板		〃
		可とう鋼矢板		〃
	２－３－５縁石工	縁石・アスカーブ		〃
	２－３－６小型標識工			〃
	２－３－７防止柵工	立入防止柵		〃
		転落（横断）防止柵		〃
		車止めポスト		〃
	２－３－８路側防護柵工	ガードレール		〃
		ガードケーブル		〃
	２－３－９区画線工			7
	２－３－10道路付属物工	視線誘導標		〃
		距離標		〃
	２－３－11コンクリート面塗装工			〃
	２－３－12プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		〃
		スラブ桁		〃
	２－３－13ポストテンション桁製作工			8
	２－３－14プレキャストセグメント製作工（購入工）			〃
	２－３－14プレキャストセグメント主桁組立工			〃
	２－３－15ＰＣホロースラブ製作工			〃
	２－３－16ＰＣ箱桁製作工			〃
	２－３－16ＰＣ押出し箱桁製作工			9
	２－３－17根固めブロック			〃
	２－３－18沈床工			〃
	２－３－19捨石工			〃
	２－３－22階段工			〃

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第３節　共通的工種	２－３－24伸縮装置工	ゴムジョイント		9
		鋼製フィンガージョイント		10
	２－３－26巨石張り、巨石積み			〃
	２－３－26かごマット			〃
	２－３－27じゃかご			〃
	２－３－27ふとんかご、かご枠			〃
	２－３－28プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		〃
		プレキャストパイプ工		〃
	２－３－29側溝工	プレキャストU型側溝		11
		Ｌ型側溝		〃
	２－３－29側溝工	自由勾配側溝		〃
		管渠		〃
	２－３－29場所打水路工			〃
	２－３－29暗渠工			〃
	２－３－30集水桝工			〃
	２－３－31現場塗装工			〃
第４節　基礎工	２－４－１一般事項	切込砂利		〃
		砕石基礎工		〃
		割ぐり石基礎工		〃
		均しコンクリート		〃
	２－４－３基礎工（護岸）	現場打		〃
		プレキャスト		12
	２－４－４既製杭工	既製コンクリート杭		〃
		鋼管杭		〃
		H鋼杭		〃
	２－４－５場所打杭工			〃
	２－４－６深礎工			13
	２－４－７オープンケーソン基礎工			〃
	２－４－８ニューマチックケーソン基礎工			〃
	２－４－９鋼管矢板基礎工			14
第５節　石・ブロック積（張）工	２－５－３コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		〃
		コンクリートブロック張り		〃
		連節ブロック張り		〃
		天端保護ブロック		〃
	２－５－４緑化ブロック工			15
	２－５－５石積（張）工			〃
第６節　一般舗装工	２－６－７アスファルト舗装工	下層路盤工		〃
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		16
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		17
		加熱アスファルト安定処理工		18
		基層工		〃
		表層工		〃

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第６節　一般舗装工	２－６－８半たわみ性舗装工	下層路盤工		19
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		20
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		21
		加熱アスファルト安定処理工		22
		基層工		〃
		表層工		〃
	２－６－９排水性舗装工	下層路盤工		23
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		24
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		25
		加熱アスファルト安定処理工		26
		基層工		〃
		表層工		〃
	２－６－10透水性舗装工	路盤工		27
		表層工		〃
	２－６－11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		28
		基層工		〃
		表層工		〃
	２－６－12コンクリート舗装工	下層路盤工		29
		粒度調整路盤工		30
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		31
		アスファルト中間層		32
		コンクリート舗装版工		〃
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		33
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		34
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		35
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		〃
		転圧コンクリート版工		36
		連続鉄筋コンクリート舗装工		〃
	２－６－13薄層カラー舗装工	下層路盤工		37
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		〃
		加熱アスファルト安定処理工		38
		基層工		〃

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第６節　一般舗装工	２－６－14ブロック舗装工	下層路盤工		38
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		39
		加熱アスファルト安定処理工		〃
		基層工		〃
	２－６－15路面切削工			〃
	２－６－16舗装打換え工			40
	２－６－17オーバーレイ工			〃
第７節　地盤改良工	２－７－２路床安定処理工			〃
	２－７－３置換工			〃
	２－７－４表層安定処理工	サンドマット	第３編２－７－６サンドマット工	〃
		サンドマット海上	第３編２－７－６サンドマット工	〃
	２－７－５パイルネット工			〃
	２－７－６サンドマット工			〃
	２－７－７バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		41
		ペーパードレーン工		〃
		袋詰式サンドドレーン工		〃
	２－７－８締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		〃
	２－７－９固結工	粉末噴射撹拌工		〃
		高圧噴射撹拌工		〃
		スラリー撹拌工		〃
		生石灰パイル工		〃
		中層混合処理		〃
第10節　仮設工	２－10－５土留・仮締切工	H鋼杭		〃
		鋼矢板		〃
		アンカー工		〃
		連節ブロック張り工		〃
		締切盛土		42
		中詰盛土		〃
	２－10－９地中連続壁工（壁式）			〃
	２－10－10地中連続壁工（柱列式）			〃
	２－10－22法面吹付工			〃
第11節　軽量盛土工	２－11－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	4
第12節　工場製作工（共通）	２－12－１鋳造費	金属支承工		42
		大型ゴム支承工		〃
	２－12－１仮設材製作工			43
	２－12－１刃口金物製作工			〃
	２－12－３桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		〃
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		〃
	２－12－３桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		〃
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		44
	２－12－４検査路製作工			〃
	２－12－５鋼製伸縮継手製作工			45
	２－12－６落橋防止装置製作工			〃

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第12節　工場製作工（共通）	２－12－７橋梁用防護柵製作工			45
	２－12－８アンカーフレーム製作工			〃
	２－12－９プレビーム用桁製作工			〃
	２－12－10鋼製排水管製作工			〃
	２－12－11工場塗装工			46
第13節　橋梁架設工	２－13－１架設工	クレーン架設		〃
		ケーブルクレーン架設		〃
		ケーブルエレクション架設		〃
		架設桁架設		〃
		送出し架設		〃
		トラベラークレーン架設		〃
第14節　法面工（共通）	２－14－２植生工	種子散布工		〃
		張芝工		〃
		筋芝工		〃
		市松芝工		〃
		植生シート工		〃
		植生マット工		〃
		植生筋工		〃
		人工張芝工		〃
		植生穴工		〃
		植生基材吹付工		〃
		客土吹付工		〃
	２－14－３吹付工	コンクリート		47
		モルタル		〃
	２－14－４法枠工	現場打法枠工		〃
		現場吹付法枠工		〃
		プレキャスト法枠工		〃
	２－14－６アンカー工			〃
第15節　擁壁工（共通）	２－15－１場所打擁壁工			〃
	２－15－２プレキャスト擁壁工			〃
	２－15－３補強土壁工	補強土テルアルメ壁工法		48
		多数アンカー式補強土工		〃
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃
	２－15－４井桁ブロック工			〃
第16節　浚渫工（共通）	２－16－３浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		〃
		グラブ船		〃
第18節　床版工	２－18－１床版・横組工			〃

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第１章　築堤・護岸				
第５節　護岸基礎工	１－５－３基礎工		第３編２－４－３基礎工（護岸）	11
	１－５－４矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
第６節　矢板護岸工	１－６－３笠コンクリート工		第３編２－５－３コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	14
	１－６－４矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
第７節　法覆護岸工	１－７－３コンクリートブロック工		第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
	１－７－４護岸付属物工			48
	１－７－５緑化ブロック工		第３編２－５－４緑化ブロック工	15
	１－７－６環境護岸ブロック工		第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
	１－７－７石積（張）工		第３編２－５－５石積（張）工	15
	１－７－８法枠工		第３編２－14－４法枠工	47
	１－７－９多自然型護岸工	巨石張り	第３編２－３－26巨石張り、巨石積み	10
		巨石積み	第３編２－３－26巨石張り、巨石積み	〃
		かごマット	第３編２－３－26かごマット	〃
	１－７－10吹付工		第３編２－14－３吹付工	47
	１－７－11植生工		第３編２－14－２植生工	46
	１－７－12覆土工		第１編２－４－５法面整形工	12
	１－７－13羽口工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
		かご枠	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
		連節ブロック張り	第３編２－５－３－２連節ブロック張り	14
第８節　擁壁護岸工	１－８－３場所打擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
	１－８－４プレキャスト擁壁工		第３編２－15－２プレキャスト擁壁工	〃
第９節　根固め工	１－９－３根固めブロック工		第３編２－３－17根固めブロック	9
	１－９－５沈床工		第３編２－３－18沈床工	〃
	１－９－６捨石工		第３編２－３－19捨石工	〃
	１－９－７かご工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
第10節　水制工	１－10－３沈床工		第３編２－３－18沈床工	9
	１－10－４捨石工		第３編２－３－19捨石工	〃
	１－10－５かご工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
	１－10－８杭出し水制工			48
第11節　付帯道路工	１－11－３路側防護柵工		第３編２－３－８路側防護柵工	6
	１－11－５アスファルト舗装工		第３編２－６－７アスファルト舗装工	16
	１－11－６コンクリート舗装工		第３編２－６－12コンクリート舗装工	29
	１－11－７薄層カラー舗装工		第３編２－６－13薄層カラー舗装工	37
	１－11－８ブロック舗装工		第３編２－６－14ブロック舗装工	27
	１－11－９側溝工		第３編２－３－29側溝工	11
	１－11－10集水桝工		第３編２－３－30集水桝工	〃
	１－11－11縁石工		第３編２－３－５縁石工	6
	１－11－12区画線工		第３編２－３－９区画線工	7

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第12節　付帯道路施設工	１－12－３道路付属物工		第３編２－３－10道路付属物工	7
	１－12－４標識工		第３編２－３－６小型標識工	6
第13節　光ケーブル配管工	１－13－３配管工			48
	１－13－４ハンドホール工			〃
第２章　浚渫（川）				
第２節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	２－２－２浚渫船運転工（民船・官船）		第３編２－16－３浚渫船運転工	48
第３節　浚渫工（グラブ船）	２－３－２浚渫船運転工		第３編２－16－３浚渫船運転工	〃
第４節　浚渫工(バックホウ浚渫船)	２－４－２浚渫船運転工		第３編２－16－３浚渫船運転工	〃
第３章　樋門・樋管				
第５節　樋門・樋管本体工	３－５－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	３－５－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	３－５－５矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
	３－５－６函渠工	本体工		48
		ヒューム管		49
		ＰＣ管		〃
		コルゲートパイプ		〃
		ダクタイル鋳鉄管		〃
		ＰＣ函渠	第３編２－３－28プレキャストカルバート工	10
	３－５－７翼壁工			49
	３－５－８水叩工			〃
第６節　護床工	３－６－３根固めブロック工		第３編２－３－17根固めブロック	9
	３－６－５沈床工		第３編２－３－18沈床工	〃
	３－６－６捨石工		第３編２－３－19捨石工	〃
	３－６－７かご工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
第７節　水路工	３－７－３側溝工		第３編２－３－29場所打水路工	11
	３－７－４集水桝工		第３編２－３－30集水桝工	〃
	３－７－５暗渠工		第３編２－３－29暗渠工	〃
	３－７－６樋門接続暗渠工		第３編２－３－28プレキャストカルバート工	〃
第８節　付属物設置工	３－８－３防止柵工		第３編２－３－７防止柵工	6
	３－８－７階段工		第３編２－３－22階段工	9
第４章　水門				
第３節　工場製作工	４－３－３桁製作工		第３編２－12－３桁製作工	43
	４－３－４鋼製伸縮継手製作工		第３編２－12－５鋼製伸縮継手製作工	45
	４－３－５落橋防止装置製作工		第３編２－12－６落橋防止装置製作工	〃
	４－３－６鋼製排水管製作工		第３編２－12－10鋼製排水管製作工	〃
	４－３－７橋梁用防護柵製作工		第３編２－12－７橋梁用防護柵製作工	〃
	４－３－８鋳造費		第３編２－12－１鋳造費	43
	４－３－９仮設材製作工		第３編２－12－１仮設材製作工	〃
	４－３－10工場塗装工		第３編２－12－11工場塗装工	46
第６節　水門本体工	４－６－４既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	４－６－５場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	４－６－６矢板工（遮水矢板）		第３編２－３－４矢板工（遮水矢板）	6

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第６節　水門本体工	４－６－７床版工			49
	４－６－８堰柱工			〃
	４－６－９門柱工			〃
	４－６－10ゲート操作台工			〃
	４－６－11胸壁工			〃
	４－６－12翼壁工		第６編３－５－７翼壁工	〃
	４－６－13水叩工		第６編３－５－８水叩工	〃
第７節　護床工	４－７－３根固めブロック工		第３編２－３－17根固めブロック	9
	４－７－５沈床工		第３編２－３－18沈床工	〃
	４－７－６捨石工		第３編２－３－19捨石工	〃
	４－７－７かご工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
第８節　付属物設置工	４－８－３防止柵工		第３編２－３－７防止柵工	6
	４－８－８階段工		第３編２－３－22階段工	9
第９節　鋼管理橋上部工	４－９－４架設工(クレーン架設)		第３編２－13－１架設工(クレーン架設)	46
	４－９－５架設工(ケーブルクレーン架設)		第３編２－13－１架設工(ケーブルクレーン架設)	〃
	４－９－６架設工(ケーブルエレクション架設)		第３編２－13－１架設工(ケーブルエレクション架設)	〃
	４－９－７架設工(架設桁架設)		第３編２－13－１架設工(架設桁架設)	〃
	４－９－８架設工(送出し架設)		第３編２－13－１架設工(送出し架設)	〃
	４－９－９架設工(トラベラークレーン架設)		第３編２－13－１架設工(トラベラークレーン架設)	〃
	４－９－10支承工			49
第10節　橋梁現場塗装工	４－10－２現場塗装工		第３編２－３－31現場塗装工	11
第11節　床版工	４－11－２床版工		第３編２－18－１床版・横組工	48
第12節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	４－12－２伸縮装置工		第３編２－３－24伸縮装置工	9
	４－12－４地覆工			50
	４－12－５橋梁用防護柵工			〃
	４－12－６橋梁用高欄工			〃
	４－12－７検査路工			〃
第14節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）	４－14－２プレテンション桁製作工（購入工）		第３編２－３－12プレテンション桁製作工（購入工）	7
	４－14－３ポストテンション桁製作工		第３編２－３－13ポストテンション桁製作工	8
	４－14－４プレキャストセグメント製作工（購入工）		第３編２－３－14プレキャストセグメント製作工（購入工）	〃
	４－14－５プレキャストセグメント主桁組立工		第３編２－３－14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	４－14－６支承工		第６編４－９－10支承工	49
	４－14－７架設工(クレーン架設)		第３編２－13－１架設工(クレーン架設)	46
	４－14－８架設工(架設桁架設)		第３編２－13－１架設工(架設桁架設)	〃
	４－14－９床版･横組工		第３編２－18－１床版・横組工	48
	４－14－10落橋防止装置工		第10編16－22－４落橋防止装置工	67
第15節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	４－15－２架設支保工(固定)		第３編２－13－１架設工	46
	４－15－３支承工		第６編４－９－10支承工	49
	４－15－４落橋防止装置工		第10編16－22－４落橋防止装置工	67
	４－15－５ＰＣホロースラブ製作工		第３編２－３－15ＰＣホロースラブ製作工	8

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第16節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	４－16－２伸縮装置工		第３編２－３－24伸縮装置工	9
	４－16－４地覆工		第６編４－12－４地覆工	50
	４－16－５橋梁用防護柵工		第６編４－12－５橋梁用防護柵工	〃
	４－16－６橋梁用高欄工		第６編４－12－６橋梁用高欄工	〃
	４－16－７検査路工		第６編４－12－７検査路工	〃
第18節　舗装工	４－18－５アスファルト舗装工		第３編２－６－７アスファルト舗装工	16
	４－18－６半たわみ性舗装工		第３編２－６－８半たわみ性舗装工	19
	４－18－７排水性舗装工		第３編２－６－９排水性舗装工	23
	４－18－８透水性舗装工		第３編２－６－10透水性舗装工	27
	４－18－９グースアスファルト舗装工		第３編２－６－11グースアスファルト舗装工	28
	４－18－10コンクリート舗装工		第３編２－６－12コンクリート舗装工	29
	４－18－11薄層カラー舗装工		第３編２－６－13薄層カラー舗装工	37
	４－18－12ブロック舗装工		第３編２－６－14ブロック舗装工	38
第５章　堰				
第３節　工場製作工	５－３－３刃口金物製作工		第３編２－12－１刃口金物製作工	43
	５－３－４桁製作工		第３編２－12－３桁製作工	〃
	５－３－５検査路製作工		第３編２－12－４検査路製作工	44
	５－３－６鋼製伸縮継手製作工		第３編２－12－５鋼製伸縮継手製作工	45
	５－３－７落橋防止装置製作工		第３編２－12－６落橋防止装置製作工	〃
	５－３－８鋼製排水管製作工		第３編２－12－10鋼製排水管製作工	〃
	５－３－９プレビーム用桁製作工		第３編２－12－９プレビーム用桁製作工	〃
	５－３－10橋梁用防護柵製作工		第３編２－12－７橋梁用防護柵製作工	〃
	５－３－11鋳造費		第３編２－12－１鋳造費	43
	５－３－12アンカーフレーム製作工		第３編２－12－８アンカーフレーム製作工	45
	５－３－13仮設材製作工		第３編２－12－１仮設材製作工	43
	５－３－14工場塗装工		第３編２－12－11工場塗装工	46
第６節　可動堰本体工	５－６－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	５－６－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	５－６－５オープンケーソン基礎工		第３編２－４－７オープンケーソン基礎工	13
	５－６－６ニューマチックケーソン基礎工		第３編２－４－８ニューマチックケーソン基礎工	〃
	５－６－７矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
	５－６－８床版工		第６編４－６－７床版工	49
	５－６－９堰柱工		第６編４－６－８堰柱工	〃
	５－６－10門柱工		第６編４－６－９門柱工	〃
	５－６－11ゲート操作台工		第６編４－６－10ゲート操作台工	〃
	５－６－12水叩工		第６編３－５－８水叩工	〃
	５－６－13閘門工			50
	５－６－14土砂吐工			〃
	５－６－15取付擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
第７節　固定堰本体工	５－７－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	５－７－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	５－７－５オープンケーソン基礎工		第３編２－４－７オープンケーソン基礎工	13

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第７節　固定堰本体工	５－７－６ニューマチックケーソン基礎工		第３編２－４－８ニューマチックケーソン基礎工	13
	５－７－７矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
	５－７－８堰本体工			51
	５－７－９水叩工			〃
	５－７－10土砂吐工			〃
	５－７－11取付擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
第８節　魚道工	５－８－３魚道本体工			51
第９節　管理橋下部工	５－９－２管理橋橋台工			〃
第10節　鋼管理橋上部工	５－10－４架設工（クレーン架設）		第３編２－13－１架設工（クレーン架設）	46
	５－10－５架設工（ケーブルクレーン架設）		第３編２－13－１架設工（ケーブルクレーン架設）	〃
	５－10－６架設工（ケーブルエレクション架設）		第３編２－13－１架設工（ケーブルエレクション架設）	〃
	５－10－７架設工（架設桁架設）		第３編２－13－１架設工（架設桁架設）	〃
	５－10－８架設工（送出し架設）		第３編２－13－１架設工（送出し架設）	〃
	５－10－９架設工（トラベラークレーン架設）		第３編２－13－１架設工（トラベラークレーン架設）	〃
	５－10－10支承工		第６編４－９－10支承工	49
第11節　橋梁現場塗装工	５－11－２現場塗装工		第３編２－３－31現場塗装工	11
第12節　床版工	５－12－２床版工		第３編２－18－１床版・横組工	48
第13節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	５－13－２伸縮装置工		第３編２－３－24伸縮装置工	9
	５－13－４地覆工		第６編４－12－４地覆工	50
	５－13－５橋梁用防護柵工		第６編４－12－５橋梁用防護柵工	〃
	５－13－６橋梁用高欄工		第６編４－12－６橋梁用高欄工	〃
	５－13－７検査路工		第６編４－12－７検査路工	〃
第15節　コンクリート管理橋上部工（PC橋）	５－15－２プレテンション桁製作工（購入工）		第３編２－３－12プレテンション桁製作工（購入工）	7
	５－15－３ポストテンション桁製作工		第３編２－３－13ポストテンション桁製作工	8
	５－15－４プレキャストセグメント製作工（購入工）		第３編２－３－14プレキャストセグメント製作工（購入工）	〃
	５－15－５プレキャストセグメント主桁組立工		第３編２－３－14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	５－15－６支承工		第６編４－９－10支承工	49
	５－15－７架設工（クレーン架設）		第３編２－13－１架設工（クレーン架設）	46
	５－15－８架設工（架設桁架設）		第３編２－13－１架設工（架設桁架設）	〃
	５－15－９床版・横組工		第３編２－18－１床版・横組工	48
	５－15－10落橋防止装置工		第10編16－22－４落橋防止装置工	67
第16節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋ホロースラブ橋）	５－16－２架設支保工（固定）		第３編２－13－１架設工	46
	５－16－３支承工		第６編４－９－10支承工	49
	５－16－４落橋防止装置工		第10編16－22－４落橋防止装置工	67
	５－16－５ＰＣホロースラブ製作工		第３編２－３－15ＰＣホロースラブ製作工	8
第17節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁橋）	５－17－２架設支保工（固定）		第３編２－13－１架設工	46
	５－17－３支承工		第６編４－９－10支承工	49
	５－17－４ＰＣ箱桁製作工		第３編２－３－16ＰＣ箱桁製作工	8
	５－17－５落橋防止装置工		第10編16－22－４落橋防止装置工	67
第18節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	５－18－２伸縮装置工		第３編２－３－24伸縮装置工	9
	５－18－４地覆工		第６編４－12－４地覆工	50

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第18節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	５－18－５橋梁用防護柵工		第６編４－12－５橋梁用防護柵工	50
	５－18－６橋梁用高欄工		第６編４－12－６橋梁用高欄工	〃
	５－18－７検査路工		第６編４－12－７検査路工	〃
第20節　付属物設置工	５－20－３防止柵工		第３編２－３－７防止柵工	6
	５－20－７階段工		第３編２－３－22階段工	9
第６章　排水機場				
第４節　機場本体工	６－４－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	６－４－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	６－４－５矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
	６－４－６本体工			51
	６－４－７燃料貯油槽工			〃
第５節　沈砂池工	６－５－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	６－５－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	６－５－５矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
	６－５－６場所打擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
	６－５－７コンクリート床版工			51
	６－５－８ブロック床版工		第３編２－３－17根固めブロック	9
	６－５－９場所打水路工		第３編２－３－29場所打水路工	11
第６節　吐出水槽工	６－６－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	６－６－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	６－６－５矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
	６－６－６本体工		第６編６－４－６本体工	51
第７章　床止め・床固め				
第４節　床止め工	７－４－４既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	７－４－５矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
	７－４－６本体工	床固め本体工		52
		植石張り	第３編２－５－５石積（張）工	15
		根固めブロック	第３編２－３－17根固めブロック	9
	７－４－７取付擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
	７－４－８水叩工			52
		巨石張り	第３編２－３－26巨石張り、巨石積み	10
		根固めブロック	第３編２－３－17根固めブロック	9
第５節　床固め工	７－５－４本堤工		第６編７－４－６本体工	52
	７－５－５垂直壁工		第６編７－４－６本体工	〃
	７－５－６側壁工			〃
	７－５－７水叩工		第６編７－４－８水叩工	〃
第６節　山留擁壁工	７－６－３コンクリート擁壁工		第３編２－15－1場所打擁壁工	47
	７－６－４ブロック積擁壁工		第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
	７－６－５石積擁壁工		第３編２－５－５石積（張）工	15
	７－６－６山留擁壁基礎工		第３編２－４－３基礎工（護岸）	12
第８章　河川維持				
第７節　路面補修工	８－７－３不陸整正工		第１編２－３－６堤防天端工	3
	８－７－４コンクリート舗装補修工		第３編２－６－12コンクリート舗装工	29
	８－７－５アスファルト舗装補修工		第３編２－６－７アスファルト舗装工	16

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第８節　付属物復旧工	８－８－２付属物復旧工		第３編２－３－８路側防護柵工	6
第９節　付属物設置工	８－９－３防護柵工		第３編２－３－７防止柵工	〃
	８－９－５付属物設置工		第３編２－３－10道路付属物工	7
第10節　光ケーブル配管工	８－10－３配管工		第６編１－13－３配管工	48
	８－10－４ハンドホール工		第６編１－13－４ハンドホール工	〃
第12節　植栽維持工	８－12－３樹木・芝生管理工		第３編２－14－２植生工	46
第９章　河川修繕				
第４節　腹付工	９－４－２覆土工		第１編２－３－５法面整形工	3
	９－４－３植生工		第３編２－14－２植生工	46
第５節　側帯工	９－５－２縁切工	じゃかご工	第３編２－３－27じゃかご	10
		連節ブロック張り	第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
		コンクリートブロック張り	第３編２－５－３コンクリートブロック工	〃
第５節　側帯工	９－５－２縁切工	石張工	第３編２－５－５石積（張）工	15
	９－５－３植生工		第３編２－14－２植生工	46
第６節　堤脚保護工	９－６－３石積工		第３編２－５－５石積（張）工	15
	９－６－４コンクリートブロック工		第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
第７節　管理用通路工	９－７－２防護柵工		第３編２－３－７防止柵工	6
	９－７－４路面切削工		第３編２－６－15路面切削工	39
	９－７－５舗装打換え工		第３編２－６－16舗装打換え工	40
	９－７－６オーバーレイ工		第３編２－６－17オーバーレイ工	〃
	９－７－７排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	第３編２－３－29側溝工	11
		集水桝工	第３編２－３－30集水桝工	〃
	９－７－８道路付属物工	歩車道境界ブロック	第３編２－３－５縁石工	6
第８節　現場塗装工	９－８－３付属物塗装工		第３編２－３－31現場塗装工	11
	９－８－４コンクリート面塗装工		第３編２－３－11コンクリート面塗装工	7

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第７編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第１章　堤防・護岸				
第５節　護岸基礎工	１－５－４捨石工		第３編２－３－19捨石工	9
	１－５－５場所打コンクリート工			53
	１－５－６海岸コンクリートブロック工			〃
	１－５－７笠コンクリート工		第３編２－４－３基礎工（護岸）	11
	１－５－８基礎工		第３編２－４－３基礎工（護岸）	〃
	１－５－９矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
第６節　護岸工	１－６－３石積（張）工		第３編２－５－５石積（張）工	15
	１－６－４海岸コンクリートブロック工			53
	１－６－５コンクリート被覆工			〃
第７節　擁壁工	１－７－３場所打擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
第８節　天端被覆工	１－８－２コンクリート被覆工			53
第９節　波返工	１－９－３波返工			53
第10節　裏法被覆工	１－10－２石積（張）工		第３編２－５－５石積（張）工	15
	１－10－３コンクリートブロック工		第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
	１－10－４コンクリート被覆工		第７編１－６－５コンクリート被覆工	53
	１－10－５法枠工		第３編２－14－４法枠工	47
第11節　カルバート工	１－11－３プレキャストカルバート工		第３編２－３－28プレキャストカルバート工	10
第12節　排水構造物工	１－12－３側溝工		第３編２－３－29側溝工	11
	１－12－４集水桝工		第３編２－３－30集水桝工	〃
	１－12－５管渠工	プレキャストパイプ	第３編２－３－29暗渠工	〃
		プレキャストボックス	第３編２－３－29暗渠工	〃
		コルゲートパイプ	第３編２－３－29暗渠工	〃
		タグタイル鋳鉄管	第３編２－３－29暗渠工	〃
	１－12－６場所打水路工		第３編２－３－29場所打水路工	〃
第13節　付属物設置工	１－13－３防止柵工		第３編２－３－７防止柵工	6
	１－13－６階段工		第３編２－３－22階段工	9
第14節　付帯道路工	１－14－３路側防護柵工		第３編２－３－８路側防護柵工	6
	１－14－５アスファルト舗装工		第３編２－６－７アスファルト舗装工	16
	１－14－６コンクリート舗装工		第３編２－６－12コンクリート舗装工	29
	１－14－７薄層カラー舗装工		第３編２－６－13薄層カラー舗装工	37
	１－14－８側溝工		第３編２－３－29側溝工	11
	１－14－９集水桝工		第３編２－３－30集水桝工	〃
	１－14－10縁石工		第３編２－３－５縁石工	6
	１－14－11区画線工		第３編２－３－９区画線工	7
第15節　付帯道路施設工	１－15－３道路付属物工		第３編２－３－10道路付属物工	〃
	１－15－４小型標識工		第３編２－３－６小型標識工	6
第２章　突堤・人工岬				
第４節　突堤基礎工	２－４－４捨石工			53
	２－４－５吸出し防止工			〃
第５節　突堤本体工	２－５－２捨石工			〃
	２－５－５海岸コンクリートブロック工			54
	２－５－６既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第７編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第５節　突堤本体工	２－５－７詰杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	２－５－８矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
	２－５－９石枠工			54
	２－５－10場所打コンクリート工			〃
	２－５－11ケーソン工	ケーソン工製作		〃
		ケーソン工据付		〃
		突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		〃
	２－５－12セルラー工	セルラー工製作		〃
		セルラー工据付		〃
		突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		55
第６節　根固め工	２－６－２捨石工			〃
	２－６－３根固めブロック工			〃
第７節　消波工	２－７－２捨石工		第７編２－６－２捨石工	55
	２－７－３消波ブロック工			〃
第３章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
第３節　海域堤基礎工	３－３－３捨石工			55
	３－３－４吸出し防止工		第７編２－４－５吸出し防止工	53
第４節　海域堤本体工	３－４－２捨石工		第７編２－４－４捨石工	〃
	３－４－３海岸コンクリートブロック工		第７編２－５－５海岸コンクリートブロック工	54
	３－４－４ケーソン工		第７編２－５－11ケーソン工	〃
	３－４－５セルラー工		第７編２－５－12セルラー工	〃
	３－４－６場所打コンクリート工		第７編２－５－10場所打ちコンクリート工	〃
第４章　浚渫（海）				
第２節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	４－２－２浚渫船運転工		第３編２－16－3浚渫船運転工	48
第３節　浚渫工（グラブ船）	４－３－２浚渫船運転工		第３編２－16－3浚渫船運転工	〃
第５章　養浜				
第３節　砂止工	５－３－２根固めブロック工		第７編２－６－３根固めブロック工	55

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第１章　砂防堰堤				
第３節　工場製作工	１－３－３鋼製堰堤製作工		第３編２－12－３桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	43
	１－３－４鋼製堰堤仮設材製作工			56
	１－３－５工場塗装工		第３編２－12－11工場塗装工	46
第６節　法面工	１－６－２植生工		第３編２－14－２植生工	46
	１－６－３法面吹付け工		第３編２－14－３吹付工	47
	１－６－４法枠工		第３編２－14－４法枠工	47
	１－６－６アンカー工		第３編２－14－６アンカー工	〃
	１－６－７かご工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
第８節　コンクリート堰堤工	１－８－４コンクリート堰堤本体工			56
	１－８－５コンクリート副堰堤工		第８編１－８－４コンクリート堰堤本体工	〃
	１－８－６コンクリート側壁工			〃
	１－８－８水叩工			〃
第９節　鋼製堰堤工	１－９－５鋼製堰堤本体工	不透過型		〃
		透過型		〃
	１－９－６鋼製側壁工			〃
	１－９－７コンクリート側壁工		第８編１－８－６コンクリート側壁工	〃
	１－９－９水叩工		第８編１－８－８水叩工	〃
	１－９－10現場塗装工		第３編２－３－31現場塗装工	11
第10節　護床工・根固め工	１－10－４根固めブロック工		第３編２－３－17根固めブロック	9
	１－10－６沈床工		第３編２－３－18沈床工	〃
	１－10－７かご工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
第11節　砂防堰堤付属物設置工	１－11－３防止柵工		第３編２－３－７防止柵工	6
第12節　付帯道路工	１－12－３路側防護柵工		第３編２－３－８路側防護柵工	〃
	１－12－５アスファルト舗装工		第３編２－６－７アスファルト舗装工	16
	１－12－６コンクリート舗装工		第３編２－６－12コンクリート舗装工	29
	１－12－７薄層カラー舗装工		第３編２－６－13薄層カラー舗装工	37
	１－12－８側溝工		第３編２－３－29場所打水路工	11
	１－12－９集水桝工		第３編２－３－30集水桝工	〃
	１－12－10縁石工		第３編２－３－５縁石工	6
	１－12－11区画線工		第３編２－３－９区画線工	7
第13節　付帯道路施設工	１－13－３道路付属物工		第３編２－３－10道路付属物工	〃
	１－13－４小型標識工		第３編２－３－６小型標識工	6
第２章　流路				
第４節　流路護岸工	２－４－４基礎工		第３編２－４－３基礎工（護岸）	11
	２－４－５コンクリート擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
	２－４－６ブロック積擁壁工		第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
	２－４－７石積擁壁工		第３編２－５－５石積（張）工	15
	２－４－８護岸付属物工		第６編１－７－４護岸付属物工	48
	２－４－９植生工		第３編２－14－２植生工	46
第５節　床固め工	２－５－４床固め本体工		第８編１－８－４コンクリート堰堤本体工	56

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第５節　床固め工	２－５－５垂直壁工		第８編１－８－４コンクリート堰堤本体工	56
	２－５－６側壁工		第８編１－８－６コンクリート側壁工	〃
	２－５－７水叩工		第８編１－８－８水叩工	〃
	２－５－８魚道工			57
第６節　根固め・水制工	２－６－４根固めブロック工		第３編２－３－17根固めブロック	9
	２－６－６捨石工		第３編２－３－19捨石工	〃
	２－６－７かご工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
		かごマット	第３編２－３－26かごマット	〃
第７節　流路付属物設置工	２－７－２階段工		第３編２－３－22階段工	9
	２－７－３防止柵工		第３編２－３－７防止柵工	6
第３章　斜面対策				
第４節　法面工	３－４－２植生工		第３編２－14－２植生工	46
	３－４－３吹付工		第３編２－14－３吹付工	〃
	３－４－４法枠工		第３編２－14－４法枠工	47
	３－４－５かご工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
	３－４－６アンカー工（プレキャストコンクリート板）		第３編２－14－６アンカー工	47
	３－４－７抑止アンカー工		第３編２－14－６アンカー工	〃
第５節　擁壁工	３－５－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	３－５－４場所打擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
	３－５－５プレキャスト擁壁工		第３編２－15－２プレキャスト擁壁工	〃
	３－５－６補強土壁工		第１編２－３－４盛土補強工	2
	３－５－７井桁ブロック工		第３編２－15－4井桁ブロック工	48
	３－５－８落石防護工		第10編１－11－５落石防護柵工	60
第６節　山腹水路工	３－６－３山腹集水路・排水路工		第３編２－３－29場所打水路工	11
	３－６－４山腹明暗渠工			57
	３－６－５山腹暗渠工		第３編２－３－29暗渠工	11
	３－６－６現場打水路工		第３編２－３－29場所打水路工	〃
	３－６－７集水桝工		第３編２－３－30集水桝工	〃
第７節　地下水排除工	３－７－４集排水ボーリング工			57
	３－７－５集水井工			〃
第８節　地下水遮断工	３－８－３場所打擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
	３－８－４固結工		第３編２－７－９固結工	41
	３－８－５矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
第９節　抑止杭工	３－９－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	３－９－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	３－９－５シャフト工（深礎工）		第３編２－４－６深礎工	13
	３－９－６合成杭工			57

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第９編　ダム編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第１章　コンクリートダム				
第４節　ダムコンクリート工	１－４コンクリートダム工（本体）			58
	１－４コンクリートダム工（水叩）			〃
	１－４コンクリートダム工（副ダム）			〃
	１－４コンクリーダム工（導流壁）			〃
第２章　フィルダム				
第３節　盛立工	２－３－５コアの盛立			58
	２－３－６フィルターの盛立			〃
	２－３－７ロックの盛立			59
	２フィルダム（洪水吐）			〃
第３章　基礎グラウチング				
第３節　ボーリング工	３－３ボーリング工			59

※　「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第１章　道路改良				
第３節　工場製作工	１－３－２遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		60
		工場塗装工	第３編２－12－11工場塗装工	44
第６節　法面工	１－６－２植生工		第３編２－14－２植生工	46
	１－６－３法面吹付工		第３編２－14－３吹付工	47
	１－６－４法枠工		第３編２－14－４法枠工	47
	１－６－６アンカー工		第３編２－14－６アンカー工	〃
	１－６－７かご工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
第７節　擁壁工	１－７－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	１－７－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	１－７－５場所打擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
	１－７－６プレキャスト擁壁工		第３編２－15－２プレキャスト擁壁工	〃
	１－７－７補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第１編２－３－４盛土補強工	2
		多数アンカー式補強土工法	第１編２－３－４盛土補強工	〃
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第１編２－３－４盛土補強工	〃
	１－７－８井桁ブロック工		第３編２－15－３井桁ブロック工	48
第８節　石・ブロック積（張）工	１－８－３コンクリートブロック工		第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
	１－８－４石積（張）工		第３編２－５－５石積（張）工	15
第９節　カルバート工	１－９－４既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	１－９－５場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	１－９－６場所打函渠工			60
	１－９－７プレキャストカルバート工		第３編２－３－28プレキャストカルバート工	10
第10節　排水構造物工（小型水路工）	１－10－３側溝工		第３編２－３－29側溝工	11
	１－10－４管渠工		第３編２－３－29側溝工	〃
	１－10－５集水桝・マンホール工		第３編２－３－29集水桝工	〃
	１－10－６地下排水工		第３編２－３－29暗渠工	〃
	１－10－７場所打水路工		第３編２－３－29場所打水路工	〃
第10節　排水構造物工（小型水路工）	１－10－８排水工（小段排水・縦排水）		第３編２－３－29側溝工	11
第11節　落石雪害防止工	１－11－４落石防止網工			60
	１－11－５落石防護柵工			〃
	１－11－６防雪柵工			〃
	１－11－７雪崩予防柵工			〃
第12節　遮音壁工	１－12－４遮音壁基礎工			〃
	１－12－５遮音壁本体工			61

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第２章　舗装				
第４節　舗装工	２－４－５アスファルト舗装工		第３編２－６－７アスファルト舗装工	16
	２－４－６半たわみ性舗装工		第３編２－６－８半たわみ性舗装工	19
	２－４－７排水性舗装工		第３編２－６－９排水性舗装工	23
	２－４－８透水性舗装工		第３編２－６－10透水性舗装工	27
	２－４－９グースアスファルト舗装工		第３編２－６－11グースアスファルト舗装工	28
	２－４－10コンクリート舗装工		第３編２－６－12コンクリート舗装工	29
	２－４－11薄層カラー舗装工		第３編２－６－13薄層カラー舗装工	37
	２－４－12ブロック舗装工		第３編２－６－14ブロック舗装工	38
	２－４歩道路盤工			61
	２－４取合舗装路盤工			〃
	２－４路肩舗装路盤工			〃
	２－４歩道舗装工			〃
	２－４取合舗装工			〃
	２－４路肩舗装工			〃
	２－４表層工			〃
第５節　排水構造物工（路面排水工）	２－５－３側溝工		第３編２－３－29側溝工	11
	２－５－４管渠工		第３編２－３－29側溝工	〃
	２－５－５集水桝（街渠桝）・マンホール工		第３編２－３－29集水桝工	〃
	２－５－６地下排水工		第３編２－３－29暗渠工	〃
	２－５－７場所打水路工		第３編２－３－29場所打水路工	〃
	２－５－８排水工（小段排水・縦排水）		第３編２－３－29側溝工	〃
	２－５－９排水性舗装用路肩排水工			61
第６節　縁石工	２－６－３縁石工		第３編２－３－５縁石工	6
第７節　踏掛版工	２－７－４踏掛版工	コンクリート工		61
		ラバーシュー		〃
		アンカーボルト		〃
第８節　防護柵工	２－８－３路側防護柵工		第３編２－３－８路側防護柵工	6
	２－８－４防止柵工		第３編２－３－７防止柵工	〃
	２－８－５ボックスビーム工		第３編２－３－８路側防護柵工	〃
	２－８－６車止めポスト工		第３編２－３－７防止柵工	〃
第９節　標識工	２－９－３小型標識工		第３編２－３－６小型標識工	〃
	２－９－４大型標識工	標識基礎工		61
		標識柱工		62
第10節　区画線工	２－10－２区画線工		第３編２－３－９区画線工	7
第12節　道路付属施設工	２－12－４道路付属物工		第３編２－３－10道路付属物工	〃
	２－12－５ケーブル配管工			62
		ハンドホール		〃
	２－12－６照明工	照明柱基礎工		〃
第13節　橋梁付属物工	２－13－２伸縮装置工		第３編２－３－24伸縮装置工	9

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第３章　橋梁下部				
第３節　工場製作工	３－３－２刃口金物製作工		第３編２－12－１刃口金物製作工	43
	３－３－３鋼製橋脚製作工			62
	３－３－４アンカーフレーム製作工		第３編２－12－８アンカーフレーム製作工	45
	３－３－５工場塗装工		第３編２－12－11工場塗装工	46
第６節　橋台工	３－６－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	３－６－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	３－６－５深礎工		第３編２－４－６深礎工	13
	３－６－６オープンケーソン基礎工		第３編２－４－７オープンケーソン基礎工	〃
	３－６－７ニューマチックケーソン基礎工		第３編２－４－８ニューマッチクケーソン基礎工	〃
	３－６－８橋台躯体工			62
第７節　ＲＣ橋脚工	３－７－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	３－７－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	３－７－５深礎工		第３編２－４－６深礎工	13
	３－７－６オープンケーソン基礎工		第３編２－４－７オープンケーソン基礎工	〃
	３－７－７ニューマチックケーソン基礎工		第３編２－４－８ニューマッチクケーソン基礎工	〃
	３－７－８鋼管矢板基礎工		第３編２－４－９鋼管矢板基礎工	14
	３－７－９橋脚躯体工	張出式		63
		ラーメン式		〃
第８節　鋼製橋脚工	３－８－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	３－８－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃
	３－８－５深礎工		第３編２－４－６深礎工	13
	３－８－６オープンケーソン基礎工		第３編２－４－７オープンケーソン基礎工	〃
	３－８－７ニューマチックケーソン基礎工		第３編２－４－８ニューマッチクケーソン基礎工	〃
	３－８－８鋼管矢板基礎工		第３編２－４－９鋼管矢板基礎工	14
	３－８－９橋脚フーチング工	Ｉ型・Ｔ型		63
		門型		〃
	３－８－10橋脚架設工	Ｉ型・Ｔ型		〃
		門型		〃
	３－８－11現場継手工			〃
	３－８－12現場塗装工		第３編２－３－31現場塗装工	11
第９節　護岸基礎工	３－９－３基礎工		第３編２－４－３基礎工（護岸）	〃
	３－９－４矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
	３－９－３笠コンクリート		第３編２－４－３基礎工（護岸）	11
第10節　矢板護岸工	３－10－４矢板工		第３編２－３－４矢板工	6
第11節　法覆護岸工	３－11－２コンクリートブロック工		第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
	３－11－３護岸付属物工		第６編１－７－４護岸付属物工	48
	３－11－４緑化ブロック工		第３編２－５－４緑化ブロック工	15
	３－11－５環境護岸ブロック工		第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
	３－11－６石積（張）工		第３編２－５－５石積（張）工	15
	３－11－７法枠工		第３編２－14－４法枠工	47
	３－11－８多自然型護岸工	巨石張り	第３編２－３－26巨石張り、巨石積み	10

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第11節　法覆護岸工	３－11－８多自然型護岸工	巨石積み	第３編２－３－26巨石張り、巨石積み	10
		かごマット	第３編２－３－26かごマット	〃
	３－11－９吹付工		第３編２－14－３吹付工	47
	３－11－10植生工		第３編２－14－２植生工	46
	３－11－11覆土工		第１編２－３－５法面整形工	2
	３－11－12羽口工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
		かご枠	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
		連節ブロック張り	第３編２－５－３－２連節ブロック張り	14
第12節　擁壁護岸工	３－12－３場所打擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
	３－12－４プレキャスト擁壁工		第３編２－15－２プレキャスト擁壁工	〃
第４章　鋼橋上部				
第３節　工場製作工	４－３－３桁製作工		第３編２－12－３桁製作工	43
	４－３－４検査路製作工		第３編２－12－４検査路製作工	44
	４－３－５鋼製伸縮継手製作工		第３編２－12－５鋼製伸縮継手製作工	45
	４－３－６落橋防止装置製作工		第３編２－12－６落橋防止装置製作工	45
	４－３－７鋼製排水管製作工		第３編２－12－10鋼製排水管製作工	〃
	４－３－８橋梁用防護柵製作工		第３編２－12－７橋梁用防護柵製作工	〃
	４－３－９橋梁用高欄製作工			63
	４－３－10横断歩道橋製作工		第３編２－12－３桁製作工	43
	４－３－11鋳造費		第３編２－12－１鋳造費	43
	４－３－12アンカーフレーム製作工		第３編２－12－８アンカーフレーム製作工	45
	４－３－13工場塗装工		第３編２－12－11工場塗装工	46
第５節　鋼橋架設工	４－５－４架設工（クレーン架設）		第３編２－13－１架設工（クレーン架設）	46
	４－５－５架設工（ケーブルクレーン架設）		第３編２－13－１架設工（ケーブルクレーン架設）	〃
	４－５－６架設工（ケーブルエレクション架設）		第３編２－13－１架設工（ケーブルエレクション架設）	〃
	４－５－７架設工（架設桁架設）		第３編２－13－１架設工（架設桁架設）	〃
	４－５－８架設工（送出し架設）		第３編２－13－１架設工（送出し架設）	〃
	４－５－９架設工（トラベラークレーン架設）		第３編２－13－１架設工（トラベラークレーン架設）	〃
	４－５－10支承工		第６編４－９－10支承工	49
第６節　橋梁現場塗装工	４－６－３現場塗装工		第３編２－３－31現場塗装工	11
第７節　床版工	４－７－２床版工		第３編２－18－１床版・横組工	48
第８節　橋梁付属物工	４－８－２伸縮装置工		第３編２－３－24伸縮装置工	9
	４－８－５地覆工		第６編４－12－４地覆工	50
	４－８－６橋梁用防護柵工		第６編４－12－５橋梁用防護柵工	〃
	４－８－７橋梁用高欄工		第６編４－12－６橋梁用高欄工	〃
	４－８－８検査路工		第６編４－12－７検査路工	〃
第９節　歩道橋本体工	４－９－３既製杭工		第３編２－４－４既製杭工	12
	４－９－４場所打杭工		第３編２－４－５場所打杭工	〃

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第９節　歩道橋本体工	４－９－５橋脚フーチング工	Ｉ型	第10編３－８－９橋脚フーチング工	63
		Ｔ型	第10編３－８－９橋脚フーチング工	〃
	４－９－６歩道橋架設工		第３編２－13－１架設工（鋼橋）	46
	４－９－７現場塗装工		第３編２－３－31現場塗装工	11
第５章　コンクリート橋上部				
第３節　工場製作工	５－３－２プレビーム用桁製作工		第３編２－12－９プレビーム用桁製作工	45
	５－３－３橋梁用防護柵製作工		第３編２－12－７橋梁用防護柵製作工	〃
	５－３－４鋼製伸縮継手製作工		第３編２－12－５鋼製伸縮継手製作工	45
	５－３－５検査路製作工		第３編２－12－４検査路製作工	〃
	５－３－６工場塗装工		第３編２－12－11工場塗装工	46
	５－３－７鋳造費		第３編２－12－１鋳造費	43
第５節　ＰＣ橋工	５－５－２プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第３編２－３－12プレテンション桁製作工（購入工）	7
		スラブ橋	第３編２－３－12プレテンション桁製作工（購入工）	〃
	５－５－３ポストテンション桁製作工		第３編２－３－13ポストテンション桁製作工	8
	５－５－４プレキャストセグメント製作工（購入工）		第３編２－３－14プレキャストセグメント製作工（購入工）	〃
	５－５－５プレキャストセグメント主桁組立工		第３編２－３－14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	５－５－６支承工		第６編４－９－10支承工	49
	５－５－７架設工（クレーン架設）		第３編２－13－１架設工（クレーン架設）	46
	５－５－８架設工（架設桁架設）		第３編２－13－１架設工（架設桁架設）	〃
	５－５－９床版・横組工		第３編２－18－１床版・横組工	48
	５－５－10落橋防止装置工		第10編16－22－４落橋防止装置工	67
第６節　プレビーム桁橋工	５－６－２プレビーム桁製作工（現場）			64
	５－６－３支承工		第６編４－９－10支承工	49
	５－６－４架設工（クレーン架設）		第３編２－13－１架設工（クレーン架設）	46
	５－６－５架設工（架設桁架設）		第３編２－13－１架設工（架設桁架設）	〃
	５－６－６床版・横組工		第３編２－18－１床版・横組工	48
	５－６－９落橋防止装置工		第10編16－22－４落橋防止装置工	67
第７節　ＰＣホロースラブ橋工	５－７－２架設支保工（固定）		第３編２－13－１架設工	45
	５－７－３支承工		第６編４－９－10支承工	49
	５－７－４ＰＣホロースラブ製作工		第３編２－３－15ＰＣホロースラブ製作工	8
	５－７－５落橋防止装置工		第10編16－22－４落橋防止装置工	67
第８節　ＲＣホロースラブ橋工	５－８－２架設支保工（固定）		第３編２－13－１架設工	46
	５－８－３支承工		第６編４－９－10支承工	49
	５－８－４ＲＣ場所打ホロースラブ製作工		第３編２－３－15ＰＣホロースラブ製作工	8
	５－８－５落橋防止装置工		第10編16－22－４落橋防止装置工	67
第９節　ＰＣ版桁橋工	５－９－２ＰＣ版桁製作工		第３編２－３－15ＰＣホロースラブ製作工	8
第10節　ＰＣ箱桁橋工	５－10－２架設支保工（固定）		第３編２－13－１架設工	46
	５－10－３支承工		第６編４－９－10支承工	49

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節　ＰＣ箱桁橋工	５－10－４ＰＣ箱桁製作工		第３編２－３－16ＰＣ箱桁製作工	9
	５－10－５落橋防止装置工		第10編16－22－４落橋防止装置工	67
第11節　ＰＣ片持箱桁橋工	５－11－２ＰＣ片持箱桁製作工		第３編２－３－16ＰＣ箱桁製作工	8
	５－11－３支承工		第６編４－９－10支承工	49
	５－11－４架設工（片持架設）		第３編２－13－１架設工	46
第12節　ＰＣ押出し箱桁橋工	５－12－２ＰＣ押出し箱桁製作工		第３編２－３－16ＰＣ押出し箱桁製作工	9
	５－12－３架設工（押出し架設）		第３編２－13－１架設工	46
第13節　橋梁付属物工	５－13－２伸縮装置工		第３編２－３－24伸縮装置工	9
	５－13－４地覆工		第６編４－12－４地覆工	50
	５－13－５橋梁用防護柵工		第６編４－12－５橋梁用防護柵工	〃
	５－13－６橋梁用高欄工		第６編４－12－６橋梁用高欄工	〃
	５－13－７検査路工		第６編４－12－７検査路工	〃
第６章　トンネル（ＮＡＴＭ）				
第４節　支保工	６－４－３吹付工			64
	６－４－４ロックボルト工			〃
第５節　覆工	６－５－３覆工コンクリート工			〃
	６－５－４側壁コンクリート工		第10編６－５－３覆工コンクリート工	〃
	６－５－５床版コンクリート工			〃
第６節　インバート工	６－６－４インバート本体工			65
第７節　坑内付帯工	６－７－５地下排水工		第３編２－３－29暗渠工	11
第８節　坑門工	６－８－４坑門本体工			65
	６－８－５明り巻工			〃
第11章　共同溝				
第３節　工場製作工	11－３－３工場塗装工		第３編２－12－11工場塗装工	46
第６節　現場打構築工	11－６－２現場打躯体工			65
	11－６－４カラー継手工			〃
	11－６－５防水工	防水		66
		防水保護工		〃
		防水壁		〃
第７節　プレキャスト構築工	11－７－２プレキャスト躯体工			〃
第12章　電線共同溝				
第５節　電線共同溝工	12－５－２管路工（管路部）			66
	12－５－３プレキャストボックス工（特殊部）			〃
	12－５－４現場打ちボックス工（特殊部）			67
第６節　付帯設備工	12－６－２ハンドホール工			〃

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第13章　情報ボックス工				
第３節　情報ボックス工	13－３－３管路工（管路部）		第10編12－５－２管路工（管路部）	66
第４節　付帯設備工	13－４－２　ハンドホール工		第10編12－６－２ハンドホール工	67
第14章　道路維持				
第４節　舗装工	14－４－３　路面切削工		第３編２－６－15路面切削工	39
	14－４－４　舗装打換え工		第３編２－６－16舗装打換え工	〃
	14－４－５　切削オーバーレイ工			67
	14－４－６　オーバーレイ工		第３編２－６－17オーバーレイ工	40
	14－４－７　路上再生工			67
	14－４－８　薄層カラー舗装工		第３編２－６－13薄層カラー舗装工	37
	14－４－11　グルービング工			67
第５節　排水構造物工	14－５－３側溝工		第３編２－３－29側溝工	11
	14－５－４管渠工		第３編２－３－29側溝工	〃
	14－５－５集水桝・マンホール工		第３編２－３－30集水桝工	〃
	14－５－６地下排水工		第３編２－３－29暗渠工	〃
	14－５－７場所打水路工		第３編２－３－29場所打水路工	〃
	14－５－８排水工		第３編２－３－29側溝工	〃
第６節　防護柵工	14－６－３路側防護柵工		第３編２－３－８路側防護柵工	6
	14－６－４防止柵工		第３編２－３－７防止柵工	〃
	14－６－５ボックスビーム工		第３編２－３－８路側防護柵工	〃
	14－６－６車止めポスト工		第３編２－３－７防止柵工	〃
第７節　標識工	14－７－３小型標識工		第３編２－３－６小型標識工	〃
	14－７－４大型標識工		第10編２－９－４大型標識工	61
第８節　道路付属施設工	14－８－４道路付属物工		第３編２－３－10道路付属物工	7
	14－８－５ケーブル配管工		第10編２－12－５ケーブル配管工	62
	14－８－６照明工		第10編２－12－６照明工	〃
第10節　擁壁工	14－10－３場所打擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
	14－10－４プレキャスト擁壁工		第３編２－15－２プレキャスト擁壁工	〃
第11節　石・ブロック積（張）工	14－11－３コンクリートブロック工		第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
	14－11－４石積（張）工		第３編２－５－５石積（張）工	15
第12節　カルバート工			第10編１－９－６場所打函渠工	60
	14－12－５プレキャストカルバート工		第３編２－３－28プレキャストカルバート工	10
第13節　法面工	14－13－２植生工		第３編２－14－２植生工	46
	14－13－３法面吹付工		第３編２－14－３吹付工	〃
	14－13－４法枠工		第３編２－14－４法枠工	47
	14－13－６アンカー工		第３編２－14－６アンカー工	〃
	14－13－７かご工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	10
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
第15節　橋梁付属物工	14－15－２伸縮継手工		第３編２－３－24伸縮装置工	9
	14－15－４地覆工		第６編４－12－４地覆工	50
	14－15－５橋梁用防護柵工		第６編４－12－５橋梁用防護柵工	〃
	14－15－６橋梁用高欄工		第６編４－12－６橋梁用高欄工	〃
	14－15－７検査路工		第６編４－12－７検査路工	〃
第17節　現場塗装工	14－17－６コンクリート面塗装工		第３編２－３－11コンクリート面塗装工	7

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第16章　道路修繕				
第３節　工場製作工	16－３－４桁補強材製作工			67
	16－３－５落橋防止装置製作工		第３編２－12－６落橋防止装置製作工	45
第５節　舗装工	16－５－３路面切削工		第３編２－６－15路面切削工	39
	16－５－４舗装打換え工		第３編２－６－16舗装打換え工	40
	16－５－５切削オーバーレイ工		第10編14－４－５切削オーバーレイ工	67
	16－５－６オーバーレイ工		第３編２－６－17オーバーレイ工	40
	16－５－７路上再生工		第10編14－４－７路上再生工	67
	16－５－８薄層カラー舗装工		第３編２－６－13薄層カラー舗装工	37
第６節　排水構造物工	16－６－３側溝工		第３編２－３－29側溝工	11
	16－６－４管渠工		第３編２－３－29側溝工	〃
	16－６－５集水枡・マンホール工		第３編２－３－30集水桝工	〃
	16－６－６地下排水工		第３編２－３－29暗渠工	〃
	16－６－７場所打水路工		第３編２－３－29場所打水路工	〃
	16－６－８排水工		第３編２－３－29側溝工	〃
第７節　縁石工	16－７－３縁石工		第３編２－３－５縁石工	6
第８節　防護柵工	16－８－３路側防護柵工		第３編２－３－８路側防護柵工	〃
	16－８－４防止柵工		第３編２－３－７防止柵工	〃
	16－８－５ボックスビーム工		第３編２－３－８路側防護柵工	〃
	16－８－６車止めポスト工		第３編２－３－７防止柵工	〃
第９節　標識工	16－９－３小型標識工		第３編２－３－６小型標識工	〃
	16－９－４大型標識工		第10編２－９－４大型標識工	61
第10節　区画線工	16－10－２区画線工		第３編２－３－９区画線工	7
第12節　道路付属施設工	16－12－４道路付属物工		第３編２－３－10道路付属物工	〃
	16－12－５ケーブル配管工		第10編２－12－５ケーブル配管工	62
	16－12－６照明工		第10編２－12－６照明工	〃
第14節　擁壁工	16－14－３場所打擁壁工		第３編２－15－１場所打擁壁工	47
	16－14－４プレキャスト擁壁工		第３編２－15－２プレキャスト擁壁工	〃
第15節　石・ブロック積（張）工	16－15－３コンクリートブロック工		第３編２－５－３コンクリートブロック工	14
	16－15－４石積（張）工		第３編２－５－５石積（張）工	15
第16節　カルバート工	16－16－４場所打函渠工		第10編１－９－６場所打函渠工	60
	16－16－５プレキャストカルバート工		第３編２－３－28プレキャストカルバート工	10
第17節　法面工	16－17－２植生工		第３編２－14－２植生工	46
	16－17－３法面吹付工		第３編２－14－３吹付工	47
	16－17－４法枠工		第３編２－14－４法枠工	〃
	16－17－６アンカー工		第３編２－14－６アンカー工	〃
	16－17－７かご工	じゃかご	第３編２－３－27じゃかご	6
		ふとんかご	第３編２－３－27ふとんかご、かご枠	〃
第18節　落石雪害防止工	16－18－４落石防止網工		第10編１－11－４落石防止網工	60
	16－18－５落石防護柵工		第10編１－11－５落石防護柵工	〃
	16－18－６防雪柵工		第10編１－11－６防雪柵工	〃
	16－18－７雪崩予防柵工		第10編１－11－７雪崩予防柵工	〃
第20節　鋼桁工	16－20－３鋼桁補強工		第10編16－３－４桁補強材製作工	67
第21節　橋梁支承工	16－21－３鋼橋支承工		第６編４－９－10支承工	49
	16－21－４ＰＣ橋支承工		第６編４－９－10支承工	〃

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第22節　橋梁付属物工	16－22－４落橋防止装置工			67
	16－22－６地覆工		第６編４－12－４地覆工	50
	16－22－７橋梁用防護柵工		第６編４－12－５橋梁用防護柵工	〃
	16－22－８橋梁用高欄工		第６編４－12－６橋梁用高欄工	〃
	16－22－９検査路工		第６編４－12－７検査路工	〃
第25節　現場塗装工	16－25－３橋梁塗装工		第３編２－３－31現場塗装工	11
	16－25－６コンクリート面塗装工		第３編２－３－11コンクリート面塗装工	7

※「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

出来形管理写真撮影箇所一覧表　【第15編　下水道編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第１章　管路				
第３節　管渠工（開削）	１－３－３管路土工	管路掘削		68
		管路埋戻		〃
	１－３－４管布設工	管布設（自然流下管）		〃
		矩形渠（プレキャスト）		〃
		圧送管		〃
	１－３－５管基礎工	砂基礎		〃
		砕石基礎		〃
		コンクリート基礎		69
		まくら土台基礎		〃
		はしご胴木基礎		〃
	１－３－６水路築造工	現場打水路		〃
	１－３－７管路土留工	鋼矢板土留		〃
第4,5節　管渠工（小口径推進、推進）	１－４－３推進工	推進工		〃
	１－４－４立坑内管布設工	空伏工		70
第６節　管渠工（シールド）	１－６－３一次覆工	掘進工		〃
	１－６－４二次覆工	二次覆工		〃
第７節　管きょ更生工	１－７－３管きょ内面被覆工	反転・形成工法		〃
		反転・形成工法		71
第８節　マンホール工	１－８－３現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工		〃
		マンホール基礎工		〃
	１－８－４組立マンホール工	組立マンホール工		72
	１－８－５小型マンホール工	小型マンホール工		〃
第９節　特殊マンホール工	１－９－４躯体工	現場打特殊人孔		〃
		伏せ越し室・雨水吐室		〃
		伏せ越し管		〃
		越流堰（雨水吐室）		〃
		中継ポンプ施設		73
第10節　取付管及びます工	１－10－４ます設置工	公共ます		〃
	１－10－５取付管布設工	取付管		〃
第11節　立坑工	１－11－３管路土工	立坑工		〃
第２章　処理場・ポンプ場				
第３節　敷地造成工	２－３－２掘削工	掘削工	第１編２－３－２掘削工	1
	２－３－３盛土工	盛土工	第１編２－３－３盛土工	2
	２－３－４法面整形工	法面整形工	第１編２－４－５法面整形工	4
第６節　本体作業土工	２－６－２掘削工	土工（掘削）		73
第７節　本体仮設工	２－７－２土留・仮締切工	土留・仮締切工（H型鋼、鋼矢板）		〃
	２－７－３連続地中壁工	コンクリート壁	第３編２－10－９連続地中壁工（壁式）	42
	２－７－４連続地中壁工	ソイル壁	第３編２－10－10連続地中壁工（柱列式）	〃
第８節　本体築造工	２－８－５既製杭工	既製杭	第３編２－４－４既製杭工	12
	２－８－６場所打ち杭工	場所打ち杭	第３編２－４－５場所打杭工	〃
	２－８－７オープンケーソン基礎工	ケーソン基礎	第３編２－４－７オープンケーソン基礎工	13
	２－８－８ニューマチックケーソン基礎工	ケーソン基礎	第３編２－４－８ニューマチックケーソン基礎工	〃
	２－８－９躯体工	構造物基礎		73
		池・槽の主要構造物		74
		池・槽の付属構造物		〃
		開口部		〃
		ゲート用開口部		〃
		可動せき用開口部		〃
	２－８－11越流樋工	流出トラフ		〃
	２－８－12越流堰板工	越流堰		〃
第９節　場内管路工	２－９－10管布設工	流入渠・流出渠		75

※　「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

出来形管理写真撮影箇所一覧表　【その他】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
その他				
舗装工関係	塗布又は設置状況			76
ダム工関係	仮排水路			〃
	仮締切（土石）			〃
	仮締切（コンクリート）			〃
	基礎掘削			〃
	堤体コンクリート打設			〃
	堤体止水			〃
	堤体排水工			〃
	堤体冷却工			〃
	堤体埋設計器			〃
トンネル関係	トンネル坑門工			〃
	トンネル（矢板工法）			〃
	シールド			77
維持修繕工関係	アスファルト舗装			〃
	コンクリート舗装			〃
	路肩、路側路盤工			〃
	道路除草			78
	路肩整正			〃
	新設、更新、修理防護柵類			〃
	新設、更新、修理標識類			〃
	新設、更新、修理照明灯			〃
	視線誘導標			〃
	清掃（路面、標識、側溝、集水			〃
	区画線路面表示			〃
	街路樹植樹			〃
	街路樹補強補植			〃
	街路樹剪力			〃
	街路樹消毒、施肥			〃
	街路樹雪囲			〃
	排雪除雪			〃
	凍結防止剤散布			〃
	河川除草			〃
	応急処置			〃
維持修繕工関係	鉄筋・無筋コンクリート関係			79

※　「準用する写真管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	20m又は1施工箇所に1回　〔掘削後〕		
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	40mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	100m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕		
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は1工事に1回 〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	厚さ	40m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	40mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕		
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕		
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	3 無筋、鉄筋	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に1回（重要構造物かつ主鉄筋について適用）	代表箇所 各1枚	
						かぶり	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に1回（重要構造物かつ主鉄筋について適用）	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験（電磁誘導法、電磁波ﾚｰﾀﾞ法）	試験毎に1回〔試験実施中〕	代表箇所各1枚〔試験種別毎〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	20m又は1施工箇所に1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚	
						変位	20m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						数量	全数量　〔打込後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工(縁石・アスカーブ)	施工状況	1種別毎に1回 〔施工中〕	不要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	不要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合)	不要	
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工(ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	不要	
						施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	代表箇所各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回〔型枠取外後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント製作工(購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回〔製作後〕	代表箇所各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回〔組立時〕	代表箇所各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	代表箇所各1枚	
						幅 厚さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	代表箇所各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	代表箇所各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕		
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回〔設置後〕	代表箇所各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工(鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						※幅 ※高さ	40m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ちのある場合)〔埋戻し前〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	40m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	不要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	暗渠工	幅 深さ	40m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	不要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回〔打込後〕	代表箇所 各1枚	
						根入長	1施工箇所に1回〔打込前〕		
						数量	全数量　〔打込後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回〔処理前、中、後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						偏心量	1施工箇所に1回〔打込後〕		
						数量、杭径	全数量　杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回〔処理前、中、後〕		
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回〔組立後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量　〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	
						偏心量 数量、基礎径	全数量　〔施工後〕		
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕		
						鉄筋組立状況	全数量　〔組立後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	全枚数	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基毎に1回 〔設置後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 (ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積) (ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張り)	厚さ(裏込)	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ (ブロック積張)	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	法長	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ(ブロック)	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ(石積・張)	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	500㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回〔実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク注入状況	100mに1回 〔注入時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	出来形管理基準との整合
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						基準高▽	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	出来形管理基準との整合
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	500㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
						スリップバー、タイバー寸法、位置	40mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法　位置	40mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事1回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
						目地段差	1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	500㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						横膨張目地部ダウェルバー寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕		
						縦そり突合せ目地部・縦そりダミー目地部タイ	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						目地段差	1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	500㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	500㎡に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は1工事に1回	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	100mに1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	20mに1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 施工状況	100㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	代表箇所 各1枚	
						杭径 位置・間隔	100㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕 ただし、(スラリー撹拌工)において、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー撹拌工)編)(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3につき1回、又は工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	20m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	代表箇所 各1枚	
						数量	全数量 〔打込後〕		
3 土木工事	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
共通編						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック張り工)	法長	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	施工状況	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第3編2－14－3吹付工に準ずる		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜　〔製作中〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜　〔製作中〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	代表箇所各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	代表箇所各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工	1		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	代表箇所 各1枚	
						土羽土の厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
						法長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	100m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	100m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						厚さ(検測孔)	100㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		
						法長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	100m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	100m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						法長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						厚さ(検測孔)	100㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						厚さ 幅 高さ	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	40m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

令和2年度改定

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	追記
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船)	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	代表箇所 各1枚	

令和2年度改定

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	代表箇所 各1枚	
						幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	不要	
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	不要	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	

令和2年度改定

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	40m又は1施工箇所に1回　〔巻立前〕	不要	修正
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	4 水門	9 鋼管橋上部工	10	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	

令和2年度改定

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6 河川編	4 水門	9 鋼管橋上部工	10	2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

令和2年度改定

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回　〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	適宜	
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

令和2年度改定

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目			摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	1	本体工(床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

令和2年度改定

【第7編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
7 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
						据付状況	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
7 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕		
						法長 厚さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
7 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						裏込材厚	20m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
7 海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						基礎厚	20m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
7 海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	幅 高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

令和2年度改定

【第7編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
						天端幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	厚さ 高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工(ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工(ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工(セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工(セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	

令和2年度改定

【第7編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目			摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量 ブロックの形状寸法	全数量　〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量 ブロックの形状寸法	全数量　〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
7 海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

令和2年度改定

【第8編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回　〔原寸時〕	代表箇所　各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	各月1枚	
						打継目処理 打込・養生	4リフトに1回 〔施工中〕	代表箇所	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所　各1枚	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所　各1枚	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所　各1枚	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所　各1枚	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所　各1枚	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所　各1枚	

令和2年度改定

【第8編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回　〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						数量	全数量　〔打込後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第9編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部 中間リフトに1回		
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第9編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	適宜	
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	40m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	40m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工（路面排水工）	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	40m又は1施工箇所に1回　〔施工中〕	不要	
10 道路編	2 舗装	7 掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	〈ｺﾝｸﾘｰﾄ工〉 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						〈ﾗﾊﾞｰｼｭｰ〉 各部の長さ 厚さ			
						〈ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ〉 中心のずれ アンカー長			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	適宜	

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	適宜	
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	40m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	不要	
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	40m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	不要	
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回　〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回　〔仮組立時〕		
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工(張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回　〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回　〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回　〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回　〔原寸時〕	代表箇所　各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回　〔仮組立時〕		
						幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所　各1枚	
						湧水状況	適宜　〔掘削中〕		
						吹付面の清掃状況	40mに1回 〔清掃後〕		
						金網の重合せ状況	40mに1回 〔2次吹付前〕		
						吹付け厚さ(検測孔)	40mに1回 〔吹付後〕		
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は40mに1断面〔穿孔中〕	代表箇所　各1枚	
						ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は40mに1断面〔注入中〕		
						ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は40mに1断面〔打設後〕		
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	代表箇所　各1枚	
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕		
						幅 高さ	40m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕		
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	代表箇所　各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート（厚さ）	20m又は1施工箇所に1回　〔埋戻し前〕	代表箇所　各1枚	
						幅（全幅）	40m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕		
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所　各1枚	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	覆工（巻立空間）	20m又は1施工箇所に1回〔型枠組立後〕	代表箇所　各1枚	
						覆工（厚さ）	20m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕		
						幅（全幅） 高さ(内法)	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所　各1枚	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	代表箇所　各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工(防水)	幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打ち構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	40m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工(管路部)	敷設状況	40m又は1施工箇所に1回〔敷設後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	40m又は1施工箇所に1回〔据付後〕	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工（特殊部）	厚さ 内空幅 内空高	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	100mに1回 〔施工後〕		
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況 厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	11		グルービング工	施工状況	施工日に1回 （施工前後）	不要	
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回　〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法 （撮影項目は適宜）	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
10 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 （材料搬入時）	代表箇所 各1枚	
						施工状況	適宜 （施工中）		

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第15編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	3 管路土工		管路掘削	掘削状況	マンホール間ごとに1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						深さ 幅	マンホール間ごとに1回〔掘削後〕		
	1 管路	3 管きょ工（開削）	3 管路土工		管路埋戻	埋戻状況	マンホール間ごとに1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工		管布設（自然流下管）	布設状況	マンホール間ごとに1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						中心線の変位（水平）	マンホール間ごとに1回〔布設後〕		
	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工		矩形渠（プレキャスト）	布設状況	施工延長20mにつき1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						中心線の変位（水平）	施工延長20mにつき1回〔布設後〕		
	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工		圧送管	布設状況	施工延長40mにつき1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						中心線の変位（水平）	施工延長40mにつき1回〔布設後〕		
	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工		砂基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						幅 厚さ	マンホール間ごとに1回〔施工後〕		
	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工		砕石基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						幅 厚さ	マンホール間ごとに1回〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第15編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
15 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工		コンクリート基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 厚さ	マンホール間ごとに1回〔施工後〕		
	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工		まくら土台基礎	設置状況	マンホール間ごとに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工		はしご胴木基礎	設置状況	マンホール間ごとに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 厚さ	マンホール間ごとに1回〔設置後〕		
	1 管路	3 管きょ工（開削）	6 水路築造工		現場打水路	施工状況	施工延長20mにつき1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						中心線の変位(水平) 幅 高さ 厚さ	施工延長20mにつき1回〔施工後〕		
	1 管路	3 管きょ工（開削）	7 管路土留工		鋼矢板土留	施工状況	施工延長20mにつき1回〔打込中〕	代表箇所各1枚	任意仮設の場合は除く
						根入長	施工延長20mにつき1回〔打込前後〕		
						変位	施工延長20mにつき1回〔打込後〕		
						数量	全数量〔打込後〕		
	1 管路	4・5 管きょ工（小口径推進、推進）	3 推進工		推進工	各種設備設置撤去状況（推進設備、掘進機、坑口、泥水処理設備等）	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						推進状況（掘削、送排泥、裏込注入等）			
						中心線の変位(水平)	1施工箇所に1回〔推進後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第15編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
15 下水道編	1 管路	4・5 管きょ工（小口径推進、推進）	4 立坑内管布設工		空伏工	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ 中心のずれ	1施工箇所に1回〔施工後〕		
	1 管路	6 管きょ工（シールド）	3 一次覆工		掘進工	各種設備設置撤去状況（シールド機、支圧壁、坑口、軌道設備	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						セグメント組立状況	施工延長40mにつき1回〔施工中〕		
						掘進状況（掘削、送排泥、裏込注入等）	1施工箇所に1回〔掘進中〕		
						中心線の変位（水平）	施工延長40mにつき1回〔掘進後〕		
	1 管路	6 管きょ工（シールド）	4 二次覆工		二次覆工	各種設備設置撤去状況 覆工状況	施工延長40mにつき1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						中心線の変位（水平）	施工延長40mにつき1回〔覆工後〕		
						二次覆工厚	測定箇所ごとに1回（上下左右4点）〔施工後〕		
						仕上がり内径	施工延長40mにつき1回〔覆工後〕		
	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工		反転・形成工法	前処理工	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
						挿入状況（引込作業状況、圧力管理状況等）	管径毎に1回〔施工中〕		
						硬化状況（圧力管理状況、温度管理状況）	管径毎に1回〔施工中〕		
						管口硬化収縮状況（内径測定状況）	1スパン毎に上下流各1回〔施工中〕		
						本管管口切断状況	適宜〔施工中〕		
						取付管管口せん孔状況	管径毎に1回〔施工中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第15編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
						更生管口仕上がり状況(施工前、施工後)	1スパン毎に上下流各1回〔施工中〕		
						更生管仕上がり厚さ(ノギスで測定)	1スパン毎に上下流各1回〔施工中〕		
						更生管仕上がり内径	1スパン毎に上下流各1回〔施工後:硬化直後、硬化後24時間以降〕		
						取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所に付き1箇所〔施工後〕		
15 下水道編	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工		反転・形成工法	前処理工	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に準拠して実施する。
						製管作業状況	管径毎に1回〔施工中〕		
						充てん材注入作業状況	管径毎に1回〔施工中〕		
						本管管口切断状況	適宜〔施工中〕		
						取付管管口せん孔状況	管径毎に1回〔施工中〕		
						更生管口仕上がり状況(施工前、施工後)	1スパン毎に上下流各1回〔施工中〕		
						更生管仕上がり厚さ(ノギスで測定)	1スパン毎に上下流各1回〔施工中〕		
						更生管仕上がり内径	1スパン毎に上下流各1回〔施工後:硬化直後、硬化後24時間以降〕		
						取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所に付き1箇所〔施工後〕		
	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		現場打ちマンホール工	据付状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅(内法)	1施工箇所に1回〔施工後〕		
						壁厚			
	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		マンホール基礎工	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						床掘深	1施工箇所に1回〔施工後〕		
						基礎工幅			
						基礎工高			
						コンクリート幅			
						コンクリート高			

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第15編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
15 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール工	据付状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール工	据付状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		現場打ち特殊人孔	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ 壁厚	1施工箇所に1回〔施工後〕		
	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		伏せ越し室・雨水吐室	据付状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ 厚さ	1施工箇所に1回〔施工後〕		
	1 管路	9 特殊マンホール工	伏せ越し管工		伏せ越し管	布設状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						中心線の変位(水平)	1施工箇所に1回〔施工後〕		
	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		越流堰(雨水吐室)	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅(厚さ) 高さ(深さ) 延長(長さ)	1施工箇所に1回〔施工後〕		
	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		中継ポンプ施設	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅、長さ 深さ 壁厚	1施工箇所に1回〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第15編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
15 下水道編	1 管路	10 取付管およびます工	4 ます設置工		公共ます	設置状況	1施工箇所に1回〔設置中〕	代表箇所各1枚	
						ます深	1施工箇所に1回〔設置後〕		
	1 管路	10 取付管およびます工	5 取付管布設工		取付管	布設状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
	1 管路	13 立坑工	3 管路土工		立坑工	施工状況(立坑設置状況、立坑基礎設置状況)	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						寸法	1施工箇所に1回〔施工後〕		
						深さ			
	1 管路	1 3 立坑工			立坑土工	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						砕石基礎幅	1施工箇所に1回〔施工後〕		
						砕石基礎厚			
						底版コンクリート幅			
						底版コンクリート厚			
	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工	2 掘削工		土工(掘削)	掘削状況	施工延長40mにつき1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅	施工延長40mにつき1回〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	2 土留・仮締切工		土留・仮締切工(H鋼杭、鋼矢板)	打込状況	施工延長20mにつき1回〔打込中〕	代表箇所各1枚	任意仮設の場合は除く
						根入長	施工延長20mにつき1回〔打込前後〕		
						変位	施工延長20mにつき1回〔打込後〕		
						数量	全数量〔打込後〕		
	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		構造物基礎	施工状況	施工延長20mにつき1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅	施工延長20mにつき1回〔施工後〕		
						厚さ			

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第15編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の主要構造物	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ 壁厚 長さ	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の付属構造物	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ 壁厚 長さ	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		開口部	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		ゲート用開口部	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		可動せき用開口部	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工		流出トラフ	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ 厚さ 長さ	1施工箇所に1回〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工		越流堰	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【第15編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工			燃料貯留槽工	施工状況	1槽につき1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ 長さ	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		
	2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工	10 管布設工		流入渠・流出渠	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						幅 高さ 厚さ 延長	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	適宜	
						仮締切(土石)	巻出し厚	40m又は1施工箇所に1回 〔巻出し時〕	適宜	
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕		
						仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	適宜	
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕	適宜	
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕		
							岩盤清掃状況	1施工箇所に1回 〔清掃前後〕		
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕	適宜	
							打継目処理、打込養生	8リフトに1回 〔施工中〕		
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 〔据付後〕	適宜	
						堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 〔据付後〕	適宜	
						堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフトに1回 〔据付後〕	適宜	
						堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回 〔据付後〕	適宜	
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
						トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	
							湧水状況	適宜　〔掘削中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
							埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	40m又は1施工箇所に1回〔建込後〕		
							湧水処理工設置状況	全数量　〔設置後〕		
							集水渠(幅、高さ、位置)	40m又は1施工箇所に1回〔設置後〕	代表箇所各1枚	
							地下排水工(管接合据付状況)			
							地下排水工(フィルター厚さ)	40m又は1施工箇所に1回〔投入前後〕	代表箇所各1枚	
							矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回〔設置後〕		
							グラウト材料使用量	全数量〔使用前後〕		
その他					トンネル関係	シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回〔掘削中〕	代表箇所各1枚	
							セグメント組立状況	1工事に1回〔組立後〕		
							二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回〔清掃後〕		
							二次覆工の厚さ	1スパンに1回〔型枠取外し後〕		
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回〔施工前後〕	不要	
						コンクリート舗装	目地掃除	1,000㎡に1回〔施工前後〕	不要	
							目地充填	1,000㎡に1回〔施工後〕		
							注入工、削孔状況(位置、間隔)	1,000㎡に1回〔削孔後〕		
							注入工、注入圧	1,000㎡に1回〔注入時〕		
							目地亀裂防止材、張付け状況	1,000㎡に1回〔張付け後〕		
							局部打換、各層厚さ	各層毎40mに1回又は1施工箇所に1回〔施工前後〕		
						路肩、路側路盤工	厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
						道路除草	出来ばえ	2．5㎞に1回(1回刈毎)〔施工前後〕	適宜	国に準ずる
						路肩整正	出来ばえ	500mに1回	適宜	
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	適宜	
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	適宜	
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	適宜	
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回〔施工後〕	適宜	
						清掃(路面、標識、側溝、集水桝)	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	適宜	
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	適宜	
							材料使用量	全数量〔施工前後〕	適宜	
						街路樹植樹	出来ばえ	適宜　〔施工前後〕	適宜	国に準ずる
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜　〔施工前後〕	適宜	
						街路樹剪力	出来ばえ	街路樹20本に1回、グリーンベルト40mに1回　〔施工前後〕	適宜	
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹20本に1回、グリーンベルト40mに1回　〔施工中〕	適宜	
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜　〔施工後〕	適宜	
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回　施工中	適宜	
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回　施工中	適宜	国に準ずる
							材料使用量	全数量〔施工前後〕	適宜	
						河川除草	出来ばえ	500mに1回(1回刈毎)〔施工前後〕	適宜	国に準ずる
						応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕	適宜	その他

出来形管理写真撮影箇所一覧表　　令和2年度改定

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種			写真管理項目			摘要
								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
その他					維持修繕工関係	鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回 〔組立後〕	適宜	
							コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	1施工ブロック各1枚	
							養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回 〔養生時〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

第11編　港湾・漁港編

凡　例

特　；図面及び特記仕様書
品　；港湾工事品質管理基準

目　次

１．共通仮設
１－１　汚濁防止膜工 …… 1

２．無筋・鉄筋コンクリート
２－１　レディーミクストコンクリート …… 1
２－２　コンクリートミキサー船 …… 1
２－３　現場練りコンクリート …… 1
２－４　運搬打設工 …… 2
２－５　暑中コンクリート …… 2
２－６　寒中コンクリート …… 2
２－７　コンクリートの品質管理 …… 2
２－８　鉄筋工 …… 3
２－９　型枠及び支保工 …… 3
２－10　水中コンクリート …… 3
２－11　袋詰コンクリート …… 3
２－12　水中不分離性コンクリート …… 4
２－13　プレパックドコンクリート …… 4

３．一般施工
３－１　共通的工種 …… 5
３－２　土捨工 …… 13
３－３　海上地盤改良工 …… 14
３－４　基礎工 …… 15
３－５　本体工（ケーソン式） …… 16
３－６　本体工（ブロック式） …… 18
３－７　本体工（場所打式） …… 19
３－８　本体工（捨石・捨ブロック式） …… 20
３－９　本体工（鋼矢板式） …… 21
３－10　本体工（コンクリート矢板式） …… 21
３－11　本体工（鋼杭式） …… 21
３－12　本体工（コンクリート杭式） …… 21
３－13　被覆・根固工 …… 22
３－14　上部工 …… 23
３－15　付属工 …… 24

３－16　消波工 …… 25
３－17　裏込・裏埋工 …… 25
３－18　陸上地盤改良工 …… 26
３－19　土　工 …… 27
３－20　舗装工 …… 27
３－21　維持補修工 …… 27
３－22　構造物撤去工 …… 28
３－23　仮設工 …… 28
３－24　雑　工 …… 29
３－25　浚渫工 …… 30
３－26　埋立工 …… 31
３－27　道路舗装工 …… 32
３－28　緑地工 …… 32

１．共通仮設

１－１　汚濁防止膜工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．水質汚濁防止膜	施工管理	取付け、組立て	取付け、組立状況	組立時、全体及び部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影
		設　置	設置状況	設置時	作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影
		撤　去	撤去状況	撤去時	
	品質管理	カーテンの種類、形状	カーテン	組立時、種類及び形状毎	カーテンの種類、規格、形状等が判明できるように撮影
		汚濁防止膜の構造	アンカー、フロート、ワイヤー等	組立時、種類及び形状毎	アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるように撮影
	出来形管理	設置位置	設置状況	設置完了後	正面、側面等全体の設置状況が判明できるように撮影

２．無筋・鉄筋コンクリート

２－１　レディーミクストコンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況	貯蔵時	但し、JIS 工場の場合は省略。
		プラントの設備	全景及び細部	施工時	
		材料の計量及び練混ぜ	計量及び練混ぜ状況	施工時	

２－２　コンクリートミキサー船

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況	貯蔵時	
		プラントの設備	全景及び細部	施工時	
		材料の計量及び練混ぜ	計量及び練混ぜ状況	施工時	

２－３　現場練りコンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況	貯蔵時	
		プラントの設備	全景及び細部	施工時	
		材料の計量及び練混ぜ	計量及び練混ぜ状況	施工時	

２－４　運搬打設工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	準　備	打設準備	打設前	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影
		運　搬	コンクリートの運搬状	運搬時	但し、JISマーク表示認定工場の場合は省略
		打　設	コンクリート打設	打設時	ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び打込状態、締固状態等を撮影
		打継目	レイタンス除去状況	施工時	レイタンス除去状況を撮影
		表面仕上げ	仕上げ状況	表面仕上げ時	天端均し仕上げ状況を撮影
		養　生	養　生	養生時	打設後（底版、打継各層、天端）の養生状況を撮影

２－５　暑中コンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	施工状況	セメント、骨材、水の温度の管理状況	測定時	2-1レディーミストコンクリートの関連事項を適用する。
			打設面の状況 打設状況	打設直前 運搬装置、防護処置等	
			打設中及び打設完了後の保護状況	打設時及び施工完了時	コンクリートの温度保護を必要とした場合

２－６　寒中コンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	施工状況	セメント、骨材、水の温度の管理状況	測定時	2-1レディーミストコンクリートの関連事項を適用する。
			打設面の状況 打設状況	打設直前 運搬装置、防護処置等	
			打設中及び打設完了後の保護状況	打設時及び施工完了時	コンクリートの温度保護を必要とした場合

２－７　コンクリートの品質管理

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	品質管理	試験練り	試験状況、供試体作成及び養生状況	試験時、養生時	ただし、JISマーク表示認定工場の場合は省略
		強度試験	試験状況	試験時	設計基準強度はσ_{28}のみとする。
		現場試験	スランプ、空気量、温度測定状況	供試体作成時	

２－８　鉄筋工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	棒　鋼	保管状況	荷降し後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
		鉄　筋	保管状況	加工後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
			組立て及び結束	組立時	組立て、結束状態が確認できるように撮影
			吊　筋	取付後	

２－９　型枠工及び支保工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	型　枠	製作及び大組製作の状況	製作時	
			組立状況	組立時	
			取外し状況	取外し時	内枠､外枠､隔壁の取外し状況を撮影
			型枠清掃状況	清掃時	

２－10　水中コンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	打　設	打設状況	施工時	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。 トレミー､コンクリートポンプ､底開き箱､底開き袋等
		打設用機械器具等	打設状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時	

２－11　袋詰コンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-9型枠及び支保工及び2-10水中コンクリートの関連事項を適用する。
		袋　詰	コンクリート袋詰状況	施工時	
		設　置	設置状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、設置（積上）状態	出来形測定時	

２－12　水中不分離性コンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	打　設	打設状況	施工時	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-8鉄筋工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。 トレミー、コンクリートポンプ等
		打設用機械器具等	打設状況	施工時	
	品質管理	各種試験	スランプフロー､圧縮強度、懸濁物質等の試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時	

２－13　プレパックドコンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
	施工管理	型枠状況一般	型枠組立て、建込状況	施工時	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-8鉄筋工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。
		骨材の投入	骨材洗浄、投入状況	施工時	
		プラントの設備	設備の全景及び細部	施工時	
		注入管及び検査管	管の配置状況	モルタル注入前	配置間隔が判明できるようにテープ等を同時撮影
		モルタル注入	注入状況	注入時	注入の状態が判明できるように全景を撮影
	品質管理	各種試験	圧縮強度、フロー値、膨張率、ブリージング率等の試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、岩盤かき均し状況	測定時	

３．一般施工

３－１　共通的工種

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
１．排砂管設備工					
１）排砂管設備	施工管理	排砂管設備	排砂管、零号等設置撤去	布設撤去の作業時	設置状況が判明できるように撮影
２．土運船運搬工					
１）土運船運搬	施工管理	土砂の運搬状況	運搬時積載状況	土砂運搬時	運搬経路が判明できる背景を入れて撮影
３．揚土土捨工					
１）バージアンローダー揚土 ２）空気圧送揚土 ３）リクレーマ揚土 ４）バックホウ揚土	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影
		バージアンローダー揚土、空気圧送揚土	排砂状況	排砂時	
			海洋汚染防止対策	余水吐における濁り防止処置、設置及び状態	**特**の内容に対応させる。
		リクレーマ揚土、バックホウ揚土	土砂の揚土状況	揚土作業時	
４．圧密・排水工					
１）サンドドレーン【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械毎打設	
			記録計器	打設時	
			測量櫓等	測量中、櫓等毎	
			砂運搬船舶機械	運搬中	
	品質管理	材料の確認	材　料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
			品質試験状況	試験時	

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
		その他	発動発電機	現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
		施工状況	作業状況	施工時	全　景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	全　景
			材料置場	現場搬入時	全　景
2）敷　砂 3）敷砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	全景が判明できるように撮影
			均し船舶機械	均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
			飛砂防止対策	対策を講じた時	
	品質管理	材料の確認	材　料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
4）載荷土砂	施工管理	使用船舶機械等	砂運搬船、機械	運搬時、船舶機械毎	
			排砂管設備	敷設時	
				排砂中	
			浚渫船（採取船）	浚渫中	
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
	品質管理	材料の確認	材　料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
5）ペーパードレーン					3-1-4圧密・排水工 1)サンドドレーンを適用する。
6）グラベルマット	施工管理	使用船舶機械等	運搬及び均し（船舶）機械	作業時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影
		施工状況	砕石投入状況	投入時、規格毎及び作業機	
			砕石均し状況	規格及び作業機械・船種毎	
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
	品質管理	材料の確認	材　料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
7）グラベルドレーン	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
		その他	アースオーガマシン、リーダーオーガ、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベ	現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
		施工状況	作業状況	施工時	全　景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	全　景
			材料置場	現場搬入時	全　景

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
5．締固工					
1）ロッドコンパクション	施工管理	使用施工機械	振動体（バイブロ）	現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
		その他	ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー	現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
		施工状況	作業状況	施工時	全　景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	全　景
			材料置場	現場搬入時	全　景
2）サンドコンパクションパイル【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械毎打設時	
			記録計器	打設時	
			測量櫓等	測量中、櫓等毎	
			砂運搬船舶機械	運搬中	
	品質管理	材料の確認	材　料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
			品質試験状況	試験時	
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
		その他	リーダー、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル	現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
		施工状況		施工時	全　景
	品質管理	材料の確認	材料置場	現場搬入時	全　景
			品質試験状況	試験時	全　景
3）盛上土砂撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	撤去状況	撤去中	
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
4）敷　砂 5）敷砂均し					3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
6．固化工					
1）深層混合処理杭	施工管理	使用船舶機器等	改良船、材料運搬船、潜水士船､引船､揚錨船	搬入時、船舶機械毎	
		施工状況	測量櫓設置、撤去状況	測量櫓設置時、改良船位誘導時	
			障害物撤去状況	障害物調査、撤去時	
			改良杭打設状況	試験杭打時、作業時	
			海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
			改良船計器類　代表的計器	計測時	
	品質管理	材料の確認	固化材料	現場搬入時、材料毎	
			品質管理試験状況	試験時、試験種類毎	

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
2）盛上土砂撤去					3-1-5締固工 3)盛上土砂撤去を適用する。
3）敷　砂 4）敷砂均し					3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
5）事前混合処理	施工管理	使用船舶機器等	主要船舶機械	搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
		材料の貯蔵	貯蔵状況	貯蔵時	
		プラントの設備	全景及び細部	施工時	
		施工状況	混合処理状況	混合作業時	
			処理土運搬状況	運搬時	
			処理土投入状況	投入時	
	品質管理	材料の確認	固化材料	現場搬入時、材料毎	
			品質管理試験状況	試験時、試験種類毎	
6）表層固化処理	施工管理	使用船舶機器等	主要船舶機械	搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
		材料の貯蔵	貯蔵状況	貯蔵時	
		プラントの設備	全景及び細部	施工時	
		施工状況	配合状況	施工時	
			固化処理状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	固化材料	現場搬入時、材料毎	
			配合試験状況	試験時	
			品質管理試験状況	試験時、試験種類毎	
7．洗掘防止工					
1）洗掘防止	施工管理	マット類の確認	補強材セット状況	施工時	作業状況が判明できるように撮影
			アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時	
			搬入仮置	搬入仮置時	
			アンカー取付け、加工	取付加工時	
			運　搬	運搬時	
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	
	出来形管理	出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認	敷設完了時	確認箇所が判る背景を入れる。
8．中詰工					
1）砂・石材中詰	施工管理	使用船舶機械等	運搬船等	施工時	作業状況が判明できるように撮影
		投　入	投入状況	施工時	
		均　し	均し状況	施工時	
		締固め	締固め状況	施工時	
	品質管理	品質試験	品質試験状況	試験項目毎	
		材料の確認	材料及び作業船等	搬入時に適宜	テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	均し完了後	中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影
2）コンクリート中詰					2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8 1)砂・石材中詰を適用する。
3）プレパックドコンクリート中詰					2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8 1)砂・石材中詰を適用する。

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
9．蓋コンクリート工					
1）蓋コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船	コンクリート打設前	・コンクリートミキサー船及び付属船の形状が判るように前方、側面からそれぞれ撮影 ・作業状況が判明できるように撮影
		ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	打設完了後	蓋コンクリートの施工天端とケーソン又はセルラーブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影
10．蓋ブロック工					
1）蓋ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
		函　台	製作函台	着工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型　枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
		完　成	完成品	完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
2）蓋ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	据付の全体が判明できるように撮影
3）間詰コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船	コンクリート打設前	3-1-10蓋コンクリート工の関連事項を適用する。
		ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
11．鋼矢板工					
1）先行掘削	施工管理	掘　削	掘削状況	施工時	
2）鋼矢板	施工管理	矢板の保管	保管状況	保管時	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
		矢板の積込み	吊上げ及び積込状況	施工時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
		矢板の運搬	運搬状況	施工時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
		導材の設置	導材の設置状況	施工時	使用材料及び船舶機械、導枠の構造が判明できるように撮影
		矢板の建込み	建込状況（位置出し、吊込み、建込み等）	施工時	作業状況が判明できるように撮影
		矢板の打込み	打込状況	施工時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
			ハンマーの種類、型式等	適　宜	
			打込記録中	測定時	
			飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合
		継ぎ手部の離脱	離脱箇所	離脱が有った時	離脱部の状況が判明できるように撮影すること。

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
	品質管理	矢板の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工時及び打込完了時	
12. 控　工					
1）控鋼矢板 2）控鋼管 3）腹　起 4）タイ材	施工管理	腹起しの取付け	取付け及び締付状況	施工時及び完了時	
		タイロッド受杭			3-1-11鋼矢板工を適用する。
		タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付け　プレキャストコンクリート控壁　控杭、控矢板　控頂部コンクリート、場所打コンクリート控壁	組立て及び取付状況	施工時	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-6本体工（ブロック式）を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
	品質管理	腹起し材、タイロッド、タイワイヤーの規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
		タイロッド、タイワイヤーの試験杭、矢板の品質、コンクリートの品質	引張試験の状況	試験時	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況、完成状況	施工時及び取付完了時	
13. 鋼杭工					
1）先行掘削					3-1-11鋼矢板工 1)先行掘削を適用する。
2）鋼　杭	施工管理	杭の保管	保管状況	保管時	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
		杭の積込み	吊上げ及び積込状況	施工時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
		杭の運搬	運搬状況	施工時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
		導材の設置	導材の設置状況	施工時	使用材料及び船舶機械、導枠の構造が判明できるように撮影
		杭の建込み	建込状況（位置出し、吊込み、建込み等）	施工時	作業状況が判明できるように撮影
		杭の打込み	打込状況	施工時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
			ハンマーの種類、型式等	適　宜	
			打込記録中	測定時	
			飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合
	品質管理	杭の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工時及び打込完了時	
14. コンクリート杭工					
1）コンクリート杭					3-1-13鋼杭工 2)鋼杭を適用する。

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
15. 防食工					
1）電気防食	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品（陽極）	取付陽極	取付前	取付陽極の部分（１組）及び取付陽極全体
		取付け（陽極）	取付状況	取付時	取付状況（水中写真）
		（電位測定装置）	設置状況	取付時	測定用端子の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	
	出来形管理	出来形の確認（陽極）	取付完了状態	取付完了時	潜水士船による確認検査状況
		（電位測定装置）	電位測定	測定時	電位差測定の状況
（素地調整）	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	
	出来形管理	完　成	完成全景	完成時	
2）ＦＲＰモルタル被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		施工状況	モルタル注入	施工時	
		製品（ＦＲＰ）		取付前、取付後	
		施工状況	設置状況	取付時	ＦＲＰ被覆材の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	
	出来形管理	出来形の確認（陽極）	取付完了状態	取付完了時	潜水士船による確認検査状況
		（電位測定装置）	電位測定	測定時	電位差測定の状況
（素地調整）	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	
	出来形管理	完　成	完成全景	完成時	
（モルタル工）	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
		完　成	完成全景	完成時	
3）ペトロラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品（ＦＲＰ）		取付前、取付後	
		施工状況	設置状況	取付時	ＦＲＰ被覆材の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	
	出来形管理	出来形の確認（陽極）	取付完了状態	取付完了時	潜水士船による確認検査状況
		（電位測定装置）	電位測定	測定時	電位差測定の状況
（素地調整）	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	
	出来形管理	完　成	完成全景	完成時	
（モルタル工）	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
		完　成	完成全景	完成時	

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
4）コンクリート被覆	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		被覆防食の作業状況	施工状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	完了時	完了の部分（１箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
5）防食塗装	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影
		塗　装	施工状況	施工時、各層毎	
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態	完了時	完了の部分（１箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
16. 路床工					
1）不陸整正	施工管理	路　床	施工状況	施工時	
17. コンクリート舗装工					
1）下層路盤 2）上層路盤	施工管理	路　盤	路盤材料均し、転圧、締固め	上層、下層作業中	
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	主要資材については**品**の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	路盤の厚さが判明できるように撮影
3）コンクリート舗装 4）目　地 5）小口止め	施工管理	コンクリート舗装、目地	型枠据付時の路盤確認 型枠組立て、組外し コンクリート運搬及び打設	施工時	各作業が判明できるように撮影
			締固め及び表面仕上げ		
			ダウエルバー、タイバー、目地材及び鉄網の設置		
			養　生		
		小口止め	施工状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	主要資材については**品**の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影 2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗設厚さが判明できるように撮影
18. アスファルト舗装工					
1）下層路盤 2）上層路盤					3-1-17コンクリート舗装工 1)下層路盤、2)上層路盤を適用する。
3）基　層 4）表　層	施工管理	基層、表層	型枠組立て	施工時	各作業が判明できるように撮影
			タックコート、プライムコート散布		
			舗設、締固め		
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	主要資材については**品**の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	舗設厚さが判明できるように撮影

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
19. 植生工					
1）張　芝 2）筋　芝	施工管理	使用機械器具等	転圧機械、打固め器具等	搬入時	使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影
		施工状況	材料の管理	施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
			土の敷均し、肥料の散布状況	施工時	土の敷均し厚、肥料の散布状況が判明できるように撮影
			芝の張付け	施工時	剥離しやすい箇所の固定、ローラ等による鎮圧状況が判明できるように撮影
	品質管理 出来形管理	使用材料 植生状況	土、芝、肥料 施工前区域	搬入時 施工前、全体区域及び部分	芝、肥料の種類、土の性状等が判明できるように撮影 全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
			完成区域	施工完了後、全体区域及び部分	
3）播　種 4）種子吹付	施工管理	使用機械器具等	整地、鎮圧、散布機械	搬入時	使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影
		施工状況	材料の管理	施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
			種子の播き付け、土の敷均し等	施工時、工程毎	作業状況が判明できるように撮影
	品質管理	使用材料	土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等	搬入時	種子、肥料等材料の種類、品質が判明できるように撮影
	出来形管理	植生状況	施工前区域	施工前、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
			完成区域	施工完了後、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
5）植　栽	施工管理	使用機械器具等	掘削機械、締固め器具	搬入時	使用機器の規格、形状が判明できるように撮影
		施工状況	運搬機械、材料管理		材料の管理状況が判明できるように撮影
			土の敷均し、肥料の散布状況	施工前	土の敷均し、肥料の散布状況が判明できるように撮影
			根回し、運搬、植穴、植付け、名札等の状況	施工時、工程毎	植樹の施工状況が判明できるように撮影
	品質管理	使用材料	土、肥料等	搬入時	土の性状、肥料の種類が判明できるように撮影
			樹　木	搬入時、種類毎	樹木の形状が判明できるように撮影
	出来形管理	植樹状況	施工前区域	施工前、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成状況が判明できるように撮影
			完成区域	施工完了後、全体区域及び部分	

３－２　土捨工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
1．排砂管設備工					3-1-1排砂管設備工を適用する。
2．土運船運搬工					3-1-2土運船運搬工を適用する。
3．揚土土捨工					3-1-3揚土土捨工を適用する。

３－３　海上地盤改良工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
１．床掘工					
１）ポンプ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影
		床　掘	床掘位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる。
			中継船設置、撤去	設置撤去の作業時	
			床掘状況	浚渫作業時、作業船毎	床掘位置が判明できる背景を入れる。
		障害物除去	障害物積込状況	積込時	
			運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
			障害物捨込状況	捨込時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
２）グラブ床掘 ３）硬土盤床掘 ４）砕岩床掘 ５）バックホウ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影。
		床　掘	床掘位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる。
			床掘状況	床掘作業時、作業船毎	船団の配置及び床掘位置が判明できる背景を入れる。
			土質状況	床掘作業時	位置、深度又は層を明記する。
		障害物除去	障害物積込状況	積込時	
			運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
			障害物捨込状況	捨込時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
２．排砂管設備工					3-1-1排砂管設備工を適用する。
３．土運船運搬工					3-1-2土運船運搬工を適用する。
４．揚土土捨工					3-1-3揚土土捨工を適用する。
１）土砂掘削					3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。
２）土砂盛土					3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。
５．置換工					
１）置換材 ２）置換材均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	全景が判明できるように撮影
			均し船舶機械	均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
			飛砂防止対策	対策を講じた時	
	品質管理	材料の確認	材　料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
６．圧密・排水工					3-1-4圧密・排水工 1)ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ、2)敷砂、3)敷砂均し、4)載荷土砂、5)ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝを適用する。
７．締固工					3-1-5締固工 2)ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ、3)盛上土砂撤去、4)敷砂、5)敷砂均しを適用する。
８．固化工					3-1-6固化工 1)深層混合処理杭、3)敷砂、4)敷砂均しを適用する。

３－４　基礎工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．基礎盛砂工					
１）盛　砂 ２）盛砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	全景が判明できるように撮影
			均し船舶機械	均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
	品質管理	材料の確認	材　料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
２．洗掘防止工					3-1-7洗掘防止工を適用する。
３．基礎捨石工					
１）基礎捨石 ２）捨石本均し ３）捨石荒均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況	運搬時	使用機械作業状況等が判明できるように撮影
		捨石投入	投入状況	投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
		捨石均し	均し状況	規格及び作業船毎	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時	
４．袋詰コンクリート工					2-11袋詰コンクリートを適用する。
５．基礎ブロック工					
１）基礎ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	ヤード全景及び設備が判明出来るように撮影
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	使用する機械等の種類が判明できるように撮影
		函　台	製作函台	着工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型　枠	組立完了	組立確認時	函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）敷設状況の撮影
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
		完　成	完成品	完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
２）基礎ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	目地測定時及び法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影
６．水中コンクリート工					2-10水中コンクリートを適用する。
７．水中不分離性コンクリート工					2-12水中不分離性コンクリートを適用する。

３－５　本体工（ケーソン式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
１．ケーソン製作工					
１）ケーソン製作用台船	施工管理	使用船舶機械等	フローティングドック、引船、起重機船、運搬船、クレーン運搬機械等	施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影
		ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
２）底　面	施工管理	函　台	製作函台	着工時及び作業時	函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）の敷設状況の撮影
３）マット	施工管理	摩擦増大用マット類の確認	補強材セット状況	作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影
			アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時	
			搬入仮置	搬入仮置時	
			アンカー取付け、加工	取付加工時	
			運　搬	運搬時	
		摩擦増大用マット敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	
	出来形管理	摩擦増大用マット出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認	敷設完了時	確認箇所が判る背景を入れる。
４）支　保					2-9型枠及び支保工を適用する。
５）足　場		足　場	組立状況	組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影
			昇り足場設置状況	同上	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影
			壁継ぎ設置状況	同上	
			足場スペースの確保状況	同上	
			解体状況	解体時	
６）鉄　筋	施工管理				2-8鉄筋工を適用する。
	出来形管理	鉄　筋	組立て 底　版	組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
			フーチング	組立段階確認時	
			外壁（側壁）	各層　組立段階確認時	
			隔　壁	各層　組立段階確認時	
			ハンチ部	上段　組立段階確認時	
			吊筋等	上段　組立段階確認時	
			かぶり	各層　組立段階確認時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
７）型　枠	施工管理				2-9型枠及び支保工を適用する。
	出来形管理	型　枠	組立て 底版	組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
			フーチング	組立段階確認時	
			外壁（側壁）	各層　組立段階確認時	
			隔　壁	各層　組立段階確認時	
			ハンチ部	上段　組立段階確認時	
８）コンクリート	施工管理				2-4運搬打設工を適用する。
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観	打設後、各層	打設完了状況が判明できるように撮影
		完　成	完成品全景	完成時、各函毎	ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
2．ケーソン進水据付工					
1）バラスト	施工管理	バラスト投入	バラスト材投入状況	投入時	バラスト投入方法及び材料が判明できるように撮影
2）止水板	施工管理	止水板	止水板の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
3）上　蓋	施工管理	蓋(ネットを含む。)	蓋の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
4）進　水	施工管理	進　水	進水方法	進水時	斜路式、ドライドック、ＦＤ、吊降し等の方法が判明できるように撮影
			進水設備	進水時	設備（吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。)が判明できるように撮影
			進水状況	進水時	漏水がある場合は漏水状況及び処置状況を撮影
		浮　上	浮上又は吊上げ完了状況	進水（吊上げ）完了時	計画吃水であることが確認できるように撮影
5）仮　置	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等設置状況	設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影
	（沈設の場合）	仮置作業	沈設状況	仮置時	沈設作業（注水を含む。）が判明できるように撮影
	（係留の場合）	仮置作業	係留状況	仮置時	係留作業（係留アンカーを含む。)が判明できるように撮影
	出来形管理	仮置完了	沈設完了状況	完了時、各函毎	沈設仮置完了状態が判明できるように撮影
	（係留の場合）	仮置完了	係留完了状況	完了時、各函毎	係留完了状態（係留ロープを含む。)が判明できるように撮影
6）回航・えい航	施工管理	蓋の設置状況	完了状況	完了時、各函毎	
		使用船舶	引船全景	えい航開始時	形象物等が判明できるように撮影
		えい航・回航用ロープ	取付状況及び、吊具取付状況	えい航開始時	えい航・回航用ロープの取付位置及び状況について撮影
		えい航・回航	えい航・回航姿勢	えい航・回航時	えい航・回航の姿勢が判明できるように撮影
		寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時及び避難時、各函毎	途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影
	出来形管理	えい航・回航完了	完了（目的地着）状況	えい航・回航完了時	えい航・回航が完了したことが判明できるように撮影（付近の背景を同時撮影）
7）据　付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等配置状況	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時、各函毎	据付作業が判明できるように撮影
		据付位置	前面又は背面の確認	据付時、各函毎	配筋が非対象の場合に適用する。
	出来形管理	出来形の確認	据付完了状況	完了時	据付完了が判明できるように撮影
		据付目地	据付完了状況	完了時	代表的な部分を撮影
		据付法線の出入	据付完了状況	完了時	完成法線が判明できるように撮影（延長方向へ撮影）
3．中詰工					3-1-8中詰工を適用する。
4．蓋コンクリート工					3-1-9蓋コンクリート工を適用する。
5．蓋ブロック工					3-1-10蓋ブロック工を適用する。

３－６　本体工（ブロック式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．本体ブロック製作工					
１）底　面	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
		函　台	製作函台	着工時	
２）足　場		足　場	組立て 解体	組立時 解体時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
３）鉄　筋	施工管理				2-8鉄筋工を適用する。
	出来形管理	鉄　筋	組立て 底　盤	組立完了時	組立完了状況が判明できるように撮影
			フーチング	組立完了時	
			壁	組立完了時	
			ハンチ部	組立完了時	
			吊筋等	組立完了時	
			かぶり	組立完了時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
４）型　枠	施工管理				2-9型枠・支保及び足場工を適用する。
	出来形管理	型　枠	組立完了	組立確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
５）コンクリート	施工管理				2-4運搬打設工を適用する。
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
		完　成	完成品	完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
２．本体ブロック据付工					
１）本体ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	目地測定時及び法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影
３．中詰工					3-1-8中詰工を適用する。
４．蓋コンクリート工					3-1-9蓋コンクリート工を適用する。
５．蓋ブロック工					3-1-10蓋ブロック工を適用する。

３－７　本体工（場所打式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．場所打コンクリート工					
２）足　場		足　場	組立て 解体	組立時 解体時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
２）鉄　筋	施工管理	鉄　筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	施工時	
			組立て、結束及び溶接	組立時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
３）型　枠	施工管理	型　枠	型枠の構造	施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
			目地材等の取付状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
４）伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時	
５）コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中及び跡片付後	
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時及び作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
		打継ぎ処理	処理作業	施工時	作業方法が判明できるように撮影
		コンクリート	仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
				穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等	施工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
６）補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード	着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
２．水中コンクリート工					2-10水中コンクリートを適用する。
３．プレパックドコンクリート工					2-13プレパックドコンクリート工を適用する。
４．水中不分離性コンクリート工					2-12水中不分離性コンクリートを適用する。

３－８　本体工（捨石・捨ブロック式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
１．洗掘防止工					3-1-7洗掘防止工を適用する。
２．本体捨石工					
１）本体捨石 ２）本体捨石均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況	運搬時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
		捨石投入	投入状況	投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
		捨石均し	均し状況	規格及び作業船毎	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時	
３．捨ブロック工					
１）捨ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
		函　台	製作函台	着工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型　枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
		完　成	完成品	完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
２）捨ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	据付の全体が判明できるように撮影
４．場所打コンクリート工					
１）基礎砕石	品質管理	材料の確認	材　料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
			品質試験状況	試験時	
２）型　枠	施工管理	型　枠	型枠の構造	施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
			目地材等の取付状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
３）伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時	
４）コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中及び跡片付後	
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時及び施工時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
		打継ぎ処理	処理作業	施工時	作業方法が判明できるように撮影
		コンクリート	仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
				穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等	施工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影

３－９　本体工（鋼矢板式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
１．鋼矢板工					3-1-11鋼矢板工を適用する。
２．控　工					3-1-12控工を適用する。

３－10　本体工（コンクリート矢板式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
１．コンクリート矢板工					
１）コンクリート矢板					3-1-11鋼矢板工 2)鋼矢板を適用する。
２．控　工					3-1-12控工を適用する。

３－11　本体工（鋼杭式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
１．鋼杭工					3-1-13鋼杭工を適用する。

３－12　本体工（コンクリート杭式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
１．コンクリート杭工					3-1-13鋼杭工を適用する。

３－13　被覆・根固工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．被覆石工					
１）被覆石					3-4-3基礎捨石工 1)基礎捨石を適用する。
２）被覆石均し					3-4-3基礎捨石工 2)捨石本均し、3)捨石荒均しを適用する。
２．袋詰コンクリート工					2-11袋詰コンクリートを適用する。
３．被覆ブロック工					
１）被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
		函　台	製作函台	着工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型　枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
		完　成	完成品	完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
２）被覆ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	据付の全体が判明できるように撮影
４．根固ブロック工					
１）根固ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
		函　台	製作函台	着工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型　枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
		完　成	完成品	完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
２）根固ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	3-13-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
		据付作業	据付作業状況	据付時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
５．水中コンクリート工					2-10水中コンクリートを適用する。
６．水中不分離性コンクリート工					2-12水中不分離性コンクリートを適用する。
７．サンドマスチック工					
１）サンドマスチック	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	
		施工状況	作業状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	

３－14　上部工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．上部コンクリート工					
１）支　保					2-9型枠・支保及び足場工を適用する。
２）足　場	施工管理	足　場	組立て 解体	組立時 解体時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
３）鉄　筋	施工管理	鉄　筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	施工時	
			組立て、結束及び溶接	組立時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
４）型　枠	施工管理	型　枠	型枠の構造	施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
			目地材等の取付状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
５）伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時	
６）コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中及び跡片付後	
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時及び作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
		打継ぎ処理	処理作業	施工時	作業方法が判明できるように撮影
		コンクリート	仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
				穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等	施工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
７）補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード	着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
２．上部ブロック工					
１）上部ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
		函　台	製作函台	着工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型　枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
		完　成	完成品	完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
２）上部ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	3-13-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
		据付作業	据付作業状況	据付時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	

３－15　付属工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．係船柱工					
１）係船柱	施工管理	使用船舶機械等	杭打機、クレーン車（船）、トラック等	設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		施　工	基礎工施工状況	施工時	基礎施工状況（杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設等）を撮影（押込ボルトを含む。）
		据　付	本体据付状況	据付時	据付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	係船柱	搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	杭	基礎杭	杭打完了時	基礎杭打込完了状況が判明できるように撮影
		石材投入、均し	基礎石投入均し完了状況	均し完了時	基礎石均しが判明できるように撮影
		型　枠	型枠組立完了状況	組立完了時	打設前の型枠、埋込ボルト検査状態
		基礎完成	基礎完成状況	完成時	完成が判明できるように撮影
		据付完成	本体据付確認状況	完成時	据付完了状態が判明できるように撮影
２．防舷材工					
１）防舷材	施工管理	使用船舶機械等	台船、クレーン車(船)	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		取付け	取付位置の状況	取付前	埋込（取付）ボルトの部分及び全景取付状況の撮影
			取付状況	取付時	
	品質管理	搬入数量の確認	防舷材	搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	取付完了状態	取付完了時	取付完了状態の部分（１基）及び正面全体と延長方向全景
３．車止・縁金物工					
１）車止・縁金物	施工管理	使用船舶機械等	台船、溶接機、クレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		取付け	取付状況	取付時	取付状況（取付け、溶接、コンクリート打設）
			塗装状況	塗装時、各層毎	各層毎の塗装状況（警戒色塗装を含む。）
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	
		塗　料	塗料の種類毎	搬入時	塗料の種類別に内容が判明できるもの
	出来形管理	取付け	取付完了状態	取付完了時	取付完了状態の部分（１基）及び正面全体と法線方向全景
４．防食工					3-1-15防食工を適用する。
５．付属設備工					
１）係船環	施工管理	使用船舶機械等	クレーン車(船)、トラック等	設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		取　付	本体取付状況	取付時	取付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	係船環	搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	取付完了	本体取付確認状況	完了時	取付完了状態が判明できるように撮影

３－16　消波工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．洗掘防止工					3-1-7洗掘防止工を適用する。
２．消波ブロック工					
１）消波ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	3-13-3被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
		函　台	製作函台	着工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり	組立完了時	3-13-3被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
		型　枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	
		完　成	完成品	完成時	
			仮置状況	仮置時	
２）消波ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	3-13-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
		据付作業	据付作業状況	据付時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	

３－17　裏込・裏埋工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．裏込工					
１）目地板	施工管理	目地板の確認	搬入	搬入時	
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機	敷設時	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	
		目地板の形状寸法	測定状況	測定時	
	出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時	
２）裏込材 ３）瀬取り ４）裏込均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況	運搬時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
		瀬取り	瀬取り状況	施工時	
		裏込材投入	投入状況	投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
		裏込均し	均し状況	規格及び作業船毎	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時	
５）吸い出し防止材	施工管理	吸い出し防止材の確認	搬入	搬入時 施工時	
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	
		吸い出し防止材の形状寸法	測定状況	測定時	
	出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時	

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
2．裏埋工					
1）裏埋材	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械	施工時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
		施工状況一般	埋立材の採取状況	採取作業時	
			埋立材運搬の状況	運搬作業時	
			埋立材整地状況	整地作業時	
			余水吐の設置及び撤去	設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影
			公害防止対策	防止処置作業時	
	品質管理	材料の品質管理状況	**特**に定められた品質管理の作業状況	品質管理作業時、品質管理内容毎	撮影項目は**品**1.土及び2.石材等による。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
3．裏埋土工					
1）土砂掘削	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		仮置及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影
		掘削・切土	掘削、切土、穿孔及び発破状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影 埋設物はその状況が判明できるように撮影
		運搬	土砂の搬入、搬出状況		
		埋戻し及び裏込め	材料の投入及び均し状況		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	
2）土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		仮置及び土砂処分	仮置及び土砂処分状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影
		運　搬	土砂の搬入、搬出状況		
		盛　土	盛土及び各層の転圧状況		
	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況	試験及び搬入時	主要材料並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は品１.土及び2.石材等による。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	盛土の各層の仕上り暑さが判明できるように撮影

３－18　陸上地盤改良工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
1．圧密・排水工					3-1-4圧密・排水工を適用する。
2．締固工					3-1-5締固工を適用する。
3．固化工					3-1-6固化工を適用する。

３－19　土　工

工　　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．掘削工					
１）土砂掘削					3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。
２．盛土工					
１）土砂盛土					3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。
３．路床盛土工					
１）路床盛土	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		運　搬	土砂の搬入状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
		路床盛土	路床盛土及び各層の転圧状況		
	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況	試験及び搬入時	主要材料並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は**品**1.土及び2.石材等による。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	路床盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影
４．排水処理工					
１）排水処理	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		排　水	排水処理状況	施工時、機械毎	作業状況が判明出来るように撮影
	出来形管理	完　了	完了全景	完了時	
５．伐開工					
１）伐　開	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		伐　開	伐開、除根状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
		運　搬	切株等の搬出状況		
	出来形管理	完　了	完了全景	完了時	
６．法面工					
１）法　面	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		法　面	切取り状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
		運　搬	土砂の搬出状況		
		植　生			3-1-19植生工を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	

３－20　舗装工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．路床工					3-1-16路床工を適用する。
２．コンクリート舗装工					3-1-17コンクリート舗装工を適用する。
３．アスファルト舗装工					3-1-18アスファルト舗装工を適用する。

３－21　維持補修工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．維持塗装工					
1)係船柱塗装 2)車止塗装 3)縁金物塗装	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影
		塗　装	施工状況	施工時、各層毎	
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態	完了時	完了の部分（１箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
２．防食工					3-1-15防食工を適用する。

３－22　構造物撤去工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．取壊し工					
１）コンクリート取壊し	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
		完　成	完成全景	完成時	
２．撤去工					
１）水中コンクリート撤去 ２）鋼矢板等切断撤去 ３）腹起・タイ材撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	
４）舗装版撤去 ５）石材撤去 ６）ケーソン撤去 ７）ブロック撤去 ８）鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
		完　成	完成全景	完成時	

３－23　仮設工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．仮設鋼矢板工					
１）仮設鋼矢板・H形鋼杭					3-1-11鋼矢板工 2)鋼矢板を適用する。
２．仮設鋼管杭・鋼管矢板工					
１）先行掘削					3-1-13杭工 1)先行掘削を適用する。
２）仮設鋼管杭・鋼管矢板					3-1-13鋼杭工 2)鋼杭を適用する。
３．仮設道路工					
１）仮設道路					3-20舗装工を適用する。

３－24　雑　工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
１．現場鋼材溶接工					
１）現場鋼材溶接 ２）被覆溶接 （水中） ３）スタッド溶接 （水中）	施工管理	開先の加工	加工状況	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		溶　接	作業状況	施工時	
		水中溶接	作業状況	施工時	
	品質管理	溶接棒、溶接ワイヤ	**特**の品質であることの表示	使用前	包装の表示が判明できるように撮影
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況	測定時	
			形状寸法	測定時	ゲージを同時撮影
		試　験	試料の採取状況	採取前及び採取時	
			強度試験の状況	試験時	
			非破壊試験の状況		
			カラーチェックの結果		
２．現場鋼材切断工					
１）現場鋼材切断	施工管理	切　断	作業状況	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		水中切断	作業状況	施工時	
	品質管理	酸素ガス及び溶解アセチレン	**特**の品質であることの表示	使用前	ボンベの表示等が判明できるように撮影
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況	測定時	ゲージを同時撮影
			形状寸法	測定時	
３．その他雑工					
１）清　掃	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	
	出来形管理	施工前区域	施工前	施工前	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
		完　成	完成全景	完成時	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
２）削　孔	施工管理	使用機械	カッター、ブレーカ等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
		完　成	完成全景	完成時	

３－25　浚渫工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．ポンプ浚渫工					
１）ポンプ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影。
		位置測量	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる。
		施工状況	浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎	浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			中継船設置、撤去	設置撤去の作業時	
		障害物除去	障害物積込状況	積込時	
			運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
			障害物捨込状況	捨込時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
２）排砂管設備					3-1-1排砂管設備工を適用する。
２．グラブ浚渫工					
１）グラブ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影。
		位置測量	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる。
		施工状況	浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎	船団の配置及び浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			土質状況	浚渫作業時	位置、深度又は層を明記する。
		障害物除去	障害物積込状況	積込時	
			運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
			障害物捨込状況	捨込時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
２）土運船運搬					3-1-2土運船運搬工を適用する。
３．硬土盤浚渫工					
１）硬土盤浚渫					3-25-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。
２）土運船運搬					3-1-2土運船運搬工を適用する。
４．岩盤浚渫工					
１）砕岩浚渫					3-25-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。
２）土運船運搬					3-1-2土運船運搬工を適用する。
５．バックホウ浚渫工					
１）バックホウ浚渫					3-25-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。
２）土運船運搬					3-1-2土運船運搬工を適用する。

３－26　埋立工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．余水吐工					
１）余水吐	施工管理	施工状況一般	余水吐の設置及び撤去	設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影
			公害防止対策	防止処置作業時	
２．固化工					3-1-6固化工 5)事前混合処理を適用する。
３．埋立工					
１）ポンプ土取 ２）グラブ土取 ３）ガット土取	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械	施工時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
		施工状況一般	埋立材の採取状況	採取作業時	
			埋立材運搬の状況	運搬作業時	
			埋立材整地状況	整地作業時	
	品質管理	材料の品質管理状況	**特**に定められた品質管理の作業状況	品質管理作業時、品質管理内容毎	撮影項目は**品**1.土及び2.石材等による。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
４．排砂管設備工					3-1-1排砂管設備工を適用する。
５．土運船運搬工					3-1-2土運船運搬工を適用する。
６．揚土埋立工					
１）バージアンローダー揚土					3-1-3揚土土捨工 1)バージアンローダー揚土を適用する。
２）空気圧送揚土					3-1-3揚土土捨工 2)空気圧送揚土を適用する。
３）リクレーマ揚土					3-1-3揚土土捨工 3)リクレーマ揚土を適用する。
４）バックホウ揚土					3-1-3揚土土捨工 4)バックホウ揚土を適用する。
７．埋立土工					
１）土砂掘削					3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。
２）土砂盛土					3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。

３－27　道路舗装工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．路床工					3-1-16路床工を適用する。
２．コンクリート舗装工					3-1-17コンクリート舗装工を適用する。
３．アスファルト舗装工					3-1-18アスファルト舗装工を適用する。
４．道路付属工					
１）縁石	施工管理	縁　石	据付、目地材の設置	施工時	
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	主要資材については**品**18.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
２）区画線及び道路標示	施工管理	区画線、道路標示	舗装状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	主要資材については**品**18.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
３）道路標識	施工管理	道路標識	基礎幅、深さ、標識設置状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	主要資材については**品**18.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
４）防護柵	施工管理	防護柵	設置穴の状況、防護柵設置状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	主要資材については**品**18.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影

３－28　緑地工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
１．植生工					3-1-19植生工を適用する。

品質管理基準

（令和２年度版）

品 質 管 理 基 準 一 般 土 木 編 目 次

1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）....1
2　プレキャストコンクリート(JIS Ⅰ類)....3
3　プレキャストコンクリート(JIS Ⅱ類)....3
4　プレキャストコンクリート(その他)....3
5　ガス圧接....4
6　既製杭工....4
7　下層路盤....5
8　上層路盤....5
9　アスファルト安定処理路盤....6
10　セメント安定処理路盤....7
11　アスファルト舗装....7
12　転圧コンクリート....9
13　グースアスファルト舗装....10
14　路床安定処理工....11
15　表層安定処理工（表層混合処理）....11
16　固結工....11
17　アンカー工....12
18　補強土壁工....12
19　吹付工....12
20　現場吹付法枠工....13
21　河川土工....15
22　海岸土工....15
23　砂防土工....16
24　道路土工....16
25　捨石工....17
26　コンクリートダム....17
27　覆工コンクリート(NATM)....18
28　吹付けコンクリート(NATM)....20
29　ロックボルト(NATM)....21
30　路上再生路盤工....21
31　路上表層再生工....21
32　排水性舗装工・透水性舗装工....22
33　プラント再生舗装工....23
34　工場製作工(鋼橋用鋼材)....23
35　ガス切断工....23
36　溶接工....24
37　中層混合処理....25

下　水　道　編　目　次

【下水道編】

38　管布設工....26
39　管推進工....29
40　シールド工....30
41　管きょ更生工....31
42　マンホール設置工....32
43　ます設置工....33
44　基礎杭工（既製杭）....33
45　基礎杭工（場所打ち杭）....34

注）　なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。

空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg／m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg／m3を超え±20kg／m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg／m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg／m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3／日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（σ7･･･3本、σ28･･･3本）とする。（早強セメントを使用する場合には、必要に応じて１回につき3本（σ３）を採取する。） ・同一強度の使用量が150m3以上の場合は、上記のほかに150m3に1回の割合で、供試体を打設場所で採取し、1回につき6本（σ7…3本、σ28…3本）について、建設技術センター等公的機関で行うこと。	港湾、漁港工事では1日の打設量が150㎥を越える場合は、150㎥ごとに1回行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。 なお、同一強度の使用量が150m3以上の場合、上記のほかに150m3に1回の割合で、供試体を現場から採取し、1回につき3個について、建設技術センター等公的機関で行うこと。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	０．２ｍｍ	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
2.プレキャストコンクリート製品（JIS1類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）				
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ検査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3.プレキャストコンクリート製品（JISⅡ類）	材料	必須	製品検査結果（寸法・形状・外観、性能試験）※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）				
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ検査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4.プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	「アルカリ国材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg／㎥3以下	1回／月以上 （塩化物量の多い砂の場合1回以上／週）		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回／日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定（凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	1回/日以上		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験試験（粒度・粗粒率）	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合は3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用をうける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	1回/月以上および産地が変わった場合。 （微粒分量の多い砂１回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回／年以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
4.プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張剤） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフューム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6202（膨張材）は1回/3ヶ月以上、JIS A6204（化学混和剤）は1回/６ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4332 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4332 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
5　ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1ノ4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。 なお、１工事当りのガス圧接対象使用総量が10ｔ以上の場合は、圧接引張試験を規格別に各々3本について、建設技術センター等公的機関で行うこと。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19㎜未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は技取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
6　既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700㎜未満：許容値2㎜以下 外径700㎜以上1,016㎜以下：許容値3㎜以下 外径1,016㎜を超え2,000㎜以下：許容値4㎜以下		・外径700㎜未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2㎜×π以下とする。 ・外径700㎜以上1,016㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3㎜×π以下とする。 ・外径1,016㎜を超え2,000㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4㎜×π以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）		
		その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中堀り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N／㎜2	

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
7　下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正ＣＢＲ30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない 。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下		・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、3孔の測定値の平均値X3 3,000m2を超え6,000m2以下の場合は、6孔の測定値の平均値X6 6,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。	・測定値の平均が規格値をはずれた場合は、3,000m2以下はさらに3 孔（X6）、3,000m2 を超え6,000m2以下はさらに4 孔（X10）追加した平均値が規格値を満足すればよい。	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m^{2}につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。	
8　上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
8　上層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	呈色なし		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下			○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa以上(14日)		・HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50kg／L以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、3孔の測定値の平均値X3 3,000m2を超え6,000m2以下の場合は、6孔の測定値の平均値X6 6,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。	・測定値の平均が規格値をはずれた場合は、3,000m2以下はさらに3孔（X6）、3,000m2 を超え6,000m2以下はさらに4 孔（X10）追加した平均値が規格値を満足すればよい。	
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±6%以内			
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき２回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
9　アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
10　セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧[4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	
	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、3孔の測定値の平均値X3 3,000m2を超え6,000m2以下の場合は、6孔の測定値の平均値X6 6,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。	・測定値の平均が規格値をはずれた場合は、3,000m2以下はさらに3孔（X6）、3,000m2 を超え6,000m2以下はさらに4 孔（X10）追加した平均値が規格値を満足すればよい。	
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-293,[4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。	
11　アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g／cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧[2]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-78	1／4以下			○

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
11　アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g／cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-212	舗装施行便覧参照・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-224				○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、3個(3孔)の測定値の平均値X3 3,000m2を超え6,000m2以下の場合は、6孔の測定値の平均値X6 6,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。 ・同一配合の混合物の施工量が2,000m2を超える場合は、上記の内、4,000m2以下は3孔、4,000m2を超える場合は6孔以上について密度・As量・粒度の各試験を建設技術センター等公的機関で行うこと。 （例） 2,000m2以下　：3孔（内、公的機関0孔） 2,001m2～3,000m2　：3孔（内、公的機関3孔） 3,001m2～4,000m2　：6孔（内、公的機関3孔） 4,001m2～6,000m2　：6孔（内、公的機関6孔） 6,001m2～10,000m2　：10孔（内、公的機関6孔） 10,001m2～20,000m2：20孔（内、公的機関6孔）	・測定値の平均が規格値をはずれた場合は、3,000m2以下はさらに3 孔（X6）、3,000m2 を超え6,000m2以下はさらに4 孔（X10）追加した平均値が規格値を満足すればよい。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
			外観検査（混合物）	目視				
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
12　転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、３本１組／回。		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに１回、あるいは１回／日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材　5.0%以下 それ以外（砂等）　3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・ 試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、３本１組／回（材令28日）。 なお、同一強度の使用量が150m3以上の場合、上記のほかに150m3に1回の割合で、供試体を現場から採取し、1回につき3本について、建設技術センター等公的機関で行うこと。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回／日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40m³に1回（横断方向に3箇所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧[3]-353		1,000m²に1個の割合でコアを採取して測定		

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
13　グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g／cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1／10mm)		・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g／cm3			○
	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧[3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧[3]-407	3～20秒（目標値）			○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-79	破断ひずみ（-10℃、50mm／min）8.0×10-3以上			○
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石　粉：常温～150℃	随時		○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
14　路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-227,[4]-230				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法（舗装調査・試験法便覧［4］-256）	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
15　表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法（舗装調査・試験法便覧［4］-256）	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。			
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
16　固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良対全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。なお、改良体が500本以上の場合は、上記のうち500本に1本の割合で供試体を採取し、1本につき9個（上・中・下それぞれ3個）について建設技術センター等公的機関で行うこと。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	試験数の例：（公的機関持込数は自社検査数の内数） 施工規模　自社検査　公的機関　計 500本未満　3　0　3 500本　4　1　4 750本　5　1　5 1000本　6　2　6	

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
17　アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。		
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
18　補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法（舗装調査・試験法便覧［4］-256）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることは しないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
19　吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
19　吹付工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中2回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造場合は除く（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	・吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。 ・同一強度の使用量が150m3以上の場合、上記のほかに150m3に1回の割合で、供試体を上記の方法で現場から採取し、1回につき3個について、建設技術センター等公的機関で行うこと。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
20　現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示された	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
20　現場吹付法枠工	材料	レディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造は除く）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施工	その他	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	設計図書による	・1回6本　吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。 ・同一強度の使用量が150m3以上の場合、上記のほかに150m3に1回の割合で、供試体を上記の方法で現場から採取し、1回につき6本（σ7…3本、σ28…3本、）について、建設技術センター等公的機関で行うこと。	・参考値：18N／mm2以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
21　河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法（舗装調査・試験法便覧［4］-185）	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率Vaが Va≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20m に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率Vaが Va≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックのすべてが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1］-273		トラフィカビリティが悪いとき。		
22　海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法（舗装調査・試験法便覧［4］-185）	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20m に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1］-273		トラフィカビリティが悪いとき。		

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
23　砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法（舗装調査・試験法便覧［4］-256）	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
24　道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験 （路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法（舗装調査・試験法便覧［4］-256）	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4］-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			ヨーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1］-273		必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧［1］-284 （ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
25　捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 なお、使用量が500m3を超える場合は上記の他に、１工事あたり１回（３本）について建設技術センター等公的機関で行うこと。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：約2.7～2.5g／cm3 ・準硬石：約2.5～2g／cm3 ・軟石　：約2g／cm3未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石　：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N／cm2以上 ・準硬石：980.66N／cm2以上4903N／cm2未満 ・軟石：980.66N／cm2未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 但し、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
26　コンクリートダム	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）を使用する場合（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートは除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		１回／日以上		○

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
26　コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3／日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が２０ｍｍ～２５ｍｍの場合は１７５ｋｇ／m3、４０ｍｍの場合は１６５ｋｇ／m3を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回／日以上または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5％（許容差）			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1／20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1／4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t／m3以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
27　覆工コンクリート（NATM）	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下	工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
27　覆工コンクリート（NATM）	同上	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg／m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg／m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg／m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3／日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が２０ｍｍ～２５ｍｍの場合は１７５ｋｇ／m3、４０ｍｍの場合は１６５ｋｇ／m3を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回／日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（σ7･･･3本、σ28･･･3本）とする。 ・同一強度の使用量が150m3以上の場合は、上記のほかに150m3に1回の割合で、供試体を打設場所で採取し、1回につき6本（σ7･･･3本、σ28･･･3本）について、建設技術センター等公的機関で行うこと。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の８５％を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の８５％を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
28　吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。 粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。 粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g／L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中２回／年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		１回／日以上。		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回　材齢7日，28日（2×3＝6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。 ・同一強度の使用量が150m3以上の場合は、上記のほかに150m3に1回の割合で、供試体を打設場所で採取し、1回につき6本（σ7･･･3本、σ28･･･3本）について、建設技術センター等公的機関で行うこと。		
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	（JSCE-F561-2013） 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工長40mごとに1回。		
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
29　ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、１断面当たり３本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各１本）。		
30　路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（３）品質管理を参照。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、3孔の測定値の平均値X3 3,000m2を超え6,000m2以下の場合は、6孔の測定値の平均値X6 6,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。	・測定値の平均が規格値をはずれた場合は、3,000m2以下はさらに3孔（X6）、3,000m2 を超え6,000m2以下はさらに4 孔（X10）追加した平均値が規格値を満足すればよい。	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回／日		
31　路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-16				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の96%以上 X10　98%以上 X6　98%以上 X3　98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、3孔の測定値の平均値X3 3,000m2を超え6,000m2以下の場合は、6孔の測定値の平均値X6 6,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。	・空隙率による管理でも良い。 ・測定値の平均が規格値をはずれた場合は、3,000m2以下はさらに3孔（X6）、3,000m2 を超え6,000m2以下はさらに4 孔（X10）追加した平均値が規格値を満足すればよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
32　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1／10mm）以上			○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m			○
			密度試験	JIS K 2207				○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 維持工事等については、 5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X10　1000mL／15sec以上 X10　300mL／15sec以上（歩道箇所）	1,000m^{2}ごと。		

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
32　排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-224	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、3孔の測定値の平均値X3 3,000m2を超え6,000m2以下の場合は、6孔の測定値の平均値X6 6,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。 ・同一配合の混合物の施工量が2,000m2を超える場合は、上記の内、4,000m2以下は3孔、4,000m2を超える場合は6孔以上について密度・As量・粒度の各試験を建設技術センター等公的機関で行うこと。 （例） 2,000m2以下　：3孔（内、公的機関0孔） 2,001m2～3,000m2　：3孔（内、公的機関3孔） 3,001m2～4,000m2　：6孔（内、公的機関3孔） 4,001m2～6,000m2　：6孔（内、公的機関6孔） 6,001m2～10,000m2　：10孔（内、公的機関6孔） 10,001m2～20,000m2：20孔（内、公的機関6孔）	・測定値の平均が規格値をはずれた場合は、3,000m2以下はさらに3孔（X6）、3,000m2 を超え6,000m2以下はさらに4 孔（X10）追加した平均値が規格値を満足すればよい。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
33　プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-16		再生骨材使用量500ｔごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1／10mm)以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500ｔを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100ｔ未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500ｔごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度（75μmフルイ）		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18			耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、3孔の測定値の平均値X3 3,000m2を超え6,000m2以下の場合は、6孔の測定値の平均値X6 6,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。 ・同一配合の混合物の施工量が2,000m2を超える場合は、上記の内、4,000m2以下は3孔、4,000m2を超える場合は6孔以上について密度・As量・粒度の各試験を建設技術センター等公的機関で行うこと。 （例） 2,000m2以下　：3孔（内、公的機関0孔） 2,001m2～3,000m2　：3孔（内、公的機関3孔） 3,001m2～4,000m2　：6孔（内、公的機関3孔） 4,001m2～6,000m2　：6孔（内、公的機関6孔） 6,001m2～10,000m2　：10孔（内、公的機関6孔） 10,001m2～20,000m2：20孔（内、公的機関6孔）	・再アス処理：再生アスファルト安定処理をさす。 ・測定値の平均が規格値をはずれた場合は、3,000m2以下はさらに3孔（X6）、3,000m2 を超え6,000m2以下はさらに4 孔（X10）追加した平均値が規格値を満足すればよい。	
34　工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験（ＪＩＳマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査（付属部材）	目視及び計測				
35　ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ50μm以下 二次部材の最大表面粗さ　100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
36　溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121　1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19㎜未満裏曲げ）（19㎜以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3㎜以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。	試験片の形状：JIS Z 2242　Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査　20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N／mm2以上、引張強さは 400～550N／mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面欠きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25㎜以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき３個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。 ただし、ピットの大きさが1㎜以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25㎜の範囲で3㎜以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、１溶接線の両端各50㎜を除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0㎜の誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は，以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[㎜])余盛高さ(h[㎜]) 　B<15　：　h≦3 15≦B<25　：　h≦4 25≦B　：　h≦（4／25）・B			
			外観検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1㎜、幅0.5㎜以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が０.５㎜以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2㎜）を超えてはならない。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から１%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

千葉県令和2年度版　品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
37. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する		
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1, 000m3～4, 000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1, 000m3～4, 000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等による確認
38　管布設工（開削）	管渠材料（下水道用鉄筋コンクリート管）	必須	外観	目視による	［外観検査］ （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。（管種の確認を行う） （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観検査は全数について行う。 （２）形状・寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法（カラー及びゴム輪を含む）	ＪＳＷＡＳ　Ａ－１による	検査項目	判定基準			
			外圧強さ		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の１／４以上（短管及び異形管の場合は１／３以上）にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の１／４以下であっても管長の１／１０程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。			
			水密性		管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の１／１０以上にわたるひび割れがないこと。			
					管端面の欠損	管端面の平面積の３％以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			
	管渠材料（下水道用硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視による	［外観検査］ （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。（管種の確認を行う） （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観・形状検査は全数について行う。 （２）寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１による	検査項目	判定基準			
			引張試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）			
			偏平試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			負圧試験		割れ	割れがないこと。			
			耐薬品性試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
			ビカット軟化温度試験		実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。			
	管渠材料（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視による	［外観検査］ （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。（管種の確認を行う） （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観・形状検査は全数について行う。 （２）寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１３による	検査項目	判定基準			
			引張試験		有害な傷	管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）			
			偏平試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			負圧試験		割れ	割れがないこと。			
			耐薬品性試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
			ビカット軟化温度試験		実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。			

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="3">38　管布設工（開削）</td><td rowspan="2">管渠材料（下水道用強化プラスチック複合管）</td><td rowspan="2">必須</td><td>外観・形状</td><td>目視による</td><td>［外観検査］
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。（管種の確認を行う）
（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。
<table><tr><th>検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td>有害な傷</td><td>管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。</td></tr><tr><td>滑らかさ</td><td>明らかな凹凸がないこと。</td></tr><tr><td>管の断面形状</td><td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td></tr><tr><td>実用上の真っすぐ</td><td>実用上、真っすぐであること。</td></tr></table></td><td rowspan="2">（１）外観・形状検査は全数について行う。

（２）寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td>寸法
外圧試験
耐薬品性試験
耐酸試験
水密試験</td><td>ＪＳＷＡＳ　Ｋ－２による</td></tr>
<tr><td>管渠材料（下水道用ポリエチレン管）</td><td>必須</td><td>外観・形状
寸法
引張試験
偏平試験
水圧試験
偏平負圧試験
耐薬品性試験
環境応力き裂試験
熱間内圧クリープ試験
ピーリング試験
熱安定性試験
融着部相溶性試験
対候性試験</td><td>目視による
ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１４による</td><td>［外観検査］
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。（管種の確認を行う）
（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。
<table><tr><th>検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td>有害な傷</td><td>管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。</td></tr><tr><td>滑らかさ</td><td>明らかな凹凸がないこと。</td></tr><tr><td>割れ</td><td>割れがないこと。</td></tr><tr><td>ねじれ</td><td>著しいねじれがないこと。</td></tr><tr><td>管の断面形状</td><td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td></tr><tr><td>実用上の真っすぐ</td><td>実用上、真っすぐであること。</td></tr></table></td><td>（１）外観・形状検査は全数について行う。

（２）寸法、引張試験、偏平試験、水圧試験、偏平負圧試験、耐薬品性試験、環境応力き裂試験、熱間内圧クリープ試験、ピーリング試験、熱安定性試験、融着部相溶性試験、対候性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>管渠材料（下水道用レジンコンクリート管）</td><td>必須</td><td>外観・形状及び寸法
外圧試験
水密性試験
耐酸性試験
吸水性試験</td><td>目視による
ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１１による</td><td>［外観検査］
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。（管種の確認を行う）
（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。
<table><tr><th>検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td>管軸方向のひび割れ</td><td>管の長さ方向で管長の１／４以上（短管及び異形管の場合は１／３以上）にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の１／４以下であっても管長の１／１０程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。</td></tr><tr><td>管周方向のひび割れ</td><td>管周の方向で、管周の１／１０以上にわたるひび割れがないこと。</td></tr><tr><td>管端面の欠損</td><td>管端面の平面積の３％以上が欠損して
いないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td></tr></table></td><td>（１）外観・形状検査は全数について行う。

（２）寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等による確認
38　管布設工（開削）	管渠材料（下水道用ボックスカルバート）	必須	外観	目視による	［外観検査］ （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観検査は全数について行う。 （２）形状・寸法及びコンクリート圧縮強度、曲げ強度試験、接合部の水密性試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法	ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１２、 ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１３による					
			コンクリートの圧縮強度		検査項目	判定基準			
			曲げ強度試験		ひび割れ	強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷やひび割れのないこと。			
			接合部の水密性試験		滑らかさ	祖骨材がと種つしていたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。内面が平滑であり、水の流れに対して実用上支障のない滑らかさであること。			
					端面の欠損	端面の表面積の３％以上が欠損していないこと。			
	管渠材料（下水道用ダクタイル鋳鉄管）	必須	原管	ＪＳＷＡＳ　Ｇ－１による			（１）外観検査は全数について行う。 （２）形状・寸法及び引張試験、硬さ試験、水圧試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			内装						
			外装　外観	目視による	［外観検査］ （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。				
			形状・寸法	ＪＳＷＡＳ　Ｇ－１による	検査項目		判定基準		
			引張試験		原管	クラック	クラックがないこと。		
						湯境	湯境がないこと。		
						鋳巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。		
			硬さ試験		完成管	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。		
							管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。		
			水圧試験				表面は実用的に滑らかであること。		
						塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。		
	管渠材料（鋼管）	必須	外観	目視による	［外観検査］ （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観検査は全数について行う。 （２）形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法	日本下水道協会下水道用資器材Ｉ類の規定による	検査項目		判定基準		
			成分・機械的性質	ＪＩＳ　Ｇ　３４４３	原管	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。		
			非破壊又は水圧			両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。		
						有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。		
			塗装			仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。		
					完成管	塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。		

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="3">39　管推進工</td><td rowspan="2">管渠材料（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）</td><td rowspan="2">必須</td><td>外観・形状</td><td>目視による</td><td>［外観検査］
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。
もしくは、同等以上の材料とする。
（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。
<table><tr><th>検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td>管軸方向のひび割れ</td><td>管の長さ方向で管長の１／４以上（短管及び異形管の場合は１／３以上）にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の１／４以下であっても管長の１／１０程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。</td></tr><tr><td>管周方向のひび割れ</td><td>管周の方向で、管周の１／１０以上にわたるひび割れがないこと。</td></tr><tr><td>管端面の欠損</td><td>管端面の平面積の３％以上が欠損して
いないこと。ただし、シール材に係る部分</td></tr></table></td><td>（１）外観・形状検査は全数について行う。

（２）寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>寸法（カラー及びゴム輪含む）</td><td>ＪＳＷＡＳ　Ａ－２又はＡ－６による</td></tr>
<tr><td>外圧強さ
コンクリートの圧縮強度
水密性</td></tr>
<tr><td rowspan="3">管渠材料（下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管）</td><td rowspan="3">必須</td><td>原管
内装</td><td></td><td>［外観検査］
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。
もしくは、同等以上の材料とする。
（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td>（１）外観検査は全数について行う。

（２）原管、内装、外装における形状・寸法は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>外装</td><td>外観</td><td>目視による</td><td colspan="2"><table><tr><th colspan="2">検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td rowspan="3">原管</td><td>クラック</td><td>クラックがないこと。</td></tr><tr><td>湯境</td><td>湯境がないこと。</td></tr><tr><td>鋳巣</td><td>手直しの範囲を超えるものは不可とする。</td></tr><tr><td rowspan="4">完成管</td><td>モルタルライニング</td><td>有害なひび割れがないこと。</td></tr><tr><td></td><td>管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。</td></tr><tr><td></td><td>表面は実用的に滑らかであること。</td></tr><tr><td>塗装</td><td>異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>形状・寸法</td><td>ＪＳＷＡＳ　Ｇ－２による</td></tr>
<tr><td rowspan="3">管渠材料（鋼管）</td><td rowspan="3">必須</td><td>外観</td><td>目視による</td><td>［外観検査］
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。
もしくは、同等以上の材料とする。
（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td>（１）外観検査は全数について行う。

（２）形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>形状・寸法</td><td>日本下水道協会下水道用資器材Ｉ類の規定による</td></tr>
<tr><td>成分・機械的性質
非破壊又は水圧
塗装</td><td>ＪＩＳ　Ｇ　３４４４</td><td colspan="2"><table><tr><th colspan="2">検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td rowspan="4">原管</td><td>実用的に真っ直ぐ</td><td>実用的に真っ直ぐであること。</td></tr><tr><td>両端は管軸に対して直角</td><td>実用的に両端面は管軸に対して直角であること。</td></tr><tr><td>有害な欠陥</td><td>はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。</td></tr><tr><td>仕上げ良好</td><td>鋼面が平滑に仕上がっていること。</td></tr><tr><td>完成管</td><td>塗装及び塗覆装</td><td>管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。</td></tr></table></td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目		試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
40　シールド工	管渠材料（シールド工事用標準コンクリート系セグメント）	必須	外観及び形状・寸法検査		ＪＳＷＡＳ　Ａ－４による	［外観検査］ （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 （２）有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。	（下水道協会規格） （１）外観検査は全数について行う。 （２）形状・寸法及び外圧強さ、水密性、コンクリート圧縮強度については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			水平仮組検査			［外観検査］ （１）有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。 （２）形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、ＪＳＷＡＳ　Ａ－４の規定による。	（下水道協会規格外） （１）外観検査は全数について行う。 （２）形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント５００リング及びその端数に１回行う。		
			性能検査	単体曲げ試験					
				継手曲げ試験					
				ジャッキ推力試験					
				つり手金具引抜き試験					
	管渠材料（シールド工事用標準鋼製セグメント）	必須	材料検査		ＪＳＷＡＳ　Ａ－３による	［外観検査］ （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 （２）有害な曲がり、そり等が無いこと。	（下水道協会規格） （１）外観検査は全数について行う。 （２）材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 （３）性能検査は設計図書の定めによる。		○
			形状・寸法及び外観検査						
			溶接検査						
			水平仮組検査			［外観検査］ （１）有害な曲がり、そり等が無いこと。 （２）材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能に関する規格値は、ＪＳＷＡＳ　Ａ－３の規定による。	（下水道協会規格外） （１）外観検査は全数について行う。 （２）材料、形状・寸法、溶接、水平板組、性能についての検査は、１工事中に１回行う。		
			性能検査	ジャッキ推力試験					
				単体曲げ試験					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
41　管きょ更生工	更生管	必須	偏平強さまたは外圧強さ	・φ600㎜以下の既設管 JSWAS K-１による偏平試験	新管と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。	本表は、最新版の「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン（案）」に準拠して実施する。	○
				・φ700㎜以上の既設管 JSWAS K-2による外圧試験（2種に対応）				
			曲げ強度（長期）	・ガラス繊維あり JIS K 7039による曲げ強度試験	構造（管厚み）計算で用いる設計値（申告値）以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。 熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
				・ガラス繊維なし 短期値を安全率で除した値				
			曲げ弾性係数（長期）	・ガラス繊維あり JIS K 7035による曲げ弾性試験				
				・ガラス繊維なし JIS K 7116による曲げ弾性試験				
			曲げ強度（短期）	JIS K 7171による	１）曲げ強度値が設計曲げ強度（申告値：短期値）を上回ること。 ２）曲げ弾性係数の試験結果が、曲げ弾性係数（申告値：短期値）を上回ること。	原則、施工スパン毎とする。 熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			曲げ弾性係数（短期）					
			耐摩耗性	JIS K 7204又は JIS A 1452等による	下水道用硬質塩化ビニル管（新管）と同等程度	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐ストレインコロージョン性	・ガラス繊維ありのみが対象 JIS K 7034による	JSWAS K-2に基づいて求められる値を下回らない			
			水密性	JSWAS K-2に準拠した試験（内外水圧に対する水密性）	0.1MPaの水圧で漏水がない			
			耐劣化性	・ガラス繊維なしのみが対象 JIS K 7116を準用した1,000時間水中曲げクリープ試験を行う。	50年後の曲げ強度の推計値の最小値が設計値（≒申告値÷安全率）を上回ること			
			耐震性能	JIS K 7161による引張強度等試験	引張強度（短期）、引張弾性係数（短期）、圧縮強度（短期）、圧縮弾性係数（短期）が申告値を上回ること	工法毎とする。熱可塑性樹脂材については、引張強度、圧縮強度を認定工場制度の工場検査証明書類による確認とすることができる。		
				JIS K 7181による圧縮強度等試験				
			外観	目視あるいは自走式テレビカメラによる	流下能力、耐久性を低下させる有害な欠陥（シワなど）がないこと	施工スパン毎とする。		
	更生管表面部材	必須	複合管断面の破壊強度・外圧強さ	既設管の劣化状態等を反映し限界状態設計法により確認、又は鉄筋コンクリート管（新管）を破壊状態まで載荷後更生し、JSWAS A-1により破壊荷重試験	設計条件に基づいた耐荷力以上 新管と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。	本表は、最新版の「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン（案）」に準拠して実施する。	○
			圧縮強度	JSCE G 521等による	圧縮強度値が設計基準強度を上回ること	小口径（既設管径800㎜未満）の場合、施工延長100m毎に1回とする。		
			耐薬品性試験	JSWAS K-1または JSWAS K-14	・表面部材が塩ビ系の場合はJSWAS K-1の試験方法で、質量変化土±0.2mg/cm2以内 ・表面部材がポリエチレン系では、JSWAS K-14の試験方法で、質量変化土±0.2mg/cm2以内	製管工法では、工法毎に１回とする。 認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			耐摩耗性	JIS K 7204又は JIS A 1452等による	下水道用硬質塩化ビニル管（新管）と同等程度	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			水密性	JSWAS K-2に準拠した試験（内外水圧に対する水密性）	0.1MPaの水圧で漏水がない	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。 認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			一体性	JIS A 1171に準拠した一体破壊試験	既設管と充てん材が界面はく離しないこと	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐震性能	「下水道施設の耐震対策指針と解説」における「差し込み継手管きょ」「ボックスカルバート」等の考え方を勘案し、性能照査を行う	継手部の屈曲角と抜け出し量が許容値内であること	工法毎とする。 公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
				耐震計算により継手部の照査が困難な場合は、耐震実験による表面部材等の継手部の照査を行う	屈曲角と抜け出し量が許容範囲であること			
			外観	目視あるいは自走式テレビカメラによる	更生管の変形や、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認する。	施工スパン毎とする。		

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="6">42　マンホール設置工</td><td rowspan="5">管渠材料（組立マンホール側塊）</td><td rowspan="5">必須</td><td>外観</td><td>目視による</td><td>［外観検査］
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。
<table><tr><th>検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td>有害な傷</td><td>側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。</td></tr><tr><td>滑らかさ</td><td>側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。</td></tr><tr><td>端面の欠損</td><td>側塊の端面は、その面積の３％以上が欠損していないこと。</td></tr><tr><td>端面の形状</td><td>側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。</td></tr></table></td><td rowspan="5">（１）外観検査は全数について行う。

（２）形状・寸法、コンクリート圧縮強度、接合部の水密性試験、側方曲げ強さ試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">○</td></tr>
<tr><td>形状・寸法</td><td rowspan="4">ＪＳＷＡＳ　Ａ－11による</td></tr>
<tr><td>コンクリートの圧縮強度</td></tr>
<tr><td>軸方向耐圧試験</td></tr>
<tr><td>接合部の水密性試験</td></tr>
<tr><td>側方曲げ強さ試験</td></tr>
<tr><td rowspan="5">管渠材料（下水道用鋳鉄製マンホールふた）</td><td rowspan="5">必須</td><td>外観・形状</td><td>目視による</td><td>［外観検査］
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

（２）有害なきずが無く、外観がよいこと</td><td rowspan="5">（１）外観・形状検査は、全数について行う。

（２）寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験および耐荷重試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">○</td></tr>
<tr><td>寸法・構造</td><td>ＪＳＷＡＳ　Ｇ－４による</td></tr>
<tr><td>材質試験</td></tr>
<tr><td>荷重たわみ試験</td></tr>
<tr><td>耐荷重試験</td></tr>
<tr><td rowspan="3">管渠材料（マンホール足掛け金物）</td><td rowspan="3">必須</td><td>外観</td><td>目視による</td><td>［外観検査］
被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。</td><td>（１）外観検査は全数について行う。</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">○</td></tr>
<tr><td>形状・寸法</td><td rowspan="2"></td><td>品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。</td><td>（１）芯材
ＪＩＳ　Ｇ　４３０３（ＳＵＳ４０３、ＳＵＳ３０４）、ＪＩＳ　Ｇ　３５０７（ＳＷＲＣＨ１２Ｒ）、ＪＩＳ　Ｇ　３５３９（ＳＷＣＨ１２Ｒ）
の規格に適合すること。</td></tr>
<tr><td>材質</td></tr>
<tr><td rowspan="6">管渠材料（下水道用塩化ビニル製小型マンホール）</td><td rowspan="6">必須</td><td>外観・形状</td><td>目視による</td><td>［外観検査］
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。
<table><tr><th>検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td>有害な傷</td><td>マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）</td></tr><tr><td>滑らかさ</td><td>明らかな凹凸がないこと。</td></tr><tr><td>割れ</td><td>割れがないこと。</td></tr><tr><td>ねじれ</td><td>著しいねじれがないこと。</td></tr></table></td><td rowspan="6">（１）外観・形状検査は、全数について行う。

（２）寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">○</td></tr>
<tr><td>寸法</td><td rowspan="5">ＪＳＷＡＳ　Ｋ－９による。
内ふたは、ＪＳＷＡＳ　Ｋ－７、防護ふたは、ＪＳＷＡＳ　Ｇ－３による。</td></tr>
<tr><td>引張試験</td></tr>
<tr><td>荷重試験</td></tr>
<tr><td>負圧試験</td></tr>
<tr><td>耐薬品性試験</td></tr>
<tr><td>ビカット軟化温度試験</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="3">43　ます設置工</td><td>管渠材料（下水道用鋳鉄製防護ふた）</td><td>必須</td><td>外観・形状</td><td>目視による</td><td>［外観検査］
（1）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

（2）有害なきずが無く、外観がよいこと</td><td>（1）外観・形状検査は、全数について行う。

（2）寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>管渠材料（下水道用硬質塩化ビニル製ます）</td><td>必須</td><td>外観・形状
寸法
引張試験
荷重試験
負圧試験
耐薬品性試験
ビカット軟化温度試験</td><td>目視による
ＪＳＷＡＳ　Ｋ－７による。
防護ふたは、ＪＳＷＡＳ　Ｇ－３、立上り部は、ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１による。</td><td>［外観検査］
（1）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

（2）検査項目及び判定基準は次のとおり。
検査項目：判定基準
有害な傷：マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）
滑らかさ：明らかな凹凸がないこと。
割れ：割れがないこと。
ねじれ：著しいねじれがないこと。</td><td>（1）外観・形状検査は、全数について行う。

（2）寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>管渠材料（下水道用ポリプロピレン製ます）</td><td>必須</td><td>外観・形状
寸法
引張試験
荷重試験
負圧試験
耐薬品性試験
荷重たわみ温度試験</td><td>目視による
ＪＳＷＡＳ　Ｋ－８による。
防護ふたは、ＪＳＷＡＳ　Ｇ－３による。</td><td>［外観検査］
（1）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

（2）検査項目及び判定基準は次のとおり。
検査項目：判定基準
有害な傷：マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）
滑らかさ：明らかな凹凸がないこと。
割れ：割れがないこと。
ねじれ：著しいねじれがないこと。</td><td>（1）外観・形状検査は、全数について行う。

（2）寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="3">44　基礎杭工（既製杭）</td><td>材料（鋼管杭、H鋼杭）</td><td colspan="7">「3　既製杭工」による</td></tr>
<tr><td>材料（コンクリート杭）</td><td colspan="7">「3　既製杭工」による</td></tr>
<tr><td>材料（合成杭）</td><td>必須</td><td>外観
形状・寸法
性能検査</td><td></td><td>（財）日本建築センターの評定又は評価基準

（社）コンクリートパイル建設技術協会の評価基準に適合すること。</td><td>（1）外観検査は全数について行う。その他は、係員の指示により行う。

（2）形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」（品質を含む）又は「試験成績表」を提出する。</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等による確認
44　基礎杭工（既製杭）	施工（鋼管杭、H鋼杭の現場溶接）	「3　既製杭工」による							
	施工（セメントミルク工法）	「3　既製杭工」による							
	施工	その他	支持力試験	杭の載荷試験			設計図書による		○
45　基礎杭工（場所打ち杭）	施工	必須	安定液等の坑内水位、安定液の有効性試験				(1) 孔内水位については杭ごとに必要に応じて測定する。 （2）有効性試験（比重、粘性、ろ過水量、ＰＨ、砂分）は杭ごとに又は１日に１回測定する。		
		その他	支持力試験	杭の載荷試験			設計図書による		○

品 質 管 理 基 準

第11編　港湾・漁港編

凡　例

特 ；図面及び特記仕様書
共 ；港湾工事共通仕様書

第11編　港湾・漁港編

目　次

１．土
　１－１　一般事項 …… 1

２．石材等
　２－１　砂 …… 1
　２－２　砂利・砕石 …… 2
　２－３　石 …… 2

３．骨　材
　３－１　セメントコンクリート用骨材 …… 3
　３－２　路盤材 …… 4
　３－３　アスファルトコンクリート用骨材 …… 4
　３－４　フィラー …… 5
　３－５　安定処理路盤材 …… 5

４．木　材
　４－１　一般事項 …… 5

５．鋼　材
　５－１　鋼矢板及び鋼杭 …… 6
　５－２　鋼板及び形鋼等 …… 6
　５－３　棒　鋼 …… 7
　５－４　控　工 …… 7
　５－５　コンクリート舗装用鋼材 …… 8

６．セメント及び混和材料
　６－１　セメント …… 8
　６－２　混和材料 …… 8
　６－３　コンクリート用水 …… 9

７．セメントコンクリート製品
　７－１　一般事項 …… 9

８．瀝青材料
８－１　舗装用アスファルト材 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
８－２　プライムコート及びタックコート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

９．芝・樹木等
９－１　芝及び種子 ・・ 10
９－２　植木等 ・・・ 10

10．目地材料
10－１　目地材 ・・ 10
10－２　コンクリート舗装用目地材 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

11．防食材料
11－１　アルミニウム合金陽極 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
11－２　防食塗装 ・・ 11
11－３　被覆防食材料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

12．防舷材
12－１　ゴム防舷材 ・・ 12

13．係船柱
13－１　係船柱 ・・ 12

14．車止め・縁金物
14－１　車止め・縁金物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

15．マット
15－１　アスファルトマット ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
15－２　繊維系マット ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
15－３　合成樹脂系マット ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
15－４　ゴムマット ・・ 13

16．コンクリート
16－１　レディーミクストコンクリート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
16－２　コンクリートミキサー船 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
16－３　現場練りコンクリート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
16－４　暑中コンクリート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
16－５　寒中コンクリート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

16－６　水中コンクリート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
16－７　袋詰コンクリート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
16－８　水中不分離性コンクリート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
16－９　プレパックドコンクリート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
16－10　コンクリート舗装　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

17. アスファルトコンクリート
17－１　アスファルト舗装　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

18. その他
18－１　ペーパードレーン　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
18－２　路盤紙　・・・　20
18－３　防砂目地板　・・　20
18－４　区画線及び道路標示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
18－５　道路標識　・・・　20
18－６　防護柵　・・　21
18－７　溶接材　・・　21
18－８　ガス切断材　・・　21
18－９　汚濁防止膜　・・　21

［ 参　考 ］

様式・品質 3-1　　；骨材のふるい分け試験(JIS A 1102)　・・・・・・・　22
様式・品質 12-1　　；防舷材形状管理表(例)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
　　；(別紙)防舷材形状測定箇所(例)　・・・・・・・・・・・・　25
様式・品質 16-1　　；コンクリート試験成績表(試験練用)　・・・・・・・　29
様式・品質 16-2　　；コンクリート強度(圧縮 曲げ)管理表　・・・・・・　31
様式・品質 16-3　　；コンクリート強度(圧縮 曲げ)管理図　・・・・・・　33

１．土

１－１　一般事項

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）埋立材	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入前、採取地毎に１回	特による。	
2）裏埋材 3）盛土材	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入前、採取地毎１回	試験成績表を提出	
4）路床材	材　質	外　観	観　察	**特**による。	搬入時、施工中適宜		
		粒　度	JIS A 1204	**特**による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
		含水量	JIS A 1203	**特**による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
		塑性指数(425μｍふるい通過分)	JIS A 1205	**特**による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
	修正 ＣＢＲ	必要な値を満足していること。	舗装施工便覧	**特**による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
	突固め	最大乾燥密度、最適含水比	JIS A 1210　(C,D,E)	**特**による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
	締め固め	締め固め密度	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試験 JIS A 1211、JIS A 1215 締固め密度JIS A 1214	**特**による。	1,000ｍ^{2}に１箇所	記録紙及び管理表を作成し提出	
5）採取土	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		外　観	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	特による。	**特**による。	搬入前、採取地毎に１回	特による。	

２．石材等

２－１　砂

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）敷　砂 2）改良杭材 3）置換材	材　質	外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	**特**による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	**特**による。	**特**による。	**特**による。	試験成績表を提出	
4）中詰砂	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		最大粒径	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		単位体積重量	**特**による。	**特**による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
5）載荷材	材　質	外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	**特**又はJIS の規定による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
		単位体積重量	**特**による。	**特**による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

２－２　砂利・砕石

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）砕　石	材　質	外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204	**特**による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	
		比　重	JIS A 1110	**特**による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	
		吸水量	JIS A 1110	**特**による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	

２－３　石

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）石	材　質	外　観	観　察	共第4編 2-3-4による。	施工中適宜		
		石の種類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		比　重	JIS A 5006	**特**による。	産地毎に１回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は１年以内の試験成績表とする。
		規定外質量の比率	観　察	**特**及びJIS A 5006による。	施工中適宜		

３．骨　材

３－１　セメントコンクリート用骨材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
１）JISマーク表示認証工場製品	骨　材	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
２）JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート	骨　材	種類及び粗骨材の最大寸法	観　察	**特**による。 JIS A 5005 JIS A 5011－1 JIS A 5011－2 JIS A 5011－3 JIS A 5011－4	搬入時適宜		
		粒　度	**共**第4編 表2-3	**共**第4編 表2-1	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
		比重及び吸水量（細骨材）	**共**第4編 表2-3	JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
		比重及び吸水量（粗骨材）	**共**第4編 表2-3	JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
		粘土塊含有量	**共**第4編 表2-3	**共**第4編 表2-2	配合設計前	試験成績表を提出	
		微粒分量試験で失われる量	**共**第4編 表2-3	**共**第4編 表2-2	配合設計前	試験成績表を提出	
		有機不純物の量（細骨材）	**共**第4編 表2-3	**共**第4編 表2-2	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
		安定性（耐久性）	**共**第4編 表2-3		配合設計前	試験成績表を提出	砕砂、砕石等、JIS 規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照
		骨材のアルカリシリカ反応（化学法）	**共**第4編 表2-3	無　害	配合設計前	試験成績表を提出	２法のうち、いずれかを選び試験する。
		骨材のアルカリシリカ反応（モルタルバー法）	**共**第4編 表2-3	無　害	配合設計前	試験成績表を提出	
		海砂の塩分含有量	JIS A 5308 附属書A JIS A 5002	鉄筋コンクリートの場合は、細骨材の絶乾質量に対し、NaClに換算して0.1%以下	配合設計前	試験成績表を提出	
		すりへり減量（舗装用粗骨材）	**共**第4編 表2-3		配合設計前	試験成績表を提出	砕石等、JIS 規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照

３－２　路盤材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）下層路盤材 （砕石、切込砕石、 砂利及び切込砂利）	材　質	外　観	観　察	**特**による。	搬入時、施工中適宜		
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204	**特**による。	搬入前、採取地毎１回	試験成績表を提出	
		含水量	JIS A 1203	**特**による。	搬入前、採取地毎１回	試験成績表を提出	
		塑性指数(425μmふるい通過分)	JIS A 1205	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装６以下 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装６以下	搬入前、採取地毎１回	試験成績表を提出	
	修正 ＣＢＲ	必要な値を満足していること。	舗装施工便覧	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装20%以上 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装20%以上	搬入前、採取地毎１回	試験成績表を提出	
	突固め	最大乾燥密度、最適含水比	JIS A 1210 (C,D,E)	**特**による。	搬入前、採取地毎１回	試験成績表を提出	
	締め固め	締め固め密度	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試験 JIS A 1211、JIS A 1215 締固め密度JIS A 1214	**特**による。	1,000m^{2}に１箇所、ただし施工面積が 1,000m^{2}以下のものは１工事当たり１箇所以上	記録紙及び管理表を作成し提出	
2）上層路盤材 （粒度調整材）	材　質	外　観	観　察	**特**による。	搬入時、施工中適宜		
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204	**共**第4編 表2-4	搬入前、採取地毎１回	試験成績表を提出	
		含水量	JIS A 1203	**特**による。	搬入前、採取地毎１回	試験成績表を提出	
		塑性指数(425μmふるい通過分)	JIS A 1205	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装４以下 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装４以下	搬入前、採取地毎１回	試験成績表を提出	
	修正 ＣＢＲ	必要な値を満足していること。	舗装施工便覧	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装80%以上 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装80%以上	搬入前、採取地毎１回	試験成績表を提出	
	突固め	最大乾燥密度、最適含水比	JIS A 1210 (C,D,E)	**特**による。	搬入前、採取地毎１回	試験成績表を提出	
	締め固め	締め固め密度	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試験 JIS A 1211、JIS A 1215 締固め密度JIS A 1214	**特**による。	1,000m^{2}に１箇所、ただし施工面積が 1,000m^{2}以下のものは１工事当たり１箇所以上	記録紙及び管理表を作成し提出	

３－３．アスファルトコンクリート用骨材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）アスファルト コンクリート用 骨材	材　質	種類及び最大粒径	観　察	**特**による。	搬入時適宜		
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204 JIS A 5001 JIS A 5008	**共**第4編 表2-5	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	
		比重及び吸水量	JIS A 1109 JIS A 1110	**特**による。	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	
		粗骨材のすりへり減量	JIS A 1121	**特**による。	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	

３－４　フィラー

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）フィラー	材　質	種類及び最大粒径	観　察	**特**による。	搬入時適宜		
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204 JIS A 5001 JIS A 5008	**共**第4編 表2-6	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	

３－５　安定処理路盤材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）セメント安定処理路盤	材　料						6-1セメントを適用する。
	配　合	配合試験	**特**による。	**特**による。	配合毎	**特**による。	
	粒　度	混合物の粒度試験	JIS A 1102	**特**による。	**特**による。	**特**による。	
	締め固め	締め固め密度	締固め密度測定JIS A 1214	**特**による。	1,000m^{2}に１箇所、ただし施工面積が 1,000m^{2}以下のものは１工事当たり１箇所以上	記録紙及び管理表を作成し提出	
	含水比	含水比試験	JIS A 1203	**特**による。	**特**による。	**特**による。	
	セメント量	セメント量試験	舗装施工便覧	**特**による。	**特**による。	**特**による。	
2）アスファルト安定処理路盤	締め固め	締め固め密度	舗装施工便覧	**特**による。	1,000m^{2}に１箇所、ただし同一配合の合材100ｔ未満のものは１工事１回以上	記録紙及び管理表を作成し提出	
	締め固め以外						17-1アスファルト舗装を適用する。

４．木　材

４－１　一般事項

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）木　材	材　質	外観・種類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入前、施工中適宜	**特**による。	

５．鋼　材

５－１　鋼矢板及び鋼杭

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）鋼矢板	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
2）鋼管矢板	本体の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS A 5530	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	工場出荷時の測定表を含む
3）鋼管杭	本体の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5525	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS A 5525	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5525	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	工場出荷時の測定表を含む
4）H形鋼杭	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS A 5526	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

５－２　鋼板及び形鋼等

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）鋼板、形鋼等	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS 及び**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

５－３　棒　鋼

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）普通棒鋼	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
			JIS G 3112 又は JIS G 3101 公的機関の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS 及び**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
2）異形棒鋼	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
			JIS G 3112 公的機関の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS 及び**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

５－４　控　工

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）腹起し							5-2鋼板及び形鋼等を適用
2）タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	（一般構造用圧延鋼材の場合）JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
		（高張力鋼材の場合）機械的性質は**共**第4編2-6-5に、化学成分は**特**及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	機械的性質は**共**第4編 表2-7、化学成分は**特**及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
	組立引張試験	**特**に適合していること。	**特**による。	**特**による。	**特**による。	試験成績表を提出	
3）タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	被覆材	**特**の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
	組立品引張試験	**特**に適合していること。	**特**による。	**特**による。	**特**による。	試験成績表を提出	

５－５　コンクリート舗装用鋼材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）コンクリート舗装用鋼材							
イ）ダウエルバー ロ）タイバー ハ）チェアー ニ）クロスバー ホ）鉄　網							5-3棒鋼を適用する。
	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3551	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
			JIS G 3112 公的機関の試験成績表により確認	JIS G 3551		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS G 3551	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS 及び**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3551	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

６．セメント及び混和材料

６－１　セメント

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）JISマーク表示認証工場製品	セメント	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
2）JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート	外　観	セメントの種類	観　察		搬入時適宜		
	化学成分	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS R 5210 JIS R 5211 JIS R 5212 JIS R 5213 JIS R 5214	１箇月１回又は搬入の都度	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	

６－２　混和材料

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）JISマーク表示認証工場製品	混和材料	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
2）JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート	化学成分	JIS 及び土木学会規準に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認土木学会規準D.1	**特**による。 JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206	１箇月１回又は搬入の都度	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	コンクリート標準示方書参照D.1；コンクリート用流動化剤品質規準

６－３　コンクリート用水

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）JISマーク表示認証工場製品	水	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
2）JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート水(上水以外)	化学成分	コンクリートの強度に対する影響	JIS A 5308 附属書C	JIS A 5308 附属書C	配合設計前	試験成績表を提出	
		有害物の含有量	公的機関の試験成績表により確認	JIS A 5308 附属書C	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照

７．セメントコンクリート製品

７－１　一般事項

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）コンクリート杭 2）コンクリート 矢板 3）境界ブロック	外　観	有害な傷がないこと。	観　察	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表（検査証明書）で確認する。
	形状寸法	JIS 及び特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表（検査証明書）を提出	

８．瀝青材料

８－１　舗装用アスファルト材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）アスファルト コンクリート 舗装用材 (アスファルト)	化学成分	**特**の品質であること。	石油アスファルト JIS K 2207 又は製造工場の試験成績表により確認	針入度試験 JIS K 2207 軟化点試験 JIS K 2207 伸度試験 JIS K 2207 蒸発量試験 JIS K 2207 比重試験 JIS K 2249 セイボルトフロール度試験 舗装施工便覧 アスファルト乳剤の品質試験 JIS K 2208 クレオソート油加工エタール・タールピッチ試験方法 JIS K 2439 カットバックアスファルトの品質試験ASTM D 2027 ASTM D 2028	当初及び製造工場又は規格の変化毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

８－２　プライムコート及びタックコート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）タックコート・ プライムコート	化学成分	JIS 及び**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 2208	搬入時適宜	試験成績表（検査証明書）を提出	

９．芝・樹木等

９－１　芝及び種子

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）芝	土	性状が生育に適していること。	**特**又は試験成績表により確認	**共**第4編 2-10-1又は**特**による。	産地毎に１回	試験成績表を提出	
	芝	種類、品質が**特**に適合していること。	品質等証明書により確認	**共**第4編 2-10-2又は**特**による。	産地毎に１回	品質等証明書を提出	
	肥　料	種類、品質及び配合が**特**に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認　配合は**特**による。	**特**による。	種類毎に１回	品質等証明書を提出	
2）種　子 3）播　種	土	性状が生育に適していること。	**特**又は試験成績表により確認	**共**第4編 2-10-1又は**特**による。	産地毎に１回	試験成績表を提出	
	種　子	種類、品質及び配合が**特**に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認　配合は**特**による。	**特**による。	種類毎に１回	品質等証明書を提出	
	肥　料	種類、品質及び配合が**特**に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認　配合は**特**による。	**特**による。	種類毎に１回	品質等証明書を提出	
	土壌改良剤、養生剤等	種類、品質が**特**に適合していること。	品質等証明書により確認	**特**による。	種類毎に１回	品質等証明書を提出	

９－２　植木等

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）樹　木 2）つる性植物 3）竹	土	性状が生育に適していること。	特又は試験成績表により確認	**共**第4編 2-10-1又は**特**による。	産地毎に１回	試験成績表を提出	
	樹　木	種類、品質が**特**に適合していること。	**特**による。	**共**第4編 2-10-3又は**特**による。	種類毎に搬入後適宜	品質等証明書を提出	
	肥　料	種類、品質及び配合が**特**に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認　配合は**特**による。	**特**による。	種類毎に１回	品質等証明書を提出	

10. 目地材料

10－１　目地材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）目地材	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

10－２　コンクリート舗装用目地材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）目地板	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
2）注入材	材　質	種　類	観　察		施工中適宜		
		品　質	**特**による。		搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

11. 防食材料

11－１　アルミニウム合金陽極

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）電気防食陽極	陽極の種類化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督職員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は±５％以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	質　量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±２％以内とし取付総質量は陽極１個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極１個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±４％の範囲とする。	搬入前、全数　搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)	**特**の値に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	90％以上	搬入前	試験成績表を提出	

11－２　防食塗装

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）塗装材	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

11－３　被覆防食材料

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）モルタル被覆	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
2）保護カバー	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

12. 防舷材

12－１　ゴム防舷材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
１）ゴム防舷材	材　質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が**共**第４編 表2-8に適合、かつ　**共**2-13-1 4.の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認	**共**第４編 表2-8 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257:1993 JIS K 6259 **共** 2-13-1 4. による。	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表（検査証明書）を提出。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出	
	性　能	反力及び吸収エネルギー	**特**による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	**特**による。	搬入前 10本に1本	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	特及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。様式・品質12-1(例)は参考
２）取付金具	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	**特**の形状寸法に適合していること。	観　察	特及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

13. 係船柱

13－１　係船柱

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
１）係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	**共**第４編 表2-9	１溶解毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	**特**の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	**共**第4編 図5-1～3 及び**共**第4編 表5-1	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

14. 車止め・縁金物

14－１　車止め・縁金物

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
１）鋼　製 （縁金物を含む）	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	**共**第4編 表2-10	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	**特**による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
２）その他 （縁金物を含む）	材　質	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	**特**による。	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	使用上有害な反り等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	**特**による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

15. マット

15－１　アスファルトマット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）アスファルトマット（洗掘防止）	材　質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が特に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	**共**第4編 2-16-1又は**特**による。	1,000m2に1回	試験成績表及び配合表を提出	17-1アスファルト舗装を適用する。
	外　観	補強材の種類は特に適合していること。	観　察	**特**による。	搬入時、適宜		
	形状寸法	厚　さ	スチールテープ等で測定	**特**による。	20枚に１枚を２箇所	管理表を作成し提出	
		幅及び長さ	スチールテープ等で測定	**特**による。	20枚に１枚を１箇所	管理表を作成し提出	
2）摩擦増大用マット	材　質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度が**特**に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	**共**第1編 2-16-1又は**特**による。	1,000m2に1回	試験成績表及び配合表を提出	17-1アスファルト舗装を適用する。
	外　観						15-1-1アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。
	形状寸法						15-1-1アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。

15－２　繊維系マット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が**特**に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	**特**による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096

15－２　合成樹脂系マット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が**特**に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	**特**による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773

15－３　ゴムマット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が**特**に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	**特**による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252
2）摩擦増大用マット	材　質	**特**による。	製造工場の試験成績表により確認	**特**による。	**特**による。	試験成績表を提出	
	形状寸法	**特**による。	スチールテープ等で測定	**特**による。	**特**による。	管理表を作成し提出	

16. コンクリート

16－１　レディーミクストコンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）JISマーク表示認証工場製品	配　合	規定の品質が得られることの確認	レディーミクストコンクリート配合報告書の確認	JIS A 5308 及び**特**による。	製造前及び使用材料の変更時	配合報告書を提出	
			配合設計の基礎となる資料の検討	JIS A 5308 及び**特**による。	製造前及び使用材料の変更時	配合設計の基礎資料を提出	水セメント比の算定方法、配合修正の条件と方法
		試験練り	JIS A 1138 又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認		JISマーク表示認証工場製品以外で監督職員が指示した時	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照
	スランプ	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 荷卸し地点で採取、試験	**共**第4編 表4-2	供試体作成時	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
	沈下度	沈下度試験（舗装用コンクリートに適用）	土木学会規準「振動台式ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ試験方法」	**特**による。	供試体作成時	管理表を作成し提出	
	空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 荷卸し地点で採取、試験	規定値に対する許容範囲は± 1.5%	供試体作成時	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
	強　度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 荷卸し地点で作成		１日１回とし、１日の打設量が 150ｍ３を超える場合は１日２回とする。ただし、同一配合の１日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100ｍ３ごとに１回とすることができる。なお、同一強度の使用量が450㎥以上の場合は、上記のほかに450㎥に１回の割合で、打込現場から供試体を１回につき６個（材令７日を３個・材令２８日を３個）について、（財）千葉県建設技術センター等公的機関で行うこと。		
		圧縮試験	JIS A 1108	１回の試験結果は、呼び強度（指定強度）の値の85%以上３回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎１回の試験は、３個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照少量の場合は省略できる。

16－１　レディーミクストコンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
		曲げ試験	JIS A 1106	１回の試験結果は、呼び強度（指定強度）の値の85%以上３回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎１回の試験は、３個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照少量の場合は省略できる。
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定	**特**による。 5℃以上35℃以下	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
			打設場所で測定	**特**による。 5℃以上35℃以下			配合計画書の「指定事項」と対比
	塩化物含有量	塩化物量試験	JIS A 1115 JIS A 1144　又は、監督職員の承諾する方法	JIS A 5308 による。	第１回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。

16－２　コンクリートミキサー船

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）コンクリー ト ミキサー船							16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

16－３　現場練りコンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）現場練りコンクリート							
イ）配合指定	示方配合	試験練り	JIS A 1138 又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認		施工前１回	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照　σ_{28} は、配合強度を標準とする。
	現場配合	細骨材の表面水量	JIS A 1111 JIS A 1125		１日１回以上	試験成績表を提出	
		骨材の粒度	JIS A 1102	共第４編 表2-1	１日１回	試験成績表を提出	2-1砂を適用する。
	材料の計量	計量装置の精度バッチミキサ	静荷重試験		６箇月１回	検定合格証又は試験成績表（写）を提出	
		連続練りミキサ	キャリブレーション		工事開始前１回	各材料ごとのキャリブレーション結果を提出	
		計量誤差バッチミキサ	０点、設定針、表示針を観察、確認	共第４編 表4-1	午前、午後の作業開始時		

16－３　現場練りコンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			連続８バッチについて計量時の指示値又は自動記録を読み取る。	**共**第４編 表4-1	１箇月１回	試験成績表を提出	
		連続練りミキサ	カウント数、表示針を観察、確認	**共**第４編 表4-1	午前、午後の作業開始時		
		練混ぜ性能バッチミキサ	JIS A 1119		６箇月１回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
	練混ぜ	連続練りミキサ	土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」		工事開始前１回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
		練混ぜ時間バッチミキサ	時間測定	規定の時間以上及び同時間の３倍以下	午前、午後の作業開始時		
		外観、均一性、ワーカビリチー等	観　察		全バッチ		
	スランプ又は沈下度	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 打設現場で採取、試験	共第１編 表4-2	供試体作成時	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
		沈下度試験（舗装用コンクリートに適用）	土木学会規準「振動台式コンシステンシー試験方法」		供試体作成時	管理表を作成し提出	
	空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 打設現場で採取、試験	規定値に対する許容範囲±1.5%	供試体作成時	管理表に記録提出	様式・品質16-2参照
	強　度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 打設現場で作成		１日１回とし、１日の打設量が 150m３を超える場合は１日２回とする。ただし、同一配合の１日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m３ごとに１回とすることができる。なお、同一強度の使用量が450㎥以上の場合は、上記のほかに450㎥に１回の割合で、打込現場から供試体を１回につき６個（材令７日を３個・材令２８日を３個）について、（財）千葉県建設技術センター等公的機関で行うこと。		
		圧縮試験	JIS A 1108	１回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、３回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上	供試体作成毎１回の試験は、３個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質16-2 、16-3参照少量の場合は省略できる。
		曲げ試験	JIS A 1106	１回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、３回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上	供試体作成毎１回の試験は、３個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質16-2 、16-3参照少量の場合は省略できる。
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定、打設場所で測定	**特**による。	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
	塩化物含有量	塩化物量試験	JIS A 1115 JIS A 1144　又は、監督職員の承諾する方法	**特**による。	第１回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。
ロ）品質指定							16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

16－4　暑中コンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）暑中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定		随　時		その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練コンクリートを適用する。
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定、打設場所で測定	特による。暑中コンクリートは35℃以下	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照

16－5　寒中コンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）寒中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定		随　時		その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練コンクリートを適用する。
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定、打設場所で測定	特による。寒中コンクリートは５℃～20℃	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照

16－6　水中コンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）水中コンクリート							16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

16－7　袋詰コンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）袋詰コンクリート							16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

16－8　水中不分離性コンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）水中不分離性コンクリート							16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

16－9　プレパックドコンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）プレパックドコンクリート							16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

16−10　コンクリート舗装

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）コンクリート舗装							16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

17. アスファルトコンクリート

17−１　アスファルト舗装

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）アスファルトコンクリート	配合設計	試験練り及びマーシャル試験	監督職員の承諾する方法により、特の品質が得られることを確認	**共**第４編 2-18-1又は**特**による。	**共**第４編 2-18-1による。	試験成績表及び配合表を提出	舗装撤去、復旧等簡易なものについては監督職員の承諾を得て省略することができる。
	材料の計量	計量機の検定					検定合格証（写）提出
		計量誤差			監督職員が必要と認めるとき測定		
		骨材の合成粒度（ホットビン）	JIS A 1102 JIS A 1204 現場配合決定時の粒度と対比		１日１回		
	混合物	ミキサ排出時の温度	温度測定	事前に監督職員に承諾を得た温度に対し±25℃かつ185 ℃以下	運搬車毎	適　宜	
		敷き均したときの温度（初転圧直前）	温度測定	110 ℃以上	運搬車毎ただし同一配合の合材100ｔ未満のものは１日２回 （午前、午後）	管理図を作成し提出	
		安定度等	舗装施工便覧（マーシャル安定度試験方法）	**共**第４編 2-18-1	１日１回	管理図を作成し提出	
		抽出アスファルト量	舗装施工便覧（アスファルト混合物の抽出試験方法）	舗装施工便覧	抽出試験１日１回印字記録の場合は、全数	管理図を作成し提出	
		粒　度	抽出ふるい分け試験又は印字記録	舗装施工便覧	抽出試験１日１回印字記録の場合は、全数	管理図を作成し提出	
		コアによる密度の測定	舗装施工便覧（締め固めた瀝青混合物の密度試験方法）	規準密度の94%以上	1000ｍ２毎に１回 なお、同一配合混合物2,000ｍ２以上の場合は、上記の他に2000m2に1回（3個）の割合で密度・As量・粒度の各試験を建設技術センター等公的機関で行うこと。	管理図を作成し提出	

18. その他

18－１　ペーパードレーン

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）ドレーン材	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜	試験成績表を提出	
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入前に１回	管理表を作成し提出	

18－２　路盤紙

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）路盤紙	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入前に１回	**特**による。	

18－３　防砂目地板

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）防砂目地板	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入前に１回	**特**による。	

18－４　区画線及び道路標示

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）区画線及び道路標示	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**共**第４編 2-19-4又は**特**による。	搬入前に１回	**特**による。	

18－５　道路標識

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）道路標識	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**共**第４編 2-19-5又は**特**による。	搬入前に１回	**特**による。	

18－６　防護柵

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）防護柵	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		JIS規準に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	**共**第４編 2-19-6又は**特**による。	搬入前に１回	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	

18－７　溶接材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）溶接材	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		JIS規準に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	**共**第４編 2-19-7又は**特**による。	搬入前に１回	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	
	溶接部の強度	引張及び曲げ	JIS Z 3121、3131等公的機関の試験成績により確認	**特**による。	**特**による。	試験成績表（検査証明書）を提出	
		非破壊試験	JIS Z 3104放射線透過試験の他､*による。	**特**による。	**特**による。	写真又はフィルムを提出	
			カラーチェック	**特**による。	**特**による。	写真を提出	

18－８　ガス切断材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）ガス切断材	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		JIS規準に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	**共**第４編 2-19-8又は**特**による。	搬入前に１回	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	

18－９　汚濁防止膜

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）汚濁防止膜	材　質	種　類	観　察	**特**による。	施工中適宜		
		品　質	**特**による。	**特**による。	搬入前に１回	**特**による。	

骨材のふるい分け試験（JIS　A　１１０２）

様式・品質３－１

工　事　名
工　　種
プラント名
試料採取場所
試験年月日
試 験 場 所
測　定　者　　印

現場代理人

	細骨材	粗骨材
最大寸法		
産　　地		
比　　重		
吸 水 量		

比重、吸水量は　　年　　月　　日の測定値

細骨材の種類		粗粒率		粗骨材の種類		粗粒率	
ふるいの呼び寸法（mm）	ふるい残留質量（kg）	質量百分率（%）	累加質量百分率（%）	ふるいの呼び寸法（mm）	ふるい残留質量（kg）	質量百分率（%）	累加質量百分率（%）
				63			
				53			
				37.5			.
9.5				31.5			
4.75				26.5			
2.36				19			.
1.18				16			
0.6				9.5			.
0.3				4.75			.
0.15				2.36			.
皿			100	皿			100
計		100		計		100	

粒　　度　　曲　　線

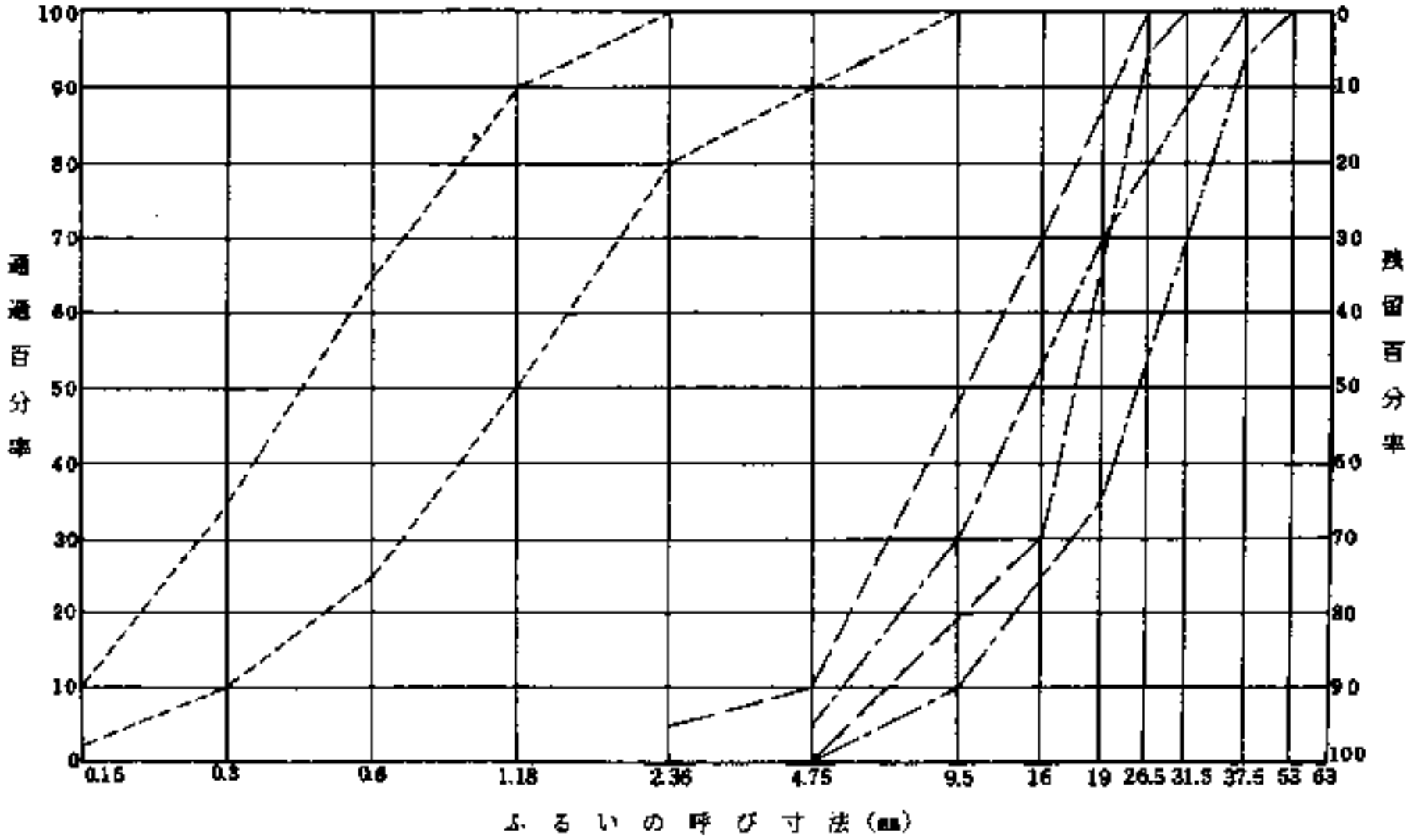
通過百分率
残留百分率
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
0.15
0.3
0.6
1.18
2.36
4.75
9.5
16
19
26.5
31.5
37.5
53
63
ふるいの呼び寸法(mm)

様式・品質１２－１

防舷材形状管理表（例）

工　事　名　　型　　式

年　月　日　　現場代理人

単位　mm

測定箇所		標準寸法	Ｎｏ.	Ｎｏ.	Ｎｏ.	備　　考
長　　さ	L_1					
	L_2					
幅	A					
	B					
高　　さ	H					
肉　　厚	d_1					
底 版 厚	d_2					
ボルト穴径	ϕ					
ボルト穴の中心間隔	C					
	l_1					
	l_2					
そ の 他						

（別紙）
防舷材形状測定箇所（例）

１．中空円筒形

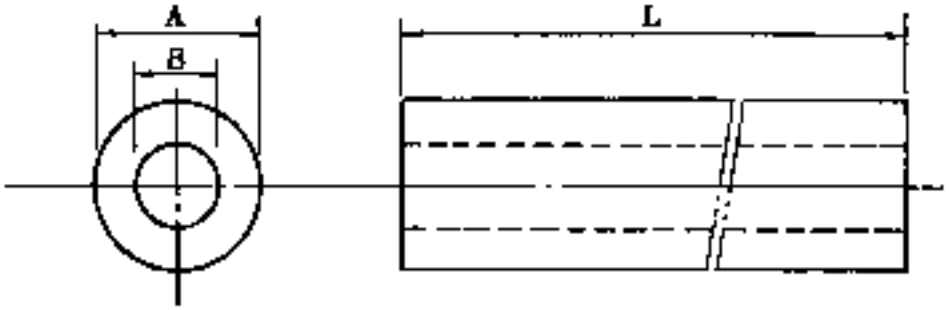

２．D　形

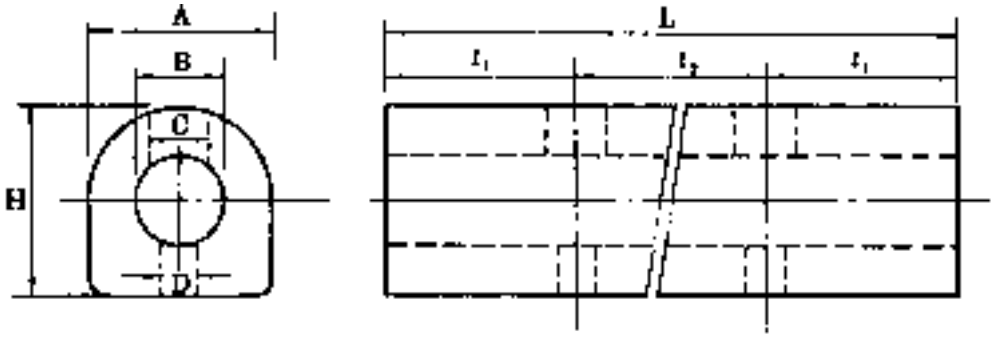

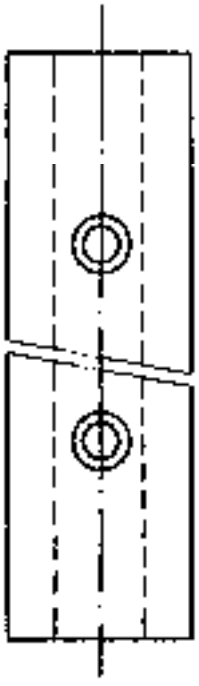

3．V 形

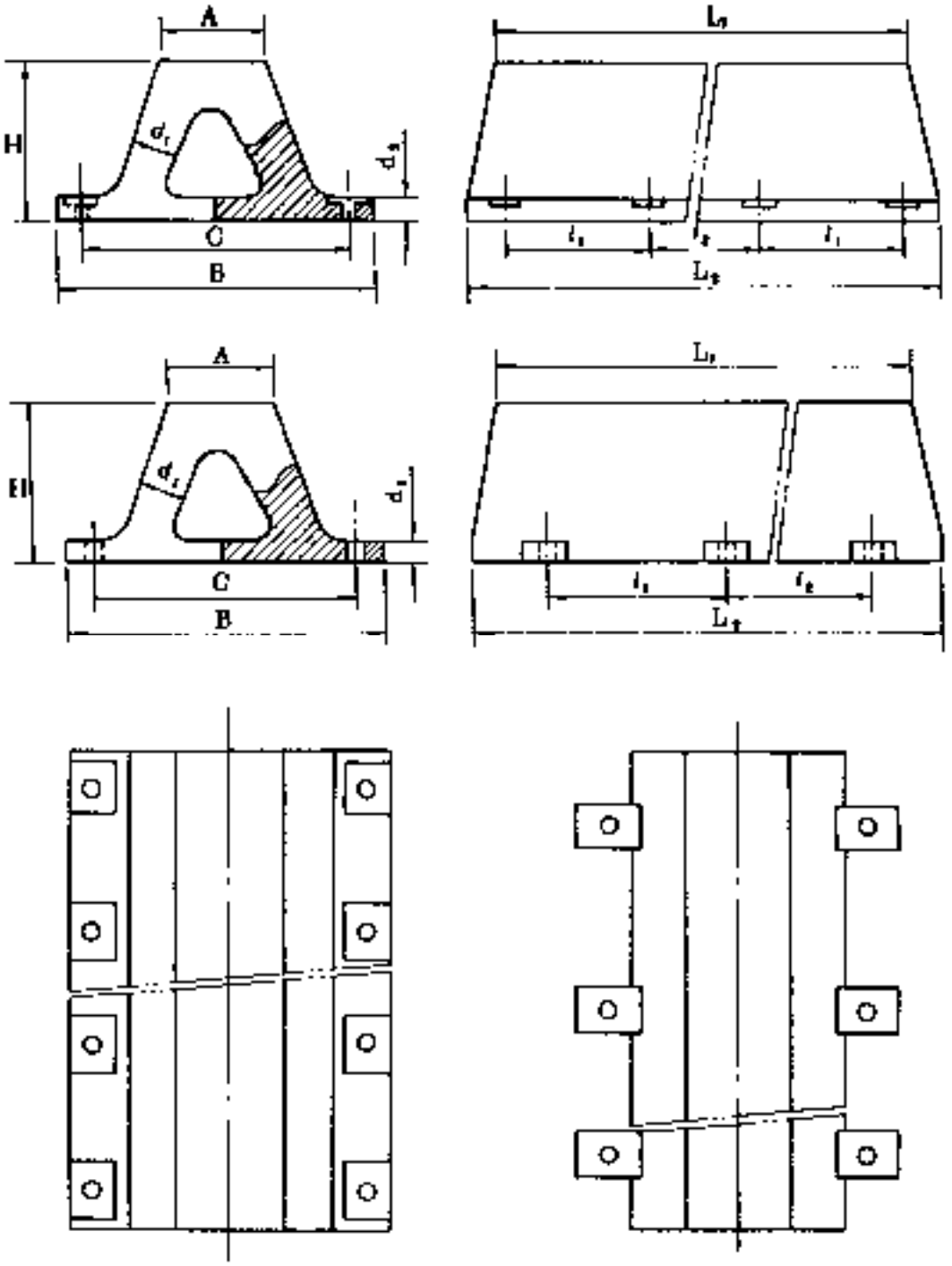

４．サークル形

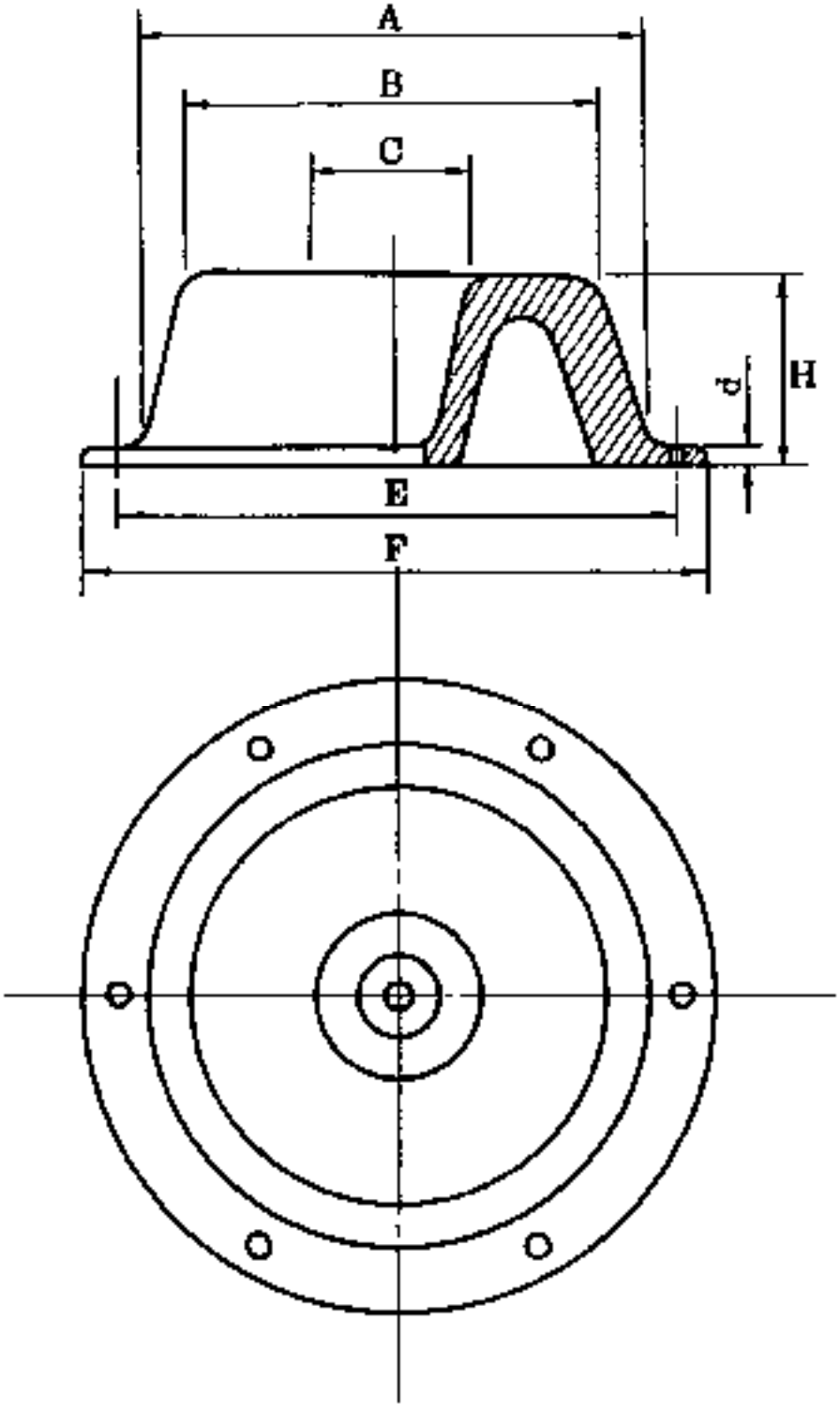

コンクリート試験成績表（試験練用）

工　事　名	工　　種
試　験　日　　年　　月　　日	立　会　者　　印
試 験 場 所	〃　　印

1　示方配合表

粗骨材の最大寸法（mm）	スランプの範囲（cm）	空気量の範囲（%）	水セメント比 W／C（%）	細骨材率 s／a（%）

2　現場配合表

コンクリート量（m^3）	W（kg）	C（kg）	S（kg）	G（kg）
1				

3．試料採取及び養生（JIS　A　1115　及び　1132）

採取年月日	
採取場所	
採取時刻	
天候	
気温	
コンクリート温度	
スランプ	
空気量	
養生方法	
養生温度	
材令	

プラント名

測　定　者　　印

現場代理人

単　位　量（kg／m³）				
水、W	セメント、C	細骨材、S	粗骨材、G	混和剤（ ）

混和剤（mℓ、g）	表面水（%）		摘　要	
	S	G		

4　試験成績表（JIS　A　1108　又は　1106）

供試体番号	No.	1	2	3	平均
供試体の直径	cm				
〃　幅	〃				
〃　高さ	〃				
〃　長さ	〃				
〃　スパン	〃				
最大荷重	kN				
圧縮強度	N／mm²				
曲げ強度	〃				
破壊状況					
その他					

コンクリート強度（圧縮／曲げ）管理表

工　事　名　　工　　種

打設年月日	番　　号	スランプ（ｃｍ）	空　気　量（%）	温　　度（℃）		
					試験月日	X_1

設　計　条　件

呼　び　強　度	N／mm²	標　準　偏　差	N／mm²
粗骨材の最大寸法	mm	変　動　係　数	%
スランプの範囲	ｃｍ～　ｃｍ	割　増　係　数	
空　気　量　の　範　囲	%～　%	配　合　強　度	N／mm²

X管理

管理限界＝

UCL=

LCL=

$\bar{X}=\frac{\Sigma X}{N}=$

※JIS 工場の場合は Rs、Rm、$(X-\bar{X})^2$、標準偏差、変動係数、割増係数、配合強度

現場代理人

σ 28			Ｒｓ	Ｒｍ	$(X-\bar{X})^2$	摘　　要
X_2	X_3	平均値Ｘ				

図　　Rs 管理図　　Rm 管理図　　標準偏差 $\sigma=\sqrt{\frac{\Sigma(X-\bar{X})^2}{N-1}}$

$\bar{X}\pm 2.66\bar{R}_s$　　管理限界＝$3.27\bar{R}s$　　管理限界＝$2.57\bar{R}m$（ｎ＝３）

UCL=　　UCL=

$\bar{R}s=\frac{\Sigma Rs}{N-1}=$　　$\bar{R}m=\frac{\Sigma Rm}{N}=$　　変動係数 $V=\frac{\sigma}{\bar{X}}\times 100=$

度は不要

コンクリート強度（圧縮／曲げ）管理図

工　事　名　　工　　種

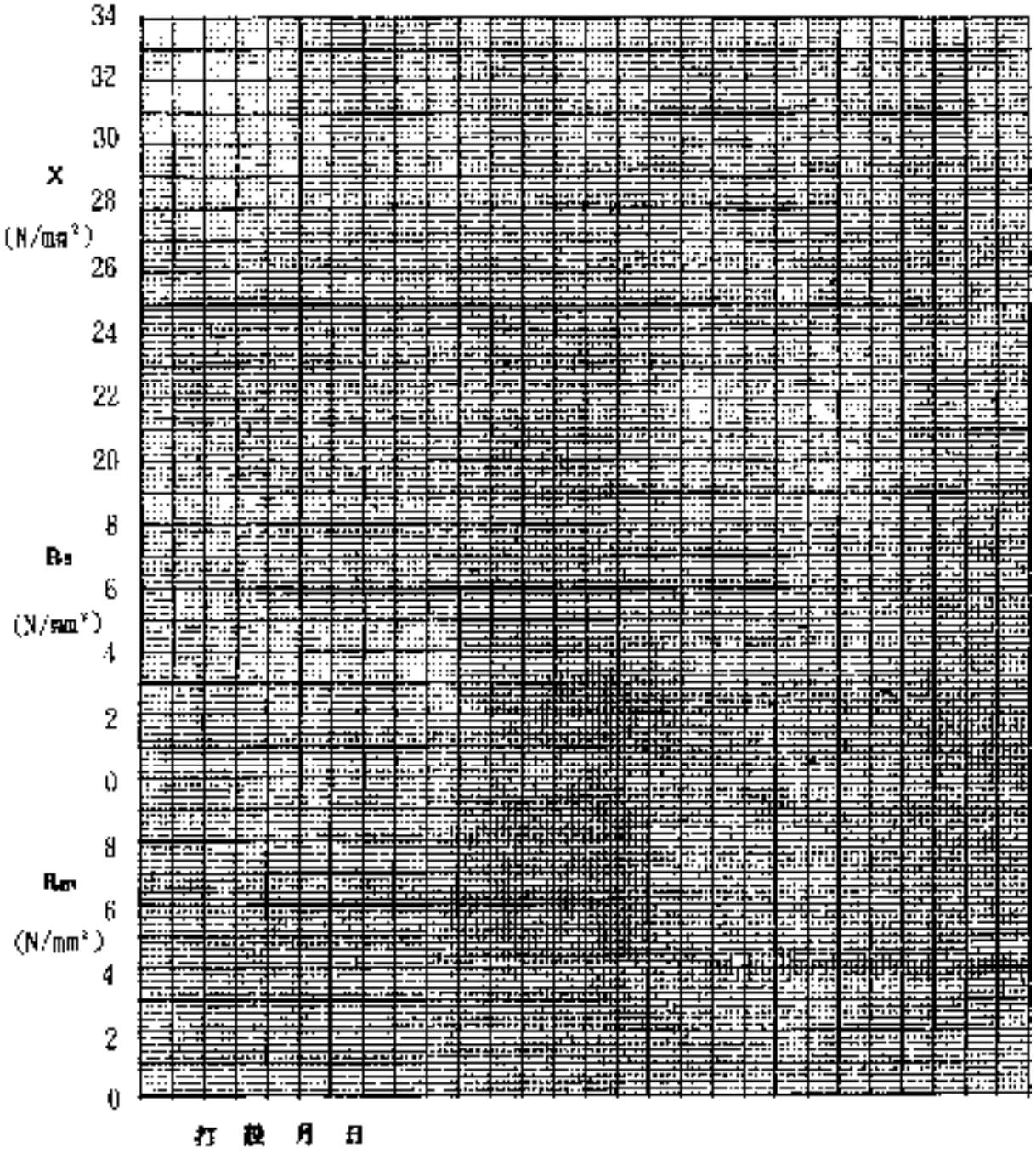

様式・品質１６－３
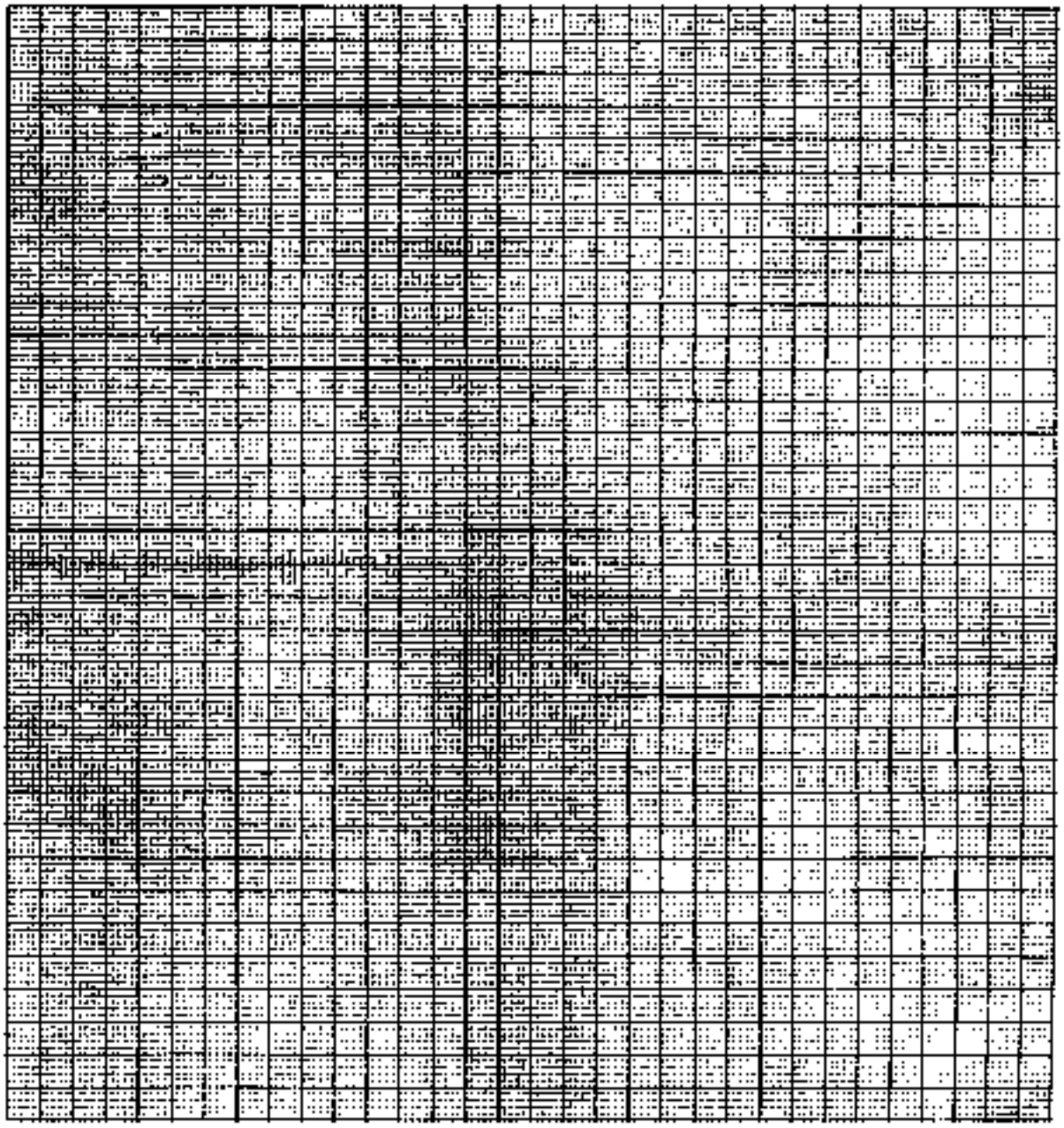
現場代理人